

博士学位請求論文

豊前火力反対運動の環境概念について

——場所における自然の重層性に関する研究——

田中 裕

序章 分析対象としての環境	1
0-1 はじめに	1
0-2 問題の所在	3
0-2-1 住民運動研究の焦点	4
0-2-2 争点としての環境	6
0-2-3 豊前火力反対運動と環境	7
0-2-4 場所と自然	10
0-3 本論文の課題	12
0-4 論文構成	13
第1章 環境社会学とその環境——自然の境界——	15
1-1 本章の目的	15
1-2 環境の定義	15
1-3 環境社会学とその環境	16
1-3-1 被害構造論とその環境	18
1-3-2 受益圏・受苦圏論とその環境	19
1-3-3 生活環境主義とその環境	20
1-3-4 自然の位置付け	23
1-4 自然と空間	24
1-5 自然の境界線	26
第2章 身体的感覚と自然の实在性 ——環境の空間論的分析に向けて——	28
2-1 本章の目的	28
2-1-1 空間と身体	28
2-2 支配と領有	29
2-3 感覚と空間	32
2-3-1 対象の实在性	32
2-3-2 特性の発見	34
2-3-3 領野と秩序	35
2-3-4 焦点としての重層性	37
2-4 環境の空間論的分析	37
第3章 対象と方法	39
3-1 分析対象	39

3-2 豊前火力反対運動の背景	39
3-2-1 空間の表象としての国土開発計画	39
3-2-2 周防灘開発計画	41
3-3 方法と知見	43
3-3-1 分析の方法	43
3-3-2 期待される知見	44
第4章 公害反対の社会運動 ——自然の位置と「暗闇の思想」 ——	49
4-1 本章の目的	49
4-2 2つの公害反対運動	50
4-2-1 2つの自然	50
4-2-1-1 中津市の反対運動	52
4-2-1-2 豊前市の反対運動	54
4-2-2 子供と反公害	56
4-2-3 自然の位置	57
4-3 線引きとの闘い	62
4-3-1 九州電力の論理	62
4-3-2 運動の分裂	64
4-4 軌跡としての暗闇の思想	64
4-4-1 思想の形成	64
4-4-2 自然の境界線	68
第5章 松下竜一の空間的感觉 ——『豆腐屋の四季』と場所、「棲むこと」 ——	69
5-1 反対運動の地平	69
5-1-1 地平としての松下竜一	69
5-1-2 「棲む」という感覚	69
5-2 地平への接近	71
5-2-1 『豆腐屋の四季』の世界	71
5-2-2 短歌の形式	72
5-2-3 短歌と作歌	74
5-3 日常の静寂と主体としての自然	75
5-3-1 豆腐屋の夜	75
5-3-2 日常の静寂	76
5-3-3 自然との出会い	79
5-3-3-1 別様の世界	79
5-3-3-2 生き物へのまなざし	81

5-4 松下の空間的感覚.....	88
5-4-1 「住むこと」と「棲むこと」	88
5-4-2 場所への感覚	90
5-4-3 場所の多義性	92
5-5 場所と領有.....	94
5-5-1 場所の優位性	94
5-5-2 場所の多義性と日常生活	96
5-6 豊前火力反対運動の地平	97
第6章 場所における境界的感覚 ——石牟礼道子と松下竜一における感覚の異同——	98
6-1 本章の目的.....	98
6-2 比較と対象.....	99
6-2-1 石牟礼道子と空間の感覚	99
6-2-2 石牟礼へのアプローチ	99
6-2-3 テーマとしての近代と非近代.....	100
6-3 境界の感覚.....	103
6-3-1 韻律の世界	103
6-3-2 境界の美学	106
6-3-3 抑圧された韻律.....	108
6-4 2つの空間的感覚	109
6-4-1 疑いの眼とその異同.....	109
6-4-2 場所と私性	112
6-5 小括.....	114
第7章 環境権の社会運動 ——場所の地層と自然の実在性——	116
7-1 本章の目的.....	116
7-2 法廷と環境権	116
7-2-1 環境権訴訟まで	116
7-2-2 環境権訴訟へ.....	117
7-2-3 自然の層とその連関.....	119
7-2-4 豊前火力反対運動と環境権.....	125
7-3 反火力ネットワークと環境権.....	125
7-3-1 草稿と環境権	129
7-3-2 反火力と身体的感覚.....	139
7-3-3 すずめる会と支援	145
7-4 環境権裁判.....	148

7-4-1 生きられる空間と住民	150
7-4-1-1 住民にとっての基準	150
7-4-1-2 海岸についての証言	153
7-4-1-3 住民の空間	154
7-4-2 「住むこと」と自然の实在性	157
7-4-3 「棲むこと」と自然の实在性	162
7-4-4 「人民法廷」と地裁判決	165
7-5 環境の地平と地層	167
終章 場所と環境	169
8-1 反対運動と環境	169
8-1-1 前期の反対運動	169
8-1-2 自然の实在性	170
8-1-3 複数の自然	171
8-2 重層的な環境	173
8-3 環境の社会学の課題	176
8-4 おわりに	178
参考文献	181
史料編	195

序章 分析対象としての環境

0-1 はじめに

世界各地で厳しい自然災害が起きている。国連は私たちに次のように呼び掛ける。「地球温暖化を止めるために今すぐ行動しよう」、「気候変動はあらゆる場所で、あらゆる人に影響を与えるグローバルな課題です」¹。国連は危機的状況を私たちの問題として位置付け、個々人の考え方や行動の仕方を反省するよう促す。それに対して、市場や政府の機能不全を批判するという道もある。他にも、問題解決には新しい科学技術の開発が必要だと考える立場もある。加えて、気候変動や温暖化をフェイクと見なす人々も存在する。これらの立場は互いに異なるものの、ある共通点が認められる。それは環境が避け難い争点だという認識である。何を環境として判断し、環境という言葉で何をどのように感じ、考えるのか、あるいはどのように行動するかが争点として広く共有されている。

本論文では自然と環境とを同義語として扱うことによる混乱、そして環境という語の多用による混乱を避けるために、人間ないし人間社会と自然との関係を環境として定義しておきたい。ただし注意したいのは、ここでいう関係の語が指す対象は2者以上の存在の結びつき方だけでなく、それらの存在も含むという点である。そもそも関係は何らかの存在を基礎として形成される。言い換えれば、関係は互いに区別される存在なしでは成立しえない。仮に個々の存在のあり方が変われば、それに応じて関係も基本的に変容すると考えられる。したがってここでの環境の定義には、結びつき方だけでなく個々の存在も含まれている。この定義においては人間ないし人間社会そして自然がいかなる実在性（reality）を持つのが重要な論点となりうる。

では、社会学は環境をどのように扱ってきたか。人間ないし人間社会と自然との関係を環境と理解するならば、社会学は古くから、さまざまなかたちで環境についての考察に取り組んできた。しかし、人間ないし人間社会と自然との関係が主たるテーマとして専門的に分析されるようになったのは、やはり「環境社会学」という領域が登場してからであろう。この環境社会学には半世紀の歴史がある。1970年代、環境を専門的に分析する社会学として環境社会学の創設が北米で提案され、「環境の社会への影響」と「社会の環境への影響」という「環境と社会のインタラクション」を扱うべきだと主張された（Catton and Dunlap 1978: 44）。そして既存の社会学に対して人間中心的だと批判が加えられた。環境という題材は当時の社会学で議論の背景ないし対象外とされていたことから、社会と環境の関係を社会学の研究対象とすべきだと主張されたのである。伝統的な社会学では集団やコミュニティ、慣習、文化、アイデンティティが研究対象とされてきた。しかしながら、

¹ これらの文言は、国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」のウェブページ（UN 2020）で見ることができる。「Goal 13 Climate Action」という題のパネルにカーソルを合わせるとそのパネルが裏返る仕組みになっており、表と裏にそれぞれの文言が記されている。

社会は自然から切り離されてもなお成り立つものではない。そうであれば、社会学は人間とその組織あるいは制度、秩序だけを研究するのではなく、社会を取り巻く自然環境をも社会学の研究対象として含める必要があると提案されたのである。草創期の環境社会学による問題提起は、厳しい自然災害をきっかけとして自然とどのように向き合うかが盛んに語られる現代において、その重要度を増していると言える。

この北米の環境社会学の姿勢は日本の研究者たちにも共有されてきた。以下は日本の環境社会学における先駆者の飯島伸子が述べた定義である。

環境社会学は、対象領域としては、人間社会が物理的・生物的・化学的環境（以下、自然的環境と略）に与える諸作用と、その結果としてそれらの環境が人間社会に対して放つ反作用が人間社会に及ぼす諸影響などの、自然的環境と人間社会の相互関係を、その社会的側面に注目して、実証的かつ理論的に研究する社会学分野である。（原文ママ、飯島 1998: 1-2）

主題は社会が自然に与える作用とその反作用である。「人間社会の研究をするにあたって、社会的・文化的環境に加えて、人間社会の自然的影響との相互的な関係の研究」（飯島 1998: 2）が必要であり、それを専門的に担うのが環境社会学とされる。日本では1960年代の公害の社会問題化を背景として、様々な学術領域で環境に関する研究が取り込まれた。社会学者もまた各地でのフィールドワークで分析を行い、そこで得られた知見を発表した。それらの社会学者の一部が環境を専門領域とする研究を継続するとともに、環境問題の解決に資することを理念として環境社会学会を立ち上げ、専門性の制度化に努めてきた。それらの環境社会学的研究では主に、企業の経済活動や開発事業による自然の破壊が分析対象となり、その政治的責任や社会的影響が明らかにされてきた。当初は明確な被害を伴う公害や大規模な開発計画における加害と被害が分析され、以後はそれに加えて地域的な自然の保護や地球規模での自然破壊、災害を題材として多様なケースが分析されてきた（堀川 1999; 2012; 2017, 飯島 1998: 2001, 関 2005）。

日本の環境社会学は「そのルーツの1つに社会運動研究を有している」（青木 2019: 9）とされる。社会運動およびその歴史はこの分野の研究対象の1つである。環境社会学では進行中の環境問題の解決を目標の1つとして、対象の運動がなぜ生み出され、どのようにして展開されたのかが分析、説明されてきた。具体的には、公害の被害者たちによる社会運動をはじめ、「住民運動」と総称された1970年代の公害予防運動や都市開発への抵抗運動、1980年代以降には原発反対運動や町並み保存運動が分析されてきた（飯島 1984, 長谷川 2003, 堀川 2018）。また、社会運動および開発という現象が他の連字符社会学における主題でもあることから、環境社会学における社会運動研究は広義の社会運動論だけでなく、地域社会学や都市社会学、あるいは隣接の環境倫理学と切磋琢磨しつつ、様々な事例

を題材にその分析に取り組んできた（森久 2016; 西城戸 2019）。加えて、社会運動を抵抗や抗議に限定するのではなく環境に関する集合的な活動として広範に捉えるならば、 commons ないし自然資源の管理・保全の取り組みについての研究群（宮内編 2017）も環境社会学における社会運動研究に含めることも可能である。

0-2 問題の所在

社会学において環境に関する社会運動の研究成果は蓄積されてきた。しかしながら、ある歴史的な運動は学術的な分析対象とならず、そのために今もなお十分に評価されないまま放置されてきた。その社会運動とは、豊前火力反対運動である。豊前火力反対運動は1970年代に火力発電所の建設計画に抵抗した運動である。環境権を建設反対の根拠として裁判を展開した。

豊前火力反対運動は、新法理として提唱されたばかりの環境権を全面的に主張したこともあってか、比較的注目を集めた社会運動であったと言える。この運動でリーダーを務めた松下竜一は地方作家としてメディアで積極的に発言したほか、反対運動に関する彼の著作をいくつも出版した（1980, 1999b, 1999c）。松下本人が雑誌に投稿した記事やエッセーは数えきれない。『社会学事典』では住民運動の項で反対運動の名前が登場した（見田・栗原・田中編 1994）。21世紀に入ってから、松下の評伝ないし人物評が発表されている（新木 2005、佐藤 2011）。東日本大震災以後には、松下のエコロジカルな思想が注目されることもあった（小出 2013）。また、松下の文学的研究も存在する（中野 2020 ; 石橋 2019）。松下の追悼記事は数えきれない。学術界でも環境権を論じた研究で豊前火力反対運動と松下の発言が紹介されてきた（関 2001）。

以上から豊前火力反対運動は数ある歴史的な社会運動の中でも比較的認知されてきた運動の1つだと見なすことができる。しかし、管見の限り、豊前火力反対運動を学術的な手続きと方法で分析した例は認められなかった。多くの人々に知られてきたにもかかわらず、豊前火力反対運動は基本的にはその名前や一部の発言に言及されるにとどまっており、学術的研究における重要なケースとして正面から分析されていない。

だが、立教大学共生社会研究センター所蔵の未整理史料群での調査から得られた新史料を読み進めていくと、豊前火力反対運動が同時代の他の運動と全く異なる特徴を持つことが分かった。それだけでなく、新史料をとおして接近していくとき、豊前火力反対運動で提起された環境概念が従来の環境社会学の問題性を浮き彫りにする可能性を十分に保持していることが見えてきた。豊前火力反対運動の環境概念は他の運動にはない画期的な視座を含んでいたと見られるのである。同時代の社会運動の多くは公害反対運動であった。それらの運動の争点は公害であり、大規模な開発や施設の操業から生じる大気汚染や水質汚濁、土壌汚染を批判した。自然破壊の反作用として人々の健康や生業の場が失われる。そ

のような被害を止めるために、あるいは事前に防ぐために公害を争点として多くの社会運動は展開された。

これに対して、豊前火力反対運動は火力発電所の建設に反対するいわゆる公害反対運動であったものの、その主張は環境権の提起に重きが置かれた。反対運動のなかで人々は自然破壊による身体の危険や経済の損失よりも、日常の視点で人々の生活について多くを語った。もちろん同時代には、環境権を主張した社会運動が存在した。だが、それほどに住民にとっての環境に特化して語った運動は、著者のみとて他に認められない。この豊前火力反対運動を新史料から読み解いていくとき、運動で語られた環境概念が公害という視点に還元されえないほどに豊かな内実を備えていることが見えてくる。端的には人間中心ではない環境のあり方が示されていたと考えられる。それは環境社会学で保持されてきた環境概念よりも幅広い射程を備えていると思われる。

環境社会学における環境概念については次章で考察するが、主な特徴は自然を人々の利活用の対象として位置付けることに求められる。そこで自然は自然科学の方法でその量が測られる物質であり、あるいは経済的な活動や生命の維持のための対象として基本的に位置付けられている。この見方において自然は人間にとっての客体である。環境社会学の代表的な議論の環境概念はそのような自然観に基づいている。もちろん、豊前火力反対運動においても非常に似た自然観を認めることができる。しかしながら、反対運動ではそのような自然観に限定されない環境の思想ないし感覚が含まれていたと考えられる。新たに発見した史料に基づき、豊前火力反対運動を社会学的枠組みによって丹念に読み解いていくと、数式やモデル、資源や素材ではない自然のあり方と人間社会との関係を住民たちが積極的に語ろうとする姿が見えてきたのである。この環境概念のあり方を参照とすると、これまでの環境社会学が環境を非常に限定的に理解してきたこともまた浮き彫りとなる。

0-2-1 住民運動研究の焦点

豊前火力反対運動とその環境概念が十分に分析されてこなかった理由として、1970年代の諸研究で環境概念が分析の主題でなかったことを挙げるることができる。豊前火力反対運動を含む当時の社会運動は住民運動と総称され、集合行動論やマルクス主義、コミュニティ論などの観点から論じられた。ここでは3つの立場から1970年代の住民運動研究の議論の特徴を確認しておきたい²。

² 『現代のエスプリ93 住民運動』（松原・山本編 1975）は多様な理論的立場での議論を収用しており、当時の住民運動研究の理論的カタログと見なすことが可能である。1970年代以後の住民運動については町村（1987）が詳しい。1980年代以降にも散発的ながらも住民運動研究は提出されてきた。また、社会運動史で扱われることもある。だが、それらの多くは1970年代の研究で示された路線から外れるものではない。近年の研究（Avenell 2006; 岩淵 2007; 荻野 2009; 清原 2013; 道場 2015）では1970年代の研究の分析枠組みが共有されている。

1つは、「公共性」と「地域エゴイズム」との対立によって住民運動を論じる研究である（栗原・高島 1977）。この研究では横浜新貨物線反対運動を代表的な事例として位置づけ、公害の発生や革新自治体の成立といった歴史的な経緯から地域エゴイズムをキーワードとして住民運動へと接近していく。そして、高度経済成長期における大規模な開発計画およびそれを誘導する政策の「公共性」に対し、保守・革新の立場を超えて開発の是非を決定すべきだと主張されたとする。

次は、住民運動を資本主義的矛盾の表出として位置づける研究（似田貝 1975, 1976a）である。この研究はマルクス主義的な観点から、各地で運動が発生する原因となった政治経済的な構造を解明することに重点を置く。地域開発による生活環境の悪化および諸地域の不均等発展が考察され、高度経済成長に特有の「客観的状況の反映」（似田貝 1976a: 9）として住民運動が説明される。

最後は、住民運動を「まちづくり」として捉える研究（奥田 1973, 1983）である。この研究では都市の開発に対する住民の抗議活動にコミュニティの価値や理念を創出する契機を読み取り、それらの価値や理念を開発における行政運営と結びつけることが論じられる。抗議活動が衝動的に直情的に始められていたとしても、それは都市ないし地域社会に新しい価値の創出を図る行動であり、様々な主体で構成された協議体への回路を準備するものであったと考える³。つまり、住民運動を都市化現象における「地域社会を生活基盤とする住民層の対応」（奥田 1973: 119）として理解し、運動と地方自治の接続を構想したのであった。

住民運動の研究では多くの場合、水や大気の汚染、振動や騒音、悪臭といった開発事業にともなう自然破壊が社会運動の要因として位置付けられている。そのように多くの当時の研究では自然は基本的に自然科学の水準で良し悪しが測られる対象として理解される傾向があった。この自然観は環境社会学における環境理解からそれほど遠い位置にあるわけではない。むしろ、汚染や破壊を自然科学を枠組みとして把握するという意味で、住民運動研究と環境社会学とは近い位置にいる。ここでいう自然科学とは、自然を式や図に一般化する物質的客体として分析、観察する理学をはじめ、その応用としての工学や医学の諸領域を指す。住民運動の研究と環境社会学はこの自然科学を枠組みとして自然を捉えるという認識を共有していると思える。このような自然観の背景には、深刻な健康被害を引き起こした公害が1970年前後に社会問題化したという事情もあると思われる。いずれにしても、当時の社会運動研究は住民と開発の対立構造に重心が置かれており、環

³ ただし、片桐（1985）が言うように、この「まちづくり」という捉え方は、公害や大規模開発を対象とした1970年代の激しい抵抗運動よりも、1970年代後半から1980年代の運動によく当てはまる。公権力との対決や「公共性」批判ではなく、開発を前提に地域社会の管理や共存を課題として位置づける運動論である。作為阻止を目指して公権力と衝突するラディカルな運動が次々と敗北あるいは裁判へと活動の舞台を移し、社会現象としての住民運動が徐々に下火になり始めた時期に適合するパースペクティブだと言える。

境概念が必ずしも中心的な分析対象として扱われていなかった。

0-2-2 争点としての環境

1970年代の社会運動の研究において環境概念の分析が主題とされなかった他の理由として、環境権そのものが提唱されたばかりであったという事情が挙げられる。環境権は1970年代初頭に大阪の弁護士たちを中心に新法理として提起されたばかりで具体性に乏しかった。試行錯誤の段階で、様々な見方や考え方が存在しており、環境概念について具体的な内容が確立されておらず、研究の対象とされてこなかった。また、1980年代以降には公害から地球環境問題へという言説に回収されるかたちで、1970年代に語られた環境とは何であったのかという問題設定が成り立ちにくかったという理由もあると思われる⁴。

しかし、環境は1970年代の社会運動において重大な争点の1つだと見なすことができる。事実、いくつかの公害反対運動は環境権を訴える裁判を起こした。そして公害を未然に防ぐことを目的として、環境が人々の生活にとって破壊されてはならないと訴えた。後に確認するように当時の公害反対運動は大気汚染や水質汚濁といった公害だけでなく、環境権という言葉で日常生活の記憶や思い出などを積極的に話していた。

近年の研究では、公害という言葉は1960年代から1970年代における単なる流行語だったのではなく、苦しむ住民たちが自身の「置かれた状況を仮託し、社会に翻訳するための道具」（友澤2014: 11）という役割をも果たしていたのではないかと考えられている。そうであれば、環境もまたそのような役割を担わされた言葉だった可能性はないのか。

住民運動が地縁的あるいは土着的な共同体にとって何らかの既知の権益を問題とするとき、本来であれば環境という言葉や概念を用いることなくそれを直接的に名指す方が容易であり、明解である。例えば、空気や水の清浄、音や振動の少ない静穏というように既知の対象についてその保全や獲得を求めらば、環境という多義的な言葉をわざわざ持ち出さなくてよいだろう。これは大気や土壌、河川の汚染だけに当てはまるわけではない。ごみ処理場であれば近隣の臭いや路上の衛生、道路の整備では自動車の渋滞と歩行者の安全が問題となりうるものであり、環境という言葉が無理にキーワードとする必要はない。仮に使ったとしても、喫緊の課題であるはず防衛や保護の意義はぼやけてしまう恐れがある。そうであるにもかかわらず、反対運動は環境について積極的に語り、その権利を訴えた。環境権で裁判を起こした社会運動もあった。公害が社会問題化していた時期において、公害に反対する社会運動がわざわざ環境という曖昧な言葉を使ってその権利を訴えたのである。その揺籃的な環境について分析することで得られる知見は、現代の私たちに迫

⁴ あるいは、公害への批判の高まりを背景として日本国内の企業が工場を海外へと移転させていくとともに、大気や海水のように国境を越えて作用する自然破壊に関心が移っていったことも関係しているのではないと思われる。これら点については別稿で改めて考察する必要がある。21世紀に入ると、そのような公害から環境へという直線的で素朴な議論に対して、環境という曖昧な表現を用いることが公害における加害の責任と被害の凄惨さという論点を見えにくくさせると主張されてきた（丸山 2009, 友澤 2014）。

られている環境の再考という課題に対して、何らかの方向性を指し示すことが期待できる。ここには、環境社会学が1960年代から1970年代の公害という原点に立ち帰って環境概念を歴史的に考察し直すという意義も存在するだろう。しかしながら、より重要なのは現在ではほとんど見られなくなったような環境の捉え方や語りの掘り起こしである。それは現在の語りの布置において見過ごされてきた、あるいは周縁へと追いやられてきた語りに新たな光を当てることを意味する。

これまでに環境社会学だけでなく社会学は環境を研究の対象としてきた。歴史的に見るならば社会学はこれまでも環境を主題としてきた。環境社会学だけではない。例えば、エミール・デュルケムやマックス・ウェーバー、カール・マルクスの古典に言及するかたちで、社会学は自然との関係を何度も再考してきた（Buttel 2002; Dunlap et al. 2002; Foster 2000=2004; Foster and Holleman 2012; Järviöskö 1996; Murphy 1994）。また、近年のように気候変動がトピックとして前面化する以前にも、著名な社会学者たちは社会と自然との関係についてたびたび論じてきた（Giddens 1990=1993; Beck 1997=2010; Illich 1973=2015; 見田2011a; Latour 2004; Williams 1980=2013）。それらの研究は主に近代社会ないし資本主義を焦点として、身体や都市、労働などの様々な水準で自然からの疎外が生じてきたことを論じる。そして私たちと自然との関係について再考しなければならない時期が来ていると警告してきた。このように理解するならば、社会学はむしろ、積極的に環境について議論を展開してきたのである。近年も、環境問題は災害としての気候変動現象、あるいは新たな時代区分としての人新世概念を争点として盛んに議論されている。しかしながら、これらの社会学的研究も全てではないとしても環境社会学の路線から大きく外れるものではない。基本的に環境は人間を中心とする社会とその外部の自然というかたちで構成されている。自然は人間にとっての所有物や、資源、素材という位置付けである。あるいは、自然は自然科学をとおして対象化されている。しかしながら新史料を読み進めると、豊前火力反対運動の語りにはそのような自然観に還元されえない見方や考え方が提起されていたことが見えてきた。この豊前火力反対運動の分析を踏まえ、そこで得られた知見を理論的観点によってその考察を深めていくことで、環境問題についての社会学的研究の異なる方向性が示されることが期待される。

0-2-3 豊前火力反対運動と環境

本論文の分析対象は豊前火力反対運動である。他の運動ではなく豊前火力反対運動を分析対象とする理由をここで改めて述べておきたい。

第1に、豊前火力反対運動が住民の日常生活を積極的に争点化していたことを理由に挙げることができる。一般的に、火力発電所の建設は沿岸の埋め立てと漁業権の買収を伴う。そこで、電力会社は火力発電所の排出物が人体にとって無害だと喧伝するだけでなく、排

煙や温排水の影響が予想される海や畑と直接的な利害を持つ人々と交渉する。つまり、全てではないとしても多くの公害反対運動には何らかの直接的な利害関係者がメンバーに含まれることとなる。だが、豊前火力反対運動は早い段階で運動の浸透と拡大に失敗したため、メンバーのほとんどが埋め立て予定地の後背地で暮らす住民であった。それゆえ、豊前火力反対運動では発電所の建設や操業による労働や生産の条件悪化が主な争点となることはなかった。直接的な利害を持つ漁業者に対する金銭的補償の交渉も早い段階で終わっており、運動の内部で補償金額の多寡が争点となることもなかった。また、運動の拡大に失敗した豊前火力反対運動では少人数という特殊な状況であったために、組織内での力と金銭をめぐる派閥争いが運動の障害や争点となることはなかった。

つまり、豊前火力反対運動において環境は生産や金銭的な利害という観点でほとんど語られなかった。その代わりに運動側が環境権裁判で試行錯誤しつつ繰り返し語ったのは労働や産業ではなく日常生活であった。反対運動は動員可能な政治的な資源が非常に限られていたものの、少人数の有志での活動であるがゆえに個々人が自身で考えたことを表明したり、それを実行したりできる状況にあった。豊前火力反対運動は組織化の失敗によって、住民たちが環境という言葉で住むことの意味を探り、語った社会運動となっていたのである。

また、豊前火力反対運動は弁護士をつけることなく住民たちが試行錯誤で裁判に取り組んだ。この裁判のやり方は、豊前火力反対運動に先立って環境権裁判を起こした北海道の伊達火力反対運動とは異なる。伊達火力反対運動は北海道電力による火力発電所建設に反対する社会運動であった。その裁判は弁護士を立てて進めた。それに対して、豊前火力反対運動では弁護士なしで住民が住民にとっての環境とその権利を訴えた。代理ではない当事者としての意見や感情を尊重し、後背地で暮らす住民という立場から様々な主張を展開した。

一般的に、公害や開発についての訴訟で語られる言葉は利害の客観的な比較考量を目的とした専門的な用語である。それは苦しみを知って欲しい、川や空気を汚さないで欲しい、ささやかな喜びを奪わないで欲しい、という素朴な心情に満ちた住民たちの訴えとは距離を置くものである。それゆえ、裁判はこれまでの公害反対あるいは開発反対の運動についての研究でほとんど分析対象となっていなかった。だが、豊前火力反対運動は法廷で代理人を立てることなく試行錯誤を繰り返しつつ自身の言葉を語り続けた。その特殊さゆえに、豊前火力反対運動では裁判での主張をも分析の対象とすることが可能である。環境を権利として捉えることが始まったばかりの時期である。そのような時期に、豊前火力反対運動は試行錯誤しながらも環境について語り続けたのである。このような点で豊前火力反対運動を分析対象とする意義は大いに認められる。

次に、豊前火力反対運動を分析対象とする第2の理由は、リーダーが作家の松下竜一だっ

たことである。松下は大分県中津市で活動した作家である。『豆腐屋の四季』でデビューした後、自営の豆腐店を廃業して作家へと転身した。松下が作家として駆け出しの頃に豊前火力発電所の建設計画が立ち上がった。当初は松下が反対運動の事務局を務め、運動が少人数になってからはリーダーとなった。作家である松下は自身が率いた反対運動の経緯を自著にして出版したほか、それまでのコネクションを活用して新聞や雑誌で持論を発信し続けた。また、松下が編集を担当したミニコミ誌『草の根通信』を、硬派な論調で運動の状況を伝えるというよりも、メンバーの人間臭さを前面に押し出した軽妙な読み物として仕上げ、全国各地へ定期的に自身たちの考えや思想を伝え続けた。この作家という立場を活用したメディア戦略によって自身が暮らす地域と他の地域との間に、あるいは地域の内部と外部との間に結び目を松下はつくり出そうとしていたと言える。その結果、多量の記録が残されることとなった。それらは作家が自身で書き、あるいは編集したことで、その内容は偏狭的な見方や党派的な議論に囚われることなく一般性を確保しつつ住民として等身大の目線を重視したものという性格を持つ。リーダーが作家というのは特殊だが、その特殊さによって豊前火力反対運動は他の運動よりも住民であることを積極的に前面化し、自身たちで考え、語った運動だったのである。

最後に豊前火力反対運動が持つ特徴として、渡り鳥や草花を積極的に語ったことを挙げることができる。次の引用は、豊前火力反対運動の裁判における第一準備書面の冒頭部である。

一羽の鳥のことから語り始めたい。ピロウドキンクロ。ガンカモ科に属する冬の渡り鳥で、遥かなシベリア方面からこの豊前海沿岸にやって来る。静かな内海の浅瀬で貝類をあさり、潜水も得意である。遠い酷寒の地から、ひたぶるに飛来した、この小さな鳥の姿をみつめていると、「本当によく来たね」と呼びかけたい親しみがこみあげる。来年冬、また懸命に飛翔して来たこの可憐な鳥が、明神ヶ浜に降り立とうとして、既にそこが海岸ならぬ埋立地と化していた時のとまどいを思うとあわれである。豊前火力建設が押しすすめようとしているのは、そういうことである（松下 2008f: 172）。

なぜ環境権の裁判で火力発電所建設に反対する運動は渡り鳥を焦点としたのか。これは裁判で提出された書類である。公害の危険性や建設計画の不備を主張すべき法廷で、もっと言えば裁判の初回で、なぜ公害ではなく海岸を訪れる渡り鳥のことを問題としたのか。住民は発電所の建設が「そういうこと」を引き起こすと主張した。この引用文最後の「そういうこと」とは、海岸が埋立地となることで渡り鳥が戸惑うこと、そして住民がその渡り鳥の様子をあわれだと思ふことを指している。そのように、この法廷での語りは住民に

よる心情の表れと見なすことができる。それは大規模な開発によって海岸を喪失することの悲しみや怒りである。

しかし、上の語りは住民の心情的表現というだけでなく、海岸という場所についての空間的表現とも見なすことが可能である。つまり、住民は海岸という場所のあり方を法廷で説明していたのではないかと考えるのである。海岸という場所は誰にとっての場所として捉えられていたのだろうか。渡り鳥か、住民か、あるいはその両方か。両者はそれぞれに異なる行動をしていると思われる。しかしながら両者は同じに場所にいる。「そういうこと」はそのような海岸のあり方が失われることを指していると考えられる。そして環境権を主張した法廷での語りという点を考慮するならば、この語りで示された場所のあり方とは反対運動が守りたい望み、思い描いた環境だと十分に見なすことができる。以上から豊前反対運動が公害に反対する社会運動というだけでなく、環境についての豊かな語りと多様な視点を持つ運動だということが明らかであろう。本論文はこの豊前火力反対運動および環境概念の分析を課題とする。

0-2-4 場所と自然

ここでは豊前火力反対運動で述べられた「そういうこと」について少し考察を加えることとする。それにより、豊前火力反対運動における環境概念の分析の切り口について考えてみたい。

先ほどの「そういうこと」において、海岸という場所はいかなる空間なのだろうか。フランスの社会学者アンリ・ルフェーブルは自身の著作群で空間についての考察を展開した（Lefebvre 1968=2011, 1972=1975, 1974=2000）。彼の空間論で強調されたのは、日常的な行動も都市計画の線図も、そしてイメージや象徴もそれぞれが特有の空間だということである。そして、現実の空間ではそれらの空間が絡まり合っているとルフェーブルは説明した。つまり、現実の空間は人々の日常の振る舞いだけでも政治経済的な利害だけでなく、それらのせめぎ合いから作り出されているという。この空間論が指し示すのは、私たちが利用したり、移動したり、寝食したりする場所はそれが確固とした単一の領域のように思えたとしても、実はいくつもの空間の混合物として成り立っているということである。

この空間論を枠組みとして場所に注目するとき、反対運動の語りもまた混合物としての場所について語っていた可能性が浮かび上がる。渡り鳥はシベリアと九州を往復する。大分や福岡の住民が海岸を訪れ、鳥の姿を眺める。そこにはいくつもの空間的なスケールが登場している。空間の観点に立つとき、海岸における様々な空間の絡まり合いが環境のあり方の1つとして指し示されていることが見えてくる。

また、地理学者のドリーン・マッシーは『空間のために』（Massey 2005=2014）にお

いて、空間と時間が互いを切り離して存在するのではなく表裏一体の関係にあると論じた。マッシーの空間論によると、私たちが生きる現実の空間には常に何らかの時間が伴っているとされる。たしかに上の引用文でも渡り鳥はシベリアと九州に渡る広い空間で生きているが、そこに冬の訪れと終わりという時間が伴っていると見なすことが可能である。海岸を訪れた住民もまたそれぞれの空間と時間に生きていると言える。つまり、場所における時間もまた何らかの混合物と考えることができる。もちろん、海岸という場所において渡り鳥と住民との関係とがどのように取り結ばれているのかは依然として明確ではない。この点については詳細な分析を待たなければならない。しかしながら確かであるのは、場所に注目し、空間と時間を方法論とするとき、自然および環境についての語りを事前に制限することなく柔軟に分析する道が開かれるということである。

次章で詳しく論じるが、環境社会学は社会による自然の破壊とその社会への反作用を主に考察してきた。政治および経済の利害によって自然を激しく破壊するとき、その反作用として社会に甚大な被害が生じる。その被害のメカニズムやアンバランスな負担、あるいは破壊の責任などが明らかにされてきた。その分析と説明において基本的に自然は人々の生活にとっての資源や素材、道具、つまり人間が利害に応じて消耗や加工する対象として位置付けられてきた。たしかに、そのように自然をモノのように扱うことは、生命の維持という身体的な水準においても、日常生活という社会的経済的な水準においても、私たちにとって避け難いように思われる。今や常識的な自然観である。

しかしながら、その自然観の先に浮上してくる課題は、人間が環境をいかにして適切にコントロールするかである。自然の状態に異常が生じないように、あるいは異常が生じてしまった後に、人々が自然とのバランスをいかにして保持ないし回復するかが課題である。自然がそのような管理の客体であるとすれば、その自然と関係を取り結ぶ私たちの身体や日常生活とはいかなる主体であろうか。自然を管理の対象とする限り、私たちの生活のやり方と目的もまたその管理の基準や枠組みに紐づけられるのではないだろうか。公害において自然の汚染が争点となるとき、私たちの身体はおそらく医学的身体となり、健康が私たちの生活の目的となるだろう。

たしかに豊前火力反対運動の法廷での語りは発電所建設による海岸の埋め立てに関するものであり、その主張は公害を批判するものであったと見なすことができる。しかしながら、その語りにおいて鳥や貝類はモノとして見なされておらず、それらと人間との関係の適切なコントロールも争点でもない。先ほどの場所を焦点とする考察から現れたのは、豊前火力反対運動が人間と自然との複雑な絡み合いを環境として捉えていた可能性である。その捉え方において自然は人間にとってのモノというだけではない。反対運動において自然をどのように捉えていたかは分析を待つ必要がある。しかしながら、自然を人間にとっての客体とする見方では渡り鳥の戸惑いを住民たちが語る意味を正確に捉えることが難し

いことは明らかだろう。自然破壊によって渡り鳥の戸惑いが生まれたとして、それは人間社会にとってどのような破壊的な作用と見なすことができるのか。渡り鳥の戸惑いを公害と見なすことは可能か。渡り鳥の戸惑いは社会にとっていかなる被害だと言えるか。この点にはここで深入りしないが、少なくとも鳥の戸惑いを住民の健康や経済的な生活の枠組みで理解することは非常に困難である。自然と人間との主客を前もって固定するならば、当事者が感じたり考えたりしていた環境の豊かさを切り捨てることとなりかねない。両者の位置の固定化は、先ほどの「そういうこと」として語られた環境についての分析を事前に制限することとなる。自然と人間との関係性を事前に決めておくのではなく、具体的な語りや人々の実践の分析から両者の関係を理解することが求められる。

0-3 本論文の課題

豊前火力反対運動は発電所の建設と操業に反対する社会運動であり、住民の健康被害が争点の1つである。環境権を訴えた裁判においても発電所の建設と操業による大気汚染や埋め立て被害の立証に相当の時間が割かれた。それゆえ、基本的に豊前火力反対運動は火力発電所の建設とその公害に反対した社会運動だったと見てよい。しかし、空間論を方法論として豊前火力反対運動へと接近するとき、自然と人間とが複雑に絡み合う状況を環境として捉えていた可能性が浮かび上がる。その反対運動における自然の位置付けおよび環境理解は、これまでの環境社会学で保持されてきた枠組みとは異なると見られる。その自然は必ずしも人々にとって資源や素材ではない。豊前火力反対運動は渡り鳥に主体性をも認めうる見方を保持しつつも、大気汚染や海水汚濁のように素材や資源としての自然の破壊をも批判的とした。自然は一方で主体として他方で客体として語られていたと思われる。そのように対立するような自然の捉え方はいかなる感覚や論理の上に成り立っていたのか。その自然と人間とはいかなる関係を取り結んでいると考えられていたのか。

本論文の課題は、豊前火力反対運動の環境概念はどのような存在や関係を指していたのかについての解明である。なぜ公害ではなく環境が問題なのか。反対運動で思い描かれた環境の中身を多面的かつ詳細に分析することで、他の概念ではなく環境概念でなければ語ることができなかった事柄を明らかにしたい。環境について積極的に語った理由や内容を運動の経緯や状況だけではなく人々の感性や思考についての分析から説明する。既に見たように場所に注目してその空間を分析方法とするとき、反対運動が資源や素材という自然理解に還元されない見方を持っていた可能性が浮上する。モノではない自然との関係が環境として捉えられていたと見られるのである。本論文の課題は反対運動の詳細な考察による環境概念の解明である。

この課題に取り組みにあたり、重層性という視座が有効だと考えられる。ここでの重層性の語は哲学者ルイ・アルチュセールが提出した重層的決定の概念に依拠している。アル

チュセールはロシア革命を題材としてマルクス主義理論の再考に取り組んだ際、ある出来事は1つの決定的な原因から生じるのではないと主張した。政治や経済、文化などいずれか1つの審級に特別な決定権が与えられているのではなく、様々な領域や水準での行動や物事の集積と絡み合いとして出来事は成り立っていると彼は論じた。この議論において用いられた重層的決定という概念は、複数の領域が自律的でありながらも「決定するものであると同時に決定されるもの」(Althusser 1965=1994: 165)として、ある1つの社会的な運動を生み出すダイナミクスに輪郭を与えるものである。反対運動は基本的に火力発電所の建設と操業を原因とする公害に反対する社会運動である。排煙による大気汚染や温排水による海水汚染、建設による海岸の埋め立てが争点であった。そこでの自然は人々の生命活動や日常生活に欠かせない資源や素材、道具として、その汚染や破壊が防がなければならない対象である。反対運動にとって火力発電所と公害はセットであり、消えることのない争点の1つである。反対運動が自然を人間社会にとっての客体と見なしていたことは疑いがないと思われる。しかしながら、先ほどの準備書面に見られるように自然は人間のための客体として還元してしまうのは難しいと思われる。そこで予想されるのは、自然が重層的な存在と考えられていた可能性である。反対運動はそのような自然と人間との関係を環境と捉え、語っていたと見られる。本論文は豊前火力反対運動の環境概念の解明を目的とし、以上の視座を分析の基点としたい。

0-4 論文構成

本論文は豊前火力反対運動の環境概念を分析する。各章では、豊前火力反対運動がいくつもの地平が折り重なる地点で展開されていたことを明らかにする。反火力のネットワーク、個々人の生活史、短歌といった地平である。また、豊前火力反対運動の分析を深めるために石牟礼道子の作品についても考察する。

本論文は序章と終章を含む計9章で構成されている。

第1章は環境社会学の研究についての整理である。焦点はこれまでの環境社会学において自然がどのように位置づけられてきたかである。環境社会学は実証主義的な性格を持った社会学であり、個々の研究において社会と自然との関係についてはいくつかの異同が認められる。環境社会学における代表的な研究を題材として、それらの議論が社会と自然との関係をどのように理解しているかを確認する。

第2章は、本論文における分析道具の準備として空間論を理論的観点から整理する。アンリ・ルフェーブの理論を起点として、近年の哲学的議論に参照しつつ、感性的知覚という観点から空間概念について検討する。

第3章では、本論文の分析資料の位置づけおよび分析の対象と方法を述べることとする。

第4章から第7章は経験的分析である。第4章は、豊前火力反対運動の始まりから運動のリーダーである松下竜一が「暗闇の思想」を発表するまでの時期を考察している。これは公害予防の社会運動が、組織的な信条や動員の大小ではなく個々人の記憶や体験を軸とする運動へと変化していった過程である。

第5章および第6章は、松下の感覚についての分析である。反対運動がどのような見方や考え方の上に展開されていたのかを明らかにすることを目的としている。松下が独特の時間・空間的思考を持ち合わせていたことを論じている。第5章では松下のデビュー作『豆腐屋の四季』を軸として場所と感動の関係について、第6章では石牟礼道子との比較をとおして場所と境界的感覚について論じる。

第7章では、豊前火力反対運動の変容と環境権の裁判について考察している。大所帯の組織であった反対運動の終息後、松下を中心とする少数の住民は運動を継続した。その際に他の反火力運動と協力や支援の体制を築くことで、運動の方向性を修正した。豊前火力反対運動が地域越境的な社会運動であり、それらのネットワークをとおして環境における他者へのまなざしが強化されていったことも考察する。また反対運動は法廷で、人々の生活史や動植物の存在や働きが環境を構成するものとして語られたこと、そしてそれが海と海岸における様々な時間と空間が編成として理解されていたことを明らかにする。

終章では、豊前火力反対運動で示された自然の重層性について整理した上で、その環境概念の構成について考察する。環境社会学と近年の環境論にとっての反対運動の環境概念が持つ意義についても論じることとする。また、本論文の課題についても述べる。

第1章 環境社会学とその環境——自然の境界——

1-1 本章の目的

本章では、日本の環境社会学が環境をどのように論じてきたかを確認する。代表的な3つの立場を軸に環境社会学の先行研究について考察する。本章の目的は、社会と自然の境界と緊張に注目しつつ、日本の環境社会学がどのように社会と自然との関係を論じてきたかを確認することである。最初に環境という言葉について確認した後、環境の概念を改めて定義する。その上で各研究の特徴とそれぞれの自然の位置付けを見ていく。最後に、環境社会学の自然概念の傾向と限界を指摘した上で、本論文にける環境分析の切り口を近年の環境研究に参照しつつ論じることとする。

1-2 環境の定義

英語のEnvironmentは、「取り巻く」や「囲む」を意味する動詞environの名詞形とされる。これは評論家・歴史家のトーマス・カーライルが「ドイツ語のUmgebungに対し、フランス語のenvironを借用し、接尾語mentをつけて」造語された英語だという（早田 2003: 66）。現在ではEnvironmentもUmgebungも基本的には環境と邦訳されている。他にもフランス語のmilieuが環境と訳されている。環境という日本語の成立は、19世紀後半の進化論的研究が背景にあるとされる。ハーバード・スペンサーの『生物学原理』や『第一原理』、そしてチャールズ・ダーウィンの『種の起源』といった研究が輸入されてくる中で、「日本でも、人間や生物の科学的現象の意を込めてenvironmentを訳す必要に迫られた」（早田 2003: 68）という。つまり、19世紀には既に環境は日本においても用いられていた⁵。日本に輸入された進化論的研究の環境概念もまた歴史的な用法の1つだったと言える。

環境史へと目を向けると、環境は多様な存在とその関係として考えられている。環境史家のヨヒアム・ラートカウによれば、環境史の任務とは「人間と自然との異種混合的な諸結合における組織化、自己組織化、そして解体の諸過程」（Radkau 2000=2012: 20）の分析と記述だという。また、ラートカウは「環世界（Umwelt）」という概念で生物ごとに固有の世界の存在を考察したヤーコプ・フォン・ユクスキュルの議論に言及する。その上で彼は環境が「数多くの小世界」（Radkau 2000=2012: 20）から構成されているとも述べる。つまり、環境は人間および自然の小世界がその時々に取り結んできた関係とされる。その

⁵ 19世紀の社会学で環境概念を用いたのはスペンサーだけではない。ジョルジュ・カンギレムが『生命の認識』（Canguilhem 1965=2002）で考察したように、オーギュスト・コントもまた環境（milieu）について論じていた。そのような意味で社会学は初期から環境概念で様々な現象を説明してきたことが分かる。

ような歴史的な見方に立つとき、人々が環境という言葉で理解し、表現する人間と自然との関係もその認識もその時々に変化させてきたと見るのが可能である。

この議論を踏まえ、環境社会学の各論を確認する手続きへと進む前に、最初に自然という言葉で何を指すかを明らかにしたい。本論文では自然を空気、水、光、鉱物、動物、植物、昆虫の総称として用いる。これらの自然は基本的には非人間だが、人間社会からの影響を完全に免れているわけではない。手つかずの純粋な自然は存在しないのであり、直接的ないし間接的に何らかのかたちで自然は人間と関わっている。また、人間であってもその身体を自然の1つに数え入れることも可能だろう。それゆえ、人間と自然との境界線は曖昧だと言える。しかしながら、ここでは分析の出発点として、人間ではない存在を指すために自然という言葉を用いることとしたい⁶。

では、環境の概念を改めて定義する。環境とは人間と自然との関係を指す。人間と自然のそれぞれを相対的に捉えるとともに、その両者の差異とその関係を表現する概念として環境を位置づけることとする。強調しておきたいのは、これらの関係は関係そのものだけでなく、個々の存在も含まれる点である。関係とは個別の存在の間に生じ、それらを結びつけるものである。それゆえ、より正確に言えば、関係において個々の存在は前提とされる。このように環境は存在とその関係として定義される。ただし、その関係には個々の人間が自然と取り結ぶ個別の関係だけでなく集合的な関係も含まれる。ここでの集合的な関係とは、人間の社会と自然の生態系との関係である。私たちは動植物を見聞きしたり触れ合うことで喜びを感じたり、季節を感じたりする。人間と自然との関係はそれ以外にも取り結ばれる。私たちは自然を資源や素材として使うことで、食べ物や商品を作り出す。この活動は決して個人的ではなく地域的ないし経済的の集団の一員として、その人間の関係性の中で実行される。私たちは組織の目的や利益のために自然と関係を取り結ぶ。このように環境は集合的な関係でもある。

以下では、公害に関する研究を出発点とする日本の環境社会学の先行研究を見ていく。その際の焦点は社会と自然の境界および両者の関係である。とりわけ自然をどのように位置づけているかを確認することで、環境社会学の代表的議論における環境概念の特徴を明らかにしていくこととしたい。

1-3 環境社会学とその環境

すでに知られているように、公害という現象が一般的に認識され始めたのは1960年代である。公害に関する日本初の啓蒙書、『恐るべき公害』（庄司・宮本 1964）には次のように記されている。

⁶ 米虫（2021）では哲学における自然概念について人為性をキーワードに古代ギリシアの哲学者からドゥルーズに至るまでの議論が整理されている。

公害ということばは最近まで辞書になかった。法律学の辞典でも「ニューサンス」はあっても「公害」はなかった。このように、公害ということばは「市民権」をえていないので、使う人々によって様々である。(中略)だが、ひとたび、ことばが生み出されると、それは社会の波にのって、一人歩きをする。今日では、公害ということばは、英法でいうパブリックニューサンスよりも、はるかに包括的な内容のものとなっている。(庄司・宮本 1964: 206)

『恐るべき公害』は「新書版という手に入れやすさもあって、おそらく公害に関した多数の書物の中で、最も広く読まれ、最も大きな影響を及ぼした本」(宇井 1991: 187)とされる。1960年代は公害という言葉だけでなく、公害という新たな現象もまた全国へと広がっていく過程にあった。また、水俣病やイタイイタイ病について医師や研究者が現地調査を続けるとともに、報道をとおしてその詳細が徐々に明らかになり始める過程であった。1970年には「公害国会」として国政上の重要課題となり、「公害元年」という新聞やテレビの報道キャンペーンが展開された。1970年前後には公害は一種の「流行語」として象徴化されていったのである。この時期、公害という新しい社会問題を取り扱う多様な研究が次々と提出され、後に環境社会学の看板を掲げることになる社会学者たちの公害研究もその一角を占めていた⁷。

環境社会学は「『被害』と一言で片付けられてしまうものを細かく分節化してとらえ直し、人間生活の何が破壊されたのか、開発の利益が誰にもたらされ、被害は誰におしつけられたのかを明らかにしようとしてきた学的営み」(堀川 2017: 383)の上に成立してきたとされる。その歴史の中で「問題の現場」(飯島 2001: 4)を重視する研究姿勢が結実し、「丹念な実証的検討を重ねることによって、独自の分析装置や理論的枠組みを生み出して」(飯島 2001: 4)いくという手法が制度化されていった。公害という言葉が定まった意味を持ちえなかった時代、当時の社会学者は手持ちの概念で手探りの研究を進めた。公害によって生み出される厳しい現実を前に試行錯誤を続けることで、被害の解明と問題の解決への強い指向もまた生み出されていったのである。現在の環境社会学は、当時の公害研究を背景としてその姿勢を形成してきたのであり、現在もなお加害と被害の構造を明

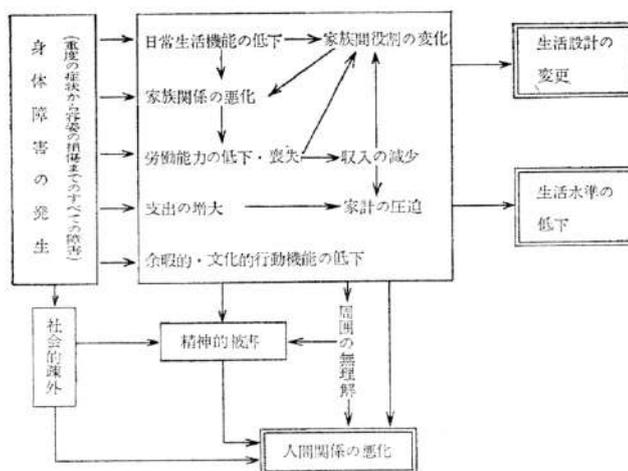
⁷ この時期には多数の専門書が出版されており、様々な領域の研究の成果をまとめた『現代資本主義と公害』(都留編 1968)をはじめ、約700頁にわたって公害を多角的に論じた『公害と東京都』(東京都公害研究所編 1970)、東大で開かれた自主学習会の記録である『公害原論』(宇井 1971)をその代表的な成果として挙げることができる。また、『都市の論理』(羽仁 1968)のようにタイトルに「公害」を冠していなくとも各専門領域の視点から公害を取り扱った研究も少なくない。公害研究の草創期を担った研究者とその研究については宮本・淡路編(2014)が詳しい。また、いわゆる環境問題を分析対象とした日本の社会学の研究史は、飯島(1998, 2001)、堀川(1999)、海野(2001)、関(2005)、船橋(2011)を参照。

らかにすることを任務の1つとして共有している。環境社会学はフィールドワークから、あるいは、フィールドワークでの必要から各々の研究者がそれぞれに方法論や分析モデルを生み出してきた。本章では、3つの代表的な方法論に焦点を絞って考察することで、それぞれの環境の捉え方を確認していくこととしたい⁸。以下では被害構造論、受益圏・受苦圏論、生活環境主義の順で各研究の特徴を概観し、それぞれの環境について確認する。

1-3-1 被害構造論とその環境

被害構造論は日本の環境社会学の先駆者の1人である飯島伸子によって生み出された。その特徴は公害における加害と被害のメカニズムの解明である。この方法論は最初にこの被害構造論について確認する。

飯島は1970年代に公害病を調査した際、薬害による身体的な障害が家族内や地域内における人間関係の悪化を招くことを明らかにした(飯島 1976)。その分析から示されたのは右の図のように身体の健康障害が一次被害となり、その被害を契機として人間関係などの二次被害が生み出される構造であった⁹。



被害構造論は個人の身体だけでなく家族や地域社会の関係性の破壊を分析対象とする。明らかにされるのは「点としての被害ではなく、個人から地域社会へと複層的に連なる“被害のスペクトラム”」（堀川 2012: 8）である。具体的には「①身体上の損害、②身体上の障害に伴う日常生活上の支障、③経済的、財政的損失、④職業をめぐる損失、⑤人間関係の悪化や破綻、⑥生活設計をめぐる損失、⑦精神的被害」（飯島 2001: 7）という7つの被害が公害によって生みだされるとされる。また、「加害源企業や行政、医療関係者、学者、一般市民、マス・メディア」（飯島 1984: 87）が外的要因となることで、被害側の自力回復や被害拡大防止の努力を突き崩していくメカニズムの存在も指摘された。これは加害の

⁸ 堀川三郎（2012）によると、環境社会学の理論的立場は被害構造論、受益圏・受苦圏論、生活環境主義、社会的ジレンマ論、コモンズ論、社会的リンク論、環境的正義論の7つに分類可能だとされる。本章は環境社会学の代表的議論における自然概念の確認を目的としているため、それらの環境社会学の理論的立場の1つ1つを詳細に比較、考察することはしない。

⁹ 被害関連図は飯島の諸著作で部分的に修正されながら繰り返し登場する。ここでは飯島（1976）に掲載された図を引用したが、後の飯島（1984, 1993）でも使用が確認できる。被害構造論は近年でも東日本大震災や核実験に関連する研究が援用あるいは参照されている（藤川・渡辺・堀畑 2017, 竹峰 2019, 浜本 2015, 除本2016）。

構造と呼ばれる。被害構造論はローカルな社会を対象とする分析を得意としており、その範囲における被害と加害の構造を実証的に分析することが特徴である。被害構造論は公害研究から生み出されたのであり、被害者たちの苦痛を拾い上げようとする方法である。そこには、裁判を想定した上で補償や救済の対象となるべき被害を明確にしようとする意図があったとされる¹⁰。

被害構造論の基軸は人間の身体である。被害構造論において身体は自然科学的であるとともに社会科学である。その分析において、身体の被害は「身体障害」ないし「身体上の損害」という医学的観点によって測られ、判断される。そして医学的に異常と見なされた身体が地域の差別などの社会的な被害を引き起こすと飯島は説明したのである。この分析の起点において身体は化学物質に汚染されて機能不全に陥っている。身体がそのような状態となったことを契機として経済や社交における損害を生み出すとされる。そのように身体を自然と社会の二重性を帯びたものとして捉えたことで、飯島は自然科学では論じにくい被害の社会的側面にアプローチし得た。

この被害構造論で注目したいのは、基本的に自然が自然科学を枠組みとして理解されている点である。飯島は「気温や湿度、水、空気、土壌、他の生物など」を「自然的環境」と呼んだ（飯島 1984: 1）。被害構造論は基本的にその自然を直接の考察対象としない。その代わりに、自然科学による自然の分析結果を受け入れる。つまり自然とは大気や海水という物質的対象であり、自然科学の尺度において有害物質の濃度が観測される量的な対象である。そのように被害構造論における自然は、自然科学が観察する対象として見なされている。したがって被害構造論の分析対象は、自然科学を枠組みとする自然のあり方とその異常を契機として発生する社会的影響である。被害構造論は自然科学を枠組みに量的な自然に依拠することでその社会的影響を分析するのである。

1-3-2 受益圏・受苦圏論とその環境

被害構造論では、主として地方の地域における公害がフィールドとされてきた。次に検討するのは、都市部における環境問題を分析対象とする研究である。それは受益圏・受苦圏論と呼ばれるアプローチである（船橋・長谷川・畑中・勝田 1985）。受益圏・受苦圏論は新幹線の運行によって不平等が生み出されることを明らかにする。一方で、新幹線は高速鉄道として停車駅を中心に駅前の商店や駅の利用者、不動産の所有者に利益を生み出す。他方、走行による騒音や振動は沿線近くに住む人々にとって苦痛や損害である。新幹線の運動による受益と受苦は同時に生み出されており、それらが駅周辺と線路沿いに地理的な不平等を成している。受益圏・受苦圏論は公共事業におけるこの地理的な不平等を明らかとするとともに、新幹線に由来する公害を誰もが納得できるように解決することの困

¹⁰ 友澤悠季（2014）を参照。

難さを指摘した¹¹。被害構造論が加害と被害のコントラストを基調とするのに対して、受益圏・受苦圏論は受益と受苦のジレンマと地理的なコントラストを争点とする。

では受益圏・受苦圏論において自然はどのような位置が与えられているのか。都市的な公害を扱う受益圏・受苦圏論において、自然は量的に測られうる対象である。ただし、その自然の線引きは単純ではない。受益圏・受苦圏論は特定の地域をフィールドとして、特定の人々が開発によって損害を被ることを明らかにする。新幹線の騒音や振動という現象が自然科学の手法で計測され、特定されうるという意味で、自然は自然科学を基準として対象化されている。つまり受苦という観点で自然は被害構造論と同様の性格を持った対象である。しかし、受益圏・受苦圏論が同じ地域内に利益を享受する人々の存在を指摘するとき、自然は別の尺度においても扱われることとなる。自然は自然科学だけではなく経済学における対象となる。つまり自然は基本的に自然科学によって対象化されているものの、その汚染や破壊が経済的な利害との関連においても対象化される。

受益圏・受苦圏論では都市における利害の対立や不平等を焦点として自然のあり方が論じられる¹²。高速鉄道の利便性と駅前の商業発展か、それとも沿線の住宅における静穏さかといった様々な利害が交錯する状態において、何を本当の公益とするかをめぐる政治的な対立が論点となる。ここから受益圏・受苦圏論における自然は政治的であり、量的な枠組みに還元し難い質的な性質を持つと見なすことは可能かもしれない。しかしながら、この自然の質性は自然科学や経済学の量的基準によって対象化された自然が政治的な課題として位置づけられたことに由来していると考えられる。つまり、あくまでも自然を捉える基準は量的である。自然は基本的に資源や素材であり、人間による適切なコントロールが課題とされる。ここまでに確認してきた日本の環境社会学の手法は基本的に自然を量的な観点から理解し、その社会的影響を分析する。それに対して次に検討する生活環境主義は質的な観点から地域社会の環境へとアプローチすることを特徴としている。

1-3-3 生活環境主義とその環境

生活環境主義は、1980年代に琵琶湖の合同調査を行った研究者らがつくり上げた分析手法である¹³。代表的論者の鳥越皓之は生活環境主義を次のように説明する。

現地ではその地域の実情やその地域の人たちの暮らしの現状に合わせて、くふうが

¹¹ この受益圏・受苦圏論はその後、梶田（1988）において精緻な議論が展開されたほか、1990年代以後にもダムや空港、廃棄物処理場といった大規模な事業の分析などで用いられている（渥美 2010, 金菱 2001, 中澤高 2009）。

¹² 近年の環境社会学では歴史的な街並みや景観の保存や再開発が分析対象とされている（堀川 2018, 森久 2016）。

¹³ この調査の成果は『水と人の環境史』（鳥越・嘉田編 1991）として出版されている。

なされつづけてきた。そのくふうをすくいあげ、論理的整合性をもたせてモデル化したのが生活環境主義である（鳥越 2004: 66）。

生活環境主義では「地元の人たちの生活のシステム」（鳥越 2004: 66）にこそ注目すべきだとされる。その焦点は「居住者の『生活の立場』」（鳥越 1997: 26）である。研究者は聞き取りや史料の調査をとおして個々人や集団、制度において「過去の記憶されている時間の蓄積」（鳥越 1989: 24, 1997: 23）として生活を読み解く。生活環境主義論者の1人である古川彰の表現を借りれば、「生活のなかに埋め込まれた明示化されないシステム」（古川1999: 147）を研究者が分析をとおして浮かび上がらせるという。

例えば、「里山」などの地で家庭の排水や川の藻を田畑の肥料に利用されてきたコミュニティの記憶や経験が分析対象となる¹⁴。「人間の感受性という非論理的なもの」（足立 2018: 14）も論点の1つとしており、地域のコミュニティにおいて受け継がれ、共有されてきた歴史的な自然の捉え方もまた分析の対象となる¹⁵。生活環境主義はそのような分析によって地域の集合的な環境を浮かび上がらせ、個々人の利害を超えた視点から環境問題の解決を目指すという。このアプローチは、地域における環境の共有のあり方を探るという意味でその射程をコモンズ論へと伸ばしている。また、福永（2014）のように生活環境主義の意義をサステナビリティの観点を捉え直すことも可能だと言える。

では、生活環境主義において自然はどのように位置づけられているのか。生活環境主義において自然は、特定の地域の生活へと包摂される限りで有意味と見なされる。この包摂とは、自然が人々の生活において資源や素材として利用可能な対象というだけでなく、人々にとって何らかの意味を持つ対象ということも指す¹⁶。もちろん、破壊や汚染の程度について論じる際に自然科学の分析が動員されるものの、生活環境主義において自然はそのような自然科学が絶対的な基準ではない。生活環境主義は自然を人々の生活における利活用の対象であると同時にその生活と結びつくかたちで多様な意味を持つものと見なす。生活環境主義における自然は意味という量的な基準には還元しえない質的な対象としても捉えられている。たしかに地域社会という枠組みに限定されるかたちで、人間と自然との

¹⁴ ここでは生活環境主義の近年の研究成果に鳥越・足立・金菱編（2018）を挙げておく。

¹⁵ 足立重和は生活環境主義において環境問題を考える際の準拠点が人々の経験と「感受性」だと述べている。その上で、「生活環境主義による社会学への知的貢献とは、西欧出自の社会学という近代科学の論理体系のなかに、柳田民族学をもちこんで、この「感受性」の領域にふみ込んだ点にある」と足立は説明している（足立 2018: 14）。

¹⁶ 『水と人の環境史』（鳥越・嘉田編 1991）取用の論文では環境は次のように定義された。「人間と自然とのかかわりをどうとらえるかという点に次のような考えがある。人間にとって自然というのは、認識され、働きかけられ、経済的、社会的、文化的な再生産の場として人間と結合してこそ意味を持つ（ブルックフィールド、ポベック、ゴドリエ、川喜田）というのである。いいかえれば人間と結合していない自然は人間にとって意味がないということになる。そして、人間と結合した自然というのがすなわち、私が本章でいう環境である」（大槻 1991: 48）。

関係が分析される傾向が認められる。しかしながら、生活環境主義は河川や湖沼、山、そしてそこに棲む動植物を地域の人々がどのような対象として理解してきたか、人々の生活にとっての意味を重要な論点と見なすのである。

環境の破壊とその影響を主な分析対象とする研究では、あくまでも原因と結果が焦点とされる傾向があるために、そこで自然とは何であるのかは問いの対象とされにくくなる。先ほどの被害構造論と受益圏・受苦圏論は基本的に自然そのものを分析の主たる対象としていない。自然の破壊がいかなる影響を見せるのか、あるいは破壊はどのように分布するのかが論点とされる。それに対して生活環境主義は自然そのものも分析の対象となりうる。つまり、地域社会がどのように自然を利用してきたのか、そして地域にとってどのような意味を持ってきたのかが論点となる。そのような意味で、生活環境主義は自然科学の量的な観点よりも社会科学の質的な観点から自然について捉えるという特徴を持っている。

ただし、注意したいのは生活環境主義が地域社会とその歴史を枠組みとして環境を論じる傾向を持つ点である。あくまでも地域やコミュニティという枠組みにおいて環境のあり方は分析され、論じられる。ここには、特定の環境のあり方が例外とされる恐れが認められる。生活環境主義は史料から伝統的な生活様式を明らかにし、そこに現在の住民たちの語りを重ね合わせることで、地域における集合的な環境の姿を浮き彫りにしていく。しかしながら、地域という枠組みを取り外してもなお意味を持つ人間と自然の関係は存在するのではないだろうか。あるいは、集合的な環境に還元し難い地域越境的ないし個人的な環境は存在するのではないか。そのような環境の語りや視座は環境を重層的に捉える際に重要な意味を持ちうると考えられる。本論文の分析対象である豊前火力反対運動ではリーダーの松下竜一が渡り鳥とその戸惑いについて語った。その語りは、誰かの代弁となるような代表的意見でもなく、地域の歴史に関するような語りでもなかったと考えられる。しかし、地域性や代表性が認められなくとも、松下が語る環境は環境の1つであることは否定できない。むしろそのような地域越境的で個人的な環境の視座は、集合的な環境の枠組みと異なるがゆえに、環境を多面的に捉える際の鍵となりうる。

生活環境主義は意味という質的な観点から環境を取り扱うことが可能だという特徴を持つ。それは自然科学における観察対象としての自然ではなく、地域や生活に応じて人間と自然とが異なって関係を取り結ぶ姿を浮かび上がらせる。ここには、上で論じたように生活環境主義における環境は集合的な環境となる傾向が認められる。それゆえ、地域性や代表性のない環境について取り扱うためには、生活環境主義とは異なる角度からのアプローチが求められる。あるいは、ある語りが地域の集合的な環境と重なり合う部分を持つとしても、その環境へと還元されえない環境への視座についてそれを例外とすることなく十分に分析することが可能な切り口の用意が必要である。

1-3-4 自然の位置付け

ここまで確認してきた代表的な方法論以外にも、社会と自然の関係を質的な観点から分析する環境社会学の研究が存在する。例えば、人間社会と野生動物との共存に関する研究である（丸山 1997; 2008, 目黒・岩井 2013）。同じ地域で暮らすサルやゾウ、ライオンに対する住民の距離と関係がどのように形成されてきたかが分析されている。また、植物と人間との関係を「半栽培」をキーワードに野生と栽培の両面から考察する研究も提出されている（宮内編 2009）。あるいは、「共生」（足立 2017）という問題提起がなされている。これらの研究は自然科学や社会科学の知見を踏まえながらも、その枠組みから逃れていく自然の在り方について考察しようとする。自然は人間社会と隣接して存在しつつも、人間社会の基準には還元しがたい領域に生きる存在として想定されていると言える。これらの環境社会学的研究においては、生活環境主義とは異なる観点から自然と人間の関係を質的に分析することが試みられている。共生や共存が論点となると、自然が自然科学や経済学の量的な観点では捉え難い対象であることが見えてくる。ただし、注意したいのは、共生や共存が環境問題の解決手段とされるとき、環境をいかにして適切にコントロールするかという問題意識が前提となる可能性である。問題解決が人間社会のためとされるならば、自然はやはり管理の客体という位置づけへと陥る危険があるということである。自然を人間社会にとって役立つ資源や素材とだけ位置づけるならば、環境は抽象化の産物となるおそれがある。それは都合良く自然を人間の側だけから一面的に取り扱うという意味で、自然を破壊する側と同じスタンスだと言えなくもない。

他にも質的な自然を捉えようとする研究には、社会構築論の観点から環境や自然を社会的な構築物と捉えるアプローチがある。環境が特定のあり方へと社会的に構築されるプロセスが分析の主題である。例えば、中澤秀雄は環境には唯一の定義が存在するのではなく、その意味内容が「常に社会的に構築され変動しながら、特定の時間・空間の中で決定されていく」（中澤秀 2009: 42）と述べている¹⁷。他にも、ジョン・アーリは自然の定義が常に競争状態にあることを指摘した（Macnaghten and Urry 1998）。そのように環境や自然の社会性を強調することにより、自然の意味がその時々に変化することを明らかにできる。そして自然のあり方を一般化したり均質化することを避けることが可能となる。

しかしながら、自然を特定の社会の側に引き寄せて分析、説明することが可能であり、重要となりうるとしても、その社会と歴史的変化に還元し難い環境のあり方が否定される

¹⁷ 日本の環境社会学で社会構築主義の議論が展開されることは稀である。その理由は、構築主義に懐疑的な研究者が多いというのではなく、日本の環境社会学は自身の立場や理論をめぐって論争することよりも環境問題の解決を重視しているためだと考えられる。日本では実証的分析による問題解決が優先される。それに対して、社会学の参考書でYork and Dunlap (2020) が説明しているように、アメリカでは社会構築主義と実在主義との対立が環境社会学の歴史として理解されている。

わけではない。社会という集合的な枠組みに還元されない個人と自然の関係が存在しても何の不思議もない。豊前火力反対運動でリーダーの松下が語った渡り鳥と哀れみは、そのような自然との関係を示唆する例の1つではないだろうか。自然の質的な側面を重視する生活環境主義の手法は自然科学ではなく地域的な生活における自然の意味に注目することで多様な環境のあり方へとアプローチしうる。ただし、その生活環境主義であっても自然は地域社会とその歴史へと限定される可能性がある。課題は自然を多面的に分析するための切り口を設定することである。

1-4 自然と空間

ここでは最初に北米の草創期の環境社会学の議論を確認してみたい。以下は「新たな環境的パラダイム」と題して半世紀前に提出された仮説である。

1. 人間は私たちの社会生活を形作る生物学的コミュニティに相互依存的に関与している多くの種の1つにすぎない。
2. 自然の網目 (the web of nature) における因果関係とフィードバックの複雑なつながりは、目的的な人間の行動から多くの意図しない結果を生み出す。
3. 世界は有限であり、そのために経済成長や社会の進歩およびその他の社会的現象を制約している強力な物理的および生物学的限界が存在する (Catton and Dunlap 1978 :45)。

この仮説において、生物学的コミュニティの一部として人間は位置付けられており、必ずしも自然に対する優位が前提されていない。そして注目したいのは、自然の網目という捉え方である。この捉え方は当時の自然科学の研究が影響していると思われるが、自然を人間社会に包摂させない対象と見なす姿勢が認められる。北米の環境社会学も日本の環境社会学と同様に自然と社会との相互作用を分析対象とする。たしかに自然科学の影響は強いものの、その草創期において提出された仮説では自然が必ずしも人間社会に包摂される対象と見なされていない。自然は人間にとっての資源や素材として前提されていない。むしろ、包括的な自然の生態系を軸としてそこに連なる人間社会との関係を分析する道筋が示されている。この自然の網目と非常に似た概念が、近年の研究でも提出されている。地理学者のジェイソン・W・ムーアは自然を「外的で支配可能で還元可能な大文字の自然 (Nature)」 (Moore 2015: 2) として捉えるのではなく、様々な要素の歴史的な組み合わせとして自然を考えるべきだと主張する。ムーアのキー概念は「生の網目 (the web of life)」である。

「生の網目」とは全体としての自然である。それは、はっきりと小文字のnの自然である。これは、私たちとしての自然、私たちの中の自然、私たちの周りの自然である。それはフローのフローとしての自然である (Moore 2015: 3)。

ムーアの議論は、この生の網目という捉え方をおして資本主義の歴史を記述することが目的とされる。資本主義によって特定の自然のあり方が大文字の自然へと変えられてきた歴史へとアプローチすべきだとムーアは考える。争点は「外的な対象としての環境という観念とある種の実在性 (Reality) さえ」作り出してきた資本主義の歴史である (Moore 2015: 206)。分析されるのは、資本主義が特定の自然を作り出すプロセスであり、それによって自然の一部としての人々もまた変化してきたという環境の物語が分析の対象である。

ここで自然は自然科学や経済学の対象として考えられていない。フローのフローとしての小文字の自然あるいは生の網目という概念を導入することで、理論的には必ずしも人間や社会に還元および連関させられていない領域への接近をムーアは試みている。では、この微細な自然とその個別化について論じる議論において、いかなる角度からのアプローチが構想されているのか。ムーアはLefebvre(1974=2000)やHarvey (1982) といった古典的な空間論に言及して、次のように述べている。

空間とは単純に「そこにある」のではなく、無限ではないものの偶有性のための可能性をかたちづくる「建造環境 (build environment) 」および社会的関係に特有の複雑さと結びついている。(中略) 全ての種は、「生態系のエンジニア」である環境を「構築する」。しかし、一部のエンジニアは他よりもパワフルである。人間たちはとりわけパワフルである (Moore 2015:11)。

ムーアが空間論に参照しつつ主張するのは、環境が人間や自然によって占められ、生産されるだけでなく多様なアクターとその関係と作用し合うという動的な性格を持つということである¹⁸。この議論が示唆しているのは、環境は常に同じ空間として編制されているわけではないということである。ヒトという種にとっての地球は多様な生命の揺りかごとと言える。それに対して、資本主義にとっての地球は格安な資源の産出地と見なすことができる。ムーアにおいて空間への着目は自然と人間の差異と両者の関係性を捉える切り口となっている。すなわち、空間を切り口とするならば、惑星としての地球が常に1つの球状の天体のように思われたとしても、その球体を構成する自然と社会との関係は多様であり、それらの動的な組み合わせとして編制されている姿が見えてくるのである。

¹⁸ ムーア以外にも近年の環境論 (Napoletano et al. 2015, Napoletano et al. 2019) では、先駆的な地理学的空間論 (Smith 1984) が言及されている。

私たちは地球という言葉によって雲の白と海の青で彩られた球体をイメージする。おそらくそのイメージは宇宙空間から撮影された写真や映像、あるいは図鑑を見た記憶から生み出されたものだと思われる。しかしながら、そのように地球という惑星がほとんど変わることのない特定のイメージによって理解され続けているとしても、実際の地球は社会と自然のその時々との関係として編制されている。青い惑星のイメージを含め、地球は二酸化炭素の排出量や気候変動に関する政策、SDGsを謳う企業の経営戦略、ビッグデータの分析などに関連することで編制され続けている。例えば、大気汚染や資源の循環という捉え方はそれぞれに地球を特有の空間編制として理解するものである。地球はそのようなくつもの空間のせめぎ合い、あるいは混淆物として存在していると思えることができる。このように理解するとき、球体の青い惑星として地球を理解し続けるべきではないというブルーノ・ラトゥールの主張も首肯できる¹⁹。

このように空間という切り口から自然へとアプローチするならば、単一で固定的ではない環境の姿が立ち現れてくる。問題は自然の様相へとアプローチする角度である。この先へと議論を進めていくためには、人文社会科学の諸領域で展開されてきた空間論の先行研究の整理に取り組むことが求められるだろう。人間および自然について分析、説明を目的とした空間論の検討である。これは人間中心主義への批判や自然中心主義への移行、あるいは両者の克服を目的としていない²⁰。問題は自然の多様なあり方へと接近することである。このアプローチを実践するための空間論の検討を次章の課題としたい。

1-5 自然の境界線

本章では、自然に焦点を合わせて環境社会学の方法論を確認してきた。それぞれの研究において人間と自然との関係がどのように描かれ、いかなる境界線が引かれているのかを考察した。

最初に、日本の環境社会学のパイオニア的研究である被害構造論を考察した。被害構造論では人間と自然の境界は身体に位置していた。被害構造論は公害研究をとおして健康被害が社会的な影響を持つことを指摘した。そして生体としての身体の汚染を契機として、その身体が生活する家庭そして地域社会において不和を生み出すことを明らかにしたのである。被害構造論は自然についての判断を自然科学に求める。自然科学の方法によって測られた自然破壊、そこから生じる社会的な帰結が主な分析対象である。言い換えれば、被害構造論は自然科学を基礎としてその社会的影響を分析する。被害構造論における自然は基本的に量的である。

¹⁹ Latour (2017) を参照。

²⁰ この点は環境倫理学における重大な争点となってきた。鬼頭・福永編 (2009) および吉永・福永編 (2018) を参照。

次は受益圏・受苦圏論である。この研究モデルでは人々の近代的な生活を舞台として、その内部での利害をめぐる対立や不平等が分析される。この受益圏・受苦圏論における自然の捉え方は自然科学だけでなく社会科学である。ただし既に述べたように、そこでの自然は自然科学や経済学の量的基準によって対象化されており、基本的に量的な観点で理解するという特徴が認められる。

これら2つのアプローチとは異なる観点から自然を分析するのは生活環境主義である。生活環境主義が論点とするのは、人々による自然の利活用とその意味から析出される地域の環境である。聞き取りや史料の調査をとおして特定地域で暮らす人々が川や湖、山、動植物とどのような関係を築いてきたか、どのような伝統を生み出してきたかを説明する。生活環境主義はそのように地域とその歴史を枠組みとする集合的な環境の姿を浮かび上がらせることで、自然と人間との質的な関係をも考察する。

以上の検討から、環境社会学において自然を特定の基準や枠組みに限定されず多面的に捉えることが課題として存在することが見えてきた。そこで本章では最後に、本論文における分析の方向性を定めるために、北米の環境社会学の草創期の仮説を足掛かりとして近年の環境研究を考察した。そこで示されていたのは、空間概念が自然を多面的に捉え、環境を分析する切り口となりうることであった。空間を切り口とするなら別様の自然へと接近する道筋が開かれている可能性が認められる。課題は経験的分析の枠組みとして空間概念を理論的に準備することである。次章ではムーアの議論でも参照されたアンリ・ルフェーブルの空間論を中心に、人間と自然の関係を分析するための空間論的枠組みについて検討する。

第2章 身体的感覚と自然の実在性 ——環境の空間論的分析に向けて——

2-1 本章の目的

2-1-1 空間と身体

序章で述べたように、豊前火力反対運動の環境概念を分析する際、場所とその空間のあり方に注目することが有効だと考えられる。また、第1章では空間を分析の切り口とすることで、人間と自然の関係や自然の位置づけを事前に固定することなく、自然を多面的に捉える可能性があることが示された。本章の目的は、環境概念を分析する枠組みとして空間概念を設定することである。

これまで社会学では、エミール・デュルケムが空間を集合意識におけるカテゴリーの1つとして挙げ、ゲオルグ・ジンメルが空間をゲゼルシャフト化における形式の1つとして取り扱った。その後も、空間は都市社会学をはじめ、いくつかの社会学理論においてもしばしば論じられてきた²¹。それらの社会学的研究の中でもアンリ・ルフェーブルの理論が20世紀後半以降の空間論に与えた影響は大きい。とりわけ都市をメインフィールドとする研究者たちがルフェーブルの空間論との格闘をとおして都市の形成と変容を考察してきた (Smith 1984; Gottdiener 1994; Soja 1989=2003; Gregory 1994; Harvey 1996; Castells 1989)。それらの空間論的研究は、ポストモダン思想やマス・メディア論を部分的に取り込んでおり、時には『空間論的転回』と呼ばれるものの、マルクス主義的立場から資本主義の矛盾を批判する点で共通している²²。

ルフェーブルは「(社会)空間とは(社会的)生産物である」(Lefebvre 1974=2000: 67)と定義し、ロケーションの経済的効率や領土の政治的支配に見られる利害関心を批判した。空間が人々の生産活動が行われる自明な領域なのではなく、特定の目的や計画に向けて生産されてきたと論じた。そして空間において様々な不平等と矛盾が生み出されていることが批判された。『空間の生産』の英訳書が出版されて以来、空間論における身体の

²¹ 社会学を含む空間論を解説あるいは紹介する研究書としてHubbard and Kitchin (2011)とDünne and Günzel (2006)、Günzel (2010)を挙げておく。

²² 近年でもルフェーブルの議論を踏まえ、Brenner and Schmid (2012)が「惑星の都市化 (Planetary Urbanization)」という概念を提起して全世界で進行し続けている都市化現象を把握しようと試みているほか、ルフェーブル研究 (Elden 2004; Merrifield 2006; Goonewardena et al 2008; Stanek 2011)やネットワークの都市空間 (Castells 1996)、移動の社会学 (Urry 2007=2015)と共鳴しつつ現在でも継続されている。それらの研究では、ヘーゲルやニーチェといったドイツ哲学や都市分析と関連づけて論じているほか、電子メディアや交通、観光についてなど幅広い観点から資本と行動様式との関係についての批判的考察を進めている。

重要性が指摘されてきた (Gregory 1994、Shields 1999)。21世紀にも様々な観点から身体と空間の関係に注目することの重要性が繰り返し指摘されている。たとえば、キルスティン・シモンセンがルフェーブルを参照しつつ「身体と空間の概念はそれにとまなう批判とポリティクスおよびその歴史と不可分」 (Simonsen 2005: 2) だと指摘した上で、現象学的立場から空間と身体との関連を考察している。またクルト・メイヤーは、『空間の生産』で予告され、後にいくつかの論文でルフェーブルが提起した「リズム分析」 (Lefebvre 2013) の観点から、日常生活における身体の役割を考察している (Meyer 2008)。国内でも斎藤日出治もまたルフェーブルに言及するかたちで空間と身体の領域を「社会闘争の主戦場」 (斎藤 2011: 311) として位置づけ、空間論における身体の意義を強調している²³。

『空間の生産』の最終章でルフェーブルは身体と空間の関係を次のように述べている。

空間は身体を変容させて身体を忘却するほどになり、また空間はみずからを身体から切り離して身体を殺害するほどになるのであるが、たとえそうであっても空間は身体から生じてくるのである。遠く離れた秩序の生成を説き明かしてくれるのは、われわれにとってもっとも身近な秩序である身体の秩序だけである。身体それ自身を空間において考察すると、諸感覚の連続した成層が、つまり差異の領域において諸種の差異として嗅覚から視覚にいたるまでの諸感覚の連続した成層が、社会空間の成層と成層相互の関連をあらかじめさし示している (Lefebvre 1974=2000: 578)。

ルフェーブルは空間の諸層とそれらの結びつきは身体の諸感覚の秩序において読み解くことが可能だと主張する。このように空間概念についての考察を進める際に身体は重要な論点となりうる。本論文の焦点は人間と自然との関係である。ルフェーブルが指摘するように身体における秩序から空間のあり方へとアプローチすることが可能だとしても、それはあくまで環境の分析のための枠組みを構成するものでなければならない。そこで以下では身体と空間との関係を考察するにあたり、ルフェーブルが自身の空間論において身体と自然との関係について論じた箇所を最初に確認する。その上で、哲学における近年の議論にも参照するかたちで身体と空間の関係についての考察を進めていくこととしたい。

2-2 支配と領有

ルフェーブルは自身の空間論で人間と自然との関係について支配と領有を対比させて論じた。この2つの概念の考察をとおして、本論文における身体と空間の関係についての議

²³ ルフェーブルにおける身体という論点は『空間の生産』以前の著作でも展開されており、ここでは「身体は空間と権力の言説の核心において還元不可能であり、攪乱的である」 (Lefebvre 1976: 89) と主張された。

論を進めていく角度を定めることとしたい。最初にルフェーブルが強く影響を受けたマルクスの領有概念について確認する。そしてルフェーブルの議論へと進んでいき、領有概念が空間との関連でどのような説明されていたかを確認することとする。

マルクスは『経済学批判要綱』や『資本論』などで、取得や領有を意味する名詞の *Aneignung*、あるいは、手に入れる、自分のものにするという行為を意味する動詞の *aneignen* を用いた。例えば、「生産とはどれも、ある一定の社会形態の内部で、さらにその社会形態を媒介として、個人の方から自然を自分の手に入れること（自然の領有）」（Marx 1974=2005: 149, 原文ママ）というように用いた。これは『経済学批判要綱』の序説での1文だが、そこでは資本主義社会において自然を素材や資源として自分のものにするのが領有という語で表現された。マルクスは『経済学・哲学草稿』で次のように述べている。

私有財産はわれわれを愚かで一面的なものにしてしまったので、ある対象がはじめてわれわれの対象となるのは、われわれがそれを所有するとき、したがって、対象がわれわれのための資本として存在するか、あるいは、われわれによって直接に占有され、食べられ、飲まれ、身につけられ、住われるなど、要するに使用されるときでしなくなっている（Marx 1968=2005 : 355）。

このようにマルクスは私たちが世界を対象化とする際の原理が私有財産であり、財産を所有することだと説明する。この私有財産の原理が作動しているがゆえに、私たちは自然を資本主義的な生産のための素材や資源と見なすという。そのように資本主義的な条件において自然の領有を語る一方で、マルクスは少し異なる観点でも領有という語を用いた。マルクスは私有財産の廃絶についての文脈において *Aneignung* の語を使用した。以下の引用文では *Aneignung* は「わがものにする」と訳されている。

〔私有財産の廃絶によって〕人間はみずからの全面的な本質を全面的なしかたで、したがってひとりの全体的人間としてわがものにするのである。見る、聞く、嗅ぐ、味わう、感じる、考える、直感する、感じとる、意欲する、活動する、愛するといった世界にたいする彼のすべての人間的な関係、要するに彼の個性のすべての器官と、形態のうえでは直接的に共同体的なものとしてあるような諸器官が、それらの対象的なふるまいにおいて、あるいは対象にたいするふるまいにおいて、その対象をわがものにし、人間的な現実をわがものにするものになる（Marx 1968=2005 : 354-355, 原文ママ）。

ここでマルクスは身体的感覚が直接的の対象と関係を取り結ぶことを領有と述べている。さきほどの資本主義的な領有と区別するために、こちらの領有を身体感覚的な領有と呼ぶことも可能だろう。いずれにおいても領有とは人間が自然あるいは世界と自身との関係を取り結ぶ行為を指す概念である。領有は必ずしも資本主義的な生産活動の手段として自然を対象化する実践というだけではない。たしかに資本主義の発展という歴史が議論の基礎に置かれていると考えてよいが、領有は資本主義的にも身体感覚的にも実行されるものとして語られている²⁴。

ルフェーブルはこのマルクスによる領有概念を自身の空間論において参照している。ただし、ルフェーブルは支配（domination）との対比によって領有を論じる。

人間集団の物質的および自然的環境に対する行動には2つの様式、2つ属性がある。それは支配と領有である。両者は一緒に進行すべきだが、しばしば切り離されている。技術的プロセスの結果である物質的自然の支配（domination）は、社会がその生産物を自然の代わりとできるようにするとともに、自然を破壊する。領有は自然を破壊しないが、自然を――与えられた身体と生物学的な生命、そして時間と空間を――人間の所有物へと変形させる。領有とは社会的生活のゴールであり、方向であり、目的である。領有なしでは、自然の技術的支配はそれが増すほどに不条理になる傾向がある。領有なしでは、経済的および技術的な成長はあり得るが、社会的発展は適切に言えばゼロのままである（Lefebvre 2017: 147-148）。

支配とは自然の破壊であり、そこで生産物が自然の代わりとなりうるという。支配された空間の例として『空間の生産』で挙げられたのは、コンクリートの敷石、軍事的建築物、要塞と城塞、堤防と灌漑の装置である。支配とは経済や技術の観点から自然を互換性のある諸部分として分割したり、それらを目的に応じて破壊的に再構成したりすることを意味する。それに対して、領有は利活用することで自然を人間の所有物へと変形させることを意味する。具体的には「農家の家屋と村落」、「イグルー（エスキモーの雪小屋）、（熱帯地方の）茅葺き屋根、日本の家屋」（Lefebvre 1974=2000: 249）が例として挙げられている。ある集団が空間を領有していると言えるのは、「この空間が集団の欲求と能力にとって役立っているから」（Lefebvre 1974=2000: 249）という。ルフェーブルの領有概念は『経済学・哲学草稿』における身体感覚的な領有概念と非常に近い位置にあると言える。ただし、ルフェーブルの領有概念は身体感覚的な性格を持つとしても、必ずしも経済的なシステムに結びつけられていない。このルフェーブルの空間論は、自然を特定のやり方で

²⁴ もちろんスケンプトンのように、上の『経済学・哲学草稿』の記述から、マルクスにとって「真の領有は世界との感覚的かつ知的な統合であり」、疎外としての所有からの解放だと想定されていたと解釈することも可能かと思われる（Skempton 2010: 121）。

使用することが私たちが生きる空間の構成と大きく関わっていることを指摘するものである。そして、私たちが自然と関係を取り結ぶ際に支配と領有という2つのやり方で実践しているとされる。この議論を踏まえ本論文では、経済や技術の尺度に基づく自然との関係性から区別するために、身体的な感覚によって自然と関係を取り結ぶことを領有と呼ぶこととしたい。

2-3 感覚と空間

2-3-1 対象の実在性

支配を自然の破壊とその代用物の生産として、領有を身体的感覚による自然の利活用として区分することで、人間と自然との関係の差異を把握することが可能となる。しかしながら、そのように支配と領有の区別が可能だとしても、上記のルフェーブルの議論において私たちがいる自然を特定の対象として個別化するプロセスについては決して明らかではない。言い換えれば、支配と領有という弁別が可能であるとしても、ある対象がいかにしてその実在性を獲得するのかについては明確にはならない。ここでは対象の実在性についての哲学的議論を参照することで、人間と自然との関係についての議論を進めていくこととしたい。

哲学者のマルクス・ガブリエルは対象の実在性 (reality) を「感性的知覚の領野 (Fields of sense/Sinnfelder)」²⁵の概念によって説明する。ガブリエルがこの感性的知覚の領野という概念を導入したのは、現実を単純化しようとする形而上学と構築主義を批判しつつ、様々な対象がその実在性をいかに獲得しうるのかを説明するためであった。ガブリエルによれば、形而上学は「世界とは実際にどのようなものか」 (Gabriel 2015: 10) の記述を試みており、それを明らかにするためには「認識プロセスにおいて人の手が加わったものすべてを取り除かねばならない」 (Gabriel 2015: 11) と考えるという。そして、構築主義は「諸事実や諸現実はいずれもそれ自体で存在するのではなく、むしろそれらは私たちの多様な言説や科学的方法によって構築されている」 (Gabriel 2015: 11) と捉える。「私たち

²⁵ ガブリエルは著書Fields of Sense: A New Realist Ontologyを英語で公表した後、母国語のドイツ語に翻訳して出版している。その際、いくつかの記述が削除ないし変更された。よって、本稿では混乱を避けるためにすべての引用をドイツ語版に依拠した。また、本稿ではFields of sense/Sinnfelderを実在の複数性と相互関連性を明確にするために「感性的知覚の領野」としたが、まだ定訳は存在しない。「感覚領域」 (橋本 2017) や「意義領野」 (中島 2016) と訳されている。また、ガブリエルの著書を翻訳した『なぜ世界は存在しないのか』が出版された際、Fields of sense/Sinnfelderは「意味の場」と訳されていたが、本論文では採用しない。またマルクス自身はフレーゲの研究を参照してSense/SinnとMeaning/Bedeutungとを分けているが、その翻訳語である「意味」と「意義」を本論文で用いるならば多くの混乱を招くことが予想されるからである。例えば、社会運動の経験分析において「意味」と「意味する」との違いを明確にしつつ記述していくことは難しいと考える。また、本論文では既に場所 (Place) を理論的概念として導入しており、FieldあるいはFeldを「場」と訳することも読み書き両面で不必要な混同を引き起こす可能性がある。それぞれの翻訳語を「意味」や「場」のようにかっこに入れて記述してもよいかもしれないが、研究を哲学的あるいは理論的な議論に限定しない限り、それによって得られる利点は少ないように考える。

は現実を『それ自体』で確かめられないのではなく、すべての諸現実や諸事実、それ自体が構築されている」（Gabriel 2015: 56）と考えられているのだという。ここからガブリエルは形而上学および構築主義が現実を不当に単純化していると指摘する。つまり、形而上学では現実が「見る者のいない世界」として個々人の見方とは関係なく存在するとされ、構築主義では現実を「見る者の世界」としてパースペクティブの複数性が重視される。これに対してガブリエルは新実在論の立場から次のように述べる。

私が知る世界とは常に見る者を伴った世界であり、そこでは私に対して関心を持たない諸事実が私の関心（知覚や感情、その他も）とともに構成されている。世界とは、見る者のいない世界だけというのでもなく見る者の世界だけというのでもないのである。（Gabriel 2015: 15）

彼の新実在論は、粘り強い思弁をとおして対象そのものへと接近する立場とも、意味づけによる対象の構成について認識論的に説明する立場とも異なる²⁶。ガブリエルによると、現前の対象は「感性的知覚の諸領野において存在する」（Gabriel 2016: 484）という。彼はその領野について電界や磁界のように形成されていると説明する。

諸領野は概して構築されておらず、その中に現れた対象に領野の力が影響を与える。たとえば、電界（Ein elektrisches Feld）はその中で運動する物体が領野に条件づけられた振る舞いを示すことで発見される。磁界（elektromagnetische Felder）のように、諸領野は完全に客観的な構造として存在しうるのである。（Gabriel 2016: 183）

このような特性を持つ領野があることで私たちは世界や対象を日常的に表現したり、何らかの現実として理解したりするとされる。ただし、対象の現れを可能にする領野は単数ではないという。たとえば、馬という対象をテレビで見ると絵本で見るとは違うように、1つの対象であってもそこで成立している領野は多数ある。馬が異なって知覚されるということではなく、それぞれのメディアにおいて馬が実在（real）だと考えられている。テ

²⁶ ガブリエルはポストモダニズムを形而上学のバリエーションとして位置づけ、構築主義をポストモダニズムの一般的な形式と考えている。それゆえ、すべての構築主義がガブリエルの理解する構築主義と一致するわけではないと思われる。ただし、アメリカの哲学者ポール・ボグホシアンが指摘するように「構築主義は規範的な科学的論法に依拠しているが、真実や知識に対する一般理論になろうと望む際には道に迷うこととなる」（Boghossian 2006: 130）と思われる。これは構築主義的な立場においてはすべての言説が相対化の対象となりうるためである。構築主義におけるこの相対性と一般性という理論上の困難は、あらゆる知識が社会的な欲求や利害の反映として偶然的に形成されていると考える立場であれば、避けるのは困難だと思われる。少なくとも経験的分析においては、イハン・ハッキングが指摘するように、構築されるものが観念なのか対象なのかを区別することは求められるだろう（Hacking 1999=2006）。

レビの馬、絵本の馬、CGの馬、人形の馬、動物園の馬、草原の馬のように、馬はそれぞれに別の馬として実在だということである。また、ガブリエルは対象が他の領野との関係をとおして対象の現れがより明確となると主張する。対象はそれ自体が実際に存在し、それ自体を理解するための領野も複数存在しているが、私たちは状況に応じて様々な領野を関係づけることで特定の対象の実在性を感覚的に理解しているとされる。「諸領野はある対象が現れ出る背景の機能を果たす」のであり、「諸領野とは諸対象の根本であり、それはまた他の背景の中に根づいている」(Gabriel 2016: 194)と説明される。つまり、感性的知覚の領野をとおした対象物の実在性の把握とは、目の前のモノが「分かる」あるいは「分かっている」と表現可能な行為であり、その構造は日常生活の何気ない場面においても作動していると考えてよいだろう。以下では、煩雑となることを避けるために感性的知覚を感覚と短縮して記述することとしたい。

2-3-2 特性の発見

何かを理解するとは、具体的な対象がそれぞれの特有の領野においてその実在性を獲得するということである。注意したいのは、私たちが用いる感覚の領野は常に正しいわけではない。科学的発見以前には、地球は平面だと理解され、その感覚が正当で現実的であると支持されているために他の領野にも影響を与えていた時期があった。また、麦茶を飲んだ後でそれが本当は麵つゆだと分かったときのように、私たちはそれが間違いないと思っていたときでも、後でそれが誤りだったと分かることがある。私たちは特定の現れを対象物に見つける場合がある。ガブリエルは「私たちがまだ知らなかった感覚を見つけたならば、これまで知られていなかった対象の特性と向き合っているのである」(Gabriel 2016: 484)と述べる。つまり、特定の対象の運動において、そこに別の現れが発見されるならば、対象はこれまでとは異なった実在性が把握される。もっと言えば、正しいとして適用される領野は、運動の観測が合理的と考えられたために現実化した「正当な」見方の1つにすぎないと考えられる。

建築物を考えると分かりやすいかもしれない。建物の中に入った時、私たちはそこが開放的ないし圧迫的な空間だと分かる。もちろん、その建物が論争や話題に上っている場合であれば、その建築や設計の是非を認識したり、把握したりすることは容易だろう。しかしながら、それらの論争とは関係なく、建物に存在する壁や階段を実際の運動をとおして私たちは把握できる。その内装や家具が収納やオブジェであると観察されれば、感覚の領野は異なったものとなる。また、黒い液体の入ったペットボトルを開け、薬品のような香りと炭酸のはじける音でそれがコーヒーではなくコーラだったと理解したとき、ペットボトルに対する感覚は変化している。それらは対象物を日常生活において感覚をとおして把握する実践である。ここに特定の対象の理解ないし実在性が形成されるプロセスが認めら

れる。対象の領有とは、身体的な感覚に基づく対象の実在化（realization）の実践と考えることができる。この実在化という表現は、実在が「実際には存在している」ということを指す場合も用いられることから、その意味が曖昧になる恐れがある。そこで、本論文では実在という言葉の含意による混乱を避けることを目的として、実在化ではなく対象化という表現を用いることとしたい。何らかの対象が特定の感覚領野において立ち現れること、つまりあるある対象が特定の実在性を獲得すること、それを対象化と呼ぶこととする。

2-3-3 領野と秩序

対象化はその時々私たちの感覚をとおして成立している。私たちと諸対象の間には複数の感覚が作動しているのだが、対象の運動に応じて特定の形態を持った領野と感覚が組み合わされる。対象の現れは身体的な感覚をとおして成り立つということである。いわば、これは個々の旋律やリズムを聞き分けることの難しいノイズの中で、私たちがその音の塊を何らかの音楽として「翻訳」する行為と表現できる²⁷。この翻訳は、対象化とは、ある対象を特定の現れとその理解を成り立たせる実践である。そのように対象を何らかの了解可能な対象として理解する実践は、その時々「合理的」な領野に基づいているという意味で翻訳的な実践である。ガブリエルはある対象と感覚との結びつきが偶然か必然かを確認するためには、その結びつきが他の領野ないし第二の領野へと固定される必要があると説明する（Gabriel 2016: 420）。つまり、数多くの対象がある中で「関連する事実をどのように個別化するか、したがってどのように『数えるか』」（Gabriel 2016: 184）によって領野はその固有の論理を持つが、それは別の領野によってのみ明らかになると考えるのである。「理解可能性は、まさにそれ自身が説明できない過程のおかげで現実存在する」（Gabriel 2009=2015: 116）というガブリエルの主張はこの意味において理解できる。あらゆる個別性を規定する全体的な構造があるのではなく、複数の領野が存在することによって、ある対象と領野の関係は特定の関係として固有性を獲得するのである。言い換えれば、ある対象の実在性はそれが関連する文脈に応じて成立するということである。例えば、歩くという行為である。この行為は足を左右交互に前へ進めることである。ただし、この行為の実在性は医学やスポーツ科学においては、いくつもの筋肉の伸縮とその連関としての運動として把握されることがある。それに対して、日常生活の場面では、歩く行為が重いケガから回復の象徴としての一歩として受け止められる場合がある。そのような歩く行為の理解は、個別の領野に他の領野が関連づけられることで成り立っている。

²⁷ 翻訳という言葉は日常的な意味では特定の国語を他の国語へと変換することを指す。ヴァルター・ベンヤミンの論文「翻訳者の使命」でもこの意味で用いられる場合もある。しかし、Bhabha（1994=2005）などベンヤミンを参照する研究が諸文化の通約不可能性と異種混濁性を問題とするように、表現内容の合致や不一致は必ずしも中心的な位置を占めるわけではなく、むしろそれらの背後で作動する権力作用についての考察が翻訳における焦点である。

では、私たち自身が置かれている文脈は、実在性の立ち現れのプロセスにとって無関係なのであるか。ある運動の実在性やスクリーン上の主人公の実在性の立ち現れにおいて、主体と対象だけでなく主体と主体の関係も1つの領野として連関するのではないか。Gabrielの感性的知覚の領野という概念はあくまでも哲学的伝統に立つものであり、この社会的な問題関心に応えることが目的ではない。しかしながら、私たちが社会的な存在であることは疑いようがなく、ある対象の実在性もまた社会から完全に切り離すことが可能だと考え難い。ある対象の実在性は領野の重層性を根拠として成り立っていると想定することができる。重層性という観点から対象化を社会的実践として、あるいは、対象と感覚との結びつきを社会的な秩序として位置づけて考えてみたい。それにより、諸領野の秩序を所与や自明のものと見なすことなく経験的に分析する方向性を探ることとしたい。

対象化を社会的実践として位置付けるとき、対象と感覚の関係を2つの異なる実践として弁別できるとともに、特定の領野による秩序を境界のポリティクスとして考察することが可能となる。対象化は合理的とされる感覚を繰り返してあてがう実践と、それとは異なった感覚をその時々を作り出す実践とに分けることができる。前者は目の前の現象を特定の理解の仕方を受け入れる類型的な実践である。そして後者は対象の理解を複数の可能性へと開いていく非排他的な実践であり、他なるものを志向する性格を持つ。前者は日常生活の継続と維持を生み出すのであり、それは対象物の対象化を帰結あるいは必然として捉える事実確認的だと言える。そこでは対象が多様な現れを示すとしてもそれは既存の領野によって処理されるのであり、諸領野の秩序に変更は生じない。

例として、1960—1970年代における煙突と排煙を例として挙げるができる。戦後、立ち並ぶ工場とその煙突は復興のシンボルとして翻訳された。工場とその煙突がそのように感覚される際、大気中に排出された煤塵や煤煙もまた経済成長の現れとして対象化されていく。「七色の煙」を吐き出す八幡製鉄所などの工場群であっても同様に、その姿は繁栄として感じられていた²⁸。そこでは工場、煙突、排煙が経済上の領野と結びつき、両者は半ば必然的な関係として成立していた。そこでは排煙や煤塵に健康被害を結びつけ、それを大気汚染とする対象化とその感覚は排除されている。工場の従業員とその家族が暮らすその地域では煙突とその煙に満たされていたが、それらが豊かさや繁栄として対象化されていたのである。これは大気の対象化であり、そこに領野の重層性と連関が認められる。特定の領野は対象物の理解を成立させるが、そこでの個々の領野の連結あるいは分離が必然化されているとき、そこに日常生活における不明瞭な権力作用を認めることが可能である。つまり対象化を社会的実践と位置づけることで、そのプロセスに人間と自然との

²⁸ 林えいだいの『これが公害だ』（林 [1968]2017）では北九州における工場群の排煙と住民たちの生活が記録されており、多数の写真をとおして当時の様子を確認することができる。また、「七色の煙」と「繁栄」の関係について、北九州市の公害反対運動を分析したアンナ・シュラーデが、1958年の松竹映画『この天の虹』で八幡の「七色の煙」が「繁栄の証」として描かれていることを指摘している（Schrade 2018）。

関係だけではなく、人間と人間との社会的関係もまた連関していることが分かる。

2-3-4 焦点としての重層性

注意したいのは、上の例で黒煙そのものは変化していない点である。変化は大気の実在性と空間の編制において生じた。公害が領野の1つとして健康や化学物質といった他の領野と連関したことで、黒煙は経済発展ではなく汚染として対象化されたのである。言い換えれば、大気もそれを黒くする煙もそれ自体は変わっておらず、私たちと自然との関係が変化した。黒煙が大気汚染としてその実在性を獲得したことにより、地域は経済における成長や繁栄の場所ではなく加害と被害の場所へと変化したのである。このように対象化が異なって実践されるとき、空間の編制もまた変容する。

このように対象化を空間の編制をともなう社会的実践と位置づけるとき、対象の実在性の立ち現れに作用する多様な連関が分析の焦点として浮かび上がってくる。私たちの身体的感覚とその実践に応じて自然の実在性が立ち現れるだけでなく、社会的な文脈の変化によってその実在性は変容しうる。そしてその変容をとおして空間が異なって編制されると考えられる。第1章の導入部で環境史に参照しつつ環境概念が歴史という大きなスケールで変容しうることを述べたが、本章での考察から環境の実在性は歴史的にだけでなく、社会的関係における権力作用に伴って変容しうることを示された。焦点は領野の重層性である。ここに環境概念を分析する道が認められる。人間と自然の関係について感覚をめぐる多様な連関に注目し、その空間編制を分析することで、環境を多面的に分析することが可能となると考えられる。

2-4 環境の空間論的分析

本章の目的は空間概念の検討をとおして経験的分析の枠組みを設定することであった。ルフェーブルの空間論における支配と領有の区別を出発点とし、身体的感覚をとおして人間と自然がいかなる関係を取り結ぶのか、その関係はどのようにして成り立つのかについての考察を進めた。その際、ガブリエルの哲学的議論を援用した。ガブリエルは「感性的知覚の領野」という概念を用い、その時々文脈において対象の実在性が立ち現れるプロセスについて説明する。この概念は主体と客体との関係における対象の実在性を主に説明するものであり、主体と主体との関係が対象化のプロセスにいかなる影響を持ちうるかは論点とされない。しかしながら、領野の重層性とその連関が対象の実在性を成り立たせるとき、その連関に私たちの社会的文脈もまた含まれると考えられる。そこで本章では対象化を社会的実践として位置づけ、対象の実在性に私たちの社会的文脈が連関しうることを考察した。そして、私たちの身体的感覚とその実践に応じて自然の実在性は変容するだけでなく、その変容をとおして空間が異なって編制されると考えられることも分かった。こ

ここに空間の編制という観点から環境について分析する道筋が認められる。対象の実在性はいくつも感覚のその時々に関連において立ち現れる。これは黒煙を例として考察したように、自然の対象化においても当てはまる。したがって空間という観点から環境概念へとアプローチする際、対象の実在性を焦点として、つまり感覚の領野の重層性とその関連を分析の焦点として設定することは妥当であり、有効だと考えられる。

ここまでの環境社会学の先行研究の検討および分析枠組みとしての空間概念についての理論的考察を踏まえ、第4章以下では社会運動における環境概念の経験的分析に取り掛かる。次章は分析の対象である豊前火力反対運動に関する予備的考察、分析に使用する諸史料の位置づけ、そして分析で期待される知見についてそれぞれ述べることとする。

第3章 対象と方法

ここでは次章以降で経験的分析を進めていく前に、事実関係の確認として当時の国土開発について考察する。その上で、分析の素材と方法、そして期待される知見について述べる。

3-1 分析対象

次章以降より豊前火力反対運動の分析を始める。九州電力による火力発電所の建設計画の撤回を求め、環境権を主張した社会運動である。運動の争点は、重油の燃焼による大気汚染、温排水による漁業被害といった操業で発生する公害、そして施設の建造にともなう海と海岸の埋め立てであった。

1960年代後半から1970年代前半にかけて、全国各地で工業地の造成やインフラ整備の公共事業に反対する社会運動が多発した。住民運動研究では基本的に裁判以前の期間の社会運動を分析対象とされてきた。その理由としては、裁判では代理人による法律と判例に基づく言論上の闘いとなるために、住民という主体による社会運動のダイナミズムが失われやすいことを挙げることができる。しかしながら、本論文では裁判も分析対象である。豊前火力反対運動では裁判で代理人あるいは法の専門家を原告に一切加えなかった。弁護士なしの本人訴訟である。これには、新法理として提起されたばかりの環境権のみを根拠とした勝ち目のない訴訟であったため、請け負う弁護士がいなかったという事情もある。だが、後に考察するように、豊前火力反対運動は裁判を運動の一環あるいは手段として明確に位置づけている。原告の7人は法律に関する専門的な訓練を受けていない。いわば、裁判の素人である。裁判はその原告たちが自身たちで考え、九州電力による発電所の建設と操業を阻止するための運動だったと見なすことができる。実際に反対運動の通信誌ではそれまでの活動報告と同じように裁判の記録を公開、連載した。豊前火力反対運動では、路上での抗議活動から法廷での言論闘争までを対象として分析を進めることができる。

3-2 豊前火力反対運動の背景

3-2-1 空間の表象としての国土開発計画

ここでは次章からの経験的分析の前に、反対運動と関連している国土開発計画について概観しておきたい。この国土開発計画とは、新全国総合開発計画（新全総）である。この新全国総合開発計画（新全総）は1968年5月に閣議決定された国土開発の計画である。20年間にわたる開発のスケジュールであり、国家的な視点に立った経済成長が目的とされた。この開発計画は「自然科学、社会科学の総力をあげて挑戦すべき政策課題」とされ、「アメリカにおける『アポロ計画』と類似した国家的事業」と見なされていた（産業計画

会議 1969: 30)。国土総合開発審議会では会長を務めた平田敬一郎はインタビューで、科学と技術の発展を近代文明の中心の特徴として捉えた上で、その必然としての進歩の象徴として原子力と宇宙開発を挙げている（北海道東北開発公庫調査部 1969）。この「進歩的」な思想の影響下で国土の開発と国家の経済成長が構想された。

新全総の特徴は、交通通信技術の開発によって全国的なネットワークを形成し、「中枢管理機能の集積と物的流通の機構とを体系化する」点に認められる²⁹。本章末尾の図1で示されているように、各地方での工業基地と基幹都市の開発を横軸に、各地方を貫く新幹線鉄道網、空港や都市への幹線となる高速自動車道路網、原発群を束ねる超高圧送電網を縦軸に国土開発を体系化する。それは産業だけでなく生活の各局面においても全国の隅々までを開発しようとする計画であった。複数の県によって構成された地方ブロックでの「大規模開発プロジェクト」と呼ばれる構想が中核にあり、中部や近畿、中国・四国、九州など7つの地方での開発を相互に関連づけられた。県や市といった単位に基づく地域拠点型の開発から転換することが目標とされ、公共事業をとおして都市部の過密化と地域間の格差の解消が試みられた。

この新全総の約1年後に閣議決定された「新経済社会発展計画」では、工業基地の立地について以下のように述べられている。

鉄鋼、石油精製、石油化学、電力などのいわゆる基幹資源型工業については、国土の体系的利用の観点から生産の効率化と公害防止等を考慮しつつ、遠隔地に大規模な臨海性工業基地の建設を推進する（経済企画庁編 1970: 62）。

この主張には、既存の工業基地への開発の集中化と主要都市への労働者の流入によってもたらされた過密化とそれに伴って多発した公害を解決したいという意図を読み取ることができる。また、同時に大規模工業基地を未開発の遠隔地に設定することにより、安価な労働力の確保と公害の地方への分散を達成しようとしていることも明らかである³⁰。

国土開発計画はルフェーブルが『空間の生産』で示した空間の三幅対の1つである「空間の表象」に他ならない。合理的な知識と計算によって生み出された空間の構想である。幾何学や遠近法をもとにつくり出される空間であり、「知的に練り上げられた記号の体系」（Lefebvre 1974=2000: 82）としての空間である。ルフェーブルは「空間の表象」を次の

²⁹ 『新全国総合開発計画』11頁。『新全総』は国土交通省のホームページで公開されている。<http://www.mlit.go.jp/common/001135929.pdf>（2018年8月19日確認）

³⁰ 西日本新聞の論説委員だった加藤敬二は、新全総の策定に先立って「九州ネリカン論」が語られていると指摘している。加藤の説明によれば「ネリカンとはいうまでもなく東京練馬にある非行少年の鑑別所の俗称である。つまり、この言葉は、公害発生や悪質な労働条件で太平洋ベルト地帯などから追い出された企業や、居づらくなった企業が、抵抗力を持たない九州に流れこんでいることへの批判、警鐘として読み取らねばならない」（加藤 1970: 5）という。

ように説明している。

科学者の空間、社会・経済計画の立案者の空間、都市計画家の空間、区画割りを好む技術官僚の空間、社会工学者の空間、ある種の科学的性癖をもった芸術家の空間、これらの空間はすべて、生きられる経験や知覚されるものを思考されるものと同一視する（Lefebvre 1974=2000: 82）。

それは経験的な感覚を根拠しない、言い換えれば具体的な実感のない空間である。新全総とはまさにそのような空間を作り出す計画であったと言える。再び図1を見ると分かるように、列島は「農業」「水」「工業」「エネルギー」などの項目を軸として整理され、それぞれが「全国的ネットワーク」と括られた交通と通信、電力の直線で結びつけられることが分かる。この計画立案を主導した下河辺淳によれば、新全総は集中投資による開発拠点主義ではなく、より長期的かつ広域的な視点に立つ「ナショナルプロジェクト」（下河辺 1994: 117）として構想されたという。このナショナルな青写真が各地域で実際に生活する人々の空間に大きな影響を及ぼすにもかかわらず、その現実の生活の空間はほとんど捨象されている。各地で住民運動が組織化された背景には、地域重点的な開発による公害の発生とその社会現象化だけでなく、この空間上の矛盾があったと考えるべきであろう。

3-2-2 周防灘開発計画

本論文の分析対象である豊前火力反対運動は、上で言及した大規模開発プロジェクトを背景として立ち現れた社会運動である。大規模開発のプロジェクトは3つに分類されており、第1が交通通信網の整備、第2は農業開発および工業基地の大規模開発、第3は住環境やレクリエーションを念頭とした自然環境の保護であった。この中でも第2のプロジェクトはそれまで経済的発展の拠点ではなかった地域を重工業化し、地域経済を浮揚させる可能性を持っていたため、各地で大規模開発計画の立案と誘致が積極的に進められた。候補地は計11カ所に上ったが、山口と福岡、大分の3県にまたがる周防灘地域は「自然的有利性に加えて、後背地には工業集積、都市集積をもっているため、大規模工業基地候補地の最右翼」（柿本 1971: 10）とされた。この周防灘の大規模開発が豊前火力反対運動と関連する開発計画であった。

周防灘開発については、新全総の策定に先立って3県と指定都市の北九州で連絡会が設けられた。大分県企画部長だった久世公堯によると、この連絡会は1968年ごろから開かれ、翌年春から活動を活発化させたという（久世 1970:56）。そして任意団体として会長に亀井光福岡県知事を置く「周防灘総合開発促進協議会」が結成され、開発の推進母体と

なるべく1969年6月には正式に創立総会が開かれた。この協議会は「周防灘大規模開発構想」をまとめた。そこでは大規模な用地確保に適した遠浅の地形、大量の物流を可能とする海洋条件、工業基地のための水資源、既存の工業地との連携などを挙げ、地域の優位性が説かれた³¹。この「構想」によると、山口、福岡、大分の沿岸で水深10メートルまでを埋め立てて約60ヘクタールを造成し、「超大型工業基地」を整備するという。そしてこの基地は鉄鋼や石油、石油化学、大型輸送機械を中心に構成し、1985年時点で全国工業出荷額160兆円の1割にあたる15兆円を出荷することが目標とされた³²。

図2および図3で確認できるように、既存の工業地と連携しつつ、周防灘一帯の低開発地を体系的な工業地へと新たに作り変える計画だった。それは周防灘一帯をナショナルな空間における生産と流通の網に編み込もうとする計画である。大分県から委託されて日本工業立地センターが1972年にまとめた『大分県周防灘地域開発調査報告書』では、「先導的な開発プロジェクト」という見出しで周防灘開発を次のように説明している。

本地域の臨海部は広大かつ静穏な海と、産業用地の造成に適した地点をもち、臨海型工業および大規模流通基地の開発に適応する立地条件を有する。また、北九州工業地帯、周南臨海工業地帯および大分新産業都市とは地理的に中間的な位置にある。一方、国の大規模工業開発プロジェクトの1つである大規模工業基地の有力な候補地にあげられるとともに、石油系企業等がそのすぐれた立地条件に着目している。（中略）開発効果を広域的にかつ急速に波及させるためには、通信、交通、情報ネットワーク、あるいはエネルギー、産業用水、等のユーティリティ部門を抜本的に整備するプロジェクトを先導的に実施する必要がある（日本工業立地センター 1972: 2）。

この周防灘開発計画は現実には実行されなかった。公害が社会現象となり、重工業への反発が高まっていただけでなく、瀬戸内海が「死の海」と表現されるほどに汚染されたことで政府は大規模開発計画を中止したためである。だが、自治体からの要請によって火力発電所の建設は取り組まれることとなった。それが仮に豊前火力反対運動によって異議を申し立てられた九州電力豊前火力発電所である。この発電所は、周防灘開発計画が凍結さ

³¹ 協議会による「周防灘大規模総合開発構想」は『工業立地』の1969年9月号に「立地ニュース」として掲載されている。

³² 協議会では「周防灘を全国一のコンビナートにするというだけでなく『みどりの中の工場』や『公害のない新しい工業圏』といったキャッチフレーズ」（加藤 1970: 5）が使われていたとされる。新全総において強調された「緑地化」という文言と同調する構想だと言える。この工業基地と自然環境との調和は、当時の開発側あるいは経済界で流通していた考え方だと見てよいだろう。7章でも言及するが、1967年成立の公害対策基本法では「生活環境の保全については経済発展との調和を図る」という一文があり、経団連の意向を反映した「調和条項」と呼ばれている。

れたために、協議会の構想および日本工業立地センターの調査報告書で構想されたエネルギー基地であったかは定かではない。しかしながら、発電所は大規模ではなくとも工業化によって地域経済を発展させていくために不可欠な電源として理解されていたと見ることは十分に可能である。

3-3 方法と知見

3-3-1 分析の方法

では、分析の素材について述べたい。本論文では多様な史資料を用いる。主な資料は、反対運動のメンバーが出版した著作、機関誌『草の根通信』、新聞や雑誌に投稿した記事である。また、反対運動のメンバーから提供された裁判の音声記録、運動でリーダーを務めた松下竜一による講演の音源、当時配布された小冊子も分析に用いる。それらの史資料は、運動の概要とその経過について詳しく述べているものの、その内容は既に知られているものが多い。

だが、本研究では新しく史料を発見したことにより、これまでに明らかにされてこなかった運動の側面に光を当てることが可能となった。本論文の執筆にあたり、立教大学共生社会研究センターに所蔵されていた未整理の史料群を調べたところ、豊前火力反対運動に関する史料が多量に見つかったのである。それらには既刊の著作物でその存在が語られていたものの、それまでに確認できなかった史料も含まれている。例えば、反対運動が配布したビラ、他地域の運動組織宛に送られた手紙、裁判に関する資料、九州電力のチラシ、そして様々な運動組織のメンバーが参加した自主的な会議の議事録、反火力の運動組織による集会の記録である。これらは各地の社会運動に関する資料を収集していた住民図書館からその所蔵物を埼玉大学が受け継ぎ、その後立教大学へと移管された。1970年代の公害反対運動に関する資料については比類できないほどの量と質をほこっている。そのほとんどは当事者が残した一次資料である³³。今回の分析で用いるのはそれらの膨大な史料の中から見つかったものである。その史料を用い、場所および空間概念を分析枠組みとして反対運動における環境概念を分析する。場所とその空間編制に焦点を合わせ、既存の資料と新発見の史料の記述を基に、反対運動がいかなる状況において何を環境と捉え、語ったのかを読み解く。

立教大学で見つかった史料を引用する際、「S15」とアルファベットと数字で表記する。このS15とは、立教大学共生社会研究センター所蔵の伊達火力建設反対運動関連資料（コレクションID: S15）を指す。このコレクションには多量の資料群が収められている。本論文ではこのコレクションのファイル「他地域から1/6」と、ファイル「住民図書館テーマ別にあったものか？」に収用された史料群を引用する。1つ1つの資料の典拠をそのたび

³³ 1970年代の公害反対運動以外にも、ベ平連、鶴見良行、宇井純に関する多数の史料も集められている。

に示すと読みにくくなるだけでなく参考文献欄が非常に煩雑になるため、本文中ではファイル「他地域」を「S15-OR」、ファイル「住民図書館」を「S15-JL」とそれぞれ表記し、必要と思われる場合に詳細な書誌情報を明記することとしたい。例えば、そのファイルにあるビラの書誌情報を詳細に表記すると次のようになる。「豊前火力誘致反対共闘会議・中津下毛地区労働組合評議会, 1972, 「豊前火力発電所建設と周防灘開発に反対しましょう!!」, ファイル「他地域から1/6」, 「正木洋氏旧蔵・伊達火力建設反対運動関連資料」(コレクションID: S15), 立教大学共生社会研究センター所蔵)。S15以外にも、コレクションID: S16の史料群も用いる。S16は中部電力渥美火力発電所の増設反対運動のメンバー所有の史料である。こちらはファイルボックスごとにS16-028やS16-078と表記する。また、本論文の末尾の「史料編」には本文で引用した史料を引用順に載せる。「史料編」での確認において混乱を招かないようにするために各史料に番号を付し、本文では(S16-028、史料1)あるいは「S15-OR、史料5」などと表記する³⁴。

3-3-2 期待される知見

公害反対運動では基本的に自然をどれほど汚染、破壊するかが争点となった。自然科学を基準として計測される自然の清浄さが論点であった。言い換えれば、それは自然科学の手法で把握された数値が焦点であった。しかしながら、豊前火力反対運動はそのようないわゆる公害だけではなく、環境についても語ったのである。公害に反対するために環境という言葉を中心に据えることは端的に言って社会運動の主張に曖昧さをもたらす。なぜ反対運動は環境について語ったのか。本論文はこの環境概念について分析する。この分析から期待される知見は、豊前火力反対運動が人間にとっての資源や素材などの有用物ではない自然を捉え、語っていたという事実の解明である。前章で述べたように自然の対象化のプロセスについて感性的知覚の領野の重層性とその連関という観点からアプローチすることで、環境を空間論的に分析することが可能となる。この空論的分析によって、人間の尺度に還元されえない自然の重層性と層の連関を捉えていたことを明らかにすることが期待される。

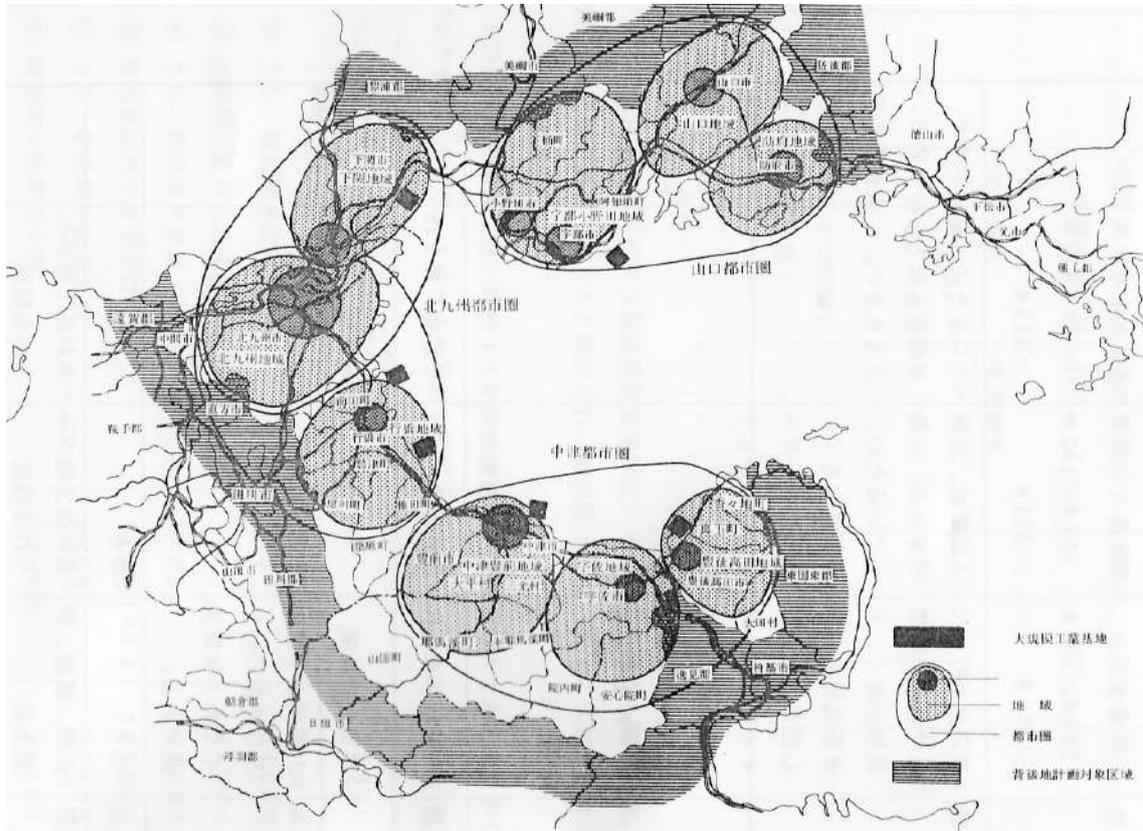
改めて以下の章の構成を述べておくこととする。第4章から第7章は経験的分析である。

第4章は、豊前火力反対運動の始まりから松下竜一が「暗闇の思想」を発表するまでの時期を分析する。第5章および第6章は、反対運動を支えていた松下の感覚についての分析である。松下が独特の空間的感覚を持ち合わせていたことを論じるほか、分析を受けて場所について再度理論的考察を進める。第5章では松下のデビュー作『豆腐屋の四季』を軸として場所と感動の関係について、第6章では石牟礼道子との比較をとおして場所と松下の感覚との関係を論じる。

³⁴ 立教大学共生社会研究センターでは本論文で使用した史料の分類が常に進められており、本論文で引用した際と表記が異なっている可能性がある。

第7章では、主に環境権の裁判について分析する。豊前火力反対運動は他の反火力運動と協力や支援の体制を築くことで、運動の方向性を獲得した。そのプロセスを新発見の史料によって明らかとする。また反対運動が法廷で人々の生活史や動植物の生態系について語り、そしてそれが海と海岸における様々な空間についての証言としようとして試みていたことを考察する。終章では、豊前火力反対運動の分析で明らかとなった環境概念を整理した上で、その環境概念が持つ社会学的な意味について論じる。

図3：「地域構成図—周防灘内陸部」（日本工業立地センター 1972: 110）



第4章 公害反対の社会運動

——自然の位置と「暗闇の思想」——

4-1 本章の目的

本章は前期の豊前火力反対運動を分析対象とする。反対運動は大分県内の様々な既存の団体で構成された大規模な組織としてスタートした。しかしながら、その大人数の運動は九州電力と自治体との間で環境保全協定が結ばれたことで実質的に解散した。その後、一部の住民が反対運動の継続を目的として少人数の別組織を作った。リーダーは作家の松下竜一が務め、福岡県豊前市の団体も合流した。この組織が環境権という新法理に注目し、法廷で動植物について語ったのである。このように豊前火力反対運動は環境保全協定の前後で分けることができる。大きな組織として活動した時期と、それ以後に少人数で環境権を訴えた時期である。本章では前者の時期が分析対象である。

前期の反対運動については松下の著書『暗闇の思想を』（松下 [1974]1999b）でその概要を知ることができる。ただし『暗闇の思想を』は当事者である松下の目線で重要と考えた反対運動の出来事が選択され、記録されている。そこで本章では、立教大学共生社会研究センター所蔵の未整理資料群から新たに見つかった史料、そして運動のメンバーから提供された史料を加えて、豊前火力反対運動の分析を進める³⁵。

豊前火力反対運動は、火力発電所の建設予定地とその周辺地域で始まった社会運動である。九州電力による発電所の建設計画とその操業に伴って生じる排煙や排水の影響が福岡県豊前市と大分県中津市に及ぶと考えられたために、各市で運動が組織された。最終的には両市の運動は合流した。これから見ていくように裁判を目前に1つの組織へと合流していくまでには、各市の運動は異なった性格を持っていた。豊前市の運動は革新系の団体から支援を背景として過激な活動も辞さなかった。それに対し、中津市では既存の団体が混在する組織を形成し、陳情を中心とした穏健な運動を展開した。以下では、豊前火力発電所の建設に反対するそれぞれの運動が何を争点として抗議活動を成立させていたのかを確認する。

³⁵ 松下による豊前火力反対運動の記録は『暗闇の思想を』と『明神の小さな海岸にて』（松下1975）、『豊前環境権裁判』（松下 1980）、『五分の虫、一寸の魂』（[1975]1999c）の4冊にまとめられている。前3冊はノンフィクションあるいは記録文学として書かれた作品であり、本論文ではそれらの記述を可能な限り検証した上で反対運動に関する資料として扱った。『五分の虫、一寸の魂』については松下本人が「八分の事実で、二分の戯作っていったところでしょうね」（松下 1988: 19）としており、参考にしたものの本文中で引用することは避けた。また本文中で『草の根通信』と表記されているのは、豊前火力反対運動が定期発行していたミニコミ誌である。すいれん舎によって2006年から2008年にかけて復刻された。本論文では『草の根通信』から引用する際に不要な混乱を避けるため、『草の根通信』の号数と頁数のみを表記する。

4-2 2つの公害反対運動

4-2-1 2つの自然

豊前火力発電所は、1971年10月の福岡県豊前市議会でその誘致が決議された。その決議までには次のような経緯があったとされる。九州電力の記録によると、1970年9月に豊前市から九州電力へ発電所建設の誘致陳情があった。翌年の1971年10月、上記の市議会決議の後、九州電力が豊前市および福岡県へ発電所の建設を正式に申し入れたとされる（九州電力社史編集委員会編 1982: 197）。この記録によれば、少なくとも豊前市は報道で建設計画が広く知られる1年ほど前から誘致に向けて動いていたこととなる³⁶。

市議会での誘致決議を受けて、反対運動は豊前市で組織され始めた。1971年末に豊前市の労働組合団体（地区労）と高教組が「豊前・築上のちとくらしを守る会」を結成した。翌年1972年4月には福岡・大分両県の県評、豊前築上地区労働組合協議会と中津下毛地区労働組合評議会が合同で「豊前火力誘致反対共闘会議（以下、共闘会議）」を立ち上げた³⁷。立教大共生社会研究センター所蔵の史料を見ると、この時期に以後の運動で何度も浮上する見方が既に登場していたことが分かる。それは1972年5月に中津市内に配布されたビラで確認できる。ビラは「豊前火力発電所の亜硫酸ガスが中津に降ってくる」（S15-OR、史料1）という見出しで火力発電所の危険性を強調するとともに、発電所建設の背景に「周防灘総合開発」があると主張する。

さらに重要なことは、この豊前火力発電所が将来「周防灘総合開発」のエネルギー基地となり、公害の元凶となることです。（中略）市民の間では、「周防灘総合開発」に期待と幻想が持たれ、開発賛成の意見も少なくありませんが、「周防灘総合開発」の正体は鉄鋼、石油精製、石油化学を中心とした基礎資源型工業開発として位置づけられており、つまり、多公害型の企業が周防灘にやってくるということなのです（S15-OR、史料1）。

松下によれば中津市では「スオーナダカイハツの言葉はささやかれながら、大多数の市民にとって、正体をまだ知らぬ幻の計画」（松下 [1974] 1999b: 13）にとどまっていたとされる。それゆえ近隣市の豊前市でこのビラの内容が実際にどこまで広く支持されていたかは定かではない。また、分析にあたって手に入れることのできた史料では火力発電所

³⁶ 松下の著書でも豊前市商工会議所の外壁には「新鋭火力を誘致して豊前市の発展をはかりましょう」と書かれた看板が1970年ごろから設置されていたと記されている（松下 [1974] 1999b: 37）。

³⁷ 『中津下毛地区労30年史』（地区労30年史編纂委員会 1977）によれば、この共闘会議の名称は「豊前火力建設反対共闘会議」となっている。しかし、松下竜一の著作や恒遠俊輔による裁判での発言記録、配布されたビラでは「豊前火力誘致反対共闘会議」となっているため、本論文では「豊前火力誘致反対共闘会議」という名称に統一した。

の新設が周防灘開発のための電源として計画されたのか確かめることはできなかった。しかしながら、電源インフラの新設による需要の創出や市場の開拓という意味で、火力発電所が将来的に「公害の元凶」となりうるという共闘会議の見方は誤っていないだろう。注目したいのは公害がこの主張の基軸となっている点である。先程のビラの「美しい海と空を守ろう、そして生命を」の段では次のように述べられている。

周防灘を含め瀬戸内海はいままでさえ赤潮が常時発生し、工業廃液などで年々汚れがひどくなっています。科学者の話では、周防灘開発が進められると瀬戸内海はヘドロの海、死の海になる、と言われていています。水俣病、イタイイタイ病、四日市ゼンソク、残留農薬、奇形魚、ヘドロ、PCB、光化学スモッグ（中略）ETC、国の高度経済成長政策と独占企業の勝手な振舞いは日本の美しい自然を荒らし、人を傷つけ殺してきました（S15-OR、史料1）。

既に他地域で発生した様々な公害が挙げられ、豊前火力発電所と周防灘開発の両計画の将来に輪郭を与えられる。公害という社会現象と周防灘開発とを重ね合わせ、このままでは周防灘でも同じ悲劇が起こるだろうという主張である。

共闘会議ではそのように発電所と開発計画の将来を公害という観点で具体化させようとする。そうであるにもかかわらず、その公害から守るべきだとされたのはあまり生活感のない自然ばかりであった。守るべきだと見なされた自然を順に拾い上げていけば、自然環境、海水、豊前海、大気、農作物、樹木、ノリ、魚介類、海、瀬戸内海がビラで登場する。また、美しい海と空、日本の美しい自然といった非常に抽象的な表現もある。これらに共通するのは、具体的な日常生活との関係性が希薄だということである。

同時期の他のビラ（S15-OR、史料2）でも自然はまるで静物かのように言葉や絵の上だけに存在するものとして描かれた。そのビラは発行主体を「豊前築上地区労働組合協議会」と「豊前築上地区いのちとくらしを守る会」としていることから福岡県豊前市で配布されたと考えられる。「九電が進出すればどうなるか？」という段では、高温排水で「ノリ漁場が破壊され、漁民の生活権がとりあげられる」、亜硫酸ガスで「樹木や野菜、家畜や人体に決定的な悪影響を与え、農林業は死滅する」と述べている。つまり、発電所は人々の健康だけでなく生活の基盤である農林水産業を破壊すると説明するのである。このビラは建設予定地である豊前市の市民を読者として想定しているために、先ほどよりも火力発電所による被害が具体化されている。注目したいのはその段の最後に置かれた記述である。

明神海水浴場は市内唯一つの市民いこいの場であるのに市民には何の相談もなく九

電用地（埋立）に提供しようとしています。市民のみなさん、果たしてこれで良いのでしょうか？市民のための市政といえるのでしょうか？（S15-OR、史料2）。

海水浴場のある海岸は火力発電所の建設予定地とされた。その海岸を「市民いこいの場」と呼び、その場所を九電に渡そうとする豊前市をビラは批判したのであった。公害で破壊される対象を説明する際は静物あるいは科学的対象としての自然が挙げられたのに対し、ここでは明神海水浴場という具体的な場所について語られた。その「いこいの場」という表現にはここまで述べてきた自然と大きく異なる自然の線引きが認められる。明神海水浴場は、海岸という具体的地理を持った自然と人々の日常生活とが交錯する場所として理解されている。いわば、生きられた空間としての自然と人間の関係が語られた。以下で確認するように、前期の反対運動では大気や海水といった自然科学の方法で測定される対象としての自然が繰り返し語られた。これは公害の有無が重大な争点であったために避けられなかったと見ることもできる。つまり排煙や温排水によって大気や海水がどれほど汚染されるのか焦点が合わせられる際、自然は計測や計算で捉えられる対象となる。汚染されるのは、客観的对象としての自然である。前期の反対運動ではそのように自然が対象化される傾向が認められる。以下では自然の対象化に注目しつつ、前期の反対運動が火力発電所建設に異議を申し立てる際にいかなる人間と自然の関係について語っていたのかを分析していくこととしたい。

4-2-1-1 中津市の反対運動

中津市で反対運動が軌道に乗り始めたのは、1972年6月に開催された「周防灘開発問題研究集会」以降である。この研究集会開催のきっかけは、豆腐屋から作家へ転身したばかりであった松下竜一への手紙だった。手紙は瀬戸内海汚染総合調査団員で広島大学工学部で助手を務めていた石丸紀興から送られたもので、その内容は周防灘開発に関するシンポジウム開催の打診である。この時期の松下の心情が自著の『暗闇の思想を』で次のように記述されている。松下は様々な存在が交錯する河口を「私の風景」だと語る。

私は、長い間豆腐屋であった。大分・福岡の県境を流れる山国側の河口の小さなデルタの町が、私の豆腐をあきなうおとくいであった。周防灘にそそぐこの河口こそ、私の青春の小世界だった。朝に夕に豆腐を積み行く私の頭上に、カモメは群舞した。蒼い水のあちこち、目にしみて白鷺が遊び、シギやセキレイがせわしげに飛んだ。ひそかに「私の風景」と名付けて愛着するこの小世界と、巨大開発計画は相容れないものである。スオーナダカイハツは、荒々しい土足で「私の風景」を踏みにじりくるものだと、最初から私は直感し嫌悪した。のち、著述業に転じた私は、大分新産都市の

公害状況や臼杵市風成の漁民闘争を記録化する過程で、すでに「私的心情」を越えて、幾多の事実を踏まえながら「反開発視点」を定めてきていた（松下 [1974] 1999b: 10-11）。

松下は私の風景と開発計画を対立させ、開発が「荒々しい土足」として私の風景を破壊すると述べた。松下が批判したのは大規模な開発であったが、その焦点はモノの大量生産と大量消費を豊かさの象徴と見なす姿勢であった。その後、松下は開発計画についての研究を深め、『海を殺すな——周防灘総合開発反対のためのノート』と題した小冊子にまとめた。その小冊子で松下は次のように述べた。

家の中に物が溢れたから、ゆたかだということにはなるまい。中央の半分の所得でも私たちは美しい空の下に住んでいる。松林の海岸も持つし、遠浅の海では貝掘りも楽しめる。心身を破壊する公害とは無縁だ。（中略）これほどゆたかな生き方があるうか（松下 2008c: 92-93）。

これは松下だけが持ちえたパースペクティブではない。鹿児島県志布志市の社会運動でも非常に近い見方が提示されていた。厳密には豊前火力反対運動の数年前から始まっているが、ほぼ同時期の志布志の運動は「新大隅開発計画」およびコンビナート造成計画に反対していた。その運動に参加していた地元の住職は次のように語ったとされる。

私らは今の生活に満足している。豊かではないけれどもカラーテレビを見ながらビールで晩酌できる暮らしをしている。これ以上、私たちが豊かになっても致し方ない。私はスモッグの中でピフテキを食べるより、むしろ青空の下で梅干しを食べる幸福の方をのぞむ。いま以上の豊かさをのぞむのは欲望の暴走である（本間 1977: 206）。

住職は犠牲の上に成り立つ贅沢を拒否し、既にある現在の生活の方が豊かだと主張する。これと同様に、松下も青空と海に囲まれた現在の生活を犠牲にし、飽くなき欲望へと駆り立てる消費生活で代替すべきではないと述べた。両者はともに大規模開発への反対運動から生まれた考え方である。工業化による地域の発展と大都市的な消費様式に対する批判が地域を越えて共鳴する様子を認めることは難しくない。両者ともに急速な経済成長がもたらしてきた「豊かさ」の意味を自省する必要性を訴えた。ただし、松下はより具体的な場所を対比に出していたことに加え、これまでの日常生活のあり方の問い直しを課題として提示していた。この日常生活へのまなざしは後に「暗闇の思想」へと結実していくこ

となる。ここでは高度経済成長とそれがもたらした消費社会への批判が反対運動の出発点において既に提出されていたことを確認するにとどめることとしたい。

松下の小冊子が配布された7月以降、中津市での反対の機運は徐々に盛り上がり始めた。反対運動の組織として「中津の自然を守る会」（以下、「自然を守る会」）が結成された。この自然を守る会は地区労から推薦された地元在住の大学教授を会長に、中津の連合婦人会長を副会長に据え、自民党を除く各政党が参加した大きな組織であった。松下は事務局長を務めた。7月30日には会の結成を期し、宇井純を講師に招いて「周防灘開発問題第2回研究集会」を開いた。東大で公害の自主講座を開いていた宇井が招かれたことから明らかなように、この研究集会は大気や海水の汚染としての公害の有無が論点であった。そのように当時の社会現象であった公害を開発計画の争点とすることで多くの人々の関心を引いた。実際に、研究集会では後に環境権裁判の原告の1人で、後に松下の盟友となる梶原得三郎が会場へ行き、松下ら中心人物たちと出会う機会となった。梶原は妻の和嘉子から宇井を講師とする集会の開催を聞き、「『開発』がもたらすものを知りたかった」（梶原 2012: 327-328）という思いで参加した。そしてこの集会をきっかけに、火力発電所を「無公害」だと喧伝する九電のやり方に怒りを覚え、梶原は忙しい勤務の中から時間を見つけては自然を守る会の活動に関わることとなった。

4-2-1-2 豊前市の反対運動

1972年6月に中津市で開かれた第1回研究集会からほどなく、豊前市でも反対運動が本格化し始めた。高校教員の恒遠俊輔は、松下たちの研究集会に刺激され、豊前側での運動に取り掛かっていた。恒遠は松下と雑誌『九州人』を通じて以前から知人関係にあった人物である。豊前市における運動の中心人物はこの恒遠であった。豊前市で教員が運動に積極的に関わることとなった背景には学校教育と公害の関係があったとされる。恒遠によると、当時の社会科の教科書では四大公害に関する記述が少ないながらも含まれており、一部の教員が「公害は大罪である」と積極的に論じていたという。豊前火力発電所の計画が持ち上がった際、「四大公害を批判しながら地元の問題に対して知らん顔をしていいはずがない」という思いが恒遠ら教員の中に生まれたという³⁸。豊前火力発電所の建設計画と水俣病や四日市ぜんそくといった公害とは同時進行の課題であり、教育者のあり方の問題とも理解されていた。その中で中津の研究集会が開かれたことで、豊前市でも高教組のメンバーを中心に反対運動の機運が高まった。

中津での第1回研究集会の約1カ月後、「公害を考える千人実行委員会」（以下、「千人実行委」）が組織された。この千人実行委が講演会を7月15日に開いた。講演会では、静

³⁸ 恒遠は福岡の私塾「蔵春園」を幕末に開いた恒遠醒窓の子孫であるが、その教えから「自身の生き方をぶつけて相手の生き方にせまる」ことを教育の信念として考えていたと、2017年2月の聞き取り調査で答えている。ここで引用した発電は、その聞き取り調査で得られたものである。

岡山富士市で住民運動を率いた甲田寿彦が講師として招かれ、製紙業者の排水に由来するヘドロ公害や東電の火力発電所建設に対する運動の経緯について語った³⁹。

豊前の千人実行委は「市民組織」を掲げていたものの、内実は20代の教員が中心であり、同じ教育者として反公害の住民運動を組織した甲田から話を直接聞きたいという意図がこの講演会にあった。講演内容は後日、九電と地元自治体を批判する評論とともに千人実行委が創刊の機関紙『草の根通信』⁴⁰に収録された。先ほどの講演会当日に配布され、人々が手にしたと見られるパンフレット「豊前火力誘致に反対し公害のない街づくりを進めよう」（S16-028、史料3）が残されている。そこでは、重油の燃焼から生じる亜硫酸ガスが大気汚染を引き起こし、健康被害や農漁業に悪影響を及ぼすことを詳しく解説し、火力発電所と公害とが不離の関係にあることを強調している。このパンフレットで注目すべきは、冒頭に付された「市民へのアピール」である。これを読むと、松下の小冊子と同様、豊前市での反対運動の主題もまた日常生活の問い返しだったことが分かる。

われわれ市民は、いま、確かに決断を迫られている。開発の幻想のとりことなってしまうと死を待つのか、それとも、みずからのいのちとくらしを守るべく敢然と立ちあがるのか。（中略）公害を自分自身の問題としてしっかり受け止め、われわれは、開発・文化・文明のわれわれにとって何たるかを問いなおしてるところから出発しなければならない（S16-028、史料3）。

公害はその深刻な健康被害によって大規模な開発と経済成長という近代的な価値観の限界を示したとされる。このように松下と豊前の教員たちの思想は接近した位置にある。だが両者ともにこの時点では、大規模開発および公害は観念上あるいは計算上の危険という領域を出ておらず、彼らの主張が正論であったとしても訴求力に欠けるのは事実である。これは国家や自治体、九州電力による開発と電源開発が同様に机上のものであるにもかかわらず、地域の発展という期待を生み出していたこととは対照的である。たしかにこの時期には日本列島改造計画が提出されており、人々がそれまで続けてきた高度経済成長にさらなる期待を寄せるのは避けがたいと思われる。それゆえ、反対運動では火力発電所がどのような公害を生み出し、それが具体的にどのような被害を生じさせるのかを知り、

³⁹ 甲田寿彦は、恒遠の早稲田大学在学時の後輩である『月刊労働問題』の編集者から紹介された。富士公害については甲田（[1972] 2005）および芦川（2000）を参照。講演会では他に評論家の飯田清悦郎が登場し、地域開発における政治と企業との結びつきについて話した。またこの講演会には松下竜一だけでなく、恒遠と以前から交流のあった在野の思想家・前田俊彦も参加した。

⁴⁰ 『草の根通信』の名づけ親は恒遠である。その名称は甲田の発行していた『蛙声通信』と、相楽総三をモデルとした舞台『草の根の志士たち』からヒントを得て考案された（『草の根通信』100: 3）。『草の根通信』は千人実行委が1972年中に3回だけ発行し、その後「環境権訴訟をすすめる会」へと引き継がれたミニコミ誌である。2004年7月の380号まで定期的に発行された。

人々へ伝えていくことが課題であった⁴¹。

4-2-2 子供と反公害

松下の著書『暗闇の思想を』は前期の反対運動の盛衰を綴っている。松下はそこで公害の有無をめぐる九州電力と運動体との敵対的關係がどのように築かれていたことが描かれている。住民側は火力発電所からの排煙や温排水を科学的な見地を糾弾し、それに対して九州電力側が対策可能だと反論するという構図で物語は展開される。ただし、反対運動はそのように公害を争点化としていたとしても、汚染の有無についての科学的論争に終始していたわけではない。立教大の共生社会研究センターで見つかった史料を読み解くと、反対運動が公害と別の事柄とを関連づけていたことが分かる。科学的な論争とは異なる角度から公害が意味することを伝えることで反対運動の機運を高めようとしていたのである。

自然を守る会発行のビラを分析すると、子供を焦点に公害の悲惨さと建設反対の必要性を訴えていた様子が浮き彫りとなる。新史料により、前期の反対運動が子供とその将来を焦点として反公害の機運を高めていたことが確認できた。

松下は四日市コンビナートの映画『あやまち』を1972年8月下旬から連日連夜、各地で上映して回った。上映会の開催予告のビラ「“あやまち”はこれ以上くり返すまい!!」（S16-028、史料4）では、「コンビナートが出来たら繁栄するだろうと飲んで賛成した住民達は、十年後の今、こんな地獄に苦しんでいます」と呼び掛け、「遠い問題ではありませんよ!! 四日市ゼンソクなんか、よそごとだと考えるなら、とんでもないことです」と訴えた。映画上映会の目的は、映画鑑賞をとおして誰もが公害の被害者になりうることを啓発することだった。その際、遠く離れた地での公害を中津市で再文脈化するにあたって採用されたのは、公害が子供とその将来を奪うという物語であった。これは子供の健康と連関させることで公害の実在性を生み出そうとする試みである。

自然を守る会のビラ『すおうなだ』創刊号（S16-028、史料5）は上映会での人々の反応を伝えている。それは「映画会奮闘記」として掲載された。そこでは母親たちが「四日市ぜんそくに苦しむ幼な子の姿」に見て涙をぬぐい、別の日には老人クラブでの座談会で「一老人」が戦争への反省から「今度はまた公害を、孫達の世代に遺して死にたくない。なんとしても防ぎたい」と発言したとされる。親子や孫という違いはあるがいずれも子供の焦点化である。この焦点化は子供たちが被害者となりうることを啓発するだけが目的だったわけではないだろう。公害の実在性に変化を生み出すとともに、それに応じるかたちで反公害の大人という主体を作り出すことが狙いだったと考えられる。『すおうな

⁴¹ 周防灘の開発計画および豊前火力発電所の建設計画に対する反対の声は、中津と豊前に限られたものではない。記録によれば、1972年の夏には上記の「共闘会議」や「千人実行委」のほかに、椎田漁協の反対請願をきっかけに火力反対を椎田町議会が決議したことで「公害から椎田町を守る会」が発足したほか、中津市に隣接する宇佐市の「宇佐の自然を守る会」が反対の意思を表明していたとされる（『草の根通信』6: 3）。

だ』創刊号にその狙いを容易に読み取ることができる。注目したいのはビラの末尾に描かれた様々な顔の挿絵である。その印象的な絵には「おれたち、ずっとみつめていくぞ！」という文言が添えられている。疑いの目で周囲を見回す絵である。細いペンでラフに描かれた顔は決して上手とは言えないが、その挿絵は年齢も性別も異なる人々が集合する様子を表現している。その顔たちの絵に少年たちは1人もいない。それらの人々はすべて大人である。そのように被害者としての子供たちと反公害の大人をビラは描いた。

被害者としての子供の争点化と反公害の大人の主体化の試みは、他のビラでも確認である。『豊前火力発電所建設反対署名のおねがい』（S16-28、史料6）と題するビラの挿絵には水辺の子供たちが描かれている。そして「美しい自然と子供たちのために」と添えられた。また、子供たちの絵は前期の反対運動の終盤でも確認することができる。1973年に配布されたと見られるビラ『まず、知ることから始めよう！豊前火力反対移動公害学習教室』（S15-JL、史料7）では、マスクをつけた子供たちの絵が配置されている。

松下は映画などで見聞きした公害に苦しむ子供の姿が行動を始める動機となったと述べている。『暗闇の思想を』では次のように記されている。

私は今、同志とともに毎晩四日市コンビナートの状況を撮影した映画『あやまち』（東海テレビ制作）を上映して回っては、豊前火力建設反対を訴えている。ある夜は漁協倉庫にむしろを敷いて、ある夜はお寺のお説教の座に便乗して。もう十数回この映画を上映しながら、幼な子が喘息に苦しむ画面になると、やはり私は涙ぐんでしまう。この涙もろさが、私の行動の起点である。すぐに自分の二人の幼な子を想って「むげのうてたまらん」気持ちで、豊前火力反対に私を突き上げる（松下 [1974] 1999b: 43）。

松下もまた公害に苦しむ子供の姿を目にして自身の子供を思う大人の一人であったと言える。子供に焦点合わせて多様な年齢や立場の人々の共感を呼ぶことで、反対運動は反公害の大人たちの主体化とその行動の喚起を進めていた。この主体化は公害を迫り来る危険として対象化することと表裏一体である。このようにビラを分析することで、松下の個人的な思いというだけでなく反公害の社会運動の戦略として子供の争点化と大人の主体化が試みられていたことが見えてくる。

4-2-3 自然の位置

自然を守る会は激しい行動に出る組織ではなく、温和な交渉と礼儀正しい対話を基調としていた。主な活動は上記の映画上映や街頭での署名集め、市議会への請願書提出であった。また、ここまで見てきたビラからも見てとれるように、そのつくりは見出しの文字や

挿絵が愛らしく、全体が柔らかなトーンとなっている。党派的な思想や難しい熟語を排し、様々な人が読みやすく親しみを持てるような工夫が読み取れる。それらのビラは、自然を守るがために温かな活動をとらして反対運動の輪を広げていこうとしていたかを伝えている。

注目したいのは、自然を守る会という組織名にもかかわらず、その「自然」が何を指すかは決して明確ではない点である。松下は組織名が決まった経緯について「周防灘開発反対を趣旨としながら、「反対」という言句そのものがなじまぬ温かな風土を顧慮した」（松下 [1974] 1999b: 34）と述べている。会名に反対の文字もなく、何から自然を守るかを明示することが避けられた状況において、自然を守る会の自然とはいかなる自然を指すのか。自然を守る会のビラに自然についての記述を認めることができる。署名を呼びかけたビラ（S16-028、史料6）では、亜硫酸ガスが空に放出されて果樹に被害を出す予測されること、タンカーの往来によって豊前海が油で汚れることが指摘された。たしかに、それらの大気、果樹、海水といった自然の語り方には共通した特徴が認められる。その特徴とは自然が自然科学の用語を積極的に使うというものである。しかしながら、このビラには「大企業のために、健康を犠牲にし、環境を破壊されるいわれはありません」や「一名一名の署名が結集して、私たちのこの美しい空を守ることが出来るのです」とも述べられている。その環境も美しい空も何の具体性を持っていない。つまり、環境も自然も抽象的である。そのような自然や環境はいわば象徴として個々人がその意味するところを都合よく解釈できる対象である。反対運動ではあくまでも公害の有無が焦点だが、そこでの自然や環境がいかなるものであるかは曖昧にされた。「美しい」や「豊か」という以上の位置づけを認めることは難しい。

自然や環境は抽象的な象徴として、あるいは自然科学の枠組みに基づいてビラでは描かれた。では、公害という深刻な災害が現実のものとして現実味を帯びてきたとき、公害をめぐる議論は自然科学の基準や言葉に依拠するかたちで展開されることとなるのではないか。論争が過熱していくとき、自然や環境は自然科学の手法による計測や分析の問題圏に回収されていくのではないか。自然科学の対象と考えるとされているならば、自然は汚染の程度や有無が明確な数字で語られ、明示される。ただし、自然科学が基準として依拠されるとき、排煙や温排水の影響が科学的に見て限定的だと判断されれば、周防灘開発と火力発電所を反対する道は狭くなる。

このように自然や環境を象徴的および科学的な対象として語ることは、反対運動にとって必ずしも有益だと言い難い。なぜならそのように自然を自然科学の枠組みで理解し、語ることは開発と建設の推進派にとって計画を有利に運ぶための手段となりうるからである。実際に以下でビラやパンフレットを確認するように、九州電力はそのような自然について積極的に語った。九州電力のビラは、松下の著書によると1972年8月初旬から配られ

始めたとされる。『暗闇の思想を』には2枚を文字だけで書き起こしたものが載っている。ここでは、その2枚のほかに共生社会研究センターで新たに見つかったビラを加えた計5枚を題材に、九州電力が自然をどのように描いたのかを考察していくこととする。全てのビラはS15-OR（史料8、9、10、11、12）で見つかった。

九州電力のビラには共通点がある。ビラの下部に「かけがえのない自然をかけがえのないお客さまのために――九州電力はこの美しい環境を守ります」と同じ文言が配されている。また、「公害のない、キレイな発電所」や「公害のない火力発電所」というフレーズも繰り返される。ではこれらの九州電力のビラで語られる自然や環境とは何か。九州電力は反対運動と同じように自然を一方で象徴として、他方で科学的客体として描く。例えば、ビラのNo.4では「この澄みわたった青空をいつまでも」、「この豊かな美しい海をいつまでも」、「この潮騒の聞こえる静かさをいつまでも」の3つの見出しが配された（S15-OR、史料11）。そして、それぞれの見出しに続いて燃料の低硫黄化や排水処理装置の取り付け、騒音の低い機械の採用などが謳われた。一方で自然は具体的な地名や地理と結びつけられないままに抽象的に語られ、他方で大気や海水、騒音という科学的かつ技術的な対象として記述される。

そのような対照的だが経験的には非対称な自然は言葉以外の表現にも表れている。それはビラのイラストである。自然は対照的な表現で描かれている。自然は一方でフリーハンドの柔らかな線でデフォルメされた動植物の絵だが、他方で火力発電所と関連すると直線的かつ写実的な図となる。一方で太陽が草木を照らして鳥が空を舞い、他方で海岸線や山脈、シルエットの樹木ともに火力発電所の概要が示される。自然は象徴的な絵としても、技術的な図としても描かれている。興味深いのは、アートのイラストが「地域のご理解とご協力をお願いします」という文言の近くに配されている点である。他の全てのビラでは「お願い」と文句の横や上に木々や太陽、カニが描かれる。No.2（史料9）のビラは例外的に「お願い」のためのものではないものの、やはり近くに柔らかなタッチの絵が置かれている。そのように組み合わせた理由は何だろうか。象徴的な自然の絵でソフトな印象を添えることで「お願い」を柔らかなトーンで読んで欲しかったのであろうか。健やかな印象を与えることで、何らの悪意を持って火力発電所の建設を進めているわけではないという意思を示したかったのであろうか。「お願い」の文章が他に比べて小さなポイントでデザインされていることを考慮すれば、その文章が優先度や重要度の低さを柔らかな絵で暗に示したとも言えるだろう。つまり、ソフト絵がいわば見出しのような役割を果たすことで文章そのものを読み飛ばしてもらおうという狙いである。いずれにしても、象徴的な自然は破壊や汚染という否定的な印象を取り除く、あるいは、人々に美しさや柔らかさ、そして時には健やかさといった肯定的な印象を生み出す役割が期待されていたために、ビラで描かれていたと見てよい。九州電力は多くの人々から共感や肯定を得るために

象徴的な自然を用いたと考えられる。

推進と反対でそれぞれの立場は異なるが、九州電力と反対運動は自然を同じように扱ったのである。両者は一方で抽象的あるいは象徴的な自然を掲げて好印象を狙い、他方で科学的あるいは技術的な対象として自然を具体化する。そのような自然が扱われる際、自然の具体性は科学的、技術的な枠組みによって獲得される。それは科学的ないし技術的な関係を軸に、自然と人々の関係を描こうとする試みと見なすことができる。この科学的、技術的な自然で構成された空間は地理を持ちうる。九州電力が対策すると宣言された大気、海水、河川は豊前市および中津市の地理である。そのように地理を持つがゆえに九州電力による環境のビジョンは物質的に実現されうるという特徴が認められる。

単ページのビラ以外にもそのような自然を見つけることができる。九州電力が配布した見開きの印刷物（S16-028、史料13）では自然が象徴的かつ技術的な対象として描かれている。こちらは自然がイラストではなく写真で象徴化されている。写真であるがゆえにアートの絵よりも具体性が増していると見なすことは可能かもしれない。たしかに写真の人間も草木も実際に存在したものだろう。そうであるとしても、それらがどこで誰であるかは示されていない。美しく健やかなイメージだけが浮かび上がるだけである。先ほどのビラと同様に自然は良い印象を生み出すための象徴的な存在である。緑に囲まれた通学路に行く子供たちという以上に具体的な内容を写真から引き出すことは難しいのではないだろうか。そのような表紙を開くと、左端に「あしたへ希う。青い空、深いみどり、清い流れ」と大きく書かれている。見開きの右頁では大気汚染についての説明がなされ、次の文章で締め括られている。

九州電力では、亜硫酸ガスの濃度を低くして局地的汚染の状態が発生しないよう、燃料の低いおう化を図るほか、高煙突による煙の希釈化・排煙脱硫装置等最新の技術を取り入れて、国の定めた基準を大幅に下回るよう発電所を設定しますから、人の健康に影響を及ぼすようなことは絶対ありません。青い空をいつまでも守る環境保護に積極的に取り組むことをお約束します（S16-028、史料14）。

率直に言って、この文章で九州電力は発電所の操業が人体に異常をきたさない程度に大気を汚染することを認めている。いわば基準以下で大気を汚しますと述べている。しかしながら環境保護によって空の青さは守られるという。またも自然は非対称で描かれている。一方で技術的に計測され、対策される大気であり、他方で青によって象徴され、イメージされる空である。自然についての九州電力の語り方は一貫している。

むしろ、ここで注目すべきは九州電力が子供を焦点化していることである。既に反対運動が子供を焦点とすることで多くの人々からの共感を得ようとしていたことを説明した

が、九州電力も子供を持ち出して火力発電所について語ったのである。見開きの印刷物は顔写真付きで左の頁に中津市の小学生を、右の頁に豊前市の主婦を登場させ、それぞれの質問と回答が載っている。史料14は右頁のものである。そのように見開きを構成することで、直接的に子供を登場させただけでなく、右の人物の肩書を主婦とすることで家庭や家族を想起させている。大気汚染についての質問は主婦とされる人物によるものとして描かれることで暗に自身の子供への心配として読み取れるようになっている。それだけでなく、見開きの右隅には虫取り網とかごを手にした子供のイラストが添えられている。また、先の表紙で登場していたのもランドセルを背負った小学生であった。この印刷物が発するの、九州電力が子供たちの健康と子供たちへの親の心配を理解しており、その理解の下で公害対策を進めているというメッセージである。

これらの九州電力による一連の宣伝に対して、反対運動の側では共同でビラ『あなた、どちらのビラを信じますか?』（S15-JL、史料15）を発行した。そのビラでは「若いお母さん。あなたは、なぜ黙っているのです?あなたの幼いお子さんが、ぜんそくにかかってから泣いてももう遅いのです!!」という見出しと子供の写真が載せられた⁴²。ここでもまた反対運動と九州電力は同じ対象を軸として敵対的な関係を築いていたことが分かる。つまり両者は科学的、技術的な対象として自然の汚染の程度を具体的な論点とするとともに「美しい自然」の保護を訴えただけでなく、その訴えにおいて子供を争点としたのである。この時期、松下によれば中津市での運動は以下のような状況となっていたという。

反対運動の側においても、内部に微妙な食い違いが出来ていた。豊前火力単独の公害問題としてとらえる者は、それが無害とわかればあえて反対は続けないというのである。……他方、豊前火力を巨大総合開発の出発点と考える私たちは、よしんば豊前火力が無公害たりとも、これを拒否する意向を秘めていて、この両者があいまいな形で反対運動に混在しているのである。ただ、両者の矛盾が表出しないのは、現時点で豊前火力が公害をもたらすに違いないという不信感では皆一致しているからである（松下 [1974] 1999b: 56）。

松下のいた中津市の運動体と九州電力は非常に似たやり方で自然を対象化していた。その状況で発電所が無害だと繰り返し主張されたことにより、反対運動の継続は困難になり始めていた。

⁴² 写真の子供は松下の次男だとされる（松下 [1974] 1999b: 46）。また、このビラは1972年9月という日付があるものの、九州電力による見開きのカラー印刷の前か後かは確かではない。見開きでは夏の電力消費が話題に挙げられ、右隅のイラストが夏服であることから夏頃に発行されたことは確かだと思われるが、それ以上は不明である。

それに対し、豊前市の千人実行委による反対運動は激しい抗議を続けていた。周防灘開発そのものに反対する運動である。恒遠は聞き取り調査で次のような事情があったと述べている。厳しい運動が可能だったのはたしかに当時の高教組が校長着任拒否闘争を展開するなど、福岡県の反動的な教育行政と日常的に闘っていたために反権力的な認識を形成していたことが理由にある。それだけではなく、千人実行委には後ろ盾があった。千人実行委の結成から間もないころ、高教組築上豊前支部は支部の決議として福岡県高教組本部に「豊前火力反対闘争」への協力を認めさせていた。つまり、若い教員たちの運動は労働組合としての色合いが強いものの、本部や組織の幹部から足を引っ張られることはなかった。学校内でも昼休みの職員室で九電幹部を電話越しに怒鳴りつけたり、教職員住宅に「豊前火力反対」の垂れ幕を設置したり、特製の「豊前火力反対ワッペン」を同僚らに配ったりするなど、ある程度は自由に反対運動を展開できる状況にいたという。また、ビラでは「豊前火力建設を断乎許してはならない。それはまさに周防灘開発反対闘争の前哨戦である。今こそ反逆ののろしを！」（『草の根通信』2: 14）と主張された。そのように豊前市の千人実行委は開発そのものに否定的であり、公害の有無に左右されることのない絶対反対の運動を貫徹しうる状況にあった。その他にも、福岡県では自治労京築総支部がこの1972年の9月に、組合専従役員の市崎由春を責任者とする豊前火力反対現地闘争本部（以下、「闘争本部」）を設置している。福岡県側は大分県側よりも積極的に反対の声を挙げていた。大分での運動とは異なり、福岡の運動は開発そのものに反対する態度であるがゆえに不安的な状態に陥る恐れは少なかった。

4-3 線引きとの闘い

4-3-1 九州電力の論理

中津市の反対運動である自然を守る会が決定的な行動に踏み出せずにはいた頃、松下は小冊子『海を殺すな』での考察をさらに前進させた。松下は計算式を自力で考案し、豊前火力発電所建設の危険を分析し始めた。その計算では、発電所は硫黄の燃焼によって多量の亜硫酸ガスを発生させるが、設置予定の排煙脱硫装置では全放出量の40%しか除去できない。それは年間2.68万トンにも上り、「実に豊前火力一社で、四日市コンビナートの半分量の亜硫酸ガスが放出される」（松下 2008c: 114）という。つまり、松下は科学的、技術的な自然を焦点として火力発電所を考察した。この松下の計算は発電所の安全性に疑問を投げ掛けるものであり、自然科学に依拠することで運動を先鋭化させる可能性を秘めていたと言える。しかしながら、公害の有無はあくまでも机上の計算であり、専門家の権威と個人の心情が厳しく屹立するという状況は容易に生み出されない。そのような状況で、反対運動が九電の美辞に対して強固な反対の論理を形成することは困難だと思われる。九州電力が配布したビラのNo.3を参照してみたい。

電源の開発は国民生活の向上や産業経済の発展にとって不可欠のものであります。一方、理想的な生活環境の維持確保も、国民の健康を守る上から当然のことではありません。このため、わたくしどもは、かねてから地域社会との協調をはかりながら、積極的に公害対策を実施してまいりました。今後も、電源の開発にあたっては、地域のかたがたの健康と生活環境の保全を最優先とし、地域との話し合いの中から、万全の公害対策を行い、青空と美しい海に囲まれた公害のない火力発電所の建設をめざして努力してまいります（S15-OR、史料10）。

このピラにおいては第3章で述べた国土開発計画と同様、表象として空間を語る姿勢が確認できる。人物や場所が固有名で具体的に述べられておらず、国民や地域は抽象的な言葉として登場している。人々の「生活環境」や「健康」は開発の青写真の上で調整されるパラメーターである。また、このピラにはスケール・ナラティブが認められる⁴³。それは大きく分けて国家と地域という2つのスケールについての語りである。垂直的な構造を成しており、国家が上位、地域が下位に置かれる。経済発展が不可欠の前提とされ、国家における絶対的な価値として電力と生活を強力に結びつける強固な枠組み⁴⁴となっている。ここでは、経済成長の物語によって時間の単純化が引き起こされるとともに、その単純化がスケールの垂直的な秩序によって正当化される。九州電力のピラでは経済成長が中心に置かれ、その必然的関係として電力需要と生活向上が結びつく。そして日常生活の明るさと暗さは発電量の増加による生産力の向上とは直接的に関係しないにも関わらず、九州電力は火力発電所を経済成長と輝かしい生活の象徴として位置づけるのである。そのように経済的發展を絶対的な価値とする秩序は公害が計算上の問題に止まる限り、絶対反対の運動にとって大きな障害となる。

九州電力が配布した一連のピラは「かけがえのない自然をかけがえのないお客さまのために、九州電力はこの美しい環境を守ります」という共通のフレーズを掲げ、「無公害」を様々に表現しながらも決して「安全」と明記しなかった。それゆえ、発電所の危険性を指摘する松下の計算は九州電力のPR活動に対する強力な一撃ともなりえた。しかし、現実

⁴³ スケール・ナラティブという概念は、Taravella and Arnauld de Sartre (2012) から拝借した。原語は Scalar Narrative である。その研究では、大規模な牧場経営者が自身をローカルの開発主体として正当化する際、国の司法システムや議会などのより大きなスケールについてしばしば言及することが指摘されている。

⁴⁴ 1967年成立の公害対策基本法では、「調和条項」と呼ばれる一項があり、そこでは「生活環境の保全については経済発展との調和を図る」とうたわれている。これは経団連の意向を反映した条項であり、経団連は公害対策費の上昇を企業活動の負担だとする意見を政府に建議している。九州電力のピラでも経済発展と環境保全の調和という捉え方は共有されており、公害対策基本法を強く意識した内容だと言える。また、中津市の子供や主婦の顔写真を入れた多色刷りの華やかなパンフレットも配布しており、1970年に開かれた大阪万博のテーマ「人類の進歩と調和」を意識した可能性も否定できない。

には中津市の自然を守る会が厳しく徹底した反対運動を展開していくことはなかった。

4-3-2 運動の分裂

ここでは少しだけ反対運動が辿った経緯を追ってみることとしたい。松下によれば、自然を守る会の中心にいた各団体の幹部は「容易に自らの身体を動かして運動に駆けまわることが乏しく、それが早くも私たちの会の運動停滞の一因となりつつある」（松下 [1974] 1999b: 74）とされた。また「重要な議題となると（中略）それぞれが自らの組織に持ち帰って内部討議にかけ、次回にそれを持ち寄る」（梶原 2012: 340）という。そのような状況に危機を覚えた松下を含む一部の人は自然を守る会と毛色の異なった組織を立ち上げた。それは「自然を守る会青年部学習会」（以下、青年部）という組織である。この青年部の方針は「懇談調の対面を排し、はっきりと九電を『敵』と名指しての徹底追及」（松下 [1974] 1999b: 76）であった。また、広く関心を集め、多くの人々を運動に巻き込むために、公害防止計画の不完全さを「九電との理論対決の席上で暴露」（松下 [1974] 1999b: 80）することが目標に据えられた。作家として昼の時間を自由に使えた松下が「準備した資料を説明し、一人が学んだことを全員のものにしていく」（梶原 2012: 337）という手順で進められた。他のメンバーはそれぞれに仕事を終えてから夜に集まるという活動が続けられた。

自然を守る会は反公害という共通項によって色々な団体を共存させていたが、自然を守る会の副会長の連合婦人会長は「青年部の動きを過激」（松下 [1974] 1999b: 106）だと捉え、非難した。「開発によって経済的な浮上を望む大多数がいた」（梶原 2012: 331）ことを背景に、本来であれば矛盾するはずの経済発展と公害反対が運動の中に共存していた⁴⁵。青年部の結成と青年部への非難は当初より運動が抱えていた矛盾の表面化と言ってもよいだろう。結果として、行動派の事務局長として運動の企画やビラの作成を一手に担っていた松下は青年部とともに自然を守る会から切り離された。そして松下を含む青年部の面々は自然を守る会の内部組織としてではなく、「中津公害学習教室」という独自の組織で自身たちの活動を進めていくこととなった。

4-4 軌跡としての暗闇の思想

4-4-1 思想の形成

第2章でマルクス・ガブリエルの新実在論（Gabriel 2015, 2016）を参照して論じたように、ある対象に対する私たちの理解は、その時々 to 多様な感覚を働かせることで成立して

⁴⁵ 松下は当時の状況を次のように回想している。「中津での反火電運動は、あっという間に孤立を極めていった。市民の多くは巨大開発への期待を捨てきれなかったし、まして発電所に反対することが便利でゆたかな生活そのものを否定する過激思想と受け止められたのだ」（松下竜一その仕事展実行委員会 1998: 55）。

いる。工場からの排煙が経済上の豊かさや繁栄、あるいは復興として感覚的に理解される場合もあれば、大気汚染やぜんそくの象徴となることもなる。その知覚の秩序は何らかのきっかけで変容し、対象の実在性が変わる。重要なのは、それらの対象化において特定の知覚のあり方が前もって抑圧されていたり、中心化されたりしていないかどうかである。九州電力のビラを分析することで分かったのは、科学的、技術的な自然と人々との関係が主題化されていたことであった。汚染の可能性と関連づけられて大気や海水といった自然は対象化され、そのリアリティを獲得する。そのような対象化に対し、松下は科学による公害の対策の不十分さを指摘した。それは九州電力と反対運動が共通項をめぐって敵対性を築く試みであった。その敵対性の中心は自然は自然科学の枠組みにおいて汚染されるか、汚染されないかである。科学的な議論への焦点化である。

しかしながら、反対運動は別の道をも選択した。それは象徴としての自然の具体化である。松下たちは個々人の記憶と感情に訴えると同時に多くの人にも共感可能な論理を模索していた。そこで結実したのは「暗闇の思想」である。松下は「暗闇の思想」と題する短い随筆を12月16日の『朝日新聞』文化面で発表した⁴⁶。それは「電力文化の虚妄性問い直す 鎮静の時を持ち公害を始末しよう」という見出しがつけられた。本論文ではこれまでの議論に関わる部分を引用する。

今、私には深くと思い起こしてなつかしい暗闇がある。10年前に死んだ友と共有した暗闇である。友は極貧のため電気料を滞納した果てに送電を止められていた。私は夜ごとこの病友を訪ねて、暗闇の枕元で語り合った。電気を失って、本当に星空の美しさがわかるようになった、と友は語った。暗闇の底で、私たちの語らひはいかに虚飾なく青春の思いを深めたことか。（中略）友の死とともに、私は暗闇の思惟を遠ざかってしまったが、本当は私たちの生活の中で、暗闇にひそんでの思惟が今ほど必要な時はないのではないかと、この頃考え始めている。（中略）悲劇的なことに、発電所の公害は現在の技術対策と経済効果の枠内で解消しがたい。そこで、電力会社と良識派を称する人々は、『だが電力は絶対必要なだから』という大前提で公害を免罪しようとする。国民すべての文化生活を支える電力需要であるから、一部地域住民の多少の被害は忍んでもらわねばならぬという恐るべき論理が出て来る。本当ならこういわねばならぬのに――だれかの健康を害してしか成立たぬような文化生活であるならば、その文化生活をこそ問い直さねばならぬと。（中略）現代を生きる以上、私とて電力全面反対という極論をいいはしない。今ある電力で成り立つような文化生活を

⁴⁶ 「暗闇の思想」は『朝日新聞』西部版の1972年12月16日付夕刊9頁に掲載された。その後、『暗闇の思想を』（1974年が初版、1999年に著作集『松下竜一その仕事』で、2012年に『明神の小さな海岸にて』との合本で再刊）で、『松下竜一未刊行著作集4 ―環境権の過程』（2008年、海鳥社）で再録された。いずれも内容は同じ。本論文は著作集から引用した。

こそ考えようというのである。日本列島改造などという貪欲な電力需要をやめて、しばらく鎮静の時を持つというのである。その間に、今ある公害を始末しよう。(中略)『一体、物をそげえ造っちから、どげえすんのか』という素朴な疑問は、開発を拒否する風成で、志布志で、佐賀関で漁民や住民の発する声なのだ。反開発の健康な出発点であり、そしてこれを突きつめれば〈暗闇の思想〉にも行き着くはずなのだ。

(中略) まず電力がとめどなく必要などという現代神話から打ち破らねばなるまい。ひとつは経済成長に抑制を課すことで、ひとつは自身の文化生活なるものへの厳しい反省でそれは可能となる。冗談でなくいいたいのだが、〈停電の日〉をもうけてもいい。勤労にもレジャーにも過熱しているわが国で、むしろそれは必要ではないか。月に一度でも、テレビ離れた〈暗闇の思想〉に沈みこみ今の明るさの文化が虚妄ではないのかどうか、冷えびえとするまで思惟してみようではないか。私には、暗闇に耐える思想とは、虚飾なく厳しく、きわめて人間自立的なものでなければならぬという予感がしている(松下 [1974] 1999b: 139-142)。

「暗闇の思想」は反火力への共感を生み出す可能性を持った訴えだった。それまでの反対運動は公害と子供を焦点に自然のあり方を語ってきた。基本的にその自然は汚染物質で観測される対象である。その意味で自然科学を領野として自然はその実在性が獲得されていた。そして、その自然の実在性は自然科学に還元されるのではなく、子供とその健康という別の領野とも連関することで形成されていた。

他方、反対運動は青い空や美しい海という抽象的な自然にも言及してきた。既に確認したように、九州電力もまたそのように自然を扱い、自然科学の枠組みによる対象化を推し進めてきた。そのような対象化においてその外側へ切り離されたのは人々の歴史である。反対運動も九州電力も、生きた人間のいない時間と空間について論争した。それによって招いたのは科学の専門家を抱える九州電力の優勢だったと言える。このような状態において「暗闇の思想」は反対運動による反撃の可能性を開いた。「暗闇の思想」における自然は、それまで共有されてきた抽象的で象徴的な明るい空とその青さではなく、個人の体験に根差した星空と暗闇と結びついている。それゆえに、その自然は具体的な地理と歴史を持つ。松下は星空と暗闇を自身の思い出をとおして語り、その自然を根拠として開発とその文化そのものを否定した。「暗闇の思想」において自然は個人の体験として語られた。それにより、反対運動は九州電力とは異なる角度から反公害、反開発を主題化することが可能となった。そして、大気は星空や暗闇とも連関することとなり、反対運動における自然の実在性はより重層的に構成される道を開いたと言える。

「暗闇の思想」は抽象としての自然を経験的な対象へと転換させる試みだと評価することができる。空間の表象に基づいて開発を進めていこうとする九州電力に対して、生きる

れた具体的な体験をとおして自然を語ろうとする試みである。反対運動を九電の土俵で展開するのではなく、日常生活の視点から開発と生活の対立関係を明確にし、運動の地平を開く試みということもできる。

ただし、「暗闇の思想」は単に九州電力との対立関係を生み出すことだけが目的だったわけではない。「彼方の海岸に建とうとしている一本の高煙突を問題にするには、そこから排出される公害をあげつらうだけではほとんど説得力を持ちえない」（松下竜一その仕事展実行委員会 1998: 57）。空と煙突、大気に対する感覚が公害という領野において作動する限り、いつまでも公害の有無が反対運動の焦点となり続ける。そこでは開発と開発を正統化する経済成長の論理が公害の主たる原因であるにもかかわらず、その論理の是非は議論されることなく外部へ追いやられる。そのような状況において、松下は「公害問題だけではなしに、もうこれ以上エネルギーを濫費するような生活は許されないのではないか、ということを訴えるしかなかった」（松下 2012: 51）。松下はこの時期に公民館などを会場に反火力を説いて回っていたのだが、当時の窮状を次のように振り返っている。住民たちの中には、リスクを必要な犠牲として受け入れるという考え方が成立していたとされる。

あるおじいさんが立ち上がりまして、「あなたの言うように、豊前火力発電所ができれば公害が出るだろう。しかしながら、ここに働き場がないから、自分の息子は遠い川崎にまで働きに行っている。そして、向こうで公害を浴びている。同じ公害を浴びるなら、親子一緒にこっちで浴びたい」と言ったんですね。こう言われますと、返す言葉がなかったんですね。そういう状況の中で豊前火力発電所に反対するためには公害をあげつらうだけではどうにもなりません。だから「暗闇の思想」というようなことを前面に打ち出さざるを得なかった（松下 2012: 51）。

「暗闇の思想」は孤立し始めた中で形成された「少数者の理念」（松下竜一その仕事展実行委員会 1998: 57）である。それは火力発電所と反対運動、そして自然に対する感覚の転換を試みたという意味で、「暗闇の思想」は反対運動全体の弱体化を打開するための糸口という意味を持ちうる。しかしながら、あくまでも「暗闇の思想」は新たな抵抗を展開するための出発点の1つにすぎない。松下の言う「文化生活」が何と結びつき、何を土台として成立しているのかは「暗闇の思想」でほとんど語られていない。ペンで描かれた文

明批判をどのように実践するのかは空白であり、未定である⁴⁷。

4-4-2 自然の境界線

ここまで見てきた反対運動の経緯において、自然のあり方は争点となってきたものの、自然と人間の関係としての環境は明確に語られてはいない。たしかに九電のチラシでは、「九州電力はこの美しい環境を守ります」と述べられていたが、それは「かけがえのない自然をかけがえのないお客さまのために」というフレーズとともに用いられており、「美しい環境」が具体的に何を指しているかは不明である。その環境は自然と同様、象徴的な言葉である。既に述べたように抽象性によって様々に喚起される何らかの「美しさ」のイメージを伝える戦略だと見ることもできるが、九州電力が主に語りたいのは自然科学における客体としての自然についてである。反対運動の側でも「生活環境」という言葉が用いられることがある。だが、その際にも環境や自然に明確な輪郭が与えられることはなかった。これらの理由は、この時点において開発側にとっても運動側にとっても公害が焦点だったからだと考えられる。健康被害が生じるか否かが多くの人の関心を引くテーマであり、その際の環境はほとんど具体的な意味を持っていない。では、「暗闇の思想」以降の反対運動で環境はどのような位置を持ちうるのか。これは裁判をとおして具体的になっていく。次章以降では第5章と第6章で文学者としての松下の感性がどのような特徴を持つのかを考察する。その上で第7章では反対運動が「環境権」裁判へと向かっていき、裁判闘争の中で環境への感覚とその概念が明確にされていく過程を分析することとしたい。

⁴⁷ この空白を必ずしも否定的に捉える必要はない。なぜなら「暗闇の思想」の読み手がその空白の中に具体的な生活や文化のあり方を想像し、個々の実践と結びつけることを可能としているからである。もっと言えば、その空白ゆえに「暗闇の思想」は自身の文脈の特殊性に固定化されずに済んでおり、様々な場面と結びつくことで新たな実践を生み出すという肯定的な面を持っている。「暗闇の思想」に他者へと開かれた空間が存在すると見なすことも可能だろう。そのように考えるならば、東日本大震災後に「暗闇の思想」が脚光を浴びた理由も説明可能である。

第5章 松下竜一の空間的感覚 ——『豆腐屋の四季』と場所、「棲むこと」——

5-1 反対運動の地平

5-1-1 地平としての松下竜一

ここまでに前期の豊前火力反対運動を分析する過程で、運動の成立と組織の変容といった外形上の経過だけでなく、当事者たちの考えやものの見方について多少なりとも記述してきた。「暗闇の思想」はその1つである。「暗闇の思想」は新聞に投稿された小文であるが、その明快な主張ゆえに運動のメンバーたちに共有され、抗議活動を進展させていく論理となっていた。「暗闇の思想」は反対運動に1つの方向性を与えていた。つまり、運動の地平の1つであった。

反対運動には別の地点にも地平が存在した。松下は歌人あるいはノンフィクション作家として多くの著作を残した。松下の評伝である新木（2005）で指摘されているように、そして著作群を実際に読むと分かるように、反対運動とは直接に関係ないテーマの作品にも通底する視点が認められる。豊前火力反対運動は文学的な感性に支えられた社会運動という側面を持つ。松下の著作とその思想についての分析は、後期の反対運動で環境権が主張されていく際、そこで語られる環境がどのような特質を持つのかを明らかにするために不可欠である。本章は松下においていかなる感覚が作動していたかを分析することが目的である。以下では、松下の反対運動以前の著作を考察する。これは後期の反対運動で松下が環境とは何かを把握、理解しようとしたのかについての分析へと進めていくための準備作業であり、前期の運動で既に松下が作動させていた感覚を明らかにする試みでもある。

5-1-2 「棲む」という感覚

前期の反対運動について記した『暗闇の思想を』の最初の頁、そこに次の文章がある。

棲み着く者にはありえぬ郷の地名も、遠い異郷では思いもかけぬ読まれかたに出あう。東京で豊前を〈とよさき〉と読まれたとき、私は一種の驚きに打たれた。そして、その驚きの底には、わが郷の丸ごとの状況はとうてい異郷の人びとには伝ええぬのかもしれぬという絶望に似る思いも湧いていたのである（松下 [1974]1999b: 1）。

『暗闇の思想を』はこの文章で始まる。「ぶぜん」と何年も何度も読み、呼び続けてきた豊前が「とよさき」と読まれた。東京で松下はその間違いに地理的なもの以上に埋めがたい距離を感じ取った。そのような寂しい状況でも松下は豊前火力反対運動を広く伝える

ために記録を残し続け、その成果が皆さんの手元の『暗闇の思想を』だというのである。この文章で目を引くのは、松下が「棲み着く」という動詞を用いたことである。「着く」は「棲む」の持続や継続を表していると言って良いだろうが、松下は「住む」ではなく「棲む」という言葉でその行為を言い表した。英語のinhabitのように人間というよりも、生物一般の生息を指す際に用いられることの多い「棲む」という言葉を用いたのである。松下が棲むという言葉キーワードとして意識的に用いていたかは定かではない。しかしながら、言葉を慎重に選んで書き始めたに違いない『暗闇の思想を』の初頁で「棲む」という一風変わった表現が用いられたことは決して些末な問題ではないだろう。

地裁で環境権訴訟が進められていた時期にもこの「棲む」という表現は登場した。「海、あるいは海岸は、その環境に棲む万民の共有であるはずであり」（松下 2008g）、というように「棲む」は使われた。松下は環境権の裁判が始まった後にも棲むという言葉を用いた。棲むとは、反対運動にとってキーワードの1つと見なすことができる。「棲む」という言葉は、ある空間的なイメージを喚起する。あちらこちらの場所で小さな生き物が相互作用を繰り返す生態系のイメージである。この「棲む」という表現に注目したい。松下は一般的な「住む」ではなく「棲む」という言葉で自身の生活を語った。目の前に広がる世界をどのような感覚で捉え、理解していれば、「棲み着く」や「棲む」という表現が用いられるのか。「棲む」とはいかなる感覚に支えられた表現なのか。分析の結果は、第8章で後期の反対運動で語られた環境を考察する際の重要な道標となることが十分に予想される。反対運動に通底していたと考えられる松下の感覚に何らかの理論的枠組みを導き出せたならば、反対運動に内在的な視点からの環境概念への優れたアプローチとなる。

本章は、松下の著作から「棲む」という表現を成り立たせている松下の感覚を析出することを目的とする。分析の枠組みは空間である。デビュー作『豆腐屋の四季』を軸として主に反対運動以前の著作群を考察する。次のように進める。『豆腐屋の四季』とその続作、必要な限りで他の作品を分析対象として、短歌を中心とする作品群から松下の世界の見方を読み解いていく。松下の短歌は特定の場所での出来事を詠う傾向がある。そこで、本章では場所論についての先行研究にも参照することで、松下の空間的な感覚の分析に取り組むこととしたい。また予告となるが、次章では松下の世界観の特徴を明確にするために、本章では松下と近い時代の作家とを比較する。その作家とは石牟礼道子である。『苦海浄土』をはじめとするいくつかの著作に触れながら、松下と石牟礼の異同を指摘する。以下で詳しく述べるが、それは人と自然の関係の結び方の違いである。松下が眼前の日常生活で生起するドラマを描き出そうとするのに対し、石牟礼は在りし日の水俣を原型として人と自然との関係を捉える。この両者の比較によって松下の空間的感覚に輪郭を与えていくこととする。したがって本章と次章はセットである。ただし本章および次章の分析は

文学の正統な研究ではない。文学研究の立場や正統的な手続きに則り、松下と石牟礼の文学作品を考察することが目的ではない。もとよりその目的を達成できる能力を持ち合わせていない。本章は松下の著作とそこに埋め込まれた世界観の分析をとおして豊前火力反対運動における環境概念を深く分析するための理論的枠組みを析出することが狙いである。

5-2 地平への接近

5-2-1 『豆腐屋の四季』の世界

松下のデビュー作である『豆腐屋の四季』は、高度経済成長期の1960年代後半に松下とその家族に起きた様々な出来事を記録した作品である。『豆腐屋の四季』は見開きで1つの題材あるいは出来事を描く。「落のとう」あるいは「白鷺」といった見出しが右端に配置され、その見出しに関する内容が2ページで記述される。見開きで1つの物語が始まり、そして終わる。ページを開くたびに松下の身に起きた出来事を1つずつ読者が追体験するという形式となっている。またタイトルに四季とあるように、春夏秋冬で章が分けられている。冬に始まり、春、夏と続き、秋で『豆腐屋の四季』の記述は終了する。

副題は「ある青春の記録」である。主に描かれるのは、単調な肉体労働の苦しさに耐え、小さな豆腐店の厳しい経営にあえぐ日々である。寒い日も暑い日も人々の朝食に間に合わせるために深夜に起きる。そして、黙々と豆腐と油揚げを作り、それが終わると夜の明けきらない時間から各商店への配達に出ていく。『豆腐屋の四季』ではその繰り返えされる日々の中で起きたこと、そして松下が感じ、考えたことが記述されている。過去の思い出や記憶も語られる。例えば、松下が豆腐店を継ぎきっかけとなった母の死、幼い頃の出来事、身体に対するコンプレックスについてである。新婚生活や妻の妊娠、子どもの誕生などといった喜ばしい出来事も描かれる。とりわけ、年の離れた妻を思う松下の語りは優しさと愛しみに満ちている⁴⁸。

『豆腐屋の四季』は零細な豆腐店の苦しさを基調としているものの、松下と家族にときおり訪れるおだやかな日々とその幸せの瞬間を印象的に描いた作品となっている。この『豆腐屋の四季』は短い随筆とともに短歌でその青春の日々を描写する。初作の「泥のごとできそこないし豆腐投げ怒れる夜のまだ明けざらん」をはじめ、「今日より姓松下を妻汝が夜汽車の窓に指書きしおり」という新婚の歌、そして初孫を待つ父を描いた「お七夜を経て帰り来る吾子待つと吾が老い父は湯たんぼ沸かす」などである（松下 1998）。その多くは松下が新聞の歌壇に投稿した作品である。松下は配達先の食品店で勧められたこ

⁴⁸ 松下は『豆腐屋』の冒頭で次のように記している。「今、私は三十歳、妻は一九歳。青春である。二十代の後半まで、自らの青春を圧殺して、ただ黙々と働き耐えるのみだった。その頃の日々を青春とは呼ばぬ。今、やっと遅い青春が、ひそかな讃歌で私をくるもうとしている。これからの一年、どんな悲しみが書きこまれようとも、『豆腐屋の四季』は、まさしく私と妻の「青春の書」である。生涯でただ一冊しか書けない「青春の書」である」（松下 1998: 10-11）。

とをきっかけとして、20代半ばから短歌の創作を始めた。では、松下は『豆腐屋の四季』で何を詠んだのか。ここでは短歌の形式とその特徴について押さえ、次節で内容についての分析へと進むための切り口を設定することとしたい。

5-2-2 短歌の形式

『豆腐屋の四季』に掲載された短歌は計322首である。それらの短歌を初句、二句、三句、四句、結句と分けて分析すると、松下が特定の表現のパターンを多用していたことが分かる。それは表現形式とは対照である。松下は前半と後半で異なる心情や場面を配置する。例えば、前半で豆腐づくりの厳しさや単調さを、後半で動植物の美しさや季節の変化を描くのである。あるいは初句と二句と三句で豆腐造りの厳しさが、そして後半の四句と結句でその労働の中で見つけた楽しさがそれぞれ記される。松下の短歌を引用するかたちで、その対照の関係を確認してみたい。以下は冬のセクションから抜き出した短歌である。対照が見えやすいように句の切れ目にスペースを挿入して表記する。ルビや漢数字は原文のママである。

泥のごと できそこないし 豆腐投げ 怒れる夜の まだ明けざらん (松下 1998: 12)

豆腐いたく 出来こそないて おろおると 迎うる夜明けを 雪降りしきる (松下 1998: 16)

ボイラーに 供えし^{はい}盃の 御神酒^{おみきほ}乾し 豆腐しぞめの 真夜^{まよ}の火点じぬ (松下 1998: 40)

豆腐積み 暁の闇 ひらきゆく 我が灯にかすかな 氷雨^{ひさめ}きらめく (松下 1998: 58)

豆腐五十 ぶちまけ倒れし 暁闇^{ぎょうあん}を 茫然と雪に まみれて帰る (松下 1998: 58)

1首目はつくり損ねた豆腐を投げるといふ動きが前半で描写され、後半では労働の夜が終わらないと語られる。初句から三句までが動で、四句と結句が静という対照的な関係で短歌が構成されている。それを鋭さと鈍さとのコントラストと言っても良いだろう。2首目は一方で松下が豆腐づくりに「おろおると」し、他方で夜明けを迎えた空で静かに雪が降り続けていると状況を詠っている。これも前半が動、後半が静のコントラストから短歌が成っている。3首目も同様である。ただしそこには動と静だけでなく、前半で飲み干すという上への動き、後半で点火という下向きの動作という対照も認めることが可能である。4首は2つの明暗が対照的である。前半では配達のパイクが闇を照らすという対照が、後半

ではその灯によって夜に氷雨が輝くという対照の関係となっている。5首は前半で配達の中で大量の豆腐を地面へ落とすというダイナミックな出来事が、後半で雪の中を無言で歩く松下の様子が表現されている。2つのカットで構成された映像作品のように松下はコントラストによって目の前の世界を詠う。次は春の短歌である。

同じドラマ 映るテレビを 窓ごとに 見ゆく寂しさ 夜にあゆみて (松下 1998: 86)

父母の島の 漁協放送 乗せ来ると 春嵐の中に 耳澄ます妻 (松下 1998: 95)

睫毛まで 今朝は濡れつつ 豆腐売る つつじ咲く頃 霧多き街 (松下 1998: 96)

豆腐積み あげぼのを行く 此の河口 はやおどろなる 群鴉の世界 (松下 1998: 12) 103

草にすがり 眠るあまたの 蝶を見せき 姉病むる夜に 姉の子を抱き (松下 1998: 125)

引用の第1首は老夫の見るテレビの音から逃れるように出掛けた松下が妻との散歩を詠った作品である。この短歌について次の文章が続けられている。

そんな夜々の散策に、私たちは見るともなく、窓々の内を見てしまう。部屋の一角にテレビが青白くともって、その前に家族がぼんやりと坐っている。隣の家も、その隣も、同じ光景が続く。家庭の夜が、こんなにも悲しいものであったはずはない。夜の窓とは、ほのぼのと暖かい家庭の象徴ではなかったか。生き生きと家族の対話と笑い声が洩れくるものではなかったか。今、窓から洩れくるのは、テレビの音とそれに反応する無気力な笑い声のみだ。家族の会話はどこに行ったのだ？こんなものが家庭であろうか？たまたま映画館で、ひとつのスクリーンに見入った同席の他人と、どれだけの違いがあるのか？ (松下 1998: 86)

このような状況を詠んだ短歌には音と光のコントラストが認められる。テレビを見る家が並び、そこから同じ青白い光と同じ音が放たれる状況と、その家の外に広がる夜の空とその静けさが対照の関係となっている。松下は動作の動と静、音の大小、そして光の明暗というように対照によって短歌を構成する。第2首は音である。春嵐という強い風の中で漂うように響く放送の小さな音を聞く姿が描かれている。第3首と第4首は動と静の対照で、配達で動き回る松下と街の静かな情景が詠われている。上の引用での最後の歌は、蝶も甥を抱く松下も息を飲みように静かである。ただしそこにはサイズの大小というコントラストが用いられている。眠る蝶とその様子を覗き込む松下たちとの対比である。

夏の短歌にも対照は認められる。例えば、「豆乳の 熱気部屋まで 噴き来るか 母の 忌の花 タベ萎えいつ」（松下 1998: 170）である。これは熱気が上昇して部屋へと流れていき、それにより花が下を向くという対照となっており、その対照によって亡き母を想う悲しみや寂しさの心情が浮き彫りになっている。冬の歌でも「あぶらげを 揚げ継ぐほとり 小蜘蛛垂る うるむ我が目に 夜の糸見えず」といったように、油のぐつぐつと湧き上がる音と上から静かに降りてくる蜘蛛の姿が対照をなしている。松下は対照を多用する。松下の短歌は句の前半と後半を対照的な情景を描くという形式を持っているのである。

5-2-3 短歌と作歌

内容の分析へと進む前に、松下にとって短歌を詠む行為がどのような意味を持っていたのかを確認しておきたい。松下は全集刊行記念の図録で自身の作家人生を振り返り、次のように述べている。

短歌を作るようになってから、私の生きる姿勢は変わっていった。変わらざるをえなかった。なぜなら、毎日同じように繰り返される単調な肉体労働の中から絶えず新たな感動を発見するためには、よほど眼をみひらき心を研ぎ澄ましていなければならないのだから。歌を作るということは、感動を発見することにほかならない（松下竜一その仕事展実行委員会編 1998: 19）。

松下は短歌を詠む行為を感動の発見だと考える。既に見たように松下は苦しい労働も夫婦の喜びも詠う。松下のいう感動は歓喜のように爆発的で明確な感情だけを指すものに限定されるものではない。例えば、家族の記憶をきっかけとして哀しみが引き起こされる場合もあれば、友人の行動に弱さとその優しさを感じる場合もある。松下は広大な海原を目の当たりしたとき、そして朝焼けの街並みに柔らかな春の風が吹いたとき、そこで言葉や論理では表現しがたく複雑に絡み合った感動を詠んだという。

それまではひらすら耐えるだけの労働であったものが、作歌の眼で見つめ始めたとき、突然照明を当てられたようにディティールを輝かせ始めたのだ。湯気のこもる仕事場で天井から滴が降ってくる、その一瞬の水滴を見つめて詠った。疲れてもたれかかる仕事場の壁にやもりが降りてくる。間近に見るやもりの眼のつぶらな可愛さに気づいたとき、歌が生まれた。歌が私の心を充実させ、生きる姿勢を変えさせた（松下 2008a: 20-21）。

松下によれば、豆腐と油揚げを作り、配達するという労働の反復に短歌が大きな変化を生み出した。短歌との出会いが労働の無機質で機械的な作業を変えたというのである。短歌という創作活動が労働の時間に喜びと楽しみのひと時を加え、逃れることのできない労働の苦しさを緩和し、松下の人生に希望をもたらした。かつてバachelardがその空間論（Bachelard 1957=2002）において詩的なイメージによって貝殻やミニアチュールの世界の内奥へと迫っていったように、松下は短歌によってそれまでとは異なった時間と空間と出会うようになった。

不思議なことに、現実の生活は以前と少しも変わらないのに、短歌をつくらうとする眼になったときから、うとましかった豆腐屋の日々の隅々までが詩情を帯びて輝き始めたのだ（松下 2008b: 25）。

松下は学生時代に小説家を志していたが、家業を継がねばならなくなったことでその夢が絶たれた。そして望まぬ労働の日々の連続は松下を絶望させた。その状況で短歌と出会い、自身の作品が新聞に掲載され、高く評価されたことは松下にとって大きな喜びであったに違いない⁴⁹。では、松下が短歌を作る行為で何をどのように「発見」していたのかである。作歌において松下が目の前の世界をどのように捉え、理解しようとしていたのか。前章で『暗闇の思想を』から引用したように松下は大規模開発が「青春の小世界」ないし「私の風景」を破壊するものとだと理解していた。その小世界や風景は松下の言う「棲み着く郷」の一部である。そのように語られ、守らなければならないとされた世界や風景のあり方は松下のどのような感覚によって支えられていたのか。以下では短歌の形式ではなく内容に焦点を合わせ、反対運動で作動していた松下の感覚への接近を試みる。

5-3 日常の静寂と主体としての自然

5-3-1 豆腐屋の夜

単語の数というシンプルな分析から始めた。掲載された322首を対象にそこで用いられた単語の数をカウントしてみると、『豆腐屋の四季』が特定の時間を短歌の舞台にしていたことが見えてくる。最も多いのが「夜業」あるいは「真夜」といった夜に関する言

朝（明け、暁、朝、あけぼの）	27首
昼（真昼）	2首
夕（夕べ、暮れ、夕日、夕餉）	13首
夜（夜、真夜、夜業、闇、未明など）	83首

⁴⁹ 実際に松下は次のように述べている。「歌を知る日まで、私の一日は絶望と共に始まっていた。（中略）一人の友達も持たなかったから、待つべき手紙も来訪者もあるわけではなく、単調な肉体労働の繰り返して過ぎるだけの一日の有様が、その始まりから見通せていた。だが、詠うことを知ったときから、私には期待が生まれた。作業衣をまといながら、今日の一日にどんな歌が生まれるだろうかという期待で心をときめかせることになった」（松下 2008a: 20）。

葉である。次の表にあるとおり、83首が陽の射さない時間を詠う歌である。そして、そこに「明け」や「朝の陽」といった夜明けの時間に関連する言葉を使ったものを含めると、『豆腐屋の四季』の3分の1にあたる約100首が夜の歌である。この単純な集計方法では、豆腐作りを詠んだ場合でもそこに時間に関する単語が出てこなければそれらをカウントすることができない。実際には『豆腐屋の四季』における夜の歌は100首を超える。

『豆腐屋の四季』は豆腐店と配達で回る範囲の「2キロ四方」（松下 1998: 336）が舞台である。その狭い範囲で繰り返される日常を松下は詠った。そして夜という言葉によって単調な労働に陰影を浮かび上がらせた。高度経済成長期という時代背景を考慮に入れるならば、夜の暗さが労働と結びついたとき、夜という言葉は苦しさや厳しさの象徴として零細の豆腐店で繰り返される労働とその生活に深さと重みを与える。そして、その裏返しとして、夜に関する言葉はその苦しみと寂しさに耐える人々の強さと優しさをも表現しうる。夜は、その小さな世界で繰り返される労働の時間であるが、対照的な物語が展開される世界の言葉として多用された。

5-3-2 日常の静寂

では豆腐店での暗い日々において松下は何をどのように感じ取っていたのか。松下はある印象的な言葉を短歌で繰り返し用いた。それは「寂」である。ここではその「寂」という言葉に注目して、松下の感覚を考察してみたい。

「寂」は「寂しき」あるいは「寂し」として短歌に登場する。「寂」の字は25首で用いられた。「寂」は基本的には寂しいという心情を言い表すため用いられている。空間という観点からこの「寂」へとアプローチすると、ある特徴が浮かび上がってくる。第2章での理論的考察から導き出したのは、対象の実在性の変化に応じて空間もまた変化するという理解であった。松下の短歌にはこの空間論と共鳴する感覚が認められる。では、「寂」が用いられた短歌でどのような世界が捉えられていたのか。結論を先に言えば、「寂」を用いた短歌では静かに音の響く静寂の空間が表現されていた。松下は自身や家族の心情、あるいは深夜の豆腐造りの労働について、「寂し」や「寂しき」と言い表す。ただし、「寂」の短歌はそのような物悲しさだけに集約されるわけではない。心情だけでなく、静寂の空間が描かれたのである。以下は最も直接的に音を題材とした短歌である。

ものの音 果つる寂しき 犬を覚まし 犬と睦^{むつ}みき 夜業二時ごろ（松下 1998: 45）

瀬の音の 如き寂しき 真夜揚ぐる あぶらげぎりて こぼこぼと鳴る（松下 1998: 130）

蛍光灯 かそかに聞ゆ 幾千夜 この寂^しけさに 豆腐造りし（松下 1998: 262）

1首目と2首目の短歌は既に指摘した対照の形式が明確に現れている。松下が用いる対照は音でも確認することができる。最初の短歌は夜が寂しいので犬と戯れたという作品である。ここでは犬にちょっかいを出していることから、その寂しさとは人恋しさに由来していると考えられるが、松下はそのような夜の静けさを寂しさと表現したのである。音が果てることが寂しいと捉えられている。

次の歌について松下は「やがてたぎり始めるあぶらが、夜のしじまに、小さな音を立て始める。寂しいつづやきのように」（松下 1998: 130）と説明している。無音であることが寂しいのではなく、小さな音が寂しい声のようだと松下は言う。油揚げを作り始める時分には既に「こぼこぼ」と鳴るのだが、そこに至るまでに遠くでさざめくように響く音が寂しいと表現された。

この2つの短歌から見えてくるのは、松下が耳によって様々な場所にいくつもの空間を捉え、そこに感動を発見する感性を持っていたことである。3つ目の短歌では「寂けさ」にルビを振って「しずけさ」と読むように指示がなされている。ほとんど無音の部屋で耳を澄ますとようやく聞こえる音を、毎夜聞いてきたことに松下は思いを馳せている。この歌ではまさにそのような心情の寂しさと音の空間の寂しさが「寂」の字において一体化している。

もちろん、単純に寂しいという思いを表現するために「寂」が用いられたと考えられる短歌もある。また、心情だけなのか、そこに何らかの音を伴っているのか明確に判断できないケースもある。例えば「我よりも 寂しき職か 猫捕りが 猫獲るを見つ 夜業の窓ゆ」（松下 1998: 162）である。猫を捕まえるためには静かに近寄る必要があり、また夜業とあることから、この短歌の空間は静けさに包まれている。しかしながら「寂」は二句で職という言葉と直接的に結びついているので、空間の静寂さはあまり問題とはされていないと考えることができる。そのように判断の難しい短歌も存在する。

では、他にも「寂」が使われた短歌を見てみよう。それらを見ると、多くの「寂」の歌にはもの悲しく静寂な空間に関する記述が伴っていることが分かる。数が多いので各歌の頭に番号を付す。

1. 老い父は かくも寂しきか 炬燵^{こたつ}にて 皿廻しをば ここみはじめき（松下 1998: 18）
2. 老い父の 枕辺に散る 氷砂糖 踏みたりき寂し 夜業に降りゆく（松下 1998: 18）
3. 我が夜業 寂しき二時を 墓石積み まぼろしの如^{ごと} 過ぐる馬車見し（松下 1998: 42）

4. 我が寂しき 吐息くるみて シャボン玉 悲しきまでに 消えず浮きゆく (松下 1998: 97)
5. 春嵐 砂捲く幾日か 豆腐売れず 寂しくて満つる 海を見に来つ (松下 1998: 101)
6. 釜底の 柔飯呉れよと 云われつつ つぎやる我も 父も寂しき (松下 1998: 172)
7. 父と居て 寂しき夜を 紙よりて 父のパイプの やに取りてやる (松下 1998: 173)
8. 東京五輪 開幕の刻を 寂しくも なりわいなれば あぶらげ揚げたり (松下 1998: 251)
9. 我が夜業の 更けつつ寂し さらさらと 鎖曳く犬 外の^も面^と過ぎたり (松下 1998: 253)

父についての最初の2つの歌では、父が皿を回す音、そして松下が床の上の氷砂糖を踏む音が聞こえる。その他も小さな音を伴う短歌であり、「寂」が用いられている。

小さな音の響く日常の空間が感じ取られた際、短歌において松下はそれを「寂」と表現する。ただし、3つ目の馬車の短歌と東京五輪を題材とした短歌は少し異なる。2つの短歌は、小さな音ではなく大きな音との対比で自身の居場所の静けさを描いている。離れた地点に大きな音を配置することで、松下の居る現実の空間の静寂さを浮き彫りにするという構成である。

松下は作歌の目で世界を見て、そこにいくつもの感動を発見していたと自身で考えていた。それまでとは違った目でその目を凝らすことで、目の前の世界で静かに生み出されていた無数の感動へとアプローチできるようになったのだと松下は述べていた。だが、空間という観点から短歌を分析したことで明らかとなったのは、松下が微細な音から「寂」の空間を知覚する作歌の耳をも備えていたことである。松下は目だけでなく耳によって日常の空間を知覚し、それを一種の感動として表現する空間的感觉を身につけていた。松下は耳で日常の空間と静けさを捉え、短歌で描く。そのような静かな音へは、夜が中心の生活をとおして研ぎ澄まされていったのか、あるいは幼少期の高熱で片目の視力が失われているという身体的事情なのか、何に由来するのかは明確ではない。しかしながら空間という観点から読み解くとき、松下が耳に基づく空間的感觉を持っていたことは明らかである。

松下の音の静寂に対する空間的感觉は眼前の世界だけでなく、短歌を読む際にも作動する様子が確認できる。松下は東京オリンピックの時期に朝日歌壇で掲載された他者の歌を挙げ、その感動に静寂な空間を読み取っていた。「ようやくに魚売りにかえる峡の道蕎麦

畑光る月夜となりぬ」(松下 1998: 252)。この歌に松下は自身を重ねつつ、そこで詠われた場所とその物語を次のように想像した。

たとえ首都に華やかに大会が展開されていようとも、私たちが繰り返すのは生きるための労働の日々なのだ。(中略) ここには、そうしなければ生きてゆけぬ生活者の現実がある。オリンピックの感興が薄れた今、私の胸内にひそやかに沁みて広がるのは、月に白々と光るそば畑の景である。時流のおりおりのできごとの陰にいとまされる平凡な生活の歌は、一見つつましやかに、しかも時流とかかわらぬ命長い叙情を細く絶えることなく保ち続けるのであろうか。(中略) 私はそば畑を知らぬ。だが、ひとりの生活者が描きあげた真実のそば畑は、しみじみと私の胸内に広がっているのだ(松下 1998: 252-253)。

松下は歌をとおして人々の日常へと接近する。それが見たことのない場所であったとしても、その歌を作った人が過ごした時間と空間を松下は思い浮かべる。この空間的な感覚は作る時だけでなく読むときにも作動する。そしてそこに「寂」の文字が存在していない場合であっても、松下は静寂な空間を読み解くのである。このように空間という観点からアプローチすると、松下が耳の知覚を1つの軸として日常生活とその空間を感じ取るセンスを持っていたことは明らかである。

5-3-3 自然との出会い

5-3-3-1 別様の世界

松下は学生のころから作家を志望していた。家業を継いで働き始め、短歌を手にする以前にも素朴ながらも感動へのまなざしとそれを言葉で表現しようとする欲求を持っていた。20代の日記で構成された『あぶらげと恋文』では、肺病などに由来する身体の不自由さと豆腐屋の労働とに対する怒りと悲しみが繰り返し吐露されているが、松下がその日に見た風景とそこで覚えた感動についての記述も数多く見つけることができる。例えば、次のような記述である。

二月十四日

大きな真紅の朝日。利鎌のような薄月と明けの明星がまだ空に残っている。海は陽を受けて金色に光り、眼を転じれば山の雪が美しい。ああ、これらを愛する限り、まだしばらくは生き得る(松下 1999a:9)。

それが素朴な感覚であったとしても無数の感動がうごめく世界を松下は感じている。日

記では、それらの世界を具体的な物語へと昇華する術を自身のものにできていない苦悩もまた見つけることができる。

九月二十日

台風一過、秋の到来を鮮やかに感じる。彼岸花が美しい。光が澄んで、ものみな影を濃くしているようだ。(中略)夜明けの土手を行くときの肌寒さ。国東半島の方の空は赤く焼けて、河口の水面からは狭霧が立っている。振り返れば山々は藍紫色のあざやかさで、張り絵のように立体感を失って見える。この風景の中から、どうして私は美しい口マンを引き出すことができないのであろうか。シュトルムのような、ドーデーのような、ギッシングのような、ツルゲーノフのような(松下 1999a: 179-180) ⁵⁰。

若き日の松下は明確な技術を持ってないでいた。眼前の時間と空間だけに還元されえない世界の存在に気づいていながらも、それを具体的な形態で表現できないことに対する葛藤が日記には記録されている。

では、短歌に出会う以前と以後で何が異なるのか。作品に登場する象徴的な言葉からその違いを読み解くことが可能である。『豆腐屋の四季』では豆腐屋の日々を「寂しい」と表現していたが、『あぶらげと恋文』ではそれだけでなく自身の心情を表すために「悲しい」および「哀しい」という言葉が使われた。また、全8章構成の『あぶらげと恋文』には「悲劇の構図」と「汚れちまった悲しみに」の2つの章があり、「悲しみ」は主要なテーマの1つになっている。注目したいのは、それらの言葉によって織りなされる物語が大きく異なることである。悲しいと哀しいはその言葉を使う人の心情を言い表す。話したり、書いたりする主体の内的な状態が問題であり、その主体が話題の中心である。悲しいや哀しいと語られる際、松下個人が物語の中心に位置している。寂しいも同様に主体の内的な状態を言い表す言葉である。しかしながら、寂しいと表現されるとき、そこで想定されているのは他者の存在である。誰かとの関係性を持ってない、あるいはその関係性が失われているとき、その満たされない心情を寂しいと松下は表現する。つまり軸は自己だけでも他者だけでなく両者の関係である。英語であればsadnessとlonelinessの違いである。反意語からも違いは分かる。悲しいの反意後は嬉しいである。そして、寂しいの反意語は違和感が残るものとりあえずは賑やかなしいとしておいて良いだろう。英語でも反意語を見ても分かるように、哀しいと寂しいでは物語の中心に置かれているものが異なるのである。

⁵⁰ 日記では次のようにも記されている。「昨日、図書館で中学時代の同級生だった女性が美術全集を借りているのを見た。彼女は中学時代から絵の上手な生徒だった。そして彼女はいまも絵に精進しているのだろう。それにひきかえて、この私のなんとこの墮落と無気力。頭から書くことを諦め切って久しい。結局、私には文学的才能がなかったということなのだが、ではなぜこんなにも風景に陶醉したり、季節の風にときめいたりするのだろうか。いつも突き当るのは、その疑問なのだ」(松下 1999a: 181)。

この言葉の違いに松下の目線の違いを読み取ることが可能である。もちろん『あぶらげと恋文』が若い時期の日記であり、私記であるから悲しいや哀しいという言葉を繰り返して使っていても何の不思議はない。ただし、そのようにして寂しさよりも悲劇や悲しみがテーマとして前面化していくとき、松下が見ようとして焦点を合わせていたのは自分自身である。他者ではなく自己である。そのような世界の見方において風景は自己にとっての対象である。

5-3-3-2 生き物へのまなざし

松下の短歌ではコントラストで場所における心情的な変化が描かれた。ただし注意したいのは、そのコントラストが表現上の技巧というよりも、ある種の場所における感覚の作動を指し示していたということである。加えて、コントラストによって場所そのものの立ち現れも描かれた。つまり、短歌のコントラストには新たな時間と空間の立ち現れへの感覚が認められるのである。とりわけ動植物を題材とした短歌では、松下の場所の感覚がより明確に表れている。既に見たように松下は短歌で犬を詠う。最初は犬にまつわる歌である。

おから^{しば}搾る きしみ^と鋭き真夜 犬の眼は 外^との面^もゆ蒼^{あお}く 我を見つむる（松下 1998: 43）

ものの音 果つる寂しき 犬を覚まし 犬と睦^{むつ}みき 夜業二時ごろ（松下 1998: 45）

夜業われを 折り折りのぞきに 来る犬が 眼^あの遇いしとき 強く尾を振る（松下 1998: 193）

わが犬は 豆腐積み行く 土手に^そ沿い 暁の瀬を しぶきて走る（松下 1998: 210）

我が夜業 更けつつ寂し さらさらと 鎖曳く犬 外^との面^も過ぎたり（松下 1998: 253）

上の引用の2、3、4番目の短歌は松下が自身の飼い犬の「ラム」について詠んだものである。ラムはいわば家族の一員であり、松下の豆腐店の日常を綴った『豆腐屋の四季』に登場しても何の不思議もない。それに対して、1番目と最後は飼い犬ではなく見知らぬ犬について詠んだ短歌である。1番目の短歌は「夜業の窓」という括りで並べられた短歌の一つとして載せられている。松下はこの短歌をそこで次のように説明している。

犬には犬のみの秘密の世界があるのではないか？ 深夜の窓からふと見る通りに、数

多くの犬がギラギラと眼を蒼くかがやかせて、音も立てずひっそりと群れているとき、いつも私はそんな疑いと怖れにとらわれる。そこにいるのは、もう昼間見慣れた犬たちではない。なにか妖しい別界の生物だ。かがよう二つの眼が、私をジッと凝視することもある。深夜ひとりの思いは寂しくも妖しい（松下 1998: 43）。

おそらく短歌に登場している犬たちは野犬だろう。松下がそれらの犬を「昼間見慣れた犬」と呼んでいることから、全く知らない犬ではないと考えられる。そのように見慣れた犬たちであっても夜には「秘密の世界」の「妖しい別界の生物」ように思えたというのである。昼間とは異なる夜の犬たちの様子が、松下に別の世界の存在を予感させた。松下はその様子から犬だけがアクセスできる世界が存在しているのではないかと感じたのである。松下は夜業の最中に窓の外の別の世界に生きる存在を感じ取り、その向こう側の存在と目が合うという出来事を1つの感動として短歌にしたためたのである。窓を境目として戸内と戸外に2つの世界が並存する。そのようなコントラストが犬についての短歌で描かれていることが分かる。もう1つの歌もまた、豆腐づくりの作業場とのコントラストで窓の外側で展開される出来事が詠まれている。最後の短歌は既に見たとおり静寂の空間への知覚が作動するものであるが、最初の短歌と同様に戸内と戸外の2つの世界のコントラストが構成されている。そのように犬を登場させることで、松下は労働の場所のすぐ近くで異なる世界が展開される様子を描くのである。

この場所への感覚は、飼い犬の歌にも似た構成を読み取ることが可能である。ただし、飼い犬の短歌は2つの世界のコントラストであることに違いないが、労働の場所と遠い世界とのコントラストで構成された歌とは異なる。大きく異なるのは、飼い犬についての歌が明るさに満ちている点である。見知らぬ犬の世界を松下は「妖しい」と表現したが、飼い犬の短歌は犬の純朴さといったような優しさや喜びを感じさせる内容である。飼い犬を登場させることで、冷たく暗い労働の場所に明るい世界が導き入れられているのである。ラムは豆腐づくりの最中に何度も作業場に来て、松下と目が合うと尻尾を振る。深夜の厳しい労働においてその姿と目線は、短歌として残されたほどなのだから、大いに松下の気を休めただろう。松下はこの短歌の前後で次のように記している。

私が夜業に降りてくると、まっさきにラムが飛びついてくるのだ。真夜の裏庭で、私とラムはしばらくひっそりとじゃれ合い、それからラムを振り切って仕事にかかるのだ。仕事中の私を、ラムは幾度ものぞきにくる。（中略）私は、そんな夜々を働きつつ、愛の不思議さをしみじみと思った。愛が、どんなに人の心を溢れさせ、やさしくさせ、美しくさせるかを思った。相手は一匹の犬すぎないのに、こんなにせつない眼をして、幾度ものぞきにこられると、つい私もたまらなくなり、仕事の手を休め

て、裏庭にラムを抱きに出るのだった（松下 1998: 193）。

ラムの姿は松下に「愛の不思議さ」を感じさせた。豆腐づくりの最中であったとしても、ラムの行動はその労働の世界を変えたのである。それは世界に対する松下の見方や捉え方を変えたという意味で、豆腐づくりの時間と空間が「愛の不思議さ」を考えさせる時間と空間へと変えられたという意味で、世界は変化した。ラムの振る舞いとその知覚をとおして労働一色に染まっていた作業場に、「愛」に満ちた世界が導き入れられたのである。ラムを詠んだ短歌では、暗く冷たい労働の世界と明るく温かい家族の世界とのコントラストが描かれる。そこで感じ取られているのは場所の変容である。そのような短歌の構成はラムが瀬を走る姿を詠んだ4番目の短歌でも確認できる。この短歌は、松下が配達で土手沿いに行く際、ラムが水際でしぶきを上げながら走る様子を詠ったものである。おそらく夜明けに松下の後ろを追いかけていき、土手を伴走したのだろう。その元気な姿と行動は松下を喜ばせた。ここでもラムは労働の時間と空間に明るく温かい世界を作り出している。それは暗さと明るさ、冷たさと温かさのコントラストであり、前者に後者が流れ込み、混ざり合う世界である。松下はそのように編成されていく目の前の世界を感じ取り、それを感動として短歌にまとめた。

犬を詠った短歌の分析から見えたように、『豆腐屋の四季』では他者との関係が世界の見方の中心に据えられている。興味深いのは、そのように自己と他者との関係性に焦点を合わせる松下が様々な生き物を場所における他者として捉えていたことである。松下は『豆腐屋の四季』で次のように述べている。

夜の作業場に入り来るのは、みんな小さな生きものばかりだ。蟻。蛾。沢蟹。やもり。ゴキブリ。こおろぎ。かまきり。蜘蛛。単調な労働に疲れた私の目は、そんなはかない生きものにも、思わず魅き寄せられていく。こぼれおからを運ぶ蟻に、じっとかがまり見入った夜。豆乳の湯気が、しろじろと窓を流れ出るとき、まるでその湯気の精のように真白の蛾が、ひらひらと舞いこんできた夜。（中略）狭庭の、ほんのささやかな草生にも、かまきりは幾匹も生まれるのだろう。私は、そんな小さな生きものを、一首ずつ詠いとめることによって、愛し始める。やもりを詠った夜以来、私はやもりを愛し始めた。あの、小さなクルクルした目を愛し始めた。そのことで、単調な夜業に、ほんの少し心のうるおいが増した（松下 1998: 218-219）。

単調な労働に疲れた松下にとって、作業場に時折現れる動物や昆虫の存在はある種の清涼剤となっていた。そのように理解することができる。だが、それだけではない。松下は「愛し始めた」と述べている。飼い犬のラムと同じように小さな生き物たちに対して

「愛」という言葉を用いているのである。また、そのように愛し始めたことで、単調な労働に変化が生まれたという。そのように松下は人間だけでなく犬、鳥、昆虫が場所を共有する愛すべき他者として捉えられていたことが分かる。以下は小さな生き物を詠った短歌である。短歌には通し番号を付した。

1. 真夜独りの 心おのずと 優しくて くどの子蟻ら 逃して点火す (松下 1998: 50)
2. 草にすがり 眠るあまたの 蝶を見せき 姉病むる夜に 姉の子を抱き (松下 1998: 125)
3. 土間隅に ひそむ沢蟹 泡抱きて 夜業の火色に 薄く染まりぬ (松下 1998: 161)
4. 真夜の蚊を 罵る父に 蚊遣りして 我はさびしく 豆腐造り始む (松下 1998: 162)
5. ひそやかに 絹豆腐をば 運ぶ土手 チガヤにすがり 蝶まだ眠る (松下 1998: 163)
6. めだたざる 妻と思えど 病み臥して 家居荒れたり 座に蟻が来る (松下 1998: 166)
7. 鱗粉の 淡く溶け出て 死蛾の浮く 真夜の水更え 作業に入りゆく (松下 1998: 182)
8. やもりの目の 不意に愛らし 夜業倦み 壁にもたるる わが肩の辺に (松下 1998: 218)
9. あぶらげを 揚げ継ぐほとり 小蜘蛛垂る うるむ我が目に 夜の糸見えず (松下 1998: 218)
10. 凝りゆく 豆腐待ちつつ 佇ちおれば かまきり跳び来 未明の闇ゆ (松下 1998: 219)
11. 遠溝を わが夜業の水 流れゆき 虫声のなか かそかにきこゆ (松下 1998: 262)
12. くどの下の こおろぎ鳴きぬ あぶらげを 真夜揚げて立つ 足のほとりに (松下 1998: 262)
13. 殺せども 鶏舎を狙う 蛇絶えず 生の執念 暗く悲しく (松下 1998: 276)

作歌をとおして松下は作業場に様々な生き物の存在を認め、松下と愛すべき生き物たちとの物語を紡ぐのである。短歌は両者の物語の記録であり、作業場という場所に刻み込まれた時間と空間の軌跡だと言うことができる。

重要なのは作歌を経て作業場が労働のための場所ではなくなったことである。人間の労働の場所だというだけでなく、愛すべき多様な生き物たちが訪れたり、棲み着いていたりする場所ともなったのである。単調な夜業の場としての作業場は、以前と同じ場所ではない。それは松下と生き物たちとの出会いが展開される場所である。その出会いをとおして作業場が別様の場所として立ち現れてくるのである。たしかに2番目と13番目の短歌は例外的で、ある場所に別様の様相を感じ取り、それを描いた短歌とは言い難い。労働ともほとんど関係ない。しかしながら、他の短歌を考察すると松下は近くを歩く蟻の姿に見入り、あるいは、土手の蝶の寝息に静かな感動を感じ取っている。松下は居間でのひととき、そして豆腐配達の通り道といったそれぞれの時間と空間において、別の時間と空間が存在していることを詠うのである。それは場所においていくつもの時間と空間が結びつくこと、そしてある場所が他者との関係によって変容することを松下の感覚が捉えていたことを示している。小さな動物や昆虫だけでなく、鳥を詠った短歌にもその感覚の作動が確認できる。

1. 初豆腐を 我が売りめぐる 小祝島 灘のかもめの しきり舞い来ぬ (松下 1998: 41)
2. 此の河口の いたずらに鳥に 追われつつ 逃ぐるかもめも 早くは飛ばず (松下 1998: 79)
3. 妻の里の 小祝島に 豆腐売りて 初燕見ぬ 帰らば告げん (松下 1998: 95)
4. 豆腐積み あげぼのを行く 此の河口 はやおどろなる 群鴉の世界 (松下 1998: 103)
5. 妊りて 問うこと多しと 母に行く 妻との夜道 青葉木菟鳴く (松下 1998: 144)
6. 何鳥か 未明鋭し 我が豆腐 売りゆく島は 橋より低し (松下 1998: 186)
7. ひそやかに 豆腐積み渡る 我に慣れ 欄干の鴉 翔び立ちもせず (松下 1998: 187)
8. 山国川 かくも青きに 遊びいて 白鷺けさは 十二羽か見ゆ (松下 1998: 211)
9. 瀬に降りん 白鷺の群 舞いおりて 豆腐配りて 帰る夜明けを (松下 1998: 226)
10. 日の落ちて 豆腐二丁の 配達に 我が行く上を 白鷺帰る (松下 1998: 227)
11. 没陽して 白鷺去りし 汐溜り しばらく明るし 鴨移り来ぬ (松下 1998: 227)
12. 海苔の芽の 繁に吹けよと 松小島 白鶺鴒を 今日見そめたり (松下 1998: 227)

256)

13. 暁に 空移りつつ 豆腐積み 土手行く我を 軽鴨が越ゆ (松下 1998: 262)

14. 朝明けて 鴝^{もず}ひびきけり 苦しみて 男^おの子産みたる 妻は眠りぬ (松下 1998: 270)

鳥が登場する短歌は、5番目と12番目と14番目を例外として、その多くが豆腐の配達についてのものである。河口と周辺で見かけた鳥が詠われている。その河口は前章で言及した「青春の小世界」であり、「私の風景」である。そこで白鷺が踊るように降り立ち、群をなすカラスが集う姿を松下は眺め、短歌にしたためた。配達は豆腐づくりとは大きく異なる時間と空間である。豆腐づくりでは作業場で父や後に妻とともに働くが、配達には松下が小さなバイクに乗って1人で中津市内を走る。配達とは松下にとって非常に孤独な時間と空間である。配達とは本来であれば孤独である。しかしながら、鳥の短歌には配達の哀しさや寂しさが描かれることはない。むしろ、松下の強い喜びや驚きで短歌は満ちている。以下は松下が「白鷺」という見出しの下で9、10、11番目の短歌とともに『豆腐屋の四季』に収められた文である。

私は橋上から河口を見渡して、今朝の白鷺は幾羽からんと数えるのが楽しみだ。二十羽も数えようなら、もう大喜びだ。遠い夕溜まりに降り立っている白鷺はまるで白い花のようだと思ったりする。(中略)夜明けから日暮れまで、幾十度河口の橋を渡り、土手に沿い行く私にとって、白鷺と鴝はいちばん見なれたものだ。もし一羽一羽が、人間のように特徴を持っているのなら、たぶん私は河口に寄せくる白鷺と鴝のごとくを熟知しているだろう。悲しいかな、彼らはただ真っ白い群であり真っ黒い群であるに過ぎぬ (松下 1998: 226-227)。

松下は配達中にシラサギとカラスと頻繁に出会うが、人間の知人のように見分けることができない。シラサギが白い群で、カラスが黒い群にしか見えないという。そうであるとしても、鳥の存在が配達の孤独を出会いの喜びへ変えさせたと考えてよいだろう。8番目の短歌はシラサギ12羽を見ることができたという内容であり、そのように多数のシラサギを見たことが感動として詠われている。その素朴な短歌を読むと、松下にとっては河口に鳥たちが存在すること自体が大きな喜びかのようなようである。これは、松下が「悲しいかな」と述べていることにも現れている。現実には白や黒の群だが、可能であるならば個体の違いを松下は知りたいと思っているのである。それほどに松下は鳥たちに強い愛着を持っている。また、松下は鳥たちと出会う河口に対しても特別な思いを持っていた。

私には、この河口が、なにか私の歌の母胎みたいな気がするのです。いつもこの河口に来ると、湧然として歌への思いがほとばしるのですよ。そして、白鷺がそんな私の歌心の象徴のように美しく見えるのです（松下 1998: 227）。

配達は本来であれば孤独で暗く冷たい時間と空間で構成されていると言える。だが、鳥たちの存在とその時々への出会いは、河口にそれとは異なる時間と空間の編制を生み出すのである。河口はそうのように無数の感動を生み出してきた歌の源だという。河口は松下にとって孤独な労働に集約されえない場所である。また、河口は常に美しさやその出会いの喜びの場所というだけでなく、4番目の短歌のようにカラスの群が占める妖しい世界とその驚きの場所でもある。このように松下は作歌の目で他者とその物語に焦点を合わせ、単調で暗い労働の場所の深みに別様の時間と空間を感じ取るのである。ただし、松下は動物や昆虫だけでなくモノとの関係によっても場所における別様の時間と空間を感じ取るようにしていたようである。

私はときおり想像する。――ある夜、にわかに私の目が「詩眼」となって、視るものごとくに美しい詩を見いだせたら、どんなに素晴らしいことだろうと。灰色の石壁も、豆腐の重石も、重油タンクも、ボイラーも、ゴムの前掛けも、ゴム長も、豆腐缶も、大豆も、豆磨機も、ジャッキも、水も火も、おからも、水槽も、バケツも、桶も、つるべも、型箱も、マッチも、にがりも、たわしも、庖丁も、モーターも、みんなみんな、めくるめくるほどの詩を奏で始めたら、どんなに素晴らしいだろう。ほんとうは奏でているのかもしれないのだ。ただ、私の平凡な目にそれが映らぬのだろう（松下 1998: 219）。

『豆腐屋の四季』を読み進めると、実際にそのように家の様々なモノに刻まれた思い出が語られる場合がある。例えば重石から働き者であった母との記憶が読み取られ、語られている。上の引用からも分かるように、松下は目の前の世界のあらゆる場所に異なる様相の時間と空間が存在しうると直感している。『豆腐屋』の続編である『吾子の四季』では次のように述べられている。短歌によって世界を読み取ることを身につけた松下にとって別様の時間と空間への接近はすでに難しいものではない。

心というものはほんの小さな外界の変化にも、敏感にさざなみを立てるものだ。数片の粉雪が吹き流れてきても詩心はひらめくし、道辺の幼いこべをソツと揺るほどの微風そよかぜにさえ、せつなさがどつと衝きあげたりする（原文ママ、松下 1970: 26）。

短歌という技術は松下を場所の深みにある感動の世界へと接近させる。作歌は場所における時間と空間の美学であり、短歌はその時間と空間をリズムと言葉に閉じ込めることで感動を特定の感動として対象化する実践とすることができる。既に見たように、短歌はそれまで予感していながらも接近できなかった場所の深みへと松下を導いた。いかに日常生活が暗く単調だと思われたとして、短歌を詠むという行為によって松下は目の前の場所が無数の感動とその時間と空間で潜在的に満たされた世界であることに気づいたのである。このような意味で、松下が語った「発見」とは場所における別様の時間と空間の発見であったと考えることができる。

5-4 松下の空間的感覚

5-4-1 「住むこと」と「棲むこと」

問題は、そのような空間的感覚を持った松下がどのような意味で「棲む」という言葉を用いたかである。ここでは短歌の分析を踏まえ、『暗闇の思想を』の冒頭の「棲む」という言葉で作動していた松下の感覚について考察することとしたい。

改めて「住むこと」と「棲むこと」について考えてみたい。この2つの言葉に共通するのは、ある主体が特定の場所に留まるとともに、その場所を活動の中心とすることを意味する点である。いずれも場所を拠点とする実践である。しかしながら、2つの言葉の主体は異なると考えられる。一般的に2つの言葉は、人間の実践ならば「住むこと」、動物のそれならば「棲むこと」というように、その実践の主体に合わせて使い分けられている。また、主体だけでなく場所もまた異なる。人間は住居で、動物は巣で生活する。住居と「住むこと」は、動物の「棲むこと」およびその生物学的な必要に由来する巣とは、その性質が大きく異なっていると思われる。つまり、実践の主体だけでなく場所の違いにも注目する必要がある。若林幹夫によると、住居は恣意的かつ規範的な性格を持つ点で、雨風や外敵から身を守るシェルターやナワバリとしての巣から区別されるという。

人間の住居の形は、言語がそうであるように、文化や社会ごとに異なる形をとりうるという点で恣意的だが、その恣意的な形が一つの文化や社会のなかでは社会の構造や規範と結び付き、その存立を物質的にも意味論的にも支えているという意味では規範的である。この恣意性と規範性において、人気の住居は動物の巣とは異なっている。換言すれば、住居とは、人間がみずからの起居する場所を文化的・社会的にデザインされた場として作り出し、生物学的な「棲むこと」を文化的・社会的な「住むこと」へと変化する仕掛け、^{メディア}媒体なのである（若林 2003: 176-177）。

人間が住む場所である住居は、文化や社会に応じて異なるという意味で恣意的であり、

「住むこと」という「人びとの行為や関係の形に特定の可能性の集合」（若林 2003: 189）を与える媒体だという。ただし、何が「住むこと」であるかは自明ではなく、資本主義や官僚制、地域社会、都市との関係において「集合的に決定される」（若林 2003: 189）。そのように「住むこと」がその時々社会構造に立脚しているという意味で、住居は規範的なものだという。このように考察した上で若林は、「住むこと」が人々の「行為や関係の広がりの中にある身体の活動の、特定の社会的領域や行為に関わる分節に付される呼び名」（若林 2003: 190）だと結論づけている。このように考えるとき、人間の身体において動物的な「棲むこと」の次元が認められるとしても、それは「住むこと」へと組み込まれ、包摂されていると考えることができる。身体がどれほどに生物的な側面を備えているとしても、その身体の実践としての生活とその場所としての住居が文化のおよび社会的な規範と構造に基づいて分節されているためである。若林は論文の終わりで「人間にとっての「住むこと」とは、単独で住むことではなく結局は「集まって住むこと」、「集住すること」と述べている（若林 2003: 191）。私たちは住宅や部屋で住んでいる際にも地域や都市にも住んでいる。そのような意味で、「住むこと」は居住であり集住でもある。つまり、「住むこと」とは個別の場所だけが問題なのではなくその後景の地域社会や都市といった広がりを持った実践だということである。

松下の短歌の分析で明らかとなったのは、松下が場所に別様の時間と空間の現れを感じ取り、それを作品として描く感覚を備えていたことである。その松下の空間的な感覚によって見聞きされていた世界とは、基本的には「住むこと」という居住と集住と基礎を置いていた。松下はいくつもの「住むこと」の実践を題材に短歌をつくっていた。松下は毎夜、豆腐と揚げをつくっては配達に行くという労働の日々を過ごしていたのである。ただし、松下は自宅の作業場だけでなく、地域社会や国家において、あるいは短歌を投稿する新聞の情報ネットワークにおいても住んでいた。そのように松下の「住むこと」は重層的に構成され、実践されていた。

しかしながら、松下が短歌で描いた世界はそのような「住むこと」の次元だけでは還元されえない。なぜなら、松下は動物や昆虫の存在に目を凝らすことで様々な場所に別様の空間編制を感じ取っていたからである。言わば、「住むこと」に集約されえない非「住むこと」の世界が見聞きされていた。既に見たように、小さな生き物との出会いという出来事とその感動を基として短歌は生み出されていた。松下は「住むこと」のすぐそばに動物や昆虫の「棲むこと」が存在することを感じ取っていたのである。つまり、松下は「住むこと」の場所で「棲むこと」の時間と空間を読み取っていた。そのような空間的な感覚にとって、「棲むこと」の次元は「住むこと」へと完全に包摂されるのではなく、むしろ基底的な次元として「住むこと」を支えるだけでなく、時には場所における空間の再編制の契機となる。河口での白鷺との出会いがそうであったように、松下にとって非人間的な存在

は暗く単調の労働の日常を揺り動かし、それとは異なる世界の空間のあり方を作動させる。

もちろん、松下の「棲む」という感覚と言葉の選択は、小さな豆腐店や売れない作家として細々と暮らしてきたことと、あるいは、『豆腐屋の四季』の冒頭で述べられた東京で豊前が「とよさき」と読まれた経験も無関係ではないだろう。それは弱く静かでひっそりとした生き方がまるで小さな動物のようであると感じられていたために、「棲む」が用いられたという可能性である。あるいは、人が羨む都会的な生活を「住むこと」と位置づけ、その反対にある地方での自身の生活を「棲む」と表現したと見ることも可能である。そのような可能性は決して否定されえない。しかし、長年夢見たデビュー作の冒頭で松下が「棲む」を選択した理由の説明としては不十分かと思われる。なぜなら、それらの可能性は短歌の分析で見た松下の空間的感覚が完全に無視されているからである。松下の空間的感覚を支えとするならば、「棲む」という非人間的な動詞が選択された理由は理解できるように思われる。松下は「住むこと」の時間と空間の非常に近くで「棲むこと」の時間と空間が存在することを捉えていた。そしてある場所においていくつもの時間と空間が結びつくことでその場所のあり方が変容することもまた理解されていた。つまり、松下の感覚において「住むこと」の次元と「棲むこと」の次元が折り重なっている。それがゆえに、居住に関する基底的な表現として「棲む」を松下は選択したと考えられる。もちろん、短歌の分析から導き出された空間的感覚だけを根拠として、「棲む」という表現が用いられた理由や目的をすべて説明することはできない。しかしながら、松下の空間的感覚を考慮するならば、意識的ではなくとも松下の「棲む」が人間だけでなく動植物の実践をも含む表現であったと考えることは十分に認められる。

5-4-2 場所への感覚

松下は「住むこと」と「棲むこと」の折り重なりとして場所を感じ取っていた。その場所の感覚には、他なるものたちの交渉と応答として場所を論じるドリーン・マッシーの空間論との強い共鳴が認められる。地理学者のマッシーは場所において人間やモノ、自然が集合体 (assemblages) としてその時々立ち現れるプロセスについて論じる。マッシーは場所が人間の寿命や日付といった人間社会の時間だけでなく動植物や地形、地層といった数年から数百年、数千年までに至る様々な時間と関係していると説明する。それらの異なる複数の時間とそのダイナミズムを指すものとしてマッシーは「軌跡」 (Trajectories) という表現を用いる。「不可逆的なプロセス」 (Massey 2005=2014: 372) としての軌跡が場所で結びつくとされる。マッシーは次のように述べている。

「ここ」とは、空間的な物語りが出会う、あるいはそれぞれ独自の時間性をもつ

諸軌跡の配置や結合を形成する場である（それゆえ、「今」は「ここ」と同じく問題含みなのである）。しかし、そこでは出会いの連続、織り合わせや遭遇の蓄積がひとつの歴史を作り上げている。連続性を生み出しているのは、何度もおこなわれる（わたし自身の、アマツバメの）回帰であり、そして諸時間性を差異化することそのものである。しかし、それらの回帰はつねに、動いている場所へと向かうものであり、われわれの出会いの諸層（諸地層）（layers）は互いに交わりあい、作用しあっている。それは〈空間－時間〉のプロセスを編み上げることである（Massey 2005=2014: 265）。

場所において時間を空間から切り離すことも、その逆に空間を時間から切り離すことができない。マッシーによると、場所ではいくつもの時間と空間による交渉や応答が繰り広げられるという。

本章での空間論的分析から明確となったのは、松下もまた動植物の存在とそれらとの連関を場所の性質として把握していたことである。ただし、松下はマッシーと異なる観点から場所を感じ取っていたと見られる。ある点で決定的に両者は異なっている。たしかに『豆腐屋の四季』の短歌の分析が示しているように、松下は動植物の世界と存在の現れを契機として場所の変容を捉える感覚を持っていた。そのように場所が常に別様になりうることを捉える松下の場所の感覚は、場所を「進行中の出来事」（Massey 2005=2014: 339）と見なすマッシーの空間論と非常に近い位置にあると言える。しかしながら、松下の場所の感覚は非常に個人的で、ローカルである。本章の冒頭部で確認したように松下は『豆腐屋の四季』の副題を「青春の記録」と位置付けている。また、第4章で述べたように、松下が反対運動に参加した理由は「私の風景」あるいは「私の青春の小世界」としての河口が火力発電所の建設によって失われることであった（松下 [1974] 1999b: 10-11）。つまり、松下の場所の感覚は、それが他なる存在たちの時間や空間を捉えていたとしても、「私」の世界内での出来事に関係するものとして成立している。そこでの場所は非常にローカルであり、個人のアイデンティティやノスタルジーと深く結びついている。それに対してマッシーの空間論における場所はグローバル化された世界内での出来事という文脈において考えられている。そこで、場所は本質的に何らかの地域性に限定されることなく、多様なスケールの時間と空間の関係性として位置付けられる。それゆえ、場所における別様の時間と空間の編制の可能性をともに認めるとしても、両者の方向性は大きく異なる。言わば、場所とその空間化を松下は私の世界へと還元し、マッシーは地球規模の世界へと還元する。

ただし、松下の場所の感覚が私的であるとしても、それを閉鎖的で排他的な場所の感覚と同じものと見なすことは難しいと思われる。なぜなら、松下は場所を一方で私的な関係

として語りつつも、他方で動植物といった人間にとって意思疎通の難しい存在との関係も強調するからである。それらの存在は基本的に異なった世界に生きる、人間にとって「ままならない」生き物である。松下にとっての場所は私の世界内にあるものの、動植物たちとの偶発的な出会いを契機として時間や空間が編制される領域となっている。松下にとって場所はローカルなアイデンティティや思い出、ノスタルジーと関連しているが、「棲むこと」の次元との交錯をとおした時間と空間の編制に対して開かれており、その変化が偶発的でさえある。このような場所の感覚が松下の特徴であり、反対運動の地平として作動していたのであると考えられるのである。

次節では以上の場所の感覚についての分析を踏まえ、理論的な観点から場所概念について論じてみたい。松下の感覚を場所という概念を軸として改めて整理することで、以下の章での分析での切り口とするためである。

5-4-3 場所の多義性

短歌に見られる松下の感覚から導き出されるのは、場所は決して特定の意味や役割だけを果たすのではなく、多様な感動の創出と深く関係していることである。短歌では場所で生まれる感動が詠われた。例えば、豆腐づくりの作業場でヤモリやクモの動きや表情に目を凝らし、鶯の舞う河口や朝日の指す海原に息を飲む。そして、それらの場所では瞬間的な歓喜だけでなく、母や友人の死といった暗い記憶とその哀しみ、優しさを詠った。そのとき、短歌では特定の場所が常に同じ場所ではなく、様々な時間と空間の結びつき、あるいはその軌跡から成立していることが描かれる。言い換えれば、場所の生成と感動の生起との連関において松下は短歌を作り上げていた。

ここから松下の感覚について次の仮説が導かれてくる。それは、松下にとって場所が多義的 (polyvalence) と捉えられていたことである。短歌の分析に基づくと、次の2つの点で場所の多義的な性質が理解されていたことが分かる。第1に場所が感動の生起に応じて異なって理解されることであり、第2に場所が感動において複数の役割を果たすことである。前者は、ある場所が特定の名称を持ち、非常に似た地理的範囲を指示していたとしても、感動が新たに生起し、場所に対する理解が新たに形成されることで、その場所は以前とは異なった性格を持つ場所になることを指す。言い換えれば、場所では感動の生起と定着が繰り返されるゆえに、場所に対する捉え方は変化するということである。この多義性は無数の感動の実在性を認めるがゆえに、自己と他者が場所に対して異なった理解を持つことを肯定する。

第2の点は、場所は感動の一部となるとともに、生起した感動を秩序づける主体ともなるということの意味する。場所は感動の対象というだけではない。感動を含む様々な要素に秩序を与える世界として、いわば生起した感動のステージとして、場所は諸アクター間

の位置とその関係性を形成するのである。この多義性は場所に優位性を与えるがゆえに、場所およびそこに生じる感動を特定の目的を持った資源や利害として限定的に見なすことを否定する。松下の短歌で登場した河口は、まさに場所が多義的であることを示している。その場所では、シラサギやカラスが舞うだけでなく、犬が走り、蝶が眠る。松下が短歌に残したのは河口でその時々時間に時間・空間が編制される姿であった。

この場所の多義性を明確にするために、感動の生起と定着について考えてみたい。これまでに述べてきたように、場所では無数の感動が存在しており、その発見にともなって別様の時間と空間が節合される。言い換えれば、特定の感動の生起とは、場所における特定の時間と空間の発見である。ある場所に初めて立ったとき、あるいは場所を初めて目の当たりにしたとき、その「とき」に場所では時間と空間の結びつきが始まる。人々は場所の直接性を取り戻す際に新たな感動を生起させるのである。そして、定着とは特定の感動が場所と論理的に関連づけられている状態である。例えば、観光地における建築物や風景、そして郊外にある大型の娯楽施設がしばしばそのような状態にある。そこでは特定の象徴や記号によって特定の感動と特定の場所とが事前に結びつけられているのである。この場合、特定の場所に特定の感動が定着した状態であり、感動の発見でなく確認だと言える。

この感動の生起と定着は初めてその場所へ行ったときだけでなく、ある場所を再訪した場合でも該当すると考えられる。人はその場所を繰り返し訪れるとき、特定の感動を期待するかもしれない。だが、場所では個々人がそこに持ち込んだ感動がその時点で時間と空間と新たに結びつき、再編成されるのである。ここでは複数の時間と空間が結びつくこともあれば、いずれかが廃棄されることもあるだろう。同じ山に登ってもいつも同じ感動を覚えることもあれば、その度に違う感動を発見することがある。川沿いを散歩する場合であっても道端で新たな発見をすることはしばしばある。季節の移り変わりだけでなく、自身の心身の変化も感動の生起に影響する。また、年中行事のように特定の感動の確認が目的だと思われる場合でも、そこに居合わせる人々もその関係も全く同一ではありえない。計画上は同じであったとしても、場所では出来事にともなって様々な時間と空間が編制されるのである。様々な時間と空間が場所で構成される。そして、感動はその度に生起し、定着する。いずれにしても、それまでの場所は感動の生成にともなって常に異なった場所として捉え返されていく。場所の直接性が回復される時、感動の生起にともなって場所と結びつく時間と空間が再編されるからである。つまり、場所において感動は生起と定着を繰り返す。そしてその生起と定着をとおして場所では新たな時間と空間の編制が行われるのである。つまり場所において時間と空間はある編制を開始する。以下では時間と空間が編制される動的なプロセスを指す言葉として空間化を用いることとしたい⁵¹。

⁵¹ マッセーは『空間のために』（Massey 2005=2014）において、時間と空間のいずれか一方を重視してきたこれまでの哲学や政治学に対し、ある時間は特有の空間を持つのであり、その逆にある空間も特有の時間を持つと批判した。この議論を踏まえ、本論文では時間と空間の編成を空間化と呼ぶこととした。

ここで注意すべきなのは、松下の著作が指し示していたように、場所における感動は際限がないということである。場所において感動が本質的に無数であるとすれば、特定の場所と特定の感動との結びつきは絶対的あるいは不変であり続けることはない。貴重な原生林や歴史的な建造物群であっても、そこで生じる感動は事前に決定されているわけではない。そこに共有されうる象徴的なイメージがあったとしても、感動は生成と定着を繰り返すのであり、正統的な感動といったものは存在しないからである。作業場は基本的に豆腐づくりのための場所であったが、蟻や蜘蛛、蛾、イモリたちとの出会いごとにその場所における時間と空間が改めて編成され、感動が発見された。感動の生起と定着は多様であり、その感動に応じて場所は異なって立ち現れる。場所と連関する感動が多様であるがゆえに、実在としての場所はポリバレントなのである。

5-5 場所と領有

5-5-1 場所の優位性

次に、感動の生起における場所の多義性について考察する。場所は感動にとっての客体とも、感動にとっての主体ともなる。場所が2つの役割を果たす。この多義性は上で述べた多義性と同様に、場所と感動との関連性が単純化されることを否定する。

まず、客体としての場所について説明する。場所は感動の対象である。より正確に言えば、場所は感動の一部である。これは感動が場所という時間・空間の構成をともなって生じることと関係する。既に述べてきたように、ある場所が常に同じ名前と呼ばれていたとしても、感動が生起する場合、その場所ではそれまでの時間・空間の編成に変容が生じる。つまり、感動の生起において場所は新たに作り出される。見知らぬ場所でも、馴染みの場所であっても、感動の生起には場所の生成がともなうのである。松下が語ったように、壁を歩くヤモリが表情を持っていることに気づいたとき、言い換えれば作業場の時間と空間がヤモリの時間と空間と結びついたとき、作業場という場所は以前とは異なる場所として生成している。それにともなって「愛らしい」や「可愛い」といった感動が生起したのである。たしかに感動の直接的な対象はヤモリの動きとその姿である。だが、その感動は場所なしでは成立しえない。ヤモリは作業場の壁を移動していたのであり、おそらくは松下を見ていた。その作業場は豆腐づくりのためだけの場所というよりも、ヤモリの食事や狩り、移動のルートといったヤモリの時間と空間で構成された場所でもあった。その動きと姿に接近しえたとき、作業場はヤモリと松下の時間と空間が結びつき、新たな場所となった。そのときに感動は生成し、定着し始めたのである。言い換えれば、場所が生成したからヤモリに対する感動は生まれた。松下の感動は、ヤモリの時間と空間が労働の場所としての作業場と交わったとき、生まれた。生起した感動には場所が含まれている。

これは電車や飛行機、車で移動中あるいは旅行中に車窓から見た風景に感動したときで

も同様であろう。この場合、たしかに私たちは風景に感動を覚えている。しかしながら、車外の風景だけが感動の対象ではない。歩くのか、走るのか、立ち止まるのかによって感動が異なるように、この感動は乗り物にいるからこそ成立しているのである。窓の外側と内側の時間と空間が次々と接続されていくときに、感動は生起したのである。感動が静止したものを対象とし、場所が本質的に静止しているものだとする考え方は捨てなければならない。風景と車内のいずれかだけが場所なのではなく、同時進行する両者の持続的な運動の中で1つの場所が1つの世界として生成している。旅行中に見た風景は非常に感動的である。感動は目の前の対象だけでなく、その時々場所を抜きにして生じることはない。ある感動はそれが生まれた状況も含めて1つの感動である。つまり、場所は感動の一部である。この意味で場所は感動にとっての対象なのである。

次に、主体としての場所について考えてみたい。場所は生起した感動に特定の布置を生み出す。感動の生起において場所は、いわばステージとなる。そして感動を構成しているアクターたちにポジションと役割を与えるのである。何度も述べてきたように、ある感動が生起するためには、時間と空間の構成ないし接続によって無数の感動からその1つが実在化されるというプロセスを経る。このとき、場所は様々なアクターたちとそれらの時間と空間を結びつけるステージとなっている。例を挙げてみよう。水平線から朝日がゆっくりと昇り、徐々に姿を現してくる。それを私たちが海岸や小高い丘、あるいは松下のように橋の上から見ているとき、言葉では簡単に表現できないような感動を覚える場合である。ここでは次のプロセスが生じている。水平線と朝日、そこにいる人々とその人々の関係、個々人の記憶や思い出、そして人々の立っている海岸や丘、橋は、ある時間と空間の連合を構成する。これは場所が1つの世界として生成していることを意味する。ここに登場したアクターたちの1つ1つの動きと形態が集合体となり、日の出という1つの現象を構成する。そこには小動物も昆虫も含まれる。ただし、そのときに場所は諸アクター間に秩序を生み出す。上で挙げた日の出の場合、人々が一方的に水平線と太陽を見ており、その立ち位置である海岸や丘、橋を1つの場所として空間化しているように思われる。これは2つの点で誤っている。場所を比較的狭い領域として前提している点、そして、見る側だけに優位性を認めている点で誤っている。場所は地理的範囲の広狭と基本的に関係ない。地理的にどれほどに広く、私たちから離れていたとしても、そこに時間と空間の連合が認められる限り場所である。距離や広さは場所にとっての必要条件ではない。たしかに感動は人々が抱くものであり、人々が時間・空間の連合を感動の瞬間に実践していると言える。私たちが場所の成り立ちと深く関わっているのは間違いないだろう。しかしながら、私たちが太陽の動きや水平線のかたちを変えることは基本的に不可能であり、人々の意図や考えだけで場所の生成とその構成が決定されるわけではない。私たちがいずれかの存在を特権的に扱い、それに特別な位置を与えることを望んだとしても難しい。感動にとってははい

ずれの存在も特別ではない。存在たちの相互作用をとおして、言い換えればそれぞれの時間と空間が結びつくことで、感動における各々の位置と役割は獲得されるのである。これは場所の生成によって位置と役割が決まることを意味する。つまり、場所は私たちの主観を成り立たせる世界としての役割を果たすのである。

例えば、私たちが山脈や海原の姿に畏敬の念を抱いたり、圧倒されたりするとき、あるいは、異様に高い塔や高層ビル群に押しつぶされるような感覚を覚えるとき、また、私たちの横をもつすごい速度でかすめていく自動車やバイクに恐怖を感じる時、それらが私たちにそのような感動を与えているように感じる。これらの感動では風景や建築物が主体で、私たちが客体であろうか。では、今にも花を咲かせそうな蕾を見つけたとき、猫の親子が仲良く寄り添いながら歩くのに遭遇したときはどうであろうか。その感動において私たちは主体であろうか。あるいは、両者ともに主体なのであるか。残念ながらそれに答えることはできない。感動における主客は事前に決定されていないからである。感動におけるアクターの布置は場所がいかんにして構成されるかに応じて異なる。場所がステージとして立ち上がらなければ、何が主体で何が客体であるかは未定であり、決定的な物語も前もって存在しない。様々な時間と空間が場所として束ねられていったとき、感動におけるアクターたちの位置と役割は定まり始めるのである。それゆえ私たち人間と自然はまた場所における存在として出会うとともに、そこで主体化されていくと考えることが可能である。

5-5-2 場所の多義性と日常生活

場所は際限のない感動の生成と定着、そして、それらの感動の布置と不可分であるがゆえに、日常生活の形成において重要な役割を果たす。場所の多義性は、無数の感動が潜在的に存在することを前提に、様々な時間と空間が無数に接続されていくことで成立している。それゆえ、場所は多義的であるとき、多様な日常生活および社会的な諸関係の存在とその共存を否定しない。むしろ、場所の多義性は共存の条件である。

これとは反対に特定の場所と特定の感動との対関係が固定され、それだけに正統性が与えられているとき、場所は一義的 (univalent) である。また、感動が複数であっても特定の基準に従ってコントロールされているならば、場所は一義的である。特定の多様性が特定の目的のために利用されている状態である。この場合、場所は抑圧的かつ暴力的な性格を帯びる。特定の対関係や基準に沿わない感動が抑圧され、その感動と連関する日常生活と人々の関係は不在のものとされていく。そのような場所は、決まり切った感動を繰り返し再現するための装置にすぎない。場所に特定の感動や役割だけを押し付けるならば、それは場所の多義性の喪失である。そして日常生活およびその人々の関係の選別である。どれほど自由が強調されたとしても、場所は諸アクターを最終的には特定の目標へと総合し

ていく装置となっている。したがって、場所の形成や変容が問題となる時、どのような時間と空間が正統であるかを問うのは誤っている。場所が無数の感動の生成変化を前提している限り、日常生活およびその社会的関係の非同一性が排除されていないかどうかを問わねばならないのである。

5-6 豊前火力反対運動の地平

本章では松下の空間的感覚を考察した。反対運動がいかなる地平の上で展開されていたかを検討する試みであった。焦点は場所であった。第2節および第3節では短歌に関する著作および関連する随筆を分析した。松下は短歌を「感動の発見」と定義する。その定義を基に空間の観点から著作を分析すると、様々な場所で無数の感動が生まれ、別様の時間と空間が切り開かれうることを松下が感じ取っていたことが分かった。第4節では場所の多義性という概念によって松下の感覚を場所に関する時間・空間的仮説として考察した。この場所の多義性とは、場所が諸感動にとって主体および客体の役割を果たすことを意味する。場所は様々な時間と空間の編制として生成するが、それに応じて際限なく感動が生起、定着すること、そして、場所が生起した感動における諸要素の布置を形成するということである。このように松下の空間的感覚を分析すると、場所と感動に関する松下の美学が特定の主体の正統化、そして特定の感動の絶対化と相容れないことが明確となった。

次章では、石牟礼道子の美学とその空間的感覚を考察する。石牟礼との比較をとおし、松下の感性とその空間的感覚の特徴をより明確にするためである。

第6章 場所における境界的感覚

——石牟礼道子と松下竜一における感覚の異同——

6-1 本章の目的

前章では、松下の空間的感覚について分析した。それにより、松下が場所における時間と空間の編制を捉える感覚を作動させていたことが分かった。この空間的感覚には、2つの意味で場所の多義性が示されていた。1つは場所が感動の生起と定着に応じて異なって感覚されることである。もう1つは、場所が感動の生起において主体および客体の役割を果たすことである。いずれにおいても、無数の感動が潜在的に存在することが前提であり、特定の感動の正統化ないし絶対化を否定する。

しかし、1つの疑問がある。この場所の多義性において想定される無数の時間・空間と感動には、工業的ないし商業的に作り出されたものも含まれるのではないか。それは前期の反対運動で展開した松下の主張とは相容れないように思われる。松下は「暗闇の思想」で消費社会と電力文化を批判していたからである。

理論的には無数性という考えでは、特定の時間・空間と感動が何らかの自然破壊の上に成り立っていたとしても論理的には排除されえない。例えば、夜に輝く海沿いの工場群や電飾で彩られた夜景である。場所の多義性という観点において、それらを見たときに生じる喜びも多様な感動の1つではないのだろうか。どのような感動も感動の1つであり、いずれもが場所における時間と空間との特別な編制をとまなう。理論的にはいずれも排除され、否定されることがない。

しかしながら、開発に抗議する人々はそのような感動、そして時間と空間の編制に否定的である。沿岸の発電所や経済成長が生み出すものは反対運動で否定的に捉えられた。つまり、実際には私的な世界の破壊だとして、特定の感動および時間と空間のあり方は区別され、否定されていた。そうであるにもかかわらず、理論的には場所の多義性によってその根拠や仕組みを説明できないのである。事実として反対されたにもかかわらず、なぜ松下が海岸の開発に対する抗議に立ち上がったのかを論理的に説明できないのである。

これは松下の感覚についての考察が不十分なままであることに由来とすると考えられる。前章での議論が『豆腐屋の四季』の時期の松下に妥当するとしても、次章以降の分析で用いるためにはさらなる考察が求められる。現段階で諸感動を区別する基準は認められない。このままでは松下の空間的感覚が反対運動における地平として抗議や批判を成立させうるかについても疑問が生じる。あらゆる感動がいくつもある感動の1つにすぎないのであれば、特定の感動が反対運動における抗議や批判の対象となることを説明できない。松下の感覚についての考察をここで閉じてしまうならば、次章以降での経験的分析で不透明

な倫理的前提として滑り込ませる恐れがある。

そこで、以下では理論的観点から松下の感覚についての議論の精緻化を図る。方法は比較である。松下と他の作家との比較を試みたい。公害は成長や発展を優先させる経済活動として海や大気を汚し、健康や生命も奪う。その公害という出来事を目の前にしたとき、作家たちはどのような感覚によって世界を感じ取っていたのか。本章ではその感覚の比較対象として水俣病を見つめた石牟礼道子を取り上げる。松下と石牟礼はともに九州地方在住の地方作家として公害を描き、公害と闘った。両者を比較することで、前章とは異なった角度から松下の空間的感覚に接近していくこととしたい。この検討をとおして次章以降の分析に向けた1つの参照軸を仕上げることを目指す。

6-2 比較と対象

6-2-1 石牟礼道子と空間の感覚

石牟礼の代表作の1つ『苦海浄土』に独特の空間的なセンスを見つけることができる。『苦海浄土』では主に水俣病の患者たちの姿が語られる。そして時折、在りし日の水俣の集落とその風景のリズムも印象的に描かれる。それらは水俣病の暗さと重さと対比される村落の穏やかな時間と空間である。水俣の風景と人々の生活は、水俣病に関する著作に限らず、『樁の海の記』や『あやとりの記』などでも描かれる。例えば、作中にはカニの棲む井戸、青い蜜柑の匂い、海中に咲くイソギンチャク、山や川に響く生活の音、子供たちの遊び声などが登場する。石牟礼の描写は「生きとし生けるものが照応し交感していた世界」（渡辺 2013a: 20）と解説されてきた。石牟礼の表現はどこか懐かしさを持ち、遠い日の記憶や思い出へと接近し、その美しさと力強さを描くとされる。それは石牟礼が「自らが生きる場の母層」（生田 2004: 33）を探り当てようと試みだとも指摘される。つまり、石牟礼の作品に空間に対する独特な想像力や感覚が認められてきただけでなく、石牟礼本人もまた空間的な表現を用いていた。

石牟礼は松下よりも年上であり、戦争を含めてそれぞれが経てきた経験が異なる。また、松下が将来予想される被害としての公害と闘ったのに対して、石牟礼は水銀で海が汚され、目の前で人々が苦しむ状況で公害と向き合った。いくつもの点で両者は異なる。しかし、上で指摘したように両者が似た特徴を持つことも事実である。両者の感覚が公害と相容れないものであり、近い時期に活躍した両者がそれぞれに独特な空間的な感覚を働かせていたと考えられる。それゆえ、両者の比較は松下の空間的感覚に具体的な輪郭を与え、その理論的な性格を明確化することへの寄与が予見される。

6-2-2 石牟礼へのアプローチ

石牟礼についての考察は、水俣病を題材とした1960年代および1970年代の著作を主な対

象とする。公害との関連から石牟礼の空間的感覚を明確にすることが目的である。『苦海浄土』や『流民の都』といった水俣病に関する著作に対象を限定することは避け、必要に応じて水俣の暮らしを題材とした作品や評論集、そして評伝（米本 2017）にも言及する⁵²。

石牟礼に関するエッセーおよび研究論文は、その多くが近代と非近代の二分法によって作品を論じてきた。それらの議論では、近代文明に冒される以前の水俣とその共同体の営み、あるいは、海や山河と共に生きた昔の人々の価値や感覚が作品で描かれてきたと指摘される。そして、そのような生き方は近代的な考えや見方と相入れない性格を持っていたと説明される。近代の侵入によって失われていった前近代的なものとして、あるいは、近代の病理としての水俣病に対する批判として、あるいは、近代の合理性に包摂されえない生のあり方などとして、石牟礼がかつての水俣の姿を繰り返し描いていたと解釈するのである。たしかに、石牟礼は自身の記憶や見聞きしたことを基に、不知火海と水俣の山や川、動植物、そしてそれらと共生する個々の身体や共同体の生活を記述していた。石牟礼は水俣の自然と人々が一体となっている、ある種のコスモスとして調和する世界を描く傾向を持つと言える。石牟礼の美学は近代批判としてそのような前近代的なコスモスを描いたと見るのが可能である。

だが、石牟礼本人の記述や発言を注意深く追っていくと、石牟礼の感覚が単純な二分法の上に形成されていないことが分かる。とりわけ何が描かれたかだけでなく、どのように世界を見て、描いていたのかという観点から石牟礼の作品へと接近していくと、二分法に還元されない独特な感覚を捉えることができる。後述するように石牟礼は境界的な感覚を作動させる。海か陸か、あるいは、近代か前近代か、生か死かのいずれかではない。二者択一ではなく二者の境界で世界を感じ取るのである。石牟礼は現実には日常生活の世界に存在していながらも、近代か非近代かという二分法から逃れていく領域へと向かう。眼前の世界をそのような境界の領域から覗こうとするのが石牟礼の空間的感覚と考えられるのである。以下では、これまでの石牟礼論を確認した後に、石牟礼が境界的な感覚を持っていたことを説明していきたい。

6-2-3 テーマとしての近代と非近代

次の文章は、石牟礼が水俣に来た人々から「よくまあ、こういう寂しいところに暮らしていけるもんだ」と言われ、その反論として語ったものである。

⁵² 石牟礼は短歌から文学の世界に入り、2018年に亡くなるまでに多数の歌や詩を残している。それゆえ、松下の短歌と石牟礼の短歌を比較することも可能かもしれない。その考察は興味深いものであり、文学論的関心としては成り立つかと思われる。しかし、ここでの目的は松下の美学と空間的感覚を論じることである。本論文では石牟礼の短歌は扱わない。

文明の思想に浴しないようなところにも楽しみというのは十分あります。たとえば猫や犬や鶏が鳴きそこなう。鶏とかウグイスは、やっぱり子供から大人になるわけですが、鳴くときにホーホケキョと言わない。なんか、子供が片言言うような鳴き方をする。牛だってそうです。（中略）そういうことが一家団らん、あっ、今鳴いた、ああ、また鳴きそこのうた、とかね。（中略）花が咲いた、鳥が鳴いたという、日本の文化の源流に花鳥風月というのがありますのでしょ。う。（中略）その花鳥風月のたたずまいが人間の生活に同化してきまして、そういうことが楽しくてたまらない。そういうことがお互いを生かしてくれる世界というのが、今でもありますけれども、あったわけです。で、水俣病になった人たちの世界というのは、そういう世界だったんですね。そういう世界に対して、この近代文明のいちばん悪意を持った有機水銀、もちろんそれを作り出したチッソという会社があるわけですが、毒が流された。そのことは何を意味するかと私は考えるわけです（石牟礼 1981: 16）。

石牟礼のスタンスは「自然・環境であれ人間であれ、他者に耳を傾ける試み」、「エコ＝ロジカル・ディスコースの探究」と評されている（結城 2004: 191）。上の引用でいう動植物と人間とが「お互いに生かしてくれる世界」である。水俣病はそこに注ぎ込まれた近代文明の毒として考えられている。このように石牟礼が水俣を語る時、近代と非近代との対立という構図がたしかに浮上してくる。それは『苦海浄土』の第一部にも確認できる。

僻村といえども、われわれの風土や、そこに生きる生命の根源に対して加えられた、そしてなお加えられつつある近代産業の所業はどのような人格としてとらえられねばならないか。独占資本のあくなき搾取のひとつの形態といえ、こと足りてしまいか知れぬが、私の故郷にまだ立ち迷っている死霊や生霊の言葉を階級の原語と心得ている私は、私のアニミズムとプレアニミズムを調合して、近代への呪術者とならねばならぬ（石牟礼 2016: 61）。

近代への批判は、前近代的な世界への参照から成り立つ。この点について、渡辺京二による解釈を挙げることができる。渡辺は『苦海浄土』第一部の出版以前から長年にわたって石牟礼の創作を身近でサポートしてきた。その渡辺によると、石牟礼の作品で描かれる世界は「農民、漁民、山民など、自然との直接交渉のうちに生活する民の世界」（渡辺 2013b: 93）なのだという。

無文字世界の住民といってもいい。むしろ彼らは小学校を出ているわけで文字を全

く知らぬというわけではありません。しかし彼らの世界体験は文字以前、文字を介さない直接的な体験であって、石牟礼さんの文学はこのような体験の世界に深く根をおろしております。文字以前ということは知識が形成する権力的管理以前ということですから（渡辺 2013b: 93）。

近代的な教育や規範によって完全に身体に馴致される以前の世界。その世界が石牟礼の文学で描かれているとされる。読み書きの学習は、その内容に特定の知識や規範を多かれ少なかれ含むのであり、人々の言動や情操を管理ないし規律する権力となりうる。そのような管理と規律の周縁に存在する「いわば近代以前の自然と意識が統一された世界」（渡辺 2013a: 21）を水俣に感じ取り、石牟礼は「そういうコスモスが近代と遭遇することによって生じる魂の流浪」（渡辺 2013b: 51）をテーマとしていたという。渡辺以外にも、見田宗介は『苦海浄土』の第三部「天の魚」の文庫版で、石牟礼道子が「今はみえない生類の邑のはてしない豊穡」（見田 2011b: 38）とつながっていると解説している。そこで見田はインディオの歌や踊りを引き合いに、石牟礼の作品が「身体や魂や世界をいやす〈医術〉」（見田 2011b: 45）だと述べた。

「水俣病」が日本資本主義総体の病いにほかならぬかぎりにおいて、そして〈生類の邑〉の解体が近代世界総体の病いであるというかぎりにおいて、石牟礼道子の作品は、ひとつの〈医術〉であることを本質とするように私は思う（見田 2011b: 45）。

石牟礼が眼前から失われてしまった豊穡な世界を示すことは、資本主義と近代が生み出す深刻な病に対する治癒だと評された。石牟礼の作品は他にも「アミニズムの世界」（田中 2004）や「アニマ」（宮本 2007）という言葉で語られてきた。これらには水俣病を近代における象徴的な出来事として位置づけ、それによって破壊された非近代の世界を石牟礼の作品のテーマとして解釈する姿勢が共通する。もちろん、岩本（2007、2016）のように、石牟礼を前近代ではなく脱近代の思想家として評価するケースもある。また、伊藤（2011）は風景という概念で石牟礼の文学を考察している。風景を「意味的連関の総体としての世界の現れ」（伊藤 2011: 222）と定義した上で、次のように石牟礼を評価している。

人間がそれぞれの帰属の場所を持つということの一つの風景として描くとしたら、石牟礼作品の世界はまさにその究極の姿を示しているといってよいだろう。われわれが常に求めて止まない故郷とは、あるいは共同体とは石牟礼が描いたような生類の世界であり、しかもそれは現実のシステムの前に常に挫折を余儀なくされることを運命づけられた世界でもあるだろう（伊藤 2011: 247）。

石牟礼はユートピアとしての故郷や共同体の姿を描いたのだという。例えば、青々とした棚田と茅葺の家屋、カモメの声と潮の満ち引きが響く海岸、苔むした岩影で小魚や貝類が息を潜める清流。大部分の人々にとって今や非現実的かもしれないが、石牟礼が描いたそれらの風景は田舎で育った人々にとっては現在もリアリティを持ちうるとされる。松家（2012）は伊藤と似た発想の下にイーファー・トゥアンらの現象学的場所論と石牟礼の作品を結びつけている。松家によれば、石牟礼は「日本に住むわれわれにとって、忘れられた、懐かしい子供時代の感覚の、また、日本の文化の古層の記憶」を言語化し、「われわれを全感覚的な空間の経験へと連れ戻す」のだという（松家 2012: 7）。

いずれにしても石牟礼は近代ではない非近代的な世界を描いていたと理解されてきた。たしかに文学的な観点から見れば、石牟礼が他の人には捉え難いものを捉え、それを言葉で表現したことは高く評価されるだろう。また、水俣病を題材とした作品において、前近代的な世界の姿を描くことは、資本主義や近代が人々から奪ったものの重さを伝える方法で効果的だと言える。人々の健康や生命だけでなく、総体としての日常生活が奪われたことを明確できるからである。

そのように石牟礼の作品を読むことができたとしても、疑問は残されたままである。石牟礼は非近代的な世界を感じ取る。だが、その世界への接近はどのような感覚に支えられていたのか。石牟礼はどのようなやり方で目の前に存在しない非近代的な世界を見たり、描いたりするのか。言い換えれば、石牟礼はどのようにして世界を見ていたのか。これを考えるためには、作品で何を描いたのかに焦点を合わせるだけでは不十分である。石牟礼がどのように見ていたのか、どのように描いたのかに注目していかなければならない。しばしば石牟礼に向けられる「巫女」（金 2013）、「歩き巫女」（鎌田 2018）あるいは「乗り移り」（中島 2019）という見方はこの点を見えにくくさせてしまう。それらは、何らかのビジョンがどこからか降ってくる密儀的イメージを喚起する。そのように特殊な才能の所業と見なすのならば、「どのようにして」という観点は不問となったり、抜け落ちたりすることとなる。そして、何を描いたかが何度も焦点として浮上してくることとなる。ここで問題としたいのは感覚であり、世界との接し方である。感覚についての考察は、何をどのようにして感じ、描いたのかを問わねばならない。したがって、両者ともに焦点なのである。

6-3 境界の感覚

6-3-1 韻律の世界

石牟礼の代表作の1つである『苦海浄土』は、よく知られているように、水俣病の被害者たちとの対話を正確に記録した作品ではない。石牟礼は「だって、あの人が心の中で

言っていることを文字にすると、あなるんだもの」（渡辺 [1972] 2013a: 15）と先ほどの渡辺に語ったとされる。『苦海浄土』とは「フィクションとしての聞き書き」（石牟礼 [1973] 2004a: 519）という性格を持った文学作品である⁵³。以下は『苦海浄土』第一部における第3章「ゆき女書き書き」からの引用である。

わけでも魚どんがうつくしか。いそぎんちゃくは菊の花の満開のごたる。（中略）ひじきは雪やなぎの花の枝ごとしよる。藻は竹の林のごたる。海の底の景色も陸の上とおなじに、春も秋も夏も冬もあつとばい。（中略）どのようにこまんか島でも、島の根つけに岩の中から清水の湧く割れ目の必ずある。そのような真水と海のつよい潮のまじる所の岩に、うつくしかあをさの、春にさきがけて付く。（中略）あをさの汁をふうふういうて、舌をやくごとすすらんことには春はこん。自分の体に二本の足がちゃんとついて、その二本の足でちゃんと体を支えて踏んばって立って、自分の体に二本の腕のついで、その自分の腕で櫓を漕いで、あをさをとりに行こうごたるばい。うちゃ泣こうごたる。もういっぺんー行こうごたる、海に（石牟礼 2016: 129-130、原文ママ）。

石牟礼は「ゆき」が体験したであろう不知火海の四季を描く。「あをさ」の味が「ゆき」に春の始まりを告げていたことを示す。そして病院の「ゆき」に「自分の手と足で踏んばって櫓を漕ぎ、もう一度あをさを味わうために海へ行きたい」と語らせた。「ゆき」の口が語る不知火海は多彩な色を持つ。波の音と潮の流れのリズムを基調として、汁物の湯気も描かれている。それらは海に生きる身体の世界と空間である。不知火海の風景が鮮やかに繰り広げられるがゆえに、それらを奪われたことの苦しみや悲しみが一層際立ったものとなっている。この石牟礼による表象の世界は、まるで当事者として体験してきたかのようなリアリティを持つと言える。

だが、なぜ石牟礼はそのような不知火海の濃密な世界へと接近していくのか。病院の場面で、時間的にも空間的にも隔たっている不知火海の世界を描かなければならなかった理由とは何であろうか。言い換えれば、近景としての病院において、不知火海をその遠景として位置づけた上で、その近景と遠景の位置をなぜ逆立ちさせねばならないのか。石牟礼は『流民の都』の「あとがき」で次のように記している。「私に表現への欲があるのは生と死にかかわる五官の感覚や官能、つまり原韻律をあらわしたいことにより他はない」（石牟礼 1973: 460）。韻律とは詩や発話での抑揚や強弱といった音声上の形式である。それ

⁵³ 本論文では『苦海浄土』からの引用は全三部を収録した単行本（石牟礼 2016）を用いた。『苦海浄土』は1969年に第一部、1974年に第三部「天の魚」がそれぞれ出版され、2004年の全集刊行時に第二部「神々の村」が書き上げられて完結した作品である。引用時に各部の初版発行年を付記することも考えたが、本論文では煩雑さと不要な混乱を避けるため、全三部を収めた単行本の出版年を表記することとした。

らは特殊な記号を用いなければ表現したり、記録したりすることは難しい。では、石牟礼は一般的な文字表記や文章表現では書き表しにくいもの、あるいは、言葉や知識をすり抜けていくものを描きたいと考えていたということであろうか。石牟礼はその表現の対象が生と死という極限的な状態における身体的な感覚や官能だと述べる。たしかに、上の「ゆき」の語りは不知火海の記憶を光源として水俣病による身体の苦しみと哀しみを浮き彫りにすることが目的だったと見ることができる。水俣病に侵された「ゆき」が二度と叶わぬであろう夢を口にするとき、そこで生への希望と死への予感が重なり合う。それにより、不知火海を舞台とする生の美しさと死の哀しみは一層深いものとなっている。そのような物語である。しかしながら、この「ゆき」の語りは生と死をテーマの1つとしているものの、極限における感覚を直接的に示しているわけではない。

『苦海浄土』第一部には「ゆき」だけでなく幾人もの被害者が登場する。次の引用は石牟礼がある病室で見かけた水俣病患者についての描写である。そこで石牟礼は沈黙する身体に焦点を合わせている。

彼は自分をのぞいた一切の健康世界に対して、怒るとともに嫌悪さえ感じていたにちがいがなかったのだ。そうでなければ死にかかっていた彼があんなにもちいさな役にも立たないマンガ本を遮蔽壕のように、がらんとした胸の上におっ立てていたはずはないのだ。彼がマンガ本を読んでいたはずはなかった。（中略）肋骨の上におかれたマンガ本は、おそらく彼が生涯押し立てていた帆柱のようなものであり、残された彼の尊厳のようなものにちがいがなかった。まさに死なんとしている彼がそなえている尊厳さの前では、わたくしは――彼のいかにもいとわしいものをみるような目つきの前では――侮蔑にさえ値いする存在だった。（石牟礼 2016: 112、原文ママ）

石牟礼にとって沈黙は沈黙ではない。石牟礼は男が「健康世界」の視線に対して自身を遮蔽するために、本を胸の上で立てていると解釈する。そして本が「健康世界」と「死」の2つの世界を分かち境界線であり、男が生と死の境界で存在していると石牟礼は感じ取ったのである。それだけでなく、石牟礼はマンガ本を帆柱と見なし、病室に男の在りし日を見ている。石牟礼は水俣病が確実に男の命を奪っているが、それによって男の尊厳までもが失われるわけではないと考えるのである。言い換えれば、水俣病が生と死を強制的に選択させるように思われたとしても、生と死のあり方までも決定されるわけではないと見たのである。石牟礼はそこには存在しない時間と空間を導き入れることで、二分法に解消されえない身体と韻律を描く。身体の沈黙と胸の上の本が見せる生と死、尊厳と侮蔑の物語である。そこでは病室と海の時間と空間が交錯しており、それまで不在と見なされてきた韻律の世界が、眼前の世界にとっての遠景として立ち現れる。それにより、眼前の世

界が以前とは異なった様相を見せ始め、近景と遠景の関係は逆になっている。

石牟礼は不在の韻律を見ようとする。そして近景と遠景を逆立ちさせる。次は少女の話である。石牟礼はある講演で少女の患者を例に「全身が、魂がそれを知っていて」（石牟礼 1973: 47）顕わす機微について語った。石牟礼によると、会話をすることもできず、ハエがとまっても瞬きもすることない少女が、夜中に突如として泣き出したり、医師の検診に手足をぎゅっと縮めて恥ずかしがったりする様子を見せるという。また、初潮が始まると、周囲に普通の排泄のときよりも羞恥を浮かべているような姿を少女が表すことがあったという。石牟礼は「生命がかすかであるゆえにふつうのいのちよりもさらに切実に生きていて、根源的な反応を示す」（石牟礼 1973: 47）と説明する。石牟礼は崩れた姿勢や耳なれぬ声であったとしても、外形的な変化に完全に還元されない韻律を読み解く。生死の間、あるいは両者が複雑に交錯する状態にある身体が、仮に沈黙していたとしても、石牟礼は身体の内奥で刻まれている韻律を読み取ろうとする。たしかに水俣病は生と死のあり方を規定しようとする。しかしながら、石牟礼はその枠組みから逃れていく身体を、あるいは規定によって抑圧されている韻律を水俣病の身体の機微に感じ取ることを試みる。そして、科学的でも動物的でもない身体とそこに実在する機微を石牟礼は描き出そうとするのである。

6-3-2 境界の美学

上で考察したように、石牟礼は言葉や知識の枠組みによって抑圧され、不在化させられてきた韻律に耳を傾ける。やや矛盾した言い方をすれば、石牟礼の感覚は沈黙の語りを聞く。それは、ある世界が近景にとっての遠景として立ち現れ、近景と遠景の反転を可能にする契機となっている。では、この感覚を支えるのはいかなる論理なのであろうか。近景と遠景の反転を生み出す感覚はどのような力学で駆動しているのか。米本浩二の評伝によれば、石牟礼は次のように語ったとされる。

人類というより生類という言葉で表現したいのです。海から上がってきた生類が最初の姿をまだ保っている海。それが渚です。海の者たちが上がる時、“ここが陸地だ”と思うでしょう。陸地から海へ行くときは“ここから先が海だ”と思ったでしょう。海と陸を行き来する。文明と非文明、生と死までも行き来する。人間が最初に境界というものを意識した、その原点が渚です（米本 2017: 38-39）。

この「渚」において海と陸とを区別する明確な枠組みは前もって与えられていない。人々の行き来をとおして両者を区別する線引きが形成されると石牟礼は考えている。つまり、この渚とは陸と海、文明と非文明、生と死が行き来する領域である。それぞれが往還

の運動を繰り返すことで、個々を区別する境界線が姿を現す。また、境界線の度重なる更新をとおして、様々な領域が明確な差異を失いつつ交錯し、一方が他方を内に含みこむという運動が生じる。いくつもの境界線が消えては現れる。その無数の境界線で更新され続ける領域として、渚は境界なのである。陸は海と区別される限りで陸である。ただし、波や潮の満ち引きがあるように、陸と海の線引きは常に同じではなく変わり続ける。渚はその両者の境界としてそれぞれの線引きが揺れ動く領域である。石牟礼はこの渚をモデルとする境界的な感覚を持つ。境界の美学と言うこともできる。水俣病患者の身体に外形に還元されない韻律を捉えたように、陸か海か、文明か非文明か、生か死かという所与の二者択一から逃れ出ていく非決定の領域へと石牟礼に眼を向ける。そこに立ち、韻律の世界に耳を澄ます。目の前の時間と空間を象る境界線をずらし、韻律の世界の時間と空間を引き込む。それにより、近景と遠景が反転させられていったのである。

『苦海浄土』の第三部では水俣病の患者たちが皇居前で記念写真を撮る場面で、本来であればそこに存在しない時間と空間が導き入れられている。石牟礼は患者たちが笑顔を向けるレンズの向こう側に、そしてその笑顔の目線の先に、水俣の風景を浮かび上がらせた。「カメラの奥に彼らがそのときふかぶかと覗き見たのは、つまりは故郷の心だった」（石牟礼 2016: 779）。突如として水俣の「漁師わらの聚落」の時間と空間が開かれ、神々や死者たちに祈りを捧げる女たちの姿が描かれていく。それらは東京からは決して見ることのできないはずの水俣の日常生活である。その光景を石牟礼は患者たちの姿の向こうに映し出す。その場面は次のように結ばれている。

二重橋を背景にして立った、タスキがけのこの日の記念写真も、いずれ額縁の中にひき伸ばされ、ご先祖さまたちといっしょに、祀られるにちがいがなかった。年とってゆく妻たちや子どもたちの手によって。水俣病自主交渉闘争の話が、そのような写真を前にして、身内たちに語り伝えられる回路の中に、そのとき彼らは立っていたのである。（中略）故郷で女たちがひきずっているものを、この男たちもまた背負って来たのだった。病いの業苦も貧困も侮蔑も、永い年月も。故郷の魂と、その業苦をぜんぶ身の内に容れて彼らは「天皇陛下万歳」としたのだった（石牟礼 2016: 779-780）。

外形的な姿から読み取りにくい韻律を石牟礼は見る。物事の確かさが宙吊りにされ、眼前の世界に境界が開かれる。そして石牟礼は笑顔の向こう側を覗く。眼前の近景とは異なる時間と空間を読み取り、表象する。そのままでは不在であった韻律を遠景へと呼び出し、その上で眼前の近景とその遠景を逆立ちさせたのである。地層という言葉で表現するならば、石牟礼は直接的には見えなくとも存在する特定の層を探り当てる。そして眼前の地表がその層の上に堆積していることを明らかにする。いずれにしても、石牟礼は写真の

撮影を契機として、東京の皇居前に水俣の時間と空間を結びつけた。言わば、石牟礼の眼には皇居と男たちだけでなく、水俣の風景も同時に映っている。石牟礼にとって皇居前で男たちがカメラの前で笑顔を浮かべ、天皇陛下万歳と声を上げたとき、そこでは歴史的かつ地理的に隔たっていたとしても複数の時間と空間が1つの別様の時間と空間へと編制された。

別の場面では、石牟礼は東京のアスファルトの沈黙に耳を澄ませることで、そこに春を見つけている。

生き埋めになっている筈の東京の大地の底から、蛙に似たような音がする。空耳かと耳をつければ（中略）たしかにやっぱりその関東の野にいた筈の蛙の声のようである。すると、野の花も草もみえぬかに思われたみやこの春は、地の表ではなく、地の底の方にくぐもっているのがわかってくる。このようなわびしい大地の底にも、思ってみれば地の底を流るる河があり、その河のほとりに春が来た。とすれば、東京ビルのチッソ入り口のコンクリートを枕にしてねむっている、若者たちの枕の下にも、春の河が流れているにちがいないのだ（石牟礼 2016: 914）。

石牟礼は境界で複数の世界を見聞きする。ここでは地表と地底、東京と関東の野である。一方を他方へと交錯させていく。そのようにして現実の世界を編制している境界線を揺るがし、春という時間と空間を新たに表出させている。眼前の近景が確かな事実ではなくなっていく、遠景としての韻律がリアリティを持つものとして手前へと移動し始めるのである。そして、両者が交錯ないし転換させられることで、世界はそれまでとは異なった姿を開示していくのである。

6-3-3 抑圧された韻律

石牟礼の感覚は境界を開き、そこから別の時間と空間を近景へと導き入れる。所与の境界線を揺さぶることで、向こう側の韻律を手前へと引き出すのである。近景と遠景の反転である。このように考えるならば、この空間的感覚の作動で捉えられていたのは、笑顔の向こう側とアスファルトの下の世界だけではない。「ゆき」の語りも、病室で沈黙する男の身体も、少女の機微も、境界の感覚で捉えられていた。石牟礼は「ゆき」ともに不知火海に舟を浮かべて春を味わい、あるいは、沈黙する男の胸の上に帆船と往時の漁師を描き、そして、身体の内奥で響く少女の声に耳を傾ける。いずれもが眼前の世界には無いはずの世界である。しかしながら、そのように外形的には存在しないとしても、それは眼前の世界から切り離され断絶しているわけではない。2つの世界はともに実在である。「ゆき」と男と少女、それぞれにとってはいずれもがリアリティを持ちうるのである。石牟礼

の空間的感覚はそれぞれの世界を感じ取る。水俣病は石牟礼の眼にそのような世界のあり方を映し出したのである。

この石牟礼の感覚についての考察から導き出されるのは、沈黙する身体であっても、明確な外形を備えた時間と空間であっても、そこに境界という裂け目は存在しうるということである。哲学者のエマヌエーレ・コッチャの言葉を借り、この韻律の世界を「常に開いた傷口」（Coccia 2016= 2018: 3）と表現することもできる。近代文明の枠組みや水俣病による規定がまるで合理的ないし客観的な知識として流通している場合でも、石牟礼が病室や胸の上、皇居前、アスファルトの下で見つけ出して描いたように、裂け目はいたるところで開かれうる。その境界という裂け目から韻律が取り出されるようになると、それは決して無視することの出来ない傷として眼前の世界を揺り動かし始める。もちろん、境界的な感覚なしで境界を見つけ出すことは難しいかもしれない。しかしながら、石牟礼が作品で示したように境界はいったん開かれると合理的な枠組みや客観的な規定の確かさを揺るがす。その確かさのために不在化ないし抑圧されている韻律を導き出す。

石牟礼は水俣病とそれを生み出した経済主義的な思考が人々の暮らしや身体のあり方をどのように規定しようとしたのか、そしてそのときに何が抑圧されようとしたのかを明確に捉えた。これは誰でもできることではないだろう。その意味で石牟礼は卓越した眼を持っていたと言える。だが、境界的感覚は特殊な才能だろうか。私たちの日常的経験を鑑みれば、境界的感覚によって境界へと接近することは決して特殊や特異ではないだろう。思い出すという行為を契機として眼前の世界に境界が開かれることがある。歩いている、立ち止まっても、あるいは乗り物に乗っているときでもよい。特定の場所に立ったとき、あるいは、かつての経験と似た場面に遭遇したときに、私たちは昔の出来事を思い出すことがある。その時に、苦い気持ちや淡い記憶とともに、目の前の時間と空間には境界が開かれると言える。例えば、信号待ちでたまたま近くに立っていた桜の木が目に入ったとき、小学校や中学校での体験を思い出す。あるいは、久しぶりに急須でお茶を飲んだとき、祖父母の話とこたつの音や匂いが溢れ出すかもしれない。思い出すという行為は特別なものではない。これらは非常に素朴な体験だが、そこに言葉に表しがたい気持ちや経験がと伴うとき、その思い出や記憶が眼前の世界における一種の韻律となって響き始める。外から見れば単なる物憂げな表情や姿に見えたとしても、当人の眼前ではそれまでの近景と遠景が交錯ないし反転している。そこでは既に境界は開かれている。そのような意味で、境界的感覚は決して特殊ではなく一般的な感覚と見ることが可能である。

6-4 2つの空間的感覚

6-4-1 疑いの眼とその異同

では、松下の感覚と石牟礼の感覚における共通点と相違点は何か。

石牟礼と松下に共通するのは、経済主義的な思考や近代的な価値観が身の回りの世界に侵食しているという認識である。石牟礼にとっては水俣病が象徴的な出来事である。チッソという企業と工場が人々の仕事と暮らしを徐々に変え、有害物質を不知火海へ排出し続けた。そして人々の身体が何代にもわたって奪われた。石牟礼はこのような認識を持っている。松下もまた「暗闇の思想」で若干述べていたように、高度経済成長期がもたらそうとする街の喧騒と煌めきを虚飾だと見なす。発電所の反対運動を始める前にも、その疑いの眼を見つけることができる。『豆腐屋の四季』には次のように記されている。

先日『サンデー毎日』が特集したマスプロ豆腐は、私にとって痛烈な打撃だった。私と老父と妻と、六本の手で日にやっと二百余の豆腐を造るのだが、そこに紹介された工場は日産三万丁だという。半値になるのだ。やがて、このマスプロ方式に押し込まれて、私たち零細豆腐屋は一掃されよう。生産はマスプロ方式、流通はスーパー方式、こんな巨大な奔流は、私の中にしみついた道德観まで嘲笑しようとしている（松下 1998: 128）。

松下は小さな豆腐店の労働者として怒りと哀しみを覚えた。そして生産における大きな構造変動が「奔流」であり、現実として避けようもなく押し寄せてきていると理解したのである。次は繰り返しとなるが、松下と妻が夜の散策に出掛けたときの話である。

夜々の散策に、私たちは見るともなく、窓々の内を見てしまう。部屋の一角にテレビが青白くともって、その前に家族がぼんやりと坐っている。隣の家も、その隣も、同じ光景が続く。家庭の夜が、こんなに悲しいものであったはずがない。夜の窓とは、ほのぼのと暖かい家庭の象徴ではなかったか。生き生きと家族の対話と笑い声が洩れ来るものではなかったか。今、窓から洩れ来るのは、テレビの音とそれに反応する無気力な笑い声のみだ。家族の会話はどこに行ったのだ？こんなものが家庭であろうか？たまたま映画館で、ひとつのスクリーンに見入った同席の他人と、どれだけの違いがあるのか？（松下 1998: 86）

松下と石牟礼はそれぞれに表現の仕方が違うものの、人々の結びつきや暮らしを変容ないし解体しようとする近代的な文明に疑いの目を向けている。そこには身の回りで現実的に進行するものという実感が強くこもっている。ただし、これを急激な変化に対する防衛や不安といった反応と理解してはならないだろう。両者はそれぞれに固有の感覚で社会の変化を理解していたからである。両者は経済主義的な思考や近代的な価値観をネガティブに捉えるという点で共通するのである。

このネガティブさは、動植物を含む自然と人々の生活との濃密な関わり合いを両者の感覚が好んで捉えようとすることの裏返しではないだろうか。ただし両者は人間と自然との関係を理解する際に顔を向ける方向が異なる。石牟礼は失われたもの、あるいは失われつつあるものを見ようとする。そして、その失われるものが真正的 (authentic) だと捉える傾向がある。例えば『苦海浄土』第一部からの引用にもあったように、水俣病の被害者たちの姿に往時の不知火海や水俣の在りし日を映し出す。それは昔の不知火海と水俣を一つの範型として、水俣病で失われた自然と人々が調和する関係である。もちろん、石牟礼がそのような失われた関係に焦点を合わせるのには、水俣病が人々から何を奪ったのかを明確にするためだったであろう。しかしながら『苦海浄土』だけでなく他の石牟礼の作品においても、失われた世界に対する強い憧憬が見られる。例えば、幼少期の体験を基とした作品である『椿の海の記』や『あやとりの記』は、失われつつある世界が舞台であり、それが物語の基調を成している。以下は『椿の海の記』の一節である。

人の言葉を幾重につないだところで、人間同士の言葉でしかないという最初の認識が来た。草木やけものたちにはそれはおそらく通じない。無花果の実が熟れて地に落ちるさえ、熟しかたに微妙なちがいがあるように、あの深い未分化の世界と呼吸しあったまま、しつらえられた時間の緯度をすこしずつふみはずし、人間はたったひとりこの世に生まれ落ちて来て、大人になるほどに泣いたり舞うたりする。そのようなものたちをつくり出してくる生命界のみなもとを思っただけでも、言葉でこの世をあらわすことは、千年たっても万年たっても出来そうになかった (石牟礼 [1976] 2004b: 167)。

この未分化の世界とは、言葉や知識で型押しされた近代的な世界と異なる。自然の営みと人の暮らしが一体となり、調和する世界である。そこで自然は資源や有用物などとして対象化されていない。石牟礼が好んで用いる言葉でいう「太古」の世界である。たしかにこのように神秘的な世界が完全に失われていないことを描くのは、近代文明による侵食が続いている状況に対して、ある種のカウンターとなりうるだろう。あるいはかつて見田が述べたように、その世界の存在は資本主義や近代の病に対する医術ないし救済の拠り所となりうる。未分化の世界は近代の病を浮き彫りにするとも言える。それはいずれにしても、その世界は現在には存在しない世界であり、現在にその面影だけを残すような世界である。石牟礼はそのような世界に憧憬し、それを真正なものと描く傾向が認められる。

松下もまた動植物との関わりが人々の生活から切り離せないと考えていた。それは前章での分析でも明らかである。松下は河口を訪れた渡り鳥を愛で、朝日が周防灘を照らす光景に心を動かしていた。まるで宝物を発見したときかのようにその喜びは短歌や小文に残

されている。ただし、松下は石牟礼と異なり、失われたものや失われつつあるものが関心の中心にない。松下は在りし日への憧憬ではなく、日々の暮らしの中に感動を発見することに喜びを感じる。つまり、松下の顔は過去ではなく現在へと向けられており、生まれきたもの、あるいは生まれつつあるものに関心を寄せる傾向がある。確かに両者の感覚は、ここにはない世界を捉えると言うことはできるだろう。だが、石牟礼が向こう側にある未分化の世界に注意を向けるのとは異なり、松下はあくまでも眼前の世界を注視する。松下は目の前で起きていることを見る。松下は作業場でヤモリの表情が愛らしいことを新たに発見したように、場所における人間的な時間と空間と非人間的な時間と空間とがその時々折り重なり、結びつくことを感じ取っていた。改めて次の文章を引用したい。

私は、長い間豆腐屋であった。大分・福岡の県境を流れる山国側の河口の小さなデルタの町が、私の豆腐をあきなうおとくいであった。周防灘にそそぐこの河口こそ、私の青春の小世界だった。朝に夕に豆腐を積み行く私の頭上に、カモメは群舞した。蒼い水のあちこち、目にしみて白鷺が遊び、シギやセキレイがせわしげに飛んだ。ひそかに「私の風景」と名付けて愛着するこの小世界と、巨大開発計画は相容れないものである。スオーナダカイハツは、荒々しい土足で「私の風景」を踏みにじりくるものだと、最初から私は直感し嫌悪した。のち、著述業に転じた私は、大分新産都市の公害状況や臼杵市風成の漁民闘争を記録化する過程で、すでに「私的心情」を越えて、幾多の事実を踏まえながら「反開発視点」を定めてきていた（松下 [1974] 1999b: 10-11)

松下は河口を青春の小世界と呼び、場所での感動を思い出として捉えている。つまり場所は個別の感動の思い出や記憶を沈殿させつつ1つの地層を形作るという性格を持つものとして理解されていた。ここに松下の境界的感覚が認められる。松下は場所において持続的に時間と空間が生成変化する層を感じ取っていた。私の風景とはそのように感動が折り重なりつつ、1つの場所として更新され続ける場所だと考えられる。つまり松下の感覚において場所は様々な感動が結びつき、重なる境界として理解されていたと見られるのである。

6-4-2 場所と私性

無数の感動が互いに背反し合うことなく生起、定着するとき、場所は多義的である。そして、それらの感動が絡み合いながら持続した様相を呈しているなら、その場所は境界であり、私の風景として立ち現れる。しかしながら、他の犠牲や排除の上に成り立つ感動が場所と関連づけられているとき、場所は暴力性を帯びることとなる。その場所は感動の折

り重なりを否定するのであり、感動の持続を否定する。ここから松下が開発を否定した理由を理解することができる。開発計画で構想された重工業を中心とした工業基地化は地域の政治経済を転換させる先進的なシステムである。また、工業基地の電源としての火力発電所は科学技術を駆使した建築物である。それは人類の進歩ないし経済成長の象徴として、その成果としての所得の向上などとともに入々に特有の感動をもたらすだろう。

しかしながら、その工業地と発電所は砂浜と海を埋め立てる。その場所で感動が生み出されるだとか、私の風景であるとかは問題ではない。進歩や経済成長が問題である。その見方において場所は感動が生成する舞台でも感動の係留先でもない。地理的な広がりにはすぎない。そのようにして場所が破壊されるならば、多くの感動は場所に係留することなく漂う。つまり、開発がもたらす感動は場所を破壊するだけではない。他の感動を犠牲しなければ生成しえないのである。したがって松下は場所に感動の絡み合いとその持続を捉えていたがゆえに、開発計画を拒絶しえたのである。

短歌の分析で分かったように松下は河口ではシラサギとの空間を感じ取り、作業場ではイモリとの空間を感じ取っていた。松下はそれらの場所で自身と動物や昆虫とが空間化されていることを感じ取っていた。言い換えれば、松下は動物や昆虫は場所における重要な主体の1つとして捉えられていた。松下の空間的感覚が「住むこと」と「棲むこと」を捉えているとしても、『豆腐屋の四季』での「住むこと」は個人的な親密の世界が中心に置かれている。地域社会や都市といった広がりはいくまでも背景にすぎない。

それに対して、石牟礼の感覚が好んで捉えようとするのは個人ではなく集団である。水俣という地域社会であり、山や海を生業の場とする共同体の姿が描かれる。石牟礼は他者への恥じらいや家族との思い出、漁師町の記憶といった人と人の関係を、あるいは、在りし日の人々と自然との関係を感じ取るのである。病室の男性や「ゆき」、少女といった他者が語られ、ときにはそれらの人々の心情が代弁される。松下の空間的感覚は個人的ないし私的であり、石牟礼の空間的感覚は集団的ないし社会的な性格を持つ。この違いに松下の空間的感覚に備わる限界が明らかとなる。たしかに松下の空間的感覚は場所における空間の領有の可能性とその方向性を指し示している。私の風景とは松下にとって河口が様々な他者と関係を取り結び、その空間化とともにいくつもの感動を発見してきた特別な場所である。松下は孤独であったがゆえにその場所を誰からも強制や抑圧、制限されることなく我がものとして享受した。

場所の根本的な破壊とその可能性は松下が反対運動に参加するに十分な理由となる。つまり、場所は松下の感動の土台であり、感動が生み出される場である。そのように意味で場所とその空間的領有の機会を根本的に奪う開発は否定される。しかしながら、そのように松下を反対運動へと駆り立てさせた空間的感覚は人々の共感を広く集めるためにどれほど役立つだろうか。感覚の私性が前面化されればされるほど反対運動の進めていく際の障

害となるのではないか。たしかに松下は短歌を投稿するようになってから新聞やテレビで発言する存在となっていた。『豆腐屋の四季』は民放でドラマ化された。そうであったとしても、私的心情に基づく反対の声は、その私的な感覚への共感がなければ影響力を持ちえない。最悪の場合、反対の理由が私的あるいは個人的であることから、その行動がエゴイズムや利己的なものとして解釈される可能性すらあるだろう。「暗闇の思想」もまた私的なエピソードとその感覚が基底に置かれている。

それに対して、石牟礼の感覚によって捉えられていたのは個々人の特殊な世界ではなく集団とその世界のあり方である。石牟礼のように在りし日の共同体や集落を捉え、それについて語ることは、それらが破壊され続けていく現在を前にする人々の共感を呼ぶだろう。その点で石牟礼と松下の感覚は大きく異なる。私的な感覚が集合的な反対として結実するには何らかの仕組みが必要だと思われる。

前期の反対運動はその始まりにおいて子どもを焦点とすることで人々の共感を創出しようとして試みていた。その訴えは私的だとしても家族や世代という一般性をも兼ね備えていたと言えるだろう。個人ではなく家族としての私的な領域の問題として語れた。しかしながら、環境保全協定の締結は公害と家族という結びつきを無害化した。そして、多くの人々は反対運動から離脱していった。では、松下はどのようにして反対運動を進め、「環境に棲む万民」（松下 2008g）の権利として環境権を訴える裁判へと踏み切っていったのか。次章はその時期の反対運動を対象とする分析である。

6-5 小括

ここまで石牟礼との比較をとおして松下の空間的感覚を再検討してきた。石牟礼は近代文明に侵食されつつある眼前の世界においてそれとは異なるもう1つの世界を捉えようとする。石牟礼は病院で不知火海を、水俣病の身体に帆船や機微を読み取ったのである。それは所与の言葉や概念では捉えきれない韻律の世界である。この石牟礼の感覚に見られるのは「渚」に代表される境界的思考である。石牟礼は眼前の世界がそれ単体で成り立っているのではなく、その向こう側で躍動する世界が存在すると考えていた。近景にはその背景として何らかの遠景が存在することを見通していたのである。つまり近景があたかも自己完結した世界のように思えたとしても、それが他の世界との持続的な相互作用によって成り立っていると考えるのである。陸と海は潮の満ち引きや生物の往還によってそれぞれを象る境界線を何度も引き直す。石牟礼は世界がそのような不確実な状態にあると理解していた。そして、確かなものとされた眼前の世界に韻律の世界を引き込むことで、新たな見方を提示していたのである。

既に述べたように、この石牟礼の美学と松下の感覚には共通点と相違点が認められる。石牟礼の美学において作動していた境界的思考は、松下にとって決して無縁ではない。む

しる、松下が境界的なものの見方をしていたからこそ、開発計画を拒絶しえたのである。境界的な感覚によって捉え返すとき、前章で論じた場所の多義性とは異なる場所と感動の関係が見えてくる。松下が特定の場所にいくつかの感動を結びつけて、それを私の風景と語っていた。その私の風景は断続的に生成する感動だけでなく、思い出や記憶のように場所と関連しつつ持続的に生成変化する感動が存在することを示すものであった。つまり、松下は場所では断続的な感動と持続的な感動が絡み合っていると理解していたのである。これが松下の境界的な感覚である。

また、石牟礼と松下の比較から明白となったのは、松下の感覚の私性とその限界である。私的な感覚ゆえに開発を否定することは可能だが、そのような私的な感覚によって反対運動を進めていくほどの共感を生み出せるのか。どのようにして環境への権利を構想しえたのか。これは前章および本章での議論からは分からない。両章は時間・空間の観点から松下の著作を分析することで、松下の感覚について理論的な仮説を提出するものである。火力発電所反対運動の分析を貫徹するための手続きにすぎない。ここまでの議論によって得られた理論的枠組みを基に経験的分析を進めていくことが必要である。また、本論文の主たる分析対象である環境概念についてはほとんど手をつけていないままである。場所と感動は環境概念とどのように関係するのか。次章での経験的分析をとおしてこれらの疑問に答えていくこととしたい。

第7章 環境権の社会運動

——場所の地層と自然の実在性——

7-1 本章の目的

第5章と第6章では松下の空間的感覚について経験的、理論的に考察した。分析から導き出したのは、松下の感覚が場所の多義性および場所の境界的性質を捉えていたことである。場所の多義性とは、場所がその時々々の時間と空間によって編制されることを指す。本論文ではその時間と空間の編制を空間化と呼ぶ。松下はこの空間化に応じて無数の感動が立ち現れることを短歌として詠んでいたのであった。また、場所について松下は「住むこと」と「棲むこと」との交錯を含めて不確実だが境界的な性質を持ったものとして理解していた。本章では前章および前々章の分析から析出された空間的感覚を起点として環境概念へとアプローチする。なぜ環境が問題とされたのか。環境という言葉で松下たちは何を思い描き、何を語ったのか。特に自然の対象化を焦点に、豊前火力反対運動における環境概念を経験的に分析する。

反対運動については第4章において松下が反対運動の機運を高めようと1972年に「暗闇の思想」を発表した時期までを分析した。本章では1973年以降の反対運動を分析対象とする。それは反対運動が環境権を掲げた訴訟へと乗り出し、舞台を裁判へ移した時期である。

7-2 法廷と環境権

7-2-1 環境権訴訟まで

1973年、九州電力豊前火力発電所の建設計画は実現へと加速した。関係自治体の中で唯一反対を表明していた椎田町議会も他の自治体と同様、火力発電所建設の認可を議決した。また、この年の2月からは九州電力が環境保全協定を福岡県、豊前市、中津市の各自治体と次々に結んだ。発電所周辺の自治体は火力発電所建設を事実上容認した。しかし、周防灘開発計画は棚上げとなった。瀬戸内海がその汚染状況から「死の海」と呼ばれ、多くの批判を集めていたことを背景として、環境庁長官の三木武夫が2月、瀬戸内沿岸の首長に「新規埋立てを当分やめる」ことなどを求めた。その結果、周防灘の開発は中止となったのであった。ただし周防灘開発計画の中止決定以降も、開発そのものから手が引かれたわけではない。関係自治体は大分県北部の「12市町村の内陸開発に取り組む」こと、そして「工業団地造成」を推進することを改めて確認した⁵⁴。具体的には、水深10メートル地点まで埋め立てるこれまでの大規模計画は中止するが、電源開発は内陸部の工業化および

⁵⁴ 『読売新聞』1973年2月22日朝刊を参照。

そこで見込まれる電力需要に応えるために維持するという方針であった。つまり、大規模な周防灘開発が中止となったとしても、豊前火力発電所を建設することが環境保全協定という追い風の中で進められることが確認されたのである。そのような状況において環境保全協定の調印は反対運動が発電所の建設中止を実現するための行政ルートを実事実上閉じたことを意味する。松下は自身が参加していた大分県中津市の反対運動の状況について次のように記している。

無工業地帯としては日本一厳しいといわれる協定の締結により、もはや反対運動は収束すべきだとする無力感が、運動の内部に瀰漫し始めている。九電の、四月――電源開発調整審議会申請、六月――着工は、もはや反対運動内部にすら既成事実化し、もう勝負はついたという声は、運動内部の中にすら露骨である。そんな絶望的状況の底で、決して協定などで妥協はしない少数者によって、最後の手段としての環境権訴訟が検討され始めたのだ（松下 2008d: 132）。

環境保全協定の締結を契機として、既成の反対運動組織あるいは既存の団体が手を引き始めたという。このような状況は大分県中津市だけで起きていたのではない。福岡県豊前市では火力発電所建設の賛成派が活発に動き始めていたとされる。

賛成派は、札つきの暴力団関係の圧力を背景に、政治的、権力的に弱い、中間階層の代表である中小零細企業者、商店主をおどし、おだて、反対市民層と対立させようとしている。と、同時に、反対派の1グループであり、公害学習会の実施や、内部告発を続けている自治労豊前市役所労組員の首狩りを実施し、反対運動にくさびをうちこみ、分裂を企てようとしている（『草の根通信』4: 10）。

ここで記述された対立と分裂についての真相は確かめることはできない。しかしながら、豊前市においても反対運動が孤立させられていく状況が生じていたのは間違いないだろう。中津市では保全協定によって反対運動の分裂は決定的になっていたが、豊前市ではそれだけでなく反対運動と他の既存組織との対立によっても反対運動そのものの足場が失われようとしていた。

7-2-2 環境権訴訟へ

環境権での訴訟の検討は環境保全協定締結の前後に具体的な動きが確認できる。福岡県と豊前市による九電との協定調印の約1週間前、伊達火力の環境権訴訟についての学習会が開かれた。松下らの中津公害学習教室と恒遠らの千人実行委が1973年2月15日に合同でこ

の学習会を企画し、松下が報告者を務めた。北海道伊達市では北海道電力による火力発電所建設に対して公害予防闘争が行われており、1972年7月に農民や漁民、教員らの手で環境権を掲げた裁判が開始された。これは全国紙の社会面でトップ記事として報じられ、環境権を基に反火力を訴えた最初の住民運動として注目を集めていた。この環境権裁判について松下が報告を行った。ただし環境権についてはこの学習会以前から反対運動における選択肢の1つとして意識されていた。千人実行委は1972年11月発行の『草の根通信』第3号に、伊達の環境権訴訟を伝える『社会タイムス』の記事を転載した。また、松下は1972年7月7日の『朝日新聞』に掲載された記事によって伊達の環境権訴訟を知ったと述べている（松下 1980: 4）。

ただし、前期の反対運動において環境権訴訟は反対されていた。先の豊前火力反対の市民集会を仕切っていた松下たちは諸団体に対し、環境権での裁判について繰り返し説明、提案するが、その度に否定された⁵⁵。また、ある弁護士には「低調な市民運動では、まずもってこの困難な裁判に勝ち目はなく、あなたたちがつくる敗けの判例は全国の住民運動に、はかりしれない損失を残してしまう」（松下 [1974]1999b: 134-135）と諷められたという。しかしながら、それまでの動員主義的あるいは署名・請願中心の穏健な運動が消えていき、絶対反対の運動が取り残されていく中で、少数の住民たちは環境権による裁判を現実的な手段として意識し始めていた。実際に、松下はこの時期に裁判が現実的なものとなってきたことを記している。残された選択肢が裁判だった。

なぜ裁判所に向かったかの答は、（中略）「万策尽きた」からにはほかなりません。（中略）行政に対しても力を発揮できず、九電に押しかけても社員たちから追いだされるという始末で、もはや我われの主張を「敵」にぶつける場すら設定できない孤立に追いこまれたのでした。もはやこのまま我われも斗いを収束するのか、それとも法廷闘争に持ちこんで、いやでも「敵」を公開の場に引きずり出すかを考えた時、我われは裁判闘争を選ばざるをえなかったのです（『草の根通信』14: 4）。

松下たちは学習会を重ね、1973年3月15日に「環境権訴訟をすすめる会（以下、すすめる会）」を結成した。中津公害学習会と千人実行委、自治労闘争本部の3団体が共同で反対運動の組織を結成した。この「すすめる会」の活動が本章の分析対象である。この時期に松下は他地域の社会運動へ手紙を送っている。宛先は愛知で渥美火力発電所増設反対運動を行っていた北山郁子である。北山は渥美の公害勉強会の代表として反対運動に取り組んでいた。その手紙で松下は「四方八方から、やめよやめよと説得されますが、私は、あくまでやります。敗れることは、もとより覚悟の上での斗いを展開するつもりです」

⁵⁵ 松下によると、環境権訴訟を最初に言い始めたのは地元自治労が組織した共闘会議だったが、検討を重ねた結果、断念したとされる（『草の根通信』85: 6）。

(S16-028、史料16)と記した。これは松下だけの認識ではなかった。豊前の運動でリーダーを務めていた恒遠は、敗訴を覚悟で環境権裁判に挑もうとしていたこと、そして有識者たちから「住民運動の足引き」だと批判されたことを聞き取り調査で語っている。また、他にも恒遠は自身の著書で「ふるさと豊前がすべてであり、それを全体の中の一部として片付けてしまうことには納得ができなかった」(恒遠 2012: 64)と述べている。

松下が「提訴にあたって何人かの弁護士に相談したりしていた」ものの、最終的には「弁護士の協力は得られないまま、素人原告による本人訴訟でいくこと」になった(梶原 2012: 356)。1973年8月21日、松下たち7人が原告として福岡地裁へ提訴した。環境権を根拠に九州電力に対して火力発電所の建設差止めを求める裁判だった。

7-2-3 自然の層とその連関

次節で豊前火力反対運動における環境概念の分析を進める前に、1970年代前半に環境権がどのように理解されていたのかを概観したい。豊前火力反対運動以外での環境権についての理解と比較することで、松下たちの環境概念の独自性が明確になると考える。同じ枠組みに収まる考え方、あるいは、枠組みに収斂されない見方を明らかにすることで、豊前火力反対運動の環境権概念の特徴を浮き彫りにしたい。

最初に弁護士たちによって提唱された環境権とその特徴について考察する。その後、他の社会運動において環境権がどのように理解されていたかを確認する。それにより、1970年代の環境権概念に輪郭を与え、以下での分析の出発点を定めることとしたい。

環境権は1970年9月、大阪弁護士会の弁護士によって提唱された。日本弁護士連合会第13回人権擁護大会公害シンポジウムで仁藤一と池尾隆良がその構想を発表した。現在は「「環境権」の法理」という題で『環境権』(大阪弁護士会環境権研究会編 1973)に収められている。環境権は環境の破壊を未然に防ぐための権利と説明された。

われわれには、環境を支配し、良き環境を享受しうる権利があり、みだりに環境を汚染し、われわれの快適な生活を妨げ、あるいは妨げようとしている者に対しては、この権利に基づいて、これが妨害の排除または予防を請求しうる権利があることを今日あらためて提言したいと考えるのである。われわれは、この権利を「環境権」と呼び、この環境権の確立は、今後の公害の法律学に課された重要課題の一つであると考え(仁藤・池尾 1973: 51)。

環境権とは環境を支配し、良い環境を享受する権利だという。そして「一定の地域に住む住民が個別に持つと同時に、ある種の環境については、これを平等に共有していると考えられる」(仁藤・池尾 1973: 54)とされた。この説明において環境とは一部の人々によっ

てその環境が一方的に汚染ないし破壊されてはならないと位置付けられている。つまり、環境は誰かによる独占や専有ではなく共有されるべき対象と見なされている。この主張には、企業による自然の破壊と収奪、その帰結としての公害の危険性が広く知られるようになったことが背景にある。仁藤らによれば、「太陽の光、水、空気」といった「われわれを取り巻く自然」が希少となり、「権利擁護の要件を具える」ようになった（仁藤・池尾 1973: 50）。そのような認識の下に、環境の享受は憲法25条の観点から尊重されるべきだと主張された。

環境は人間の生存にとって必要不可欠な要素であるから、かかる環境を破壊から守り、良い環境の享受を求める権利は、憲法二十五条にいう基本的人権であると考えられる。（仁藤・池尾 1973: 51）

ただし、環境には水や光、空気のような自然だけでなく、次の「社会的環境」（仁藤・池尾 1973: 50）も含まれるという。

道路、港湾、橋などのような社会生活に不可欠な要素、あるいは、長い間馴染み親しんできた景観、あるいは人間の歴史の上に築かれた文化的遺産といったものも、広く人間生活を豊かにする価値のある資源という意味において、この「環境」の中に包含さるべきである（仁藤・池尾 1973: 50）。

環境には健康で文化的な生活に求められるものとして、大気や水などの自然資源だけでなく道や橋などの建築物をも含むとされた。人々はそのような自然のおよび社会的な環境を共有し、享受する権利を有する。初発の環境権はそのような権利として提唱された。

注目したいのは、この環境権の構想において自然はどのように対象化されているのかである。初発の環境権において、環境という言葉に様々なものが包括されており、その曖昧さを利用することで権利の範囲を最大限に拡大しようという意図が感じられる。しかしながら、その構想にある特徴が認められる。それは自然が物質として捉えられていることである。すぐ上の引用では価値のある資源ともされた。ここには公害を背景として形成された自然観がある。まず自然は観測される対象である。自然科学の枠組みにおいて自然は特定の化学物質の濃度が調査される素材である。つまり、自然は自然科学の観測対象として対象化されている。

自然は汚染や破壊が自然科学の枠組みで観測されることと関連して、生産活動と生命維持にとっての資源として対象化されている。それは「環境を支配し、良い環境を享受」とあるように、全ての人に開かれていることが前提されているが、一部の人々によって独占

されうる資源である。自然は化学物質として、資源として、所有物として理解されている。環境法の教科書によれば、大阪弁護士会の環境権は「被害の蓋然性が生じる前の段階で加害行為の差止めを認めるもの」として、「人格権の「防波堤」と構想されていた（大塚 2020: 64-65）。また、環境権は私権であり、「支配権（環境支配権）」（大塚 2020: 64-65）と考えられていたとされる。環境は生命や健康、その他の財産などの破壊によって損なわれるものであり、それらを事前に守るために環境権が提唱されたという。

この環境権における自然について第2章で検討した支配と領有という観点から考えてみたい。初発の環境権の構想において自然は享受の対象とされる。また破壊から守るべきという主張から、弁護士たちの自然は破壊や変形、代替物による置き換えを伴うような支配と性格が異なる。それゆえ基本的に人間と自然との関係は領有的だと言えることができる。しかしながら、資源や価値という表現は微妙である。大塚（2022）に従えば、自然もまた近代法における私権の対象であり、人間による支配の対象と見られていたと考えることは可能である。したがって、ここでの自然は領有と支配のいずれかとして明確に振り分けることは難しい。しかしながら、自然の対象化が次の2つの関係性から構成されていると考えるとき、初発の環境権において自然は支配の論理が優位にあったと見なすことができる。それは一方で自然科学と身体の関係性であり、他方で経済社会活動と生活の関係性である。初発の環境権において自然の実在性はそのような2つの関係性の上に成り立っている。以下では自然の対象化に注目しつつ、当時の環境権についての捉え方を見ていくこととしたい。

豊前火力反対運動に先行して環境権での訴訟を始めた伊達火力反対運動にも非常に似た自然の位置づけが認められる。以下は『伊達火力発電所反対運動』（斎藤編 1983）の「参考資料 伊達環境権裁判判決 当事者主張抜粋（札幌地方裁判所第一部）」からの引用である。「権利侵害の予測に関する原告らの基本的立場」として次のように記されている⁵⁶。

住民らが、火力発電所の操業により大気中や海中へ排出されるばい煙や温排水が有害であることを証明しさえすれば、それらが住民らの自然環境（動植物を含む）、身体、土地、漁場に到達し、かつ、これらに被害を及ぼすことは事実上推定されるものというべきである。住民らは、右被害の具体的内容や程度を証明する必要はない。北電の方で、ばい煙や温排水は無害であること、又は有害であっても住民らに到達しないか、到達しても右自然環境、身体、土地、漁場になんらの害をも与えない量であることを立証する責任があるというべきである（斎藤編 1983: 264）。

⁵⁶ 伊達火力反対運動についてはここで引用した『伊達火力発電所反対運動』が最も包括的に記述している。

この記述において、「自然環境」とは空気と水を指し、身体と農業と漁業への被害が論点となっている。また、上の引用部に続く箇所では、火力発電所の排煙が大気汚染として、そこで排出された汚染物質が呼吸器系の疾患、野菜と魚介の生育不良を招くと述べられている。ここでも、化学物質の濃度が焦点化されている。また、土地と漁場が挙げられており、自然は生産活動に利用される資源や素材という意味で先の自然の対象化と同じ枠組みにある。伊達火力反対運動において「環境権の理念は、公害の予防を第一義」（斎藤編 1983: 265）という。それゆえに、自然のそのような対象化は公害という社会現象と深く関係していると考えられる必要がある。伊達火力反対運動では加害の責任とその主体を明確することを目的として、自然は科学的分析の対象物および経済の資源として位置づけられていた。

では、豊前火力反対運動の後続の酒田共同火力反対運動ではどうであろうか。これまで酒田共同火力反対運動についてはほとんど研究もされてこなかった。伊達火力反対運動は公害反対運動における初の環境権訴訟として全国紙で何度も扱われ、あるいは豊前火力反対運動が松下の著作とミニコミによって比較的広く認知されていた。それに比べれば、たしかに酒田の運動の知名度や注目度は低いと言える。宇井純の自主講座に運動のメンバーが招かれた際の記録が『公害元論』に残され、新聞のデータベースでもいくつかの記事が確認できるが、この反対運動の詳しい経緯とその全容については十分に明らかにされていない。ただし、立教大での調査をとおして酒田共同火力反対運動に関する史料がいくつも見つかっており、そこには環境権訴訟に関連するビラ2枚が含まれていた⁵⁷。そのビラから酒田共同火力反対運動における環境権と環境の位置を読み取ることが可能である。最初の1枚は特定の日付を持たないものの、「勇断をもって環境権訴訟に踏み切った」とあることから、地裁で訴訟を起こした1974年7月19日の前後に配布されたと見られる。

現在、酒田北港後背地に建設されようとしている酒田共同火力発電所、ならびに住軽アルミニウム工業製錬圧延工場は、時代遅れの開発姿勢をそのまま踏襲し、強行しようとするものであります。（中略）大気・水・日照・通風・自然の景観などは、いずれも人々の生活に不可欠なものであり、すべての人間に平等に分配されるべきものであります。すわわち、自然環境は万人の共有に属し、共有者の同意を欠く独占的利用は犯罪行為とも言えます。（中略）人は誰も生まれながらに良き環境を享受し、かつこれを支配する権利を持っています。この権利は憲法25条、13条に述べられている基本的人権であります（S15-OR、史料17）。

⁵⁷ 立教大学共生社会研究センターでの調査では、酒田共同火力反対運動の通信誌『くろまつ』およびミニコミ誌『酒田かわら版』も見つかったが、それらは別稿で改めて分析することとしたい。

酒田共同火力反対運動においても、「支配する権利」や「分配」「独占的」といった表現に見られるように、ここまでに確認してきた自然の位置づけが共有されていることが分かる。他に比べて人権という観点が強調されているものの、大気や水、日照という各項目は弁護士たちによる環境権の認識をほとんどそのままに受け継いでいる。ここではとりわけ自然がすべての人間にとっての有用性を持つことからその独占は否定されるという共有の論理が前面化している。次のビラは「声明」という題が付されている。

海は誰のものでしょうか。漁民の権利を多額の金で買ったからといって海を汚してよいものでしょうか。青い空は誰のものでしょうか。協定を結んだからといって、亜硫酸ガスやフッ化ガスをまき散らしてよいものでしょうか。自然は、一部の人たちのものではない。みんなのものだ。死の海となり、緑がなくなるとき、人間もまた滅びるのです。（中略）幸福とは何でしょうか。人口が増え、工場ができて、大きな街になることなのでしょうか。金持ちになる以前に、美しい自然に恵まれ、健康に暮らすことだ、と私たちは信じています（S15-OR、史料18）。

ビラは1974年7月19日という訴訟の日が記されていることから、環境権訴訟を起こした当日に配布されたものだと見て良いだろう。このビラで確認できるのは、弁護士の環境権と共通する自然の対象化である。ただし、酒田共同火力反対運動は自然を空や海の自然に限定した上で、それらの破壊を生活の破壊の原因として描くだけにとどまらず、美しさが人間の幸福だと述べた。まずここでの自然は「誰のもの」とあることから所有物として認識される対象として考えられている。そして自然は、有害物質によって「死の海となり、緑がなくなる」という科学的な観測対象である。ただし、自然は産業社会の進展と都市化との対比としての美しさを備えた幸福の象徴として語られており、自然科学や経済学の枠組みに還元されえない対象としても理解されている。そのように自然を生活と関連づける捉え方は、弁護士たちの環境権にも認めることは難しくない。初発の環境権において社会的という表現で挙げられた環境は、有害物質で汚染される自然という科学的物質に還元されえない対象、あるいは人々の生活からも環境が構成されている認識に支えられていたと言える。

自然を生活と関連づける捉え方は、伊達火力反対運動に関連する他の資料においても語られていた。そこでは自然の支配における破壊の程度が問題となっている。以下は『どんだりこんだり伊達火力』の一節である。『どんだりこんだり伊達火力』は札幌を拠点に反対運動を支援した「伊達裁判に勝ってもらう会」と「反公害市民勉強会」によって1974年に出版された。メンバーたちの話し合いが「環境権についての記録」と題して掲載されて

いる。

北電のやってることは自然環境を破壊するということだけではない。(中略)僕らが北電に対して怒るのは、有珠の海をこわすからというよりも、いままで生活してきた住民の生活環境を一方的に破壊するという所にある。それともう一つは、やっぱり自然が問題ということがある。(中略)確かに僕らは生活していると環境を汚しているんで、タバコを吸っても空気が汚れるし、家を建ててもその自然をこわす。ただ、でかい所がやるのは規模が違って、自然に処理されない問題が出る。(中略)分からない程の破壊を自然環境にもたらず所が問題。その2つが反対運動としてはダブって起こっている(伊達裁判に勝ってもらう会・反公害市民勉強会 1974: 70)。

北海道電力の開発は自然と生活の2つを破壊するという。ここで述べられている「いままで生活してきた住民の生活環境」とは、自然と関連しつつも物質的な次元には決して還元されない側面をも含んでいるように見られる。上の引用で「海をこわすからというよりも」という表現があるように、この記述では人々の歴史的、心情的な要素が含まれているように見られる。たしかに自然の物質的な有用性という枠組みが基礎に置かれているものの、生活という観点が前面化してくるとき、所有や支配の論理には完全に回収されえないものが示唆されている。つまり、自然は科学的分析の対象物やな資源、所有物という物質的な観点で構成されていただけでなく、曖昧さを残しつつもそこに集約されえない側面を持つと予感されていたと言えるだろう。

ここまで見てきたように、1970年代初頭に語られた環境権における自然とは基本的に大気や水とその状態を指すと考えられる。共通していたのは、自然の実在性が科学の観測対象としての化学物質、経済的な資源、あるいは法的な所有物という支配の枠組みで理解されていたことである。ここには公害の社会問題化が背景にあったと考えるべきだろう。自然はしばしば、特定の化学物質とその濃度と関連づけられて語られた。科学的観測を基礎として立ち現れる自然であり、そのデータを基準として人々の健康の良し悪しが語られる。そこで自然はデータで代替される。その自然と関係を取り結ぶ身体もまた観測とデータにおいて実在性が獲得される。公害が社会問題となった時期において自然はそのように対象化される傾向があったと言える。

それに対して、生活という修飾語が冠せられて語られるとき、環境は歴史や心情といった客観化し難い質的な側面が前面化させられる傾向があったことも確かである。そこあるのは、自然科学の量的基準の客観性に一定の信頼を置きながらも、それ以上に人々が自身の主観的な感じ方や考え方を根拠として環境を捉えようとする姿勢だと言える。自然環境という言葉で拾い上げることが難しいものの、人々の生活において実在する環境の質的な

側面を語ろうとする姿勢と言い換えることもできる。いずれにしても、当時の環境権の主張において、そのように人々の生活を中心とする環境理解が含まれていたことの意義は決して小さくない。自然破壊の意味を住民が自身の目線で語る余地を生み出すからである。物質の濃度や数値の高さだけを焦点とするのではなく、汚染が日常生活においてどのような被害を生み出すのかを住民が自身の感覚と言葉で語る余地が残される。そして量的な変化がどのような質的な変化を帰結するのか、それを質的な側面を軸として捉える道が開かれる。

7-2-4 豊前火力反対運動と環境権

豊前火力反対運動においても同様の自然の対象化は確認できる。先の章で考察したように前期の反対運動は公害を主な争点として、火力発電所の操業にともなう特定の化学物質の排出を問題視していた。つまり、自然は物質的对象として、自然科学の枠組みにおける自然の状態が基本的な焦点となっていた。ただし、前期の反対運動にはそれとは異なる自然の様相も認めることができる。「暗闇の思想」では星の輝く夜空とその記憶を軸として人々の生活のあり方も語られていた。そこで夜空は化学物質の濃度で測られる対象ではなく、それを享受する心情や思想の問題として捉えられていた。言わば、自然の質的な側面が立ち現れていた。松下の「暗闇の思想」には、上で確認した他の運動よりも明確に人々の生活における感覚を軸とする自然の捉え方が前面化していたと言える。

松下のそのような自然の対象化は個人の感覚の上に成り立っていた。前章、前々章で考察したように松下は住民の生活という人間中心的な見方に還元されえない感覚を持っていた。松下は自身の日常生活において人間だけではない様々なアクターがそれぞれに関連し合いながら暮らしていると感じ取っていた。では、個人の水準でそのような自然の対象化が認められたとしても、反対運動において自然はどのように位置付けられていたのか。反対運動への参加の起点が個々人の動機であったとしても、社会運動は組織的、集合的な行動である。そこには埋めることの難しい大きなギャップが存在する。以下では環境権訴訟を選択した反対運動においてどのような自然の対象化が実行されていたかを考察する。後期の反対運動において自然はいかなる感覚の布置において構成されていたのか。そして松下たちはその自然と自身たちとの関係をどのように理解していたのか。それらに注目して分析を進める。

7-3 反火力ネットワークと環境権

「暗闇の思想」が提出された後、豊前火力反対運動は環境権訴訟の準備に取り掛かった。既に見たように、「暗闇の思想」で松下は自身の思い出の中の星空を語った。そして序章で紹介したように、裁判において松下は渡り鳥と戸惑いについて語った。それは科学

や経済の見方に回収され難い主張である。

たしかに「暗闇の思想」から環境権訴訟へという流れは、一貫した姿勢に支えられたスムーズな展開に見えるかもしれない。前期の運動が実質的に消滅し、既存の組織から解放されたおかげで、松下は自身の感覚で自由に語る状況を手に入れたと見ることができる。これらの見方は大枠で間違っていないかもしれない。様々な団体の寄せ集めであった前期に比べれば、後期の反対運動は少数のメンバーであるゆえに身軽であったと言える。また、弁護士なしでの裁判であったがゆえに、法廷では自分たちで考えたことが比較的自由に主張されていたと見ることができる。そのように、後期の反対運動では個々人が自身の思想や心情を前面化させていったと解釈することは大筋で正しいように思われる。松下の『暗闇の思想を』の続編にあたる『明神の小さな海岸にて』を見ても、環境権裁判は当初より日常生活の感覚で松下たちが語る場となっていたと思われる。評伝の『松下竜一の青春』（新木 2005）では松下が以前より抱いていた環境のイメージが裁判で披露されたように描かれている。評伝では1970年の大阪弁護士会による環境権についての説明に続き、次のように記されている。

松下さんは環境という言葉のイメージから、地域の自然、風景、歴史的、民族的なつながりなど、常に身の回りにあるものごとが脳裏に彷彿とし、それを守ろうとする権利が環境権だと思った、と言う。海は漁業者だけのものではない。漁業者の漁業権以外に、後背地に住む一般住民にも海に対する権利があるはずだと。即ち、海の景色を眺め、貝掘りをし、海水浴をするというような、海で遊ぶ権利が人間にはあるはずだ、ということであった。ここまでは、すんなりと同感できた、と松下さんは言う（新木 2005: 148）。

この記述は松下のエッセーを根拠としていると思われる⁵⁸。評伝はこの文章の後に環境権が提唱された経緯と法的位置づけについての記述を続けている。そしてその直ぐ後で裁判の第一回口頭弁論の場面を登場させ、第一準備書面の引用という順で書かれている。裁判以前と以後は真っ直ぐに結ばれ、淀みのないストーリーとして描かれている。しかしながら、本当に環境とは何か、そして何を裁判で主張するかは反対運動において当初より明確だったのだろうか。環境権訴訟を題材とした松下の『豊前環境権裁判』（松下 1980）には短いが目すべき記述が認められる。その記述によれば、第一準備書面の書き方つまり第2回公判での弁論の方向性は、名古屋市での会議をきっかけに方向を転換したとされる。その会議では準備書面の草稿が批判されたという。その記述を重く受け止めるのであれば、後期の反対運動における環境権は当初より完成されたものではなく、試行錯誤のプ

⁵⁸ 松下の「法廷に挑む環境権の焦点」（松下 2008h）に非常に似た記述が見られる。

口セスをとおして形成された側面を持っていたと考えられる。少なくとも、裁判所に提出される以前の草稿において環境権はどのように捉えられ、記述されていたか確かめる必要がある。しかしながら残念なことに、改稿前の第一準備書面は『豊前環境権裁判』でその目次を確認できるだけで具体的な内容については不明である。また、松下の著書では名古屋での会議についても非常に短く記述されているだけである。復刊された反対運動のミニコミ誌でも改稿前の内容や会議の様子についての詳しい記述は見つからない。これまでの学術研究では環境権に関する法学の領域で豊前火力反対運動の裁判に言及されることはあっても、裁判でのやり取り以上の内容に踏み込んで分析されたことはない。

しかし、本論文の執筆にあたって立教大学共生社会研究センター所蔵の未整理史料を調査したところ、環境権裁判に関する新たな史料が見つかった。それは当時の会議での会話を録音したテープの書き起こし（S16-082、史料19）、そして会議で検討された準備書面の草稿の写し（S16-078、史料20）である⁵⁹。この書き起こしと写しの発見により、これまで不明であった試行錯誤の痕跡が見えてきた。それらの資料は、後期の反対運動が当初は日常的感覚ではなく科学的感覚を根拠として環境権を訴えようとしていたことを伝えている。

また、会議についての史料には当時の社会運動の組織が地域を越えて協力しつつ課題に取り組んでいた姿が確認できる。これまで住民運動の先行研究では、「地域生活の場における労働力再生産がいかに地域住民（市民）としての権利を無視されて困難をきたしているか」（似田貝1976b: 332）と、当時の社会運動の地域性が強調されていた。あるいは、「私的占取」ではなく「社会性を有する〈共同性の観念〉の確立は、地域間の生活者の利害を超えていく契機がなければならない」（似田貝1976b: 371）と、運動における地域性の克服が課題として語られた。あるいは、地域性の克服ではなく、地域性にこだわることで各運動組織はそれぞれの自立性を保ちつつ協力し合うことが可能だという当事者による議論も展開された。以下は横浜新貨物線反対運動を率いた宮崎省吾が「地域エゴイズム」の可能性として語ったものである。

住民運動相互の共闘は、地域エゴイズムから出発して、より高度な政治的共闘へと
いう形であってはならないし、またそうなるわけがないということである。あべこべ
に地域エゴイズムを下に掘り下げ、その底辺に成立つ共闘である。地域のことはそ
この住民が一番よく知っている（宮崎 [1975] 2005: 140）。

⁵⁹ 「第一準備書面（原案）」と書かれた史料がファイルボックス「S16-078」で、800字詰め原稿用紙90枚がファイルボックス「S16-082」で見つかった。後者の原稿用紙は無題で日付も記録されていない。しかしながら、この原稿用紙での記述内容および原稿に添付されたメモ、他の史資料と突き合せた結果、1974年1月15日に引かれた検討会議の記録である蓋然性が非常に高いことが明らかとなった。

否定的あるいは肯定的に位置づけるという違いが認められるものの、住民運動研究において当時の社会運動は地域をキーワードとして理解され、語られてきた。言い換えれば、1970年代の運動の特徴は、特定の地域社会に根付いた、言わば内向的な社会運動という点にあると見なされてきた。

しかしながら、実際には住民たちが自身の地域の外へと積極的に出向き、交流する活動を展開していた。また、当時の公害反対運動にはいくつかの地域を越えた相互支援体制が存在していた。例えば、1970年から月刊誌『環境破壊』を継続的に発行した公害問題研究会は、各運動に対して積極的かつ継続的に展開した⁶⁰。この公害問題研究会は、東京都内のマンションの一室に「住民ひろば」を1973年に開設し、公害だけでなく消費者運動を含めた全国各地の社会運動の当事者たちが自由に寝食、議論できる場を提供した。また翌年には「緑林館」と名づけた拠点をアパートの一室に設けた。ここは、反対運動のリーダーたちが集う場所であると同時に、研究会で収集してきた様々なパンフやチラシの整理が行われたとされる。

他にも、1976年には全国各地のミニコミを収集・保存・公開するアーカイブの施設「住民図書館」が開館した。そして他の支援体制として、宇井純による自主講座「公害原論」の存在が指摘できる。宇井を中心とする自主講座のメンバーは各地の公害被害者や社会運動の担い手を東大に招き、定期的に学習会を開いたほか、その記録をまとめた『公害原論』や月刊誌『自主講座』を発行した。友澤悠季（2015）によると、宇井の自主講座が各地の反対運動を結びつけ、「既存の教育体系の中では生まれ難い人と人との出会い、経験のぶつりかりあいの場を提供する空間として機能していた」（友澤 2015: 42）。そして『公害原論』を手にした各地の当事者からの問い合わせに対し、助言や情報を提供する「電話交換台」の役割も果たしたという。「公害原論」と沖縄の金武湾闘争との関係を考察した大野光明（2017）は、『自主講座』への論文掲載や沖縄に特化した講座グループの結成をとおして、自主講座の活動が「本土」と「沖縄」を結ぶ機能を果たしたと指摘している。公害問題研究会の活動には反対運動の当事者が多数関わっており、「住民ひろば」や「緑林館」、「住民図書館」を当事者たちの交流や勉強会の場所として位置づけることは可能である。そして『環境破壊』と『自主講座』、当事者からの投稿論文やレポートで構成された『月刊地域闘争』など、当時の雑誌は反対運動の交流や情報交換のメディアとして活用されていた。このように見ていくと、地域的な課題や問題の解決に向けて地域を拠点とする活動を展開していたとしても、当時の社会運動の性格は必ずしも閉鎖的だったわけではないことが分かる。住民運動と呼ばれた運動は運動体が互いに支援するこ

⁶⁰ 研究会発足までの経緯は、中心人物である仲井富へのインタビュー（仲井 [1976] 2005）で確認できる。ただし、その活動については、中村紀一が『環境破壊』復刻時に寄せた解題（中村 2009）が現時点では最も包括的である。この中村による解題は計8冊の『別冊 解題・資料』に分けて掲載されている。住民図書館については住民図書館25年史編集委員会（2001）および道場・丸山（2013）が詳しい。

とでそれぞれの活動を進める地域越境的な側面が認められるのである。

豊前火力反対運動もまた他の運動組織との交流に支えられていた。では、地域越境的な交流や支援が具体的にどのように作用していたのか。次節では、新たに見つかった史料を使い、名古屋市での会議が反対運動の環境権訴訟の方向性にどのような影響を与えたのかを考察する。加えて、立教大で見つかった他の史料も用いることで、1970年代の火力発電所に反対する社会運動が頻繁に視察や交流、連絡をしていたことを明らかにする。後で詳しく検討するが、各地の反対運動は火力発電所という共通の 이슈の下に刺激と情報を与え合っていた。全国規模の集会も定期的に開かれた。反火力ネットワークと呼ぶことができるような相互支援と交流の体制が火力発電所に反対する社会運動間に築かれていたのである。この反火力ネットワークもまた豊前火力反対運動の環境権訴訟の進め方に大きな影響を与えていた。反対運動における環境権は運動および地域の外側と積極的に交流することで、徐々に肉付けされていった側面がある。最初に訴状の内容を確認した上で、新史料をもとに草稿の検討会議について考察する。

7-3-1 草稿と環境権

豊前火力反対運動は前述のとおり、弁護士なしでの環境権訴訟を決断した。松下は訴状を書く際、原告団に弁護士のいた伊達火力反対運動の裁判の訴状を下敷きとした⁶¹。伊達と豊前の訴状には2つの違いが認められる。1つ目の違いは運動組織のメンバー構成である。伊達火力反対運動では農漁業者も運動組織のメンバーである。それゆえ、訴状の当事者には漁業者、農業者、市民が挙げられている。それに対して、豊前火力反対運動の訴状には漁業や農業の生産者はいない。もう1つの違いは、環境権についての記述に認められる。両者ともに「環境権の侵害」の段は「健康で快適な生活を維持するに足る良好な環境を享受する権利を持つ」と書き始められている。しかし、その「環境権の侵害」は伊達の訴状では非常に短く構成されているに対して、松下作成の訴状ではその3倍を超える分量が記されている。そこで松下は豊前火力発電所の建設と操業による被害が漁業者と農業者に限定されていないことを主張した。

海が漁業者だけのものであるはずがない。被告が強引に多額の金銭で漁業者の権利を放棄させたからといって、埋立が許され、温水排出が許されるべきではない。われわれは、環境の主要素たる海の汚染を忍ぶことはできない。漁業者、農業者でもない

⁶¹ 松下によると「原告団会議で訴状の作成を一任された私は、8月12日にそれを書き上げた。もちろん、訴状の書式などにつうじぬ私は、伊達火力訴訟にならったのである」（松下 1980: 8）という。訴状については『豊前環境権裁判』および『伊達火力発電所反対闘争』掲載のものを検討した。それらに掲載された訴状では当事者目録が削除されているものの、松下作成とされる訴状が伊達の訴状と非常に似ていることが分かる。判例の各種データベースでは、判決の全文を閲覧することができるが、請求の趣旨だけが言及されるだけで訴状の詳しい内容については明らかでない。

われわれ原告団が、敢えて漁業被害、農業被害に言及するのも、それらの被害は、たとえば新鮮な魚を食べられなくなるなどの形で、ただちにわれわれの生活環境の悪化と結びつくのであり、これはわれわれの環境権の侵害と解釈するからである（松下1980: 14）。

漁業や農業における被害は、生産だけでなく消費における被害も引き起こす。発電所の操業は直接には生産の局面に悪影響を及ぼすが、それは生産物の消費の局面で被害を生み出す。つまり、大気や海水の汚染が食生活における被害も生み出すという意味で、それは環境権の侵害だと松下は述べた。また、豊前火力反対運動による訴状には次の文も記されている。

われわれのいう環境は、単なる狭域のみを意味しない。瀬戸内海全域の視点に立つてこの内海を救済すべき国策からすれば、もはや豊前海域を一隅たりとも埋め立てるべきではないし、まして温排水、油濁などを公害発生はさげねばならない（松下1980: 14）。

おそらく、先の瀬戸内海新規埋め立て中止という政治判断を背景として、この文には、裁判の争点を特定地域の有害物質の受忍限度に限定させないことを事前に釘を刺すという意図があったと思われる。しかしながら、この文は豊前火力反対運動の考える環境が火力発電所の排出物で汚染される範囲だけでないことを宣言している。瀬戸内海全域や豊前海域というスケールにおいても火力発電所の建設と操業は中止されるべきだと述べられていた。他にも豊前火力反対運動の訴状では「良い環境」や「現在の環境」という表現が見られるものの、そこで自然がどのように対象化されているのかが明確ではなく、この時点で語られた環境が日常の感覚に基づくのか、あるいは科学の感覚に基づくのかは判断できない。

松下たちは第1回目の公判でこの訴状を読み上げたほか、原告7人がそれぞれの考えを述べた。そこで直接的に環境や自然について言及したものではないものの、その後の裁判の方向性の軸となる意見が示された。以下は恒遠俊輔による陳述である。

おそらくわれわれは本法廷において、いわゆる法律用語を駆使しての弁論を展開することはできないでありましょう。われわれの主張は豊前平野の日常生活用語を用いることによってなされると思います。そしてわれわれは、むしろ法律用語よりも日常生活用語による主張こそ重視していただきたいと願うものであります。法律があるから暮らしがあるのではなく、暮らしがあるから法律があるという原点をふまえるな

らば、暮らしのなかから生まれたことばにこそ耳を傾けていただきたいと考えるものであります（松下 1980: 37）⁶²。

恒遠は法律と日常生活を、そして法廷と豊前平野を対比した。そして恒遠は日常生活の場所について日常生活の言葉で語りたいと主張したのである。この主張にもまた日常的感覚を読み取ることは可能である。訴状および第1回の公判においては、自然科学、法律、日常生活といった多様な見方が折り重なっていたと一応は推察することができる。ここでは環境権訴訟の初期段階において日常的感覚による見方と語り方が強調されていたことを指摘するに留めておきたい。

第1回公判の後、松下は第2回公判に向けて第一準備書面の準備に取り掛かった。豊前火力反対運動は、漁業者や農業者のいない少人数の反対運動であった。そのため、具体的な内容をめぐって議論を展開するにあたり、松下たちが引き続き伊達火力反対運動と同じ主張で裁判を進めていくことは現実的ではない。そこで、準備書面を用意する際、松下は各地の運動組織に相談と協力を求めた。そして、中部電力渥美火力発電所の増設反対運動に携わっていた北山郁子と橘進が支援するかたちで、検討会議は開かれることとなった。準備書面の会議開催が呼び掛けられた手紙には次のように記されている。

決して他人事とはすまされないこの環境権訴訟を、できうるかぎり自分自身の問題として、あたたかな心ときびしい眼で支援していきたいと考えます。ご存知のように、7人の原告団には弁護士がついておりません。準備書面の検討が今回の集りの目的ですが、既存火力の被害の掘り起こしや、必要な資料の整備という、反火力の住民運動の全国的な連帯なしにはできない大切な仕事の上からも、また、伊達、豊前、多奈川と、それぞれが特色をもつ環境権訴訟の相互交流の上からも、この会合は大変重要な意味をもつのではないかと思います（S16-078、史料21）。

準備書面を検討する会議は1974年1月15日に開かれ、愛知、三重、静岡、東京、大阪、京都、東京、兵庫の各県から計27人が参加した。いずれも火力発電所あるいは公害の反対運動に関わる人々である。松下の草案を題材に参加者から様々な意見が出された。この会議での会話を録音したテープの書き起こしと準備書面の草稿が残っており、その記録は会議が準備書面の方針に大きな影響を与えたことを伝えている。草稿は手書きで綴られ、計32頁ある。松下が会議に持ち込んだ草稿は、環境権の根拠についての法学的解釈をほじ

⁶² 反対運動では裁判を録音し、その書き起こしを松下の著作やミニコミ誌に掲載した。その録音は文字だけでなくその一部がMP3形式のファイルとして保存されている。第1回から第4回までの公判の音声記録については原告の1人だった梶原得三郎から提供を受けた。そこで、裁判での発言は基本的に印刷物から引用するが、改めて音声記録と照会するとともに、出版にあたって省略された箇所は音声記録で補うこととした。

め、火力発電所の操業による大気汚染で発生が予想される健康被害と植物被害を指摘するだけでなく、九州電力側による公害防止対策の不備を自作の計算式によって明らかにする内容であった。草稿全文は大部であるため、ここでは環境権に関する記述を中心に引用、検討するだけにとどめることとする。以下は草稿の冒頭章の記述である。

環境の最大要件は、いうまでもなく大気であるが、さいわいにして、現在の豊前平野の大気は良好である。これをどの程度までなら汚してもよいという如き論を、われわれは取らない。今のままの清浄さを厳しく保持したいと主張するのである。今の時点で「この程度」までなら汚染しても無害だという基準も、科学の進歩とともに、微妙な病理現象の発見が可能となると無害とは言えなくなる。(中略)海もまたわれわれの環境の主要素である。ただ経済的利益のみの判断が先行して瀬戸内海の埋立がすさまじい勢いで進行し、この内海の荒廃をもたらしたことは周知の事実である。(中略)環境権とは単なる利己的な権利ではなく、のちに続く子孫に「遺し引き継ぐべきもの」を考えた主張である(S16-078、史料20)。

これは「環境権の主張」という章で「環境権の内容」の見出しで記述された。そこで空気と水が環境を成り立たせる要件だとされた。そして長期的な視点からそれらの自然が清浄なままにされるべきだと主張された。松下は空気と水の状態についての科学的判断が完全ではないと指摘するとともに、科学の進歩の可能性にも期待を寄せている。松下は、ある時点で汚染が受忍や受容されうると見なされたとしても、それは絶対的な基準ではないだろうと述べた。見逃された「微妙な病理現象」が未来の科学的基準では有害と判断されるかもしれないというのである。この「環境権の内容」には「法的根拠」の章が続く。ここでは環境権を憲法におけるプログラム規定とする説に対して、実定法との関連も交えつつ長々とした議論が展開された。その分量は「環境権の内容」の章の5倍近くとなっている。その後には「立証責任」、「大気汚染」、「大気汚染に対する公害防止策の問題点」の各章が続いていく。冒頭の記述とこれらの各章名を見ると、松下が大気汚染を焦点として公害を法的かつ自然科学的に論じようとしていたと考えることが可能である。言い換えれば、松下は草稿で基本的に自然を自然科学の枠組みで対象化していた。事実、各章名に表れているように草稿は基本的に法学および自然科学の議論で埋め尽くされている。これは代理人なしで訴訟を始めてしまったために、松下が伊達火力反対運動の裁判とその書類を下敷きとして自身の訴状を書き上げたことが影響しているとみて間違いはない。しかしながら、「子孫に遺し引き継ぐもの」という表現は、自然科学の枠組みに収まりがたい意味合いを持っている。それだけでなく、この草稿を詳しく読むと、いくつかの短い記述に松下の文学的感性が作動する様子を確認することができる。ここに豊前火力反対運動にお

ける環境概念の独自性の立ち現れが認められる。以下は「実定法との関連」の見出しでの記述である。

環境権は「人格権」という実定法をも、当然その中に包摂しているのである。環境の悪化はやがて「人格権」侵害にまで到達するのは必然だからである。そして、強調しておきたいことは、環境権に包摂した「人格権」は、たとえば産業排出物による顕在的健康侵害をいうにとどまらないのである。すなわち、豊前海の風景に詩的愛着を抱く者にとって、それはまさに「生きる支え」であり、その喪失による落胆は、ついには生存意欲の減殺にもつながるやもしれぬのである（S16-078、史料20）。

この記述で松下はいくつかの自然について述べている。1つは、特定の化学物質によって汚染される自然である。これは草稿の冒頭部のように空気や水から構成される自然を指していると考えられる。また健康侵害と表現されており、ここで語られた自然は公害を文脈としている。自然は自然科学における客体として語られ、人々が健康被害の主体という関係を取り結んでいる。このような自然と人間との関係が描かれた。

もう1つの自然は風景である。松下は特定の風景が「詩的愛着」の対象であり、その愛着を抱く人にとっての「生きる支え」だと述べた。ここでは『豆腐屋の四季』で描かれた松下の日々が想定されていると見て良いだろう。つまり、豊前海の風景は松下に様々な出来事を見聞きさせた河口や橋の上といった場所であり、作歌をとおして松下の労働の日々を充実させた場所である。それは一方で松下の詩的な知覚をとおして無数の感動が見つげ出され、他方でいくつもの感動が交錯しつつ松下の愛着として結び付けられてきた場所である。松下はそのような場所群で構成された豊前海の風景が壊されると、「生きる支え」が奪われると述べたのである。

この自然は自然科学ではなく日常的な感覚によって対象化されている。その自然は所有物や資源ではない。1970年代初頭には公害が社会現象だったのであり、火力発電所を理解する際の当時の人々の日常的感覚は十分に分析的で自然科学的であったと思われる。そのように自然を特定の化学物質の有無や濃度との関連で捉えることで、環境の良し悪しを理解する感覚が優勢であったと考えられる。そうであるにもかかわらず、松下は愛着のある風景と人々との関係を環境の1つとして語った。松下の環境に対する感覚は日常的感覚というよりも文学的感覚と言い直してよいほどに非科学的である。ただし、この風景という言い方は抽象的である。松下が具体的にどのようなものを風景あるいは環境として理解していたかを読み取ることは難しい。具体的に何を捉えていたかについては草稿のこの章では明確に語られなかった。そこで、別の章の記述に注目してみたい。松下は大気汚染による被害を受けるのが漁業者や農業者だけではないと述べている。

犬ヶ岳のシャクナゲやブナの原生林等、天然記念物は地域の我々のみならず県民全体の貴重な共有財産であるし、宝福寺山の名物ツツジ、大貞公園のサクラなど、豊前・中津市民の憩いの場となっている樹木の喪失は、無数の人にとって、はかりしれない損失である。そのような特殊な樹木でなく、我々の周辺にありふれた樹木の花や緑にしても、それだけ我々の目をなぐさめてくれているか、はかりしれぬし、更に又、大気の浄化作用も果たしているのである。これらが枯死するとき、我々の心は荒廃し、自然の浄化作用も失われるのである（S16-078、史料20）。

松下はここで植物や天然記念物が県民の所有物と述べている。ただし、そのように希少性に言及しているとしても、その表現が自然の経済的な資源や素材を指しているとは理解するのは誤りである。上の引用にあるように、樹木や草花の枯死が人々の心情に悪影響を及ぼすと松下は主張する。枯死が帰結するものは、科学的に見れば生態系における浄化作用の喪失だが、心の荒廃でもあるという。松下は植物の存在を憩いや慰めという言葉で理解しているのであり、ここに日常的感覚の作動が認められる。他にも松下は海岸の埋め立ての影響が「憩いの場」の喪失を意味するのであり、海岸を「散策する楽しみは、ある人々にとって“生きる喜びですらあるう”」（S16-078、史料21）とした。

このように松下の準備書面の草稿には日常のもの見方に基づく自然を記述した箇所が認められる。しかし、その記述の分量は非常に限定的である。単純に比較することは難しいものの、草稿32頁のうち日常的あるいは文学的な感覚に基づくと見られるのは、その全てを合計しても4頁分ほどでしかない。草稿の大半は環境権の法学的議論に始まり、硫黄酸化物（Sox）と窒素酸化物（NOx）による大気汚染とその被害、そして九州電力による公害防止対策の技術的問題が焦点である。排煙拡散の計算式で設定された係数への疑問、そして風洞実験や風向き、逆転層、排煙脱硫装置、電気集塵機、温排水の海水への影響などが長々と解説されている。草稿の論点は科学的に見た有害排出物と海岸の埋め立ての被害である。つまり自然は化学物質、資源、所有物として対象化されている。日常的あるいは文学的な感覚で捉えられた自然と区別するために、この化学物質や資源、所有物としての自然を物質としての自然と呼ぶこととしたい。

この草稿を松下は会議に持ち込んだ。草稿の大部分は、法学的解釈と自然科学的議論である。会議では松下が訴訟までの経緯を説明した後に、草稿を読み上げていった。そして参加者は環境権を豊前火力反対運動のケースにおいてどのように訴えていくべきかを議論した。会議の前半では本章でも参照した大阪弁護士会の『環境権』を念頭に、次の疑問を松下は参加者に投げ掛けた。

あの一、あれを見まして非常に首をかしげるのは、その一、環境権というものが、とにかく憲法から導かれるのだという所、ぱっとそこから始まっている訳です。で、当然その一、我々の答弁書に出て来ますように、九電が、ま、すぐ反論して来ましたように、あの一、憲法プログラム規定論、つまり、憲法というものに対して、国民一人一人が何かをしてくれと言うことは出来んのだと。憲法というものは、国がどうしなさいという理念を示すにすぎないという、これは、あの一、確か学会の定説となっている訳で、それを克服せんかぎり、その一、環境権というものは持ち出せん訳ですが。どういう訳か、そこを欠落させて、いきなり憲法から、あの一、環境権がやれるんだという事をポンと書き出しているのが、大阪弁護士団のやっている環境権で、(中略) むこう側から、早速そういう反論が出て来て、それに対して、その一、反論する為に、全く憲法も分からん我々、非常な困難に首をつっこんで、ひっかかって来て、こんな、異論立てねばならなかったんですが、そこら、あたりどうしてなのか(S16-082、史料19)。

松下の悩みに対してその専門的な内容に頭を悩ませつつも、会議に参加した弁護士や各地の反対運動の人々が意見を出し合った。多くは松下の草稿と同じように、法的な観点で環境権と人格権あるいは実定法との関係を焦点としてそれぞれの考え方を述べた。そのように専門的な議論がしばらく続いた後、会議の転換点となる意見が出された。発言者の名前は記されてない。

憲法から問題を発して、ほいで、更に実定法上にどういう権利があって、いう、そういう発想の仕方というのは、何ていうのか、こう、為政者、僕等から見た場合、支配者の発想じゃやないかと思う。僕等はその、被支配者の発想てのは、現実に生活しとって、んで一、こんなこう、まあこれの、豊前の場合はこれからいうふうに住生活...生きて生きにくくなるから、こんなことじゃ困るんだと、そんなのはイヤだということで、その主張がやっぱり一番先にたつべきじゃないかと思うわけですね。(中略) そういうようなこう、下から登りつめていくような、論理構成していくべきじゃないかと思うんです(S16-082、史料19)。

この発言者によれば、憲法や実定法を軸に環境権を語ることは支配者的な発想であるため、豊前火力反対運動はそれとは別の立場とやり方で環境権を訴えるべきだとされる。法的な解釈をとおして環境権を打ち立てるのではなく、は現実の生活を土台として環境権を立ち上げていくべきだというのである。草稿で松下は環境権を具体的な権利として構成するために、憲法のプログラム規定説への反論、そして公害に関連する実定法や判例について

多くの分量を割いた。裁判の原告には漁業や農業などの生産者が含まれておらず、反対運動の参加者も少人数である。原告は作家や教師、工員などであり、火力発電所の建設や操業によって財産的な利益が損なわれる当事者ではなく、伊達火力反対運動とは状況が異なる。それゆえ、松下が少数者による訴訟であっても通用すると思われる憲法や判例を持ち出した理由も理解である。しかしながら、発言者はそのように机上で考えたことで環境権を論じるのではなく、具体的な生活から立ち現れる権利としての環境権が主張されるべきだと指摘したのである。

草稿への批判は別の観点からも寄せられた。それは科学を枠組みとした記述への批判である。既に述べたように松下は公害防止対策の問題点について専門用語を交えつつ検討した。その点に参加者から批判が出た。

松下さんのしゃべられたことをきいていて、いちばん最初はppmとかそういうものを信じないつもりでかかれたにもかかわらず（中略）ppmに象徴される現代の科学そのものによって対抗しようという意識でかかっている。（中略）こういうような書き方、ppmというような現代科学の歴史に疑問をもっておられる松下さんが、果たしてこういうことで反論されていいもんだらうかという感じがするわけなんです（S16-082、史料19）。

この引用における「いちばん最初」とは、草稿冒頭の「環境権の内容」を指すと見られる。その箇所では松下は、ある時点で無害とされた汚染であっても科学の進歩によって微妙な病理現象が発見されるだろうと述べた。つまり、現在の科学における無害は後で有害だと分かる日が来るというのである。そのように述べた上で松下は「環境基準とはかわりなく「せっかく既得している現在の清浄大気」を、「このまま保持したいと主張するのはむしろ当然過ぎることであろう」と主張した。上記引用の発言者は草稿を読み進めるとその科学的な記述が多く登場することに困惑、疑問を呈したのである。草稿の検討会議ではこの発言の後、公害反対運動と科学の距離を焦点として議論が進められた。公害についての科学的な議論も最低限必要だという反論もなされたが、多くは上の引用の主張に同調する批判的意見であった。

会議の参加者たちは自然科学や法学の専門家ではなく住民の目線から裁判を進めていくことを松下に期待した。例えば、以下は弁護士のものと思われる発言である。

原告の人が全然しゃべらないというような、現在ぼくらがかかえている裁判のような原告が全然しゃべれないというような全く馬鹿げた裁判じゃなくてね、ようするに、第1回口頭弁論をやった時のように、非常に、その話をきいたわけです、実にいき

いきとしているわけです。これはいいと思ったわけです。これを裁判というきたない所で住民がやれるということの最高のものだと思ったわけです。ところが準備書面をみますと、全く関係ないお行儀のいいものがでてくる。ですから、こっちは非常にあせってしまったわけです（笑）（S16-082、史料19）。

第1回公判では松下たち原告が九州電力の代理人を追及した。そして各人がそれぞれに自身の意見を述べた。発言者はそのように自らの言葉で語る裁判が続けていくことを松下に期待していた。検討会議の参加者はそのような言葉で語られる準備書面を予想していた。しかしながら、準備書面の草稿では科学や法学の専門家のような議論が展開された。それに発言者は驚いたというのである。同一人物かは不明だが、こちらも弁護士かと思われる別の発言でも、住民として裁判を進めていくことに期待が寄せられている。

この構成に異論をとらえるわけじゃないんですけども、ま、普通準備書面ちゅうのはまあ、特にあの原告御自身が御書きになる準備書面ちゅうのに、あまりこの法律論的なことはね、まああの、書かない方がまあ裁判所に対する心証もいいし（中略）やはりその事実でもって対決するという事の方が実務的にはいいですね（S16-082、史料19）。

代理人をつけない裁判を選択したのであれば、原告たちは日常生活とその感覚を土台に、住民の視点から環境権訴訟に取り組むべきだと批判された。この点について、松下の著書『豊前環境権裁判』の中で「しろうと住民が本人訴訟でやる意義がどこにあるのか」（松下 1980: 50）と会議で指摘されたことと短く記されている。通信誌の『草の根通信』では草稿の検討会議で批判されたことを示唆しつつ、松下が「科学も法律もわからぬ住民の誰でもが、感情をこめて書けるような書面を総集して、これを準備書面としたいという方向」（梶原 1974: 4）へと転換したことが伝えられ、改稿のためのアイデアが募集された。つまり、草稿の検討会議は豊前火力反対運動の環境権訴訟の方向性に決定的な影響を与えた。

会議録の検討から明らかとなったのは、豊前火力反対運動が他地域の人々からの批判と要求によって環境権訴訟の進め方を大きく修正したことである。松下は部分的には非専門家の目線で環境権について記述していたものの、基本的には伊達火力反対運動の訴訟を参照するかたちで主に法学および自然科学の議論をほとんどそのままに引き継ごうと考えていた。しかし、その考えは検討会議での意見を受けて変更されることとなった。強調したいのは、準備書面の書き直しそして日常的感覚の前面化が外的な契機をとおして生み出されたことである。反対運動内部での議論ではなく、様々な地域の人々との話し合いを契機

として第一準備書面の方向性は変わった。最初に述べたように会議には様々な地域から参加者が集った。参加者の自己紹介では沼津、渥美、姫路、四日市、多奈川と様々な地名が登場する。他にも東京大学、京都大学と名古屋大学の学生、そして雑誌の『地域闘争』の編集者も参加していたと見られる。豊前火力反対運動から参加したのは松下だけである。豊前火力反対運動は決して内向的でも閉鎖的でもなかった。むしろ外へと開かれた、地域越境的な性格を有していた。この検討会議は、各地の開発反対や公害反対の社会運動が協力し合うことと言わば1つの運動体ないし集合体のような活動を展開していたことを示唆している。

草稿における環境概念について考えてみたい。松下は草稿の大半において自然を自然科学、経済学、法学の枠組みで自然を対象化していた。つまり、草稿では主に物質としての自然が語られた。この物質としての自然はそれぞれに化学物質、資源、所有物であり、実在としてのあり方が異なる。しかしながら、上記の3つの対象化は自然を人間による管理や利活用の対象とする点が共通している⁶³。この物質としての自然のあり方において環境は人間による管理を目的として構成される。例えば、科学物質としての自然は自然科学の知見を応用した観測の技術をとおしてその実在性が獲得される。別の表現では、自然は自然科学の知見と技術によって可視化される。そして自然は化学物質として捉えられることにより、健康被害を引き起こす状態にあるか否かが争点となる。そこで青い川や黒い煙は、人々の健康に影響を与える清浄な水や汚染された大気などとして理解される。この自然の対象化は自然の観測をとおして人間の身体に異常が生じる状況を理解したり、その異常を事前に防ぐことを目的としている。

このように自然をどのように捉えるのかは、人々と自然がどのようにその関係を取り結んでいるのかと強く関連している。言い換えれば、自然をどのように位置づけるかに応じて特定の関係が生み出される。ここでは自然と人間の関係としての環境は人間の身体を基軸に、特定の化学物質とそれに関連する技術や装置を介して環境はその関係が結び結ばれている。具体的には、環境は化学物質の観測装置をはじめ、身体に影響を与える排水や排煙の設備を仲立ちとして自然と人間のそれぞれの位置と相互の関わり方が構成されている。人間と自然との関係として環境はまさに空間として編制されていることが分かる。ここでの環境は主体としての人間が客体としての自然を管理するという関係である。以上を踏まえ、物質としての自然と人間とが結び結ぶ環境を管理的な環境と呼ぶこととしたい。

この管理的な環境は草稿だけではなく、反対運動において繰り返し登場する環境の1つである。その理由は公害を背景として管理的な環境が一般的であったことを挙げることができる。既に見たように、環境権を提唱した弁護士たちや伊達火力反対運動は基本的に自

⁶³ もちろん自然科学は基礎科学がそうであるように、必ずしも自然を利活用の対象と見なわけではない。化学物質とその研究は必ずしも人間による利用を目的として行われていない。ここでの自然科学は応用科学であり、科学物質の人体への影響を観測ないし分析することを目的とする科学を指している。

然を物質としての自然として語っていた。同じように松下たちの反対運動でも物質としての自然と人間との関係としての環境概念が作動していたのである。

修正後の第1準備書面の内容については後に改めて検討する。以下では、そのようにまるで1つの運動体であるかのように各地を結びつけていたネットワークについて考察していくこととしたい。

7-3-2 反火力と身体的感覚

1970年代には反火力のネットワークと呼ぶことができる社会運動の結びつきが存在していた。立教大学共生社会研究センターで見つかった北山苑の松下の手紙、他地域で保存されていた松下の草稿、会議録は、火力発電所を含む公害反対の運動体とその周囲の人々のネットワークの実在性を示している。これまでも1970年代の火力発電所反対運動が全国規模の集会を開いていたことは指摘されてきた。仲井（[1976]2005）によると、1972年9月に北山らが呼びかけて「火力公害に反対する全国住民運動交流集会」が開かれ、その後も開催地を変えて各地で5回にわたって交流が行われたとされる（仲井 [1976]2005: 235-236）。その集会をとおして「経験交流と横のつながり」（仲井 [1976]2005: 236）が生み出されていたという。先ほどの検討会議のように、各地の運動体が地域を超えて集う機会が存在していた。そのような全国規模の集まりは単発のイベントではなかった。1970年代に繰り返し開催されており、当時の社会運動において反火力のネットワークが形成されていたことを示している。ただし、全国規模の集会はその存在について指摘されていたものの、その全体像とその詳細は明らかではない。

たしかに豊前火力反対運動の通信誌を読むと、集会以外にも各地の運動体は折々に別の地域を訪れていただけでなく、手紙や通信誌をとおしても情報の共有が行われていたことが分かる。先行研究にもそのようなネットワークの存在を示唆する記述は決して少なくない。そうであるにもかかわらず、反火力のネットワークの全体像およびそのネットワークが各地の運動組織にいかなる影響を与えていたかについてはほとんど分析されてこなかった。運動組織が交流していたことは知られていたと考えられるものの、ネットワークが各地の社会運動に与えた影響については詳しくは論じられていない。しかしながら、新しく見つかった史料を用いて分析を進めると、先の検討会議と同じように社会運動体の結びつきが豊前火力反対運動の方向性に大きな影響を与えていたことが明らかとなる。反火力のネットワークによって環境概念の内実に変化が生じていたのである。以下では最初に新史料を基に全国規模の集会の全体像を描く。その上で反火力のネットワークが豊前火力反対運動と環境権訴訟にとってどのような意味を持っていたのかを考察することとしたい。

各地の火力発電所反対運動では他の運動体と経験や知識を共有し、あるいは悩みを相談し合う機会の必要性が認識され始めていた。その必要に応えたのが集会だった。発端は愛

知県の運動体から各地へ送られた手紙である。そこで全国規模の集会⁶⁴が提案された。以下は、「今までの経験を語り合いこれからの運動についてじっくり相談したいと思います――1つの提案」という書き出しのある手紙からの引用である。手紙の末尾には1972年8月31日の日付が記されている。

地域の問題については、その地域の住民が責任をもってことにあたる以外にないことはいまでもありませんが、こと電力公害に関しては、私たちの相手はこのように大きく、私たちは国家権力を向こうにまわして素手で闘う思いをひしひしと感じます。四日市裁判判決以後の企業の動勢を見るにつけ、私たちもまたそれに対応して、私たちが共通してもつ体験をお互いつぶさにぶっつけ合ってゆくなかで、これからどう闘っていったらよいのか、私たち住民自身の闘う智慧を新しく見出す必要性というものをご今ほど痛切に感じるときはがありません（S16-077、史料22）。

また、この手紙では「それぞれの経験を立体的に学びとることのできる場にしたい」（S16-077、史料22）と呼び掛けられた。その提案およびその問題意識は、各地から共感を呼び、1972年9月23日から2日間の日程で「火力公害に反対する全国住民運動交流集会」が開かれた。この第1回の集会については『月刊地域闘争』の1973年4月号で伝えられた。集会では「資料を交換し合い文通し合ったお互い同志が、今始めて顔を合わせた」（北山1973: 12）とされる。北海道や関東、東海、北陸、関西の各地方からの参加者が反対運動の状況を報告した。この集会は当初、単発的な試みとして構想されていたが、「今日のつながりを生かして、第2回の集会をもてるようなかたちを考えてはどうか」（北山1973: 13）という意見が出され、以後の開催に向けた「連絡協議会」の準備会が結成された。

全国規模の集会は表にあるように、1972年の交流集会以降、1980年までに毎回開催地を変えながら計7回が開かれた⁶⁵。各回では各地の被害状況や運動の失敗談をはじめ、公害防止の協定や条例、裁判のやり方などが話し合われた。活動の一環として、各地の公害の実態や反対運動の形態、運動の目標を紹介する冊子「火電リポート」も数回にわたって配布された。また、第1回の集会で26団体約50人だった参加者数は、2年後の1974年に豊前市で開かれた第5回集会では30団体約80人へと増えたとされる⁶⁶。この第5回集会には北海道

⁶⁴ 本論文では混乱を避けるために集会と表記したが、実際には各回で「交流集会」、「勉強会」、「交流会」と異なる名称が用いられた。

⁶⁵ この表はS15-OR、S15-JL、S16-077から見つかった複数の資料を基に作成した。

⁶⁶ 第1回集会の参加者数は渥美の公害勉強会（1973）、第5回は豊前火力絶対阻止・環境権訴訟をすすめる会（1974）を参照。それぞれ参加名簿から団体数と人数を算出したと考えられる開催地の運動組織の記述に準拠した。第5回「集会」については『環境破壊』編集部（1974）では150人とし、豊田（1974）では200人が参加したと報じている。そのように正確な人数を確定することが難しいものの、第1回集会以後に参加者が増えたと考えて問題ないと思われる。

表 火力発電所反対運動の全国集会

1972年	8月31日	「集会」の提案
	9月23日,24日	「火力公害に反対する全国住民運動交流集会」(愛知県渥美町)
1973年	3月25日,26日	「火力に反対する全国住民組織第二回勉強会」(千葉県銚子市)
	8月24日,25日	「第三回全国反火力公害勉強会」(北海道伊達市)
1974年	3月23日,24日,25日	「第四回火発反対住民運動全国交流集会」(兵庫県姫路市)
	9月22日,23日	「第五回反火力全国住民運動組織交流会」(福岡県豊前市)
1975年	3月21日,22日	「第六回集会」(名称不明、広島県福山市)
1980年	8月30日,31日	「反火力運動全国連絡会議勉強会」(愛知県豊橋市)

や関東、東海、北陸、関西、中国、九州の各地方から人々が参加し、「反火力全国連絡会議」が結成された⁶⁷。これは反火力というシングル・イシューの下に、交流・連絡の輪が全国各地へ着実に広がっていったことを表している。具体的には各回の集会では、反火力を共通の旗印として参加者たちが市街地で一緒にデモ行進したり、各電力会社に合同で抗議したりした。既存の発電所への視察も行われる場合もあった。つまり、集会の役割は見知らぬ運動体との出会いや情報の交換だけでなく、反火力の運動体の連帯を生み出す機会でもあった。

第5回集会でホストとなった豊前火力反対運動だが、初回の集会には参加できていない。1972年9月に送ったと考えられる松下から北山への手紙を見ると、松下が集会への参加を断っていたことが分かる。その手紙の中で松下は、中津の自然を守る会が市議会に反対決議を請願したことを説明した後、次のように述べている。

そちらでの資料、出来るだけ送っていただけませんか。費用同封します。足りねば、又、送ります。勝手ですが、よろしくおねがいします。豊前火力発電所は、周防灘総合開発の突破口だと私達は判断しています。これを許せば、周防灘はやられてしまいます。運動先進地の御教導おねがいします(S16-078、史料24)。

松下は勝手だと承知した上で、一方的に費用を同封して資料を送って欲しいと申し入れた。その切実な語り口は松下が他の火力発電所反対運動との結びつきを求めていたことを伝えている。豊前火力反対運動が集会に参加し始めたのは第2回以降である。集会は松下たちの視野と活動に広がりをもたらした。環境保全協定の締結によって孤立し始めた松下は「雄々しく闘っている各地の運動を訪ねて、「発電所建設に反対する住民側論理」を今

⁶⁷「反火力運動全国連絡会議運営要項(案)」(S15-OR、史料23)を見ると、活動方針の1つとして「企業内労組者、専門家、消費者、反公害住民運動、原発運動と手をつなぐ」とある。他の公害反対運動と厳しく区別するというよりも場合に応じて協力し合うことが共通理解としてあったと考えられる。いずれにしても、反火力のネットワークは必ずしもその内外を断絶させる論理によって構成されていたわけではないと考えてよいと思われる。

一度模索しようと思いついた」（松下 [1974]1999b: 144）という。その1つとして石川県を松下は4月に訪れたのだが、その運動を知ったのは「銚子での勉強会での報告を聞いてであった」（松下 [1974]1999b: 150）という⁶⁸。この運動は石川県内灘町で予定されていた金沢火力発電所の建設計画を撤回させた。いわば成功した運動を松下は訪ねた。

松下に決定的な影響を与えたのはもう1つの旅の方であったと見られる。この旅で松下は伊達火力反対運動の第4回公判を傍聴した。この傍聴は「環境権訴訟を考える会」の呼び掛けで実現した。環境権訴訟を考える会とは1972年10月に伊達火力反対運動の支援を目的として結成された組織である。第2回集会を主催した「公害から銚子を守る市民の会」事務局長の松本文を代表に、東海や北陸、関西、九州の各地方の運動組織の人々が呼び掛け人となった。この環境権訴訟を考える会のミニコミ誌『赤信号』の第1号（J15-J-1、史料25）には「12月に環境権訴訟についてのシンポジウムと伊達火力現地視察などの行事に取り組む」と記されており、松下はこの視察に同行したと見られる。『赤信号』の第2号には「反火力パワー結集 全国から14団体「第2の環境権訴訟おこせ」」という見出しで「中津自然を守る会」や「四日市の公害と闘う市民の会」が集まったと記されている（J15-J-2、史料26）。この環境権訴訟を考える会の活動の記録また反火力のネットワークが実在していたことを示している。

松下の北海道への視察については『暗闇の思想を』でその様子を知ることができる。裁判前日の5月10日、松下は身体で伊達の海を感じた。その日、松下は松本や北山とともに地元有珠漁協の千石正志の案内で海上へと繰り出した。

まぶしい海上で、ああ海が畑だというのはこんな光景なのだなと実感する。透きとおった海中にゆらめく養殖ワカメやコンブを、千石さんは力いっぱい引き揚げてみせてくれた。北山先生は、ぬめらかに光るコンブをナイフで切り取ってはサクサクと噛み続けた。まだ小さな養殖ホタテが引き揚げられる、それも1番先に口に持って行って、私にも勧めた。生きたまますりこむと、潮味の中にほのかな甘みが流れて、私も次々と手が出た。この底までも見透せる美しい海に温排水が流れこんで来る、それを思うだけで私は不吉なものを感じるのだった。これほどの無垢の海であれば、わずかな異物の混入でも、たちまち生態系の乱れが生ずるだろうことが、痛々しく迫るのだ（松下 [1974]1999b: 162-163）。

⁶⁸ 第2回の集会に関する資料は、参加者名簿の一部、主催した「公害から銚子を守る市民の会」による呼び掛けのビラ、その市民の会の活動報告書、声明案、伊達火力反対運動に向けた共同のメッセージが見つかる。いずれもS16-077。これらの資料を見ると、参加者名簿に松下と恒遠の名前が認められる。また、伊達への共同メッセージの連名の中に「金沢火力建設反対各種団体連絡会議」と記されている。そして第2回集会の名前が勉強会であったこと、松下の旅が集会の翌月だったことを総合すると、松下のいう「銚子での勉強会」は第2回集会だと見なして問題ないと思われる。

松下は海の透明度に目を見張り、「無垢」と表現する。発電所とそこで排出されるものは海の異物として位置づけられた。松下は異物が現在の生態系を乱すことを痛々しいと表現する。また、松下は味覚でも海を感じ取った。ホタテの塩気と甘みによって海が捉えられたのである。そのように身体的感覚で伊達の海を経験した松下は、翌日の裁判でも驚きの主張を聞いた。裁判で伊達火力反対運動の関係者が「裁判長、ただ見に来るだけの検証ではなく、われわれの産物を舌で味わっていただきたい」（松下 [1974]1999b: 163）と語ったとされる。

いわゆる環境権訴訟と呼ばれる伊達訴訟の本質は、この短い主張に象徴されているのではないかとさえ思う。「舌で味わう」とは、まさに「暮らし」の中からも発想である。（中略）数段も偉いはずの裁判長だって、ものを食うにおいては、漁民とも農民ともひとしなみである。その「ひとしなみ」な生活感覚をこそ基底にして、訴訟判断をしてほしい願いなのだ。伊達住民が願っているのは浩瀚な法文によるわれた「権威の密室」たる法廷を、「暮らし」の次元にまで引きずりおろしたいのだ（松下 [1974]1999b: 163-164）。

松下によれば、環境権訴訟の本質とは味覚に象徴される「暮らし」の感覚だという。言い換えれば、松下は伊達の環境権訴訟の基底に味覚という身体的感覚、そして暮らしという日常的感覚があると理解した。その主張は前日の海上での体験があっただけに松下にとって論理的思考というよりも身体的感覚に根ざした言葉として受け取られたと推察される。松下は環境権訴訟で聞いた主張が「胸に実に強く新鮮にひびいた」（松下 [1974]1999b: 163）と言う。この時期、松下は弁護士なしの環境権訴訟を模索しており、環境権の根拠として文明からの自然の絶対的な保護という「極論」（松下 2008d: 139-140）を思考していた。北海道への視察前の松下にとって環境権は自然と文明との対立という大きな物語において構想されていた。それに対して、北海道の海を目と舌で感覚し、その感覚とストレートに結びつく主張を法廷で聞いた松下は環境権に対する理解を転換させた。

抽象的思考から身体的感覚への転換は、たしかに化学物質や資源とは異なる自然の対象化への道を開くものだと言える。松下は先の引用の続きで次のように記している。

環境権などといえ、むつかしくなる。なんのことはない、私たちの暮らしを守りたいというだけの願いなのである。そっとしておいてほしい暮らしに、にわか火電というまがまがしき巨大物が侵入してきたために、防ぐ手だても尽き果てて、おそれながらと法廷に出ているのだ（松下 [1974]1999b: 164）。

暮らしを守りたいという願いを法廷の言葉に翻訳すると、それは環境権という表現になるというのである。暮らしとは日々の生活を指す平易な言葉であり、個人にとって日常的で身体的な感覚と結びつきやすい。環境権は暮らしの権利として空間化されるならば、個々人が具体的なイメージと語り口を獲得することが可能かもしれない。ここでの暮らしとは松下が理解する暮らしである。その暮らしについての理解は少なくとも海上での身体的感覚と共鳴していると思われる。それは透明度の高い海を無垢と感じ、生態系の乱れを傷と見なす感覚であり、生のコンブやホタテの味わいに美しさを理解する感覚である。松下はその感覚を「ひとしなみの生活感覚」と呼ぶとともに、発電所の建設を「まがまがしき巨大物」の侵入と表現した。そのような感覚に基づいて理解された暮らし、それを守るための権利が環境権だと述べたのである。この海上での身体による自然への感覚、あるいは、「ひとしなみの生活感覚」が多数の人々に共感されるならば、暮らしという言葉の感覚は松下以外の人々にも共有されうる。

松下は北海道への視察をとおして身体あるいは暮らしという感覚で環境権を理解し、語る道筋を獲得した。そのような意味で、反火力のネットワークは豊前火力反対運動における環境権の進め方に大きな影響を与えたと見なしてよいだろう。伊達火力反対運動の感覚との交歓をとおして松下は環境権に対する感覚を構成した。また、前章までの松下の空間的感覚の分析を踏まえれば、北海道での視察において住むことと棲むことの折り重なりを感じ取っていたと見なすことも可能である。いずれにしても、反火力のネットワークによって松下は環境権をめぐる身体的感覚を形成したのである。

松下以外にも反火力のネットワークを契機として自然に対する身体的感覚を構成したと見られるケースがあった。火力発電所に反対する社会運動組織による第3回の集会は伊達火力反対運動がホストとして北海道で1973年の夏に開催された。この集会上「すすめる会」から坂本紘一が参加した。そして坂本もまた松下と同じように漁船で伊達の海に立った。そして発電所の建設現場を視察した。その感想は豊前火力反対運動の通信誌『草の根通信』に掲載された。

日差しは強いが風は涼しく、実に明るく澄き通った感じでこころよい。木々にも田畑にも、なにかしら自然の底知れぬゆたかさが感じられる。そのような美しい自然の中に、伊達火力の鉄錆びた杭の囲いと鉄条網が唐突に出現しているのには、怒りが突き上げる。(中略) 青々として海を、涼風を切って進んだ。帆江君(集会上に参加した大学生)が、伊達の海は女性的だという。昨夜馳走してもらったホタテのあの柔らかで甘い味を思うと、それをはぐくんでいるこのゆたかな海に、なにか母性を感じさせられる(坂本 1973: 8、かっこ内は引用者)。

ここでは自然と発電所の空間化を考察の起点としたい。自然として登場したのは日差し、風、木々、田畑、海である。それらは包容や受容をイメージさせる心地よさや豊かさという表現が用いられている。それに対して、発電所は錆びた鉄の領域として描かれ、囲いや鉄条網が排除や除外を暗示している。自然と発電所は対立の論理で描かれている。この語りにおいて注目したいのは、松下と同じように坂本も身体的感覚によって自然を捉えていることである。とりわけホタテの味によって海を理解した点は松下と共通している。味覚をとおして海が豊かであることは感じ取られた。ただし、坂本の身体的感覚は松下のように暮らしや環境権と関連づけられていない。上の記述を見ていくと坂本が松下と共有する身体的感覚を構成したと考えられるものの、その感覚をとおして環境権を理解したわけではない。反火力のネットワークは自然に対する身体的感覚の構成にとって大きな役割を果たした。この自然の対象化において支配ではなく領有が優位となっていると見なすことができる。しかしながら、繰り返すように、反対運動の環境概念において身体的感覚に基づく自然のあり方がどのように組み込まれていったかはこの時点では不明である。

個人の体験や感覚の集合化は依然として課題として残されたままである。暮らしが日常や身体感覚を内包しているとしても、個々人がその暮らしをどのように理解しているかは定かではない。ある個人にとっては電力に強く依存していても、あるいは多少の汚染があっても何の問題もない暮らしだと見なされている場合もある。また、そもそも暮らしとは人々にとって自明の営みであるがゆえに、それを自身から切り離して語ることには困難が伴うと言える。

7-3-3 すずめる会と支援

環境権訴訟をすずめる会の結成直後からの活動を確認した上で、裁判の分析に進むこととしたい。既に述べたように中津公害教室と千人実行委、自治労闘争本部の3団体が合同ですずめる会を組織した。このすずめる会による後期の反対運動では当初、環境権ではなく「暗闇の思想」の具体化が進められた。すずめる会は1973年6月16日、17日にそれぞれ「反公害くらやみ対話集会」と「反公害環境権シンポジウム」を開いた。これは「守る会」の実質的な消滅、公害学習教室の孤立、また、「新聞からも豊前火力の記事が消えて」いったことで、「豊前火力はもう終わったと」思い込まれている状況の打開が企図されていた（坂本編 1973: 28）。この対話集会は「暗闇の思想」を思想ではなく具体的実践とする試みであった。対話集会はシンポジウムの前夜祭であり、豊前市の公園で参加者が松明と口ウソクを手に集まった。恒遠によれば「参加者は各々、電力はとめどもなく必要なのだという現代神話をみごとに論破し、開発の幻想をうちやぶり、われらの暗闇の思想を語り続けた」（『草の根通信』7: 4）という。単発的なイベントという性格は拭えないものの、「暗闇の思想」は沈思ではなく対話として実践された。

この時期、電力会社は電力需要が急激に伸びているとして節電を呼びかけていた。松下はこの節電キャンペーンに対するカウンター・アクションとして対話集会を位置づけた。松下によれば、「電力需要の中身を分析すれば、八割は大企業であり、われら家庭需要は二割に」すぎないが、「電力需要増大の元凶大企業を増殖させているかなりの部分」を、クーラーや電子レンジなどの家電製品を購入して使う「われら住民がになっていることはまぎれもない」。そこに「電力会社が、かかる住民の弱みにつけこまぬはずはない」という（松下 2008e: 151）。

電源立地に立往生しはじめた東電や関電の呼びかける節電広告は、まさに右のごとき弱みにつけこむ巧緻な紳士の恫喝であろう。どうせ電力文化にどっぷりと溺れこんで脆弱化した民衆は、節電などできようはずもないとみこして、節電せねば今にもテレビやクーラーの止まるがごとく深刻感を煽り、つづまりは発電所建設反対住民を〈地域エゴ〉という民衆の敵呼ばわりし、孤立に追い込んでいく迂回作戦であり、いくなれば発電所周辺の少数住民と電力需要側多数都市住民を相闘わせようという隠微な策謀であろう。そうなのだ。電源立地はいまやおおむね田舎であり、電力需要は都市であれば、うかうかすれば、田舎と都市の住民同士の争いとなり、遠くで電力会社がほくそえんでいるような光景までおこりかねない。かくなればわれらは〈節電〉どころか、みずから積極的に暗闇を志向して〈停電〉を要求すべきである（松下 2008e: 151-152）。

松下によれば、節電が電力文化に基づく生活様式の自制として呼びかけられるとき、人々から噴出する不満は反対運動へと向けられるという。その結果、反対運動が一部の人々による「地域エゴイズム」として非難され、孤立していく。そして前提とされた電力文化への依存と電源開発に対する疑問が後景へと消失するとされる。このような状況に対し、後景化させられた論点を前景化させる役割を果たす思想が「暗闇の思想」であり、対話集会がこの思想を実践する試みであったと言える。つまり、対話集会は反開発あるいは反公害のビジョンを個々人が語り合う機会であり、実践であった。以降の反対運動では抽象的な思想ではなく具体的な行動を志向する活動が展開されていく。その意味で6月16日の対話集会はその出発点だったと言える。

翌17日に開かれたシンポジウムでは、法学者と弁護士が環境権について話したほか、前田俊彦が「里を守る権利」、星野芳郎が「電力危機説に反論する」と題して講演してした。このシンポジウムには志布志や佐賀関、風成といった九州各地の反公害運動の人々だけでなく、愛媛県で伊方原発建設に反対する運動組織からも駆けつけた。全国各地からの参加者は約500人に及んだ。「4氏の講演と、各地の住民運動からの報告は6時間を超えた」と

され、「いかに各地の人びとが反公害の運動の中で、今や環境権という新しい権利に熱い期待を寄せているか」を伺わせるものだった（松下 [1974]1999b: 181）という。ただし、豊前と中津の参加者は100人足らずだった。このシンポジウムにも、後期の反対運動がいかに他地域との交流に支えられていたかが表れている。

時期が前後するが、すすめる会としての活動時期は反対運動が外向的な性格を持っていたことを示す活動があったことに触れておきたい。反対運動が少数者による運動となった時期から、各地の大学生が支援に訪れるようになっていた。それらの大学生の一部が海岸にテントを張って座り込み、監視活動を続けたのである。九州電力は1974年6月26日に発電所を着工し始めたが、着工後も学生たちは撤退することなく、時にメンバーが入れ替わりながらも海岸のテントで生活、常駐を続けた。それは「テント小屋」と呼ばれるようになり、そこで寝食する大学生は「すすめる会」のビラ張りやデモ、気象調査や海域調査に協力した。また『草の根通信』では「テント小屋だより」あるいは「テント通信」と題する不定期の連載があり、その記述を見ると、大学生は独自の機関紙の配布、海岸周辺の農漁業者と対話や説得を試みていたようである。

この「テント小屋」は、常駐する学生が減ったことを理由に自主的に撤去されるまでの約2年間存在し続けた。監視と報告という役割を果たしてただけでなく、誰かが常駐していたことで、反対運動は海が埋め立てられていく最中であっても海岸という場所との具体的な接点を持ち続けることができた。九州電力が海岸を埋め立てて発電所を作り、その敷地内に市民向けのプールを建設した際にも、常にその場所では反対運動による抵抗の軌跡が生み出されていた。それは一時的な座り込みによる場所の占拠とは異なり、物理的な次元だけでなく象徴的な次元においても「テント小屋」が常に海岸に存在していることで反対運動は思想ではなく実践であることができた。また、「テント小屋」は反対運動に興味を持った遠隔地の人びとが訪れる場所ともなっており、少数者による運動における貴重な窓口の1つでもあった。

この「テント小屋」の活動の中でも、大学生たちと「すすめる会」のメンバーが共同で開いた「住民ひろば」は反対運動のすそ野を広げていく可能性を持った活動だったと言える。「住民ひろば」は海岸という場所を外向的な領域へと変化させる実践だったからである。「住民ひろば」では、各地で公害反対運動に関わる人びとが自身の体験を語り、海岸に敷いたむしろの上で参加者たちがその話を基に議論する。松下は「住民ひろば」について自著で以下のように書いている。

私たちが名付けた“住民ひろば”は毎週月曜と金曜の夕刻、この小さな海岸に各地の反公害運動実践者を招いて、その重苦しい体験を聴くことを続けている。謝礼はおろか旅費さえも出せぬこの語り合いに、各地の無名の運動者たちは遙々と足を運んでく

ださる。(中略)豊前市民の参加を期待して“住民ひろば”と名付けて待ちながら、しかしそこに座るのはテント小屋の学生たちだけであった。小さな円座ゆえ、マイクも要らぬ語り合いとなる(松下 1975: 189)。

この「住民ひろば」では、それぞれの当事者がカネミ油症の反対運動と大分県佐賀関の埋め立て反対運動を話したほか、朝日新聞の記者が担当地域である山形県酒田市の環境権訴訟について説明したり、伊方原発に反対する学生が自身の考えを話したりした。また、反対運動のメンバーが語り手となった場合もあり、下笠ダムの反対運動、ハンセン病の歴史、高教組の運動、発電所着工時の衝突で逮捕された際に拘置所で考えたことなど、それぞれ話を聞き、語り合うことで参加者は対話の輪を築いた。夜には口ウソクを囲むこともあった²⁰⁾。松下は次のように記した。

それはたまたまこの海岸に利用できる電灯がないということから生み出された光景であり、むしろ本質的には、この“住民ひろば”に招かれて語る一人一人の思想が〈暗闇の思想〉そのものなのだと思う(松下 1975: 192)。

反対運動の個々の思想はそれぞれの「暗闇の思想」だと言うのである。その意味で「住民ひろば」での対話は各地の「暗闇の思想」が交流する機会であり、そこで語られた体験をとおして思想を深め、相互に結びつけていく試みだったと見ることができる。このように見ると、「テント小屋」および「住民ひろば」は、豊前火力反対運動が閉鎖的でサークル的な活動ではなく、外向的な性格を兼ね備えていたことを示していたと言えるだろう。反火力のネットワークだけでなく様々な人々が地域を超えて交流し合う中で、豊前火力反対運動は進められていった。当時の社会運動は地域越境的な側面を持っていたのである⁶⁹⁾。

7-4 環境権裁判

再び時間が前後するが、すすめる会は1973年4月、組織の機関紙として『草の根通信』の月1回の定期発行を始めた。『草の根通信』は、千人実行委が1972年9月から同年11月にかけて第3号まで発行していた。これを引き継ぎ、すすめる会が環境権を軸として再開し

⁶⁹⁾ 『草の根通信』を見ると、「住民ひろば」はそれほど長く続かなかったようである。『草の根通信』第20号の記事「テント通信」では「大資本と行政と警察権力が一体となって海を殺しつつある現場をあなたの日で確かめよう！……毎週月曜と金曜の夜6時から8時まで“住民ひろば”を設置して、各地からゲストを招き、海岸に坐して、住民運動を語り合っています」(『草の根通信』 20: 6)と書かれている。また、『草の根通信』第21号の記事「テント通信3」では1974年の夏に計10回が開かれたことが記されているが、その他には松下の『明神の小さな海岸にて』の後半部で少し記述されているぐらいでそれ以降の記録を見つけることができない。聞き取り調査でもはっきりとした証言を得ることはできなかった。

た。機関紙の副題は「豊前火力絶対阻止」であり、守る会の温和な反対運動との決別が明確に示されている。すすめる会の『草の根通信』創刊号では、松下の論文「豊前火力反対運動における環境権」⁷⁰や会結成時の決議文が掲載された。以下はその決議文の一部である。

我らの土地の歴史を決定する者が我ら以外にあってはならぬ、しかり、歴史の決定と敢えていおう。我らの棲みつく環境を破壊しようとする巨大火力発電所を阻止するか否かは、まさに我らが我らの子孫に負うべき歴史の決定的決断である。……〈清き空気を、深き緑を、美しき海を〉主張する我らは、心情的に過ぎるといわれるやもしれぬ。とはいえ、我らが頑迷なまでに守り徹すものの、はかりしれぬ尊貴は、ますます破滅的な国土現象の中で、歴史と共に光芒を強めるであろうことを（『草の根通信』4:1）。

この決議文には環境の構成に変化が見られる。環境は前期の反対運動ではほとんど具体的な意味を持っていなかったが、決議文では「我らの土地の歴史」の問題として描かれた。「我ら」という限定によって土地の歴史をめぐる「巨大火力発電所」との対立関係が構成されている。そのような構図において環境が争点として語られた。ただし、ここでの「棲みつく」がどのような実践を指しているかは明確ではない。また、通信誌の創刊号における「我ら」という表現なのであり、ここでの「棲む」に特別な意味合いを読み取ることは難しい。発電所の巨大さとの対照として「我ら」が小さな存在であることが示唆されているものの、少なくとも前章、前々章で論じた「棲むこと」という非人間的な次元を指しているとは考えられない。基本的に人間の居住を指している。環境については多くは語られていない。空気や植物、海とほとんど同意語となっている。この決議文が載せられた『草の根通信』の創刊号の近い時期に、松下は「豊前火力反対運動における環境権」という論考を発表している。それは1973年3月に発行された『月刊地域闘争』に掲載された。そこで環境は土地という抽象的な表現ではなく具体的な場所と関連づけて語られた。

海は漁業者のものであるはずはない。漁業権だけ買い上げれば海を占有出来るなどということが許され続けて来たこと自体、不可思議なほどである。それは、つまり、今の社会機構が、「物の生産高計算」でしか評価基準を持たぬゆえの必然であろう。海がある。その海への評価は、そこで生産される漁獲量や海産物でしか計算されな

⁷⁰ 全国各地の住民運動の動向を伝える『月刊地域闘争』の環境権特集号（1973年3月発行の通巻30号）に掲載されたものをそのまま『草の根通信』に転載した。また、『草の根通信』は2004年7月まで継続し、環境権裁判以後も取り扱うテーマを徐々に広げていきながらも一度も休むことなく380号まで発行された。部数は「最初500部、最高時で2000部。地元中津が100、豊前が500、他は全国に郵送され」（新木2005: 125）ていたとされる。

い。だから、それに相応する対価を払った者が占有してもいいという考えが正当となる。海というものの評価の中で、実は生産高での計算はもっとも矮小な評価でしかなく、万人が来て海を楽しむ価値は、計算を超えて巨大なはずであり、その楽しみは万人が持つ権利であり、それこそが環境権なのである（松下 2008d: 137）

松下は海を所有物や生産の資源とすることを批判するとともに、海を楽しむ権利を環境権と述べた。その目線は場所と個々人の結びつきに向けられている。そして発生してないがゆえに観測できない公害ではなく、避けようもなく生じる場所の破壊を焦点としたのである。第一準備書面の草稿もそうであったように、後期の反対運動においても当初は公害が主な論点であり、環境権を具体的に語るための道筋を持ち得ていなかったのである。海を楽しむという観点が提出されていたものの、それは漁民だけでなく後背地で暮らす人々も利害関係者だと説明するために持ち出されているにすぎない。それに対してこの松下の論考においては万民という観点から海という場所が語られている。環境権は場所を焦点として具体性を持ち始めていたことが分かる。

7-4-1 生きられる空間と住民

7-4-1-1 住民にとっての基準

既に第1回公判については考察した。第2回公判における口頭弁論（1974年3月14日）での発言から、松下たちが法廷で語った環境権を検討していくこととしたい。ここには環境権が暮らしについての語りへと翻訳されていく様子を捉えることができる。法廷で松下は場所と日常生活の結びつきを切り口として環境権について語った。先の章でも確認したように、高校卒業後に家業の豆腐店で働き始めた松下は、豆腐の配達の際に何度も目にした山国川と河口を「青春の風景」と呼んだ。川は周防灘へとつながっており、河口では夜明けごろに白鷺が舞い、そしてカモメやシギ、セキレイが次々と降り立つ。法廷に立った松下は「そういう風景というものの中で生きる日々というものは、私にとって非常に倅せ」（『草の根通信』 16: 7）だったと語った。周防灘開発がそのような「私の愛着してやまない〈青春の風景〉というものを押しつぶしてしまう」（『草の根通信』 16: 7）のであり、その風景を金銭によって代替しようとする行為だと松下は法廷で訴えた。

今までそういう感情論、心の問題とかいうものは、開発問題では常に切り捨てられてきた。ここを埋め立てれば何億円もうかるという経済のその観念だけでハカりに掛けられてきた。（中略）私は、あくまで自分の愛する風景というものに執着したい。これは科学的にも証明なんか出来んと思う。科学で証明出来んから、これは意味がないんだなんちゅことは絶対にいえない。（中略）あの海を勝手に売買するような権利

は誰一人にもない（『草の根通信』 16:8）。

これらの主張には草稿の検討会議の影響を読み取ることが可能である。松下は自然科学や法学ではなく日常の感覚で自身の暮らしについて語った⁷¹。松下は自身のデビュー作である『豆腐屋の四季』を「青春の記録」と表現していた。それゆえ、この「青春の風景」という捉え方は環境権裁判以前から形成されていたと見ることができる。河口とその遠くに広がる周防灘はいくつもの感動が発見、再発見された場所である。松下はその場所が「自分の愛する風景」であり、経済中心の考え方では測り難い意味を持っているのであり、売買の対象ではないと主張した。それは自然が経済的、金銭的に対象化されることへの批判である。

第2回公判では、恒遠もまた具体的な言葉で環境について語った。恒遠は行政や私企業によって設定される環境基準を批判し、それとは異なる住民にとっての環境基準が存在すると述べた。

我々にとって環境基準というのは、とりもなおさず、ツクシシャクナゲが咲きほこり、潮干狩りが愉しめる豊前平野の美しい環境をこのまま維持することが、環境基準であるということを、声を大にして叫びたいと思うのであります。又、公害があるとかないかという判断は、加害者がするのではなくて、まさに被害者の立場に立たされようとしている我々住民が判断する事だといいたいののであります。又、更に付け加えるならば、私にとっての環境権裁判は、いわば虚妄なる現代文明に対するささやかな挑戦でもあります（『草の根通信』 16:9-10）。

第2章で論じたルフェーブルの空間論を導きとして、ここでの主張に接近していくこととしたい。とりわけルフェーブルによって提起された「表象の空間」という概念を支えとすると、恒遠が語ろうとしたことの内容とその意義が明確になる。ルフェーブルは表象の空間について次のように説明している。

表象の空間。これは、映像や象徴の連合を通して直接に生きられる空間であり、それゆえ「住民」の、「ユーザー」の空間である。だがそれはまた芸術家の空間で

⁷¹ 内容は『暗闇の思想を』の冒頭で語られた内容と似ているとも指摘できる。その理由は、『暗闇の思想を』の出版は1974年3月であり、第2回口頭弁論の前に書き終わっていたという事情に依るとされる。だが、1973年10月に送られた北山宛の手紙を見る限り、『暗闇の思想を』の草稿は1973年10月までに完成していたと考えられる。末尾に1973年10月24日と記された手紙では、松下は『暗闇の思想を』が『火力発電所がやってくる——豊前平野で起きていること』というタイトルで1974年春に出版予定だと書かれている。また、この手紙では「紙価高とうで、本の単価があがり、私の原稿をもっと削ってくれというのです。450枚あった原稿を100枚くらい削らねば600円代の本にならないというわけです。いやになってしまいます。」（S16-028、史料27）とも記されている。

もあり、おそらくは作家や哲学者といったもの書きのひとびとの、そしてひたすらものを書こうと熱望しているひとびとの空間でもある。これは、支配された、それゆえ受動的に経験された空間であり、想像力はこの空間を変革し、領有しようとする。この空間はその諸物を象徴的に利用するがゆえに、物理的空間をすっかり覆いつくす（Lefebvre 1974=2000: 83、原文ママ）。

表象の空間とは、人々がそれぞれの日常において特定の場所や地域と関係しつつ、そこで感覚されている空間である。それは特別に意識されることなく身体的あるいは感覚的に直接に生きられている空間である。そこで暮らす住民の空間である。また、この空間は新たな想像力が加わることでそれまでとは異なって生きられうるといふ。この最後の点については第2章で扱った空間の領有という論点と関係している。第3章と同じ例を引くならば、町中が排煙で満たされていたとしても、かつてはそれが経済成長の現れとして見なされ、日常生活は送られた。しかしながら、公害という想像力ないし感覚が加わったことで、それまでの日常生活の空間は以前と大きく変わったものとなった。そのように表象の空間とはそこに生きる人々にとっての日常生活の空間であり、様々なイメージや象徴、想像力の結びつきが下支えとなって成り立っている。このように理解するとき、自然と人間の関係として環境が政治的および経済的な空間としても編制されていることが分かる。

この表象の空間という観点から恒遠の主張を検討してみたい。一般的に環境基準は特定の化学物質の量の多少を区切る基準であるがゆえに、その基準を下回る量であれば大気中、水中、地中に放出される有害排出物が容認される。恒遠はそのような量的な基準ではなく、住民の判断が環境基準だと主張した。そこで示されたのは、季節の移り変わりとそれを親しむ人々という住民の生きられた経験とその空間である。春には薄い桃色の花を咲かせるツクシシャクナゲが群生し、夏には遠浅の海で人びとが貝掘りに勤しむ、そのような空間が住民にとっての環境であり、それを基準とすべきだと言っているのである。

この恒遠の主張において環境は山や川といった場所を訪れる人びとの集合的な記憶と結びついている。また、恒遠の語る環境は季節の循環を前提としていることから、これまでに住民たちが刻んできたリズムも当たり前だが不可欠なものとして理解されている。それぞれの場所は人々の生活と結びついており、切り離されていない。たしかにこの恒遠の語りはやや抽象的な存在としての住民を主体とする主張だったと見なすことができる。しかしながら、その主張が重要な意義を持っていたのは、一般的な環境基準を批判するとともに、環境が住民によって生きられてきた空間だということを示したという点にある。言い換えれば、住民たちの生きられた空間を基準とするとき、環境のあり方は批判されうることが示された。

このように考えるとき、第5章および第6章で考察した松下の空間的感覚もまた、住民に

とっての生きられた空間だということが分かる。短歌に描かれたのは労働や家族についての記憶や思い出というだけでなく、松下の生きた空間である。それは松下が作歌の眼によって浮き彫りされ、いくつもの場所における空間を描いていた。つまり、第5章は松下に生きられた空間についての考察だったと見なすことができる。それに対して、裁判の時期の松下たちが接近を試み、浮き彫りにしようとしたのは、住民たちを主体とする生きられた空間である。そしてこの時期の松下たちが取り組んでいたのは開発計画という空間の表象との対決である。ルフェーブルもまた空間の表象と表象の空間が対立しうる関係にあることを論じていたが、反対運動においても開発と住民のそれぞれの空間が完全には相容れない関係にあることが示されたのである。

注目したいのは、松下も恒遠もともに場所について語ったことである。環境権が具体的な焦点となってくるとき、反対運動では特定の場所を焦点として住民の生きられた空間を語ったのである。場所は環境権について具体的な語りを導き出す切り口となっている。以下では場所に注目しつつ、反対運動の分析を進めていくこととする。たしかに第2回公判は注目すべき語りが少ない。しかしながら、反対運動にとって環境権を集合的な権利として位置付けるが課題として残されたままである。松下が個人的な感覚で語ったのに対して、恒遠はより共感を得やすい一般的な見方を示したと見なすことができるものの、依然として課題は解決されていない。

7-4-1-2 海岸についての証言

第2回の口頭弁論以後、裁判では発電所の建設計画についての求釈明、公害の発生が予想される豊前市内の現場検証が行われ、九州電力の着工後には埋め立て差止めの申立てが行われた。裁判は環境権という新法理を掲げた訴訟であることに加え、未だに発生していない公害の立証という困難なハードルが立ちはだかつており、形勢が好転することはなかった。そこで反対運動では、発電所建設による環境破壊を立証する新たな計画を打ち出した。それは「200人証言」と呼ばれた⁷²。

背後地住民たる豊前市民（あるいは中津市民）が明神海岸とその干潟に対して環境権をもっていることを、いったいどのような形で立証できるのかということに、最初のうちずいぶん迷ったのであった。（中略）いっそ一人ひとりの市民が証人となつて、それぞれがいかに既得権として明神海岸を利用してきたのかを述べるなら、それ

⁷² アイデアの原型は裁判が始まってから約1年後の『草の根通信』の記述に見つけることができる。1974年5月に発行された第17号の「作文にしてください」という小さな記事では次のように書かれている。「明神海岸が市民にとってどんなに貴重かということを裏付けるには、どんな証拠を出せばいいかを検討した我々は、広く皆さんに作文を呼びかけることにしました。お子さんの書いた作文でも構いません。御家族で明神海岸に遊んだ思い出をぜひ綴って下さい。（中略）このような作文が沢山集まって、分厚いノートとして法廷に提出される時、力強い証拠となるのです」（『草の根通信』 17: 11）。

こそが環境権の立証ではないのかと、私たちの考えはやがてゆきついた。（中略）200人の市民がつぎつぎに法廷に登場して、おのがじしの生活史のなかに占める明神海岸の思い出を語るなら、その重い証言に拮抗できるだけの論理はとうてい被告の側にありえまいとすら私たちは考えている（松下 1980: 153-154）。

第2回公判で海と呼ばれた場所はより具体的な名前で語られた。海は明神海岸および干潟と呼ばれた。そこに反対運動がもはや象徴的な自然や思想ではなく具体的な場所を焦点とすることで環境権を訴えようとする姿勢を読み取ることができる。

反対運動では当初、200人による証言を検討していたが、それによって裁判が間延びすることを避けて最終的には計9人が法廷に立つこととなった。1976年5月13日の第9回口頭弁論および9月16日の第10回口頭弁論で、主婦や教員らがそれぞれに海や海岸に関わる生活史を語った。この証言をとおして住民の日常生活と海という場所との結びつきが多様な感覚によって構成されてきたことが示された。言い換えると、この証言をとおして海岸という場所における自然と人間との関係が浮き彫りとされていくとともに、環境は場所の感覚の折り重なりあるいは集合として打ち立てられていった。『豆腐屋の四季』の分析から析出されたのは松下の私的な場所の感覚であった。それに対して、裁判での生活史についての人々の証言は、場所がいくつもの私的な世界における連関を契機として空間化されてきたこと、そしてそれらが互いを排除しないということを示すものであった。場所と生活の結びつきにおいて、生きられた空間と住民という集合的な主体が浮き彫りとなってくる。そして場所における自然の層に注目するとき、生きられた空間の重層性が見えてくる。

7-4-1-3 住民の空間

大正時代に生まれた女性は、海岸周辺で暮らす人びとがかねてより海岸を「明神様」と呼んできたと話した。その理由は「お宮があって、私達の一番楽しい場所であったから、両親もおじいさんもおばあさんも明神様といわれたんじゃないか」（『草の根通信』42: 7）という。この女性は海水を沸かして入る汐湯を営む家の次女であり、その家が海へ張り出していたので、「海の上で生まれた」（『草の根通信』42: 7）と話した。その上で、戦前の記憶が語られた。

明神様の森がものすごくうっそうとしていて、桜の花がきれいで海面は鏡の如く澄みまして、本当に私たちに言わせれば夢みたいな楽しい場所でした。（中略）美しい海水浴が出来、おいしい貝が取れ、そしてまたうっとうしく遠浅になれば美しい潟に出まして、シャコを取りカタリを取りました（『草の根通信』42: 8）。

また、女性は明神海岸が豊前に帰省する親族にとって思い出の地になっていたことを説明した。いところが東京から帰省するなり、墓参りもせずに海岸へ真っ先に遊びに行ったこと、あるいは、別のいところが明神海岸で家族での思い出をつくるために東京から熊本へ転勤したことなどを話した。「遠隔におる人はこんなに、こんなに忘れられぬ楽しさを胸抱いているんだと思いますと本当にありがたく思いまして（中略）、いろいろ言いますと数限りのない楽しさで一杯」（『草の根通信』 42: 8）だと語った。

ここでの自然は樹木も海水も、貝も自然科学や経済学、法学によって対象化されていない。それらの枠組みに回収されえない存在として対象化されている。それらの自然は人々の日常生活と結びついている。女性とその家族にとって明神海岸はいくつもの感動の舞台となった場所である。そのような場所における日常生活と自然との連関が住民にとっての環境として法廷で示された。松下たち反対運動のメンバーたちはこのような語りが環境とその権利を証明すると考えたのである。

この女性と同じ第9回口頭弁論に立った男性は、海岸とは生きることと直結した場所だということ进行を明らかにした。場所には美しい思い出だけが内包されているわけではないこともまた法廷で証言されたのであった。男性は自身の出身である被差別部落と明神海岸との歴史を証言した。男性は被差別部落にとって明神海岸は遊び場だというよりも生計を成り立たせるための場所だったと話す。男性によれば、出身地域では半農半漁、皮革加工の生活が営まれてきた。居住立地として決して良くないだけでなく、農地での小作料が高く、漁業も「立干網」という方法で潮が引いたときだけに認められていたという状況で、貧しく苦しい生活が続けられたという。また、捕れる魚が小さいために漁師として生活を営むことは難しく、仮に多く捕れたとしても被差別部落間で物々交換していた。「私達の海というのは生活、いのちの為の必要な手段としてですね、厳しい形で私達の前に存在しておった」（『草の根通信』 43: 3）と語った。他にも戦前の電源開発で農地が失われ、農業を営むことができなくなったことも話した。その上で今回の火力発電所建設によって明神海岸が失われることについて以下のように述べた。

九電が私達の、九電そのものが奪ったというよりも戦前の権力そのものが私達の声や生活や、我々人間として生きる権利を奪い続けてきたと、そして又、私達の中で、干潟やそういう立干という漁業の中で、原始的な漁業を営もうとしておったのをですね、近代的漁業の中で私達の声を奪って行って、そしてしかもあすこに私達子供の頃知っておりますが、九電の灰捨場という形ですね、あすこの跡地、それから現代の汐湯と言われておりますが、あの付近一帯が干潟のつくれる場所であったと聞いています（『草の根通信』 43: 5）。

明神海岸一帯は被差別部落の人びとにとって生計を成り立たせるための場所であるだけでなく、権力による抑圧の舞台となってきた場所だとされた。これに対し、九州電力の代理人は男性の住所の確認と、住所から埋立地との距離を聞いただけであった。

第10回公判の口頭弁論に立った女性は、明神海岸が「慰めの場所」だと話した。「家族が父と2人だったもんですから遊ぶ対象でもあり、話す対象でもあった」（『草の根通信』 46: 6）という。小学生のころに魚釣りが好きな父と昼夜問わず一緒に通い、眠くなるとそのまま父の側で眠ってしまった記憶、子供同士で貝や海藻をままごとの道具として使って遊んだ思い出を語っている。また、中高生の思春期には、この女性が厳しい父から遊びに行くことを止めさせられたとき、父に直接文句を言うのではなく海岸で海に向かって話しかけたという。

海に語りかけて、答えを求めてるわけじゃないんですけどね、話すとスツとするんですよ。自分の気持ちの上で、ああ話して良かったなあと思ってそれで家に帰ってもああ行かれんやったけどしょうがないわと諦めも簡単につくような感じでいつも海に話しかけていました（『草の根通信』 46: 6）。

場所と思春期の生活との関係が証言された。生きられる空間という観点からこれらの市民証言を分析すると見えるのは、海岸という場所における空間の折り重なりである。市民証言は、人々の生きられた経験とその空間を浮き彫りにする試みであったと見なしてよい。ただし、開発主体による開発計画に対抗する空間として、住民の空間という集合的な空間が以前より存在していたと考えるのは誤っているだろう。私たちの日常生活とそこで生きられた経験には、容易に割り切れない心情だけではなく、経済的な論理や政治的な信条をも含まれている。松下の「暗闇の思想」で大量消費や大量消費の過剰さが批判の論点となっていたように、経済そのものを否定するわけではない。むしろ、日常生活は様々な要素がせめぎ合うように構成されていると見なすべきである。私たちは非常に複雑な相互作用において日常の空間とその実践を続けている。場所における経験とその空間を美化するのではないならば、表象の空間を所与のものとして理解することは誤っている。少なくとも、開発計画といった空間の表象と対立するような表象の空間が前もって集合的に存在していたと考えるのは単純すぎる。

実際、被差別部落の男性の証言がそうであるように海岸という場所は人間的な感性や感動だけでなく政治的であり、経済的な焦点である。市民証言が語られた住民たちの思い出とは、開発計画や経済成長の論理に還元されえないタイプの経験であり、それはある意味で特殊な生きられた経験である。そこには人々の葛藤も含まれていると見なすべきであ

る。反対運動は市民証言をとおして火力発電所の開発を否定しうる住民の空間を浮き彫りにしようと試みた。ただし、その住民の空間は前もって既に広く認められていたり、共有されていたりしたのではない。また、その住民は均質的なアイデンティティを持つ主体でもない。反対運動は場所におけるいくつもの異なる生きられた空間を明らかにし、その積み重ねの中に海岸と住民の関係性を描いた。そして、証言の積み重なりをとおして松下の経験だけではない集合的な空間のあり方が浮かび上がらせられた。この市民証言によってようやく特定の個人の経験や一般的な思い出ではない住民の空間を反対運動は提起しえたのである。

7-4-2 「住むこと」と自然の实在性

市民証言において、自然は観測や所有、破壊、つまり支配の対象ではなく、場所において人々の日常生活とともに空間化される存在として語られた。ここでの自然は化学物質や所有物あるいは資源という対象化に回収されえない。たしかにこの自然は支配ではなく人間の領有の対象という意味で日常生活における素材と見なすことは可能かもしれないものの、何らかの互換性や代替性といった性格を持つものではない。豊前火力反対運動における自然は、市民証言をとおして場所におけるいくつもの空間化の軌跡を明らかにしたことで、他の火力発電所反対運動よりも多層的である。また、反対運動は場所を焦点として語りを積み重ねることでその場所が個人だけではなく集団として意味を持つことを明らかにした。この時期、松下は環境権についての自身のイメージを以下のように説明した。個人的ではなく集団的な環境のイメージがそこに読み取ることができる。

環境権という言葉から反射的に喚起されるのは、決して法理としての抽象的概念ではなく、一人一人の棲み家である環境そのものだということである。生活のにおいの立ち込める懐かしいわが街、わが町、わが樹、わが海辺ということである。先ずそれが脳裡に彷彿としたあとに、ではその光景を守ろうとする権利が環境権だと考えるだろう。あるいは、その光景をより快適なものにしたいとする権利を環境権だと考えるだろう（松下 2008h: 280）。

「わが街、わが町、わが樹、わが海辺」と述べられているが、「わが」という表現にあるように、それらは個人の思い出と結びついた場所である。ただし、松下はそこで樹木や海辺だけでなく街や町を挙げている。そしてそれらの場所には「生活のにおい」が内包されており、「懐かしい」記憶や思い出と関連していると述べた。松下はここで私的な「小世界」としての環境だけではなく生活や思い出と結びついた環境について語った。言い換えれば、個人にとっての環境だけでなく集団にとっての環境を語った。このように考える

とき、上の「棲み家」という表現もまた環境が言わば人々という集団にとっての生態系のようだという理解の表れだと言えよう。いずれにしても、市民証言だけでなく松下の語りにおいても環境は集団的なものとして空間化され、環境権が集合的な権利として捉えられるようになったことが分かる。裁判をとおして環境権は個人にとっての私的な「小世界」を守るための権利としてよりも、人々の生活や思い出とそれと結びついた場所を守るための権利として具体化された。松下もまた場所を焦点として人々の結びつきとその歴史を捉え語るようになった⁷³。

海岸という場所は地域の住民にとってそれぞれ異なる感覚で理解され、生きられてきた。そのように異なるにもかかわらず、語りが地層のように重ねられたことで結果として海岸という場所は、人々の感覚を互いに排除することなく共存を可能にするという性格を持つことを示した。つまり、場所が一樣ではないことを明らかにされたことで、場所の集合性は浮き彫りになったのである。場所の集合性とは場所と人々との結びつきを指す。明神海岸や明神さんとそれぞれに呼び名が異なり、個々人の使い方や過ごし方が異なっていたとしても、それらの差異が緩やかに重なり合う地点として場所は存在してきた。そこで共通していたのは、自然を必ずしも支配の論理によって対象化していなかったことである。言わばその自然は存在としての自然と呼ぶような様相を持っている。そこで本論文では、支配の対象ではない自然を、存在としての自然と呼ぶこととしたい。

これら市民証言の語りは「住むこと」という位相にアプローチしたものだだったと見なすことができる。それに対して裁判では「棲むこと」の地層についての語りも認められる。以下では引き続き海岸という場所に焦点を絞り、修正後の第一準備書面で存在としての自然が語られていたことを確認する。そして地裁での裁判の終盤で登場してきた微生物についての証言を考察する。修正後の第一準備書面には草稿の検討会議の影響が認められる。以下は実際に提出された第一準備書面の内容で、「ナマ身の証言」という題の下で記された内容である。松下は公害の苦しみを科学の枠組みではなく「ナマ身」によって判断すべきだと主張した。

公害は、精緻な分析に拠る科学的視点よりは、むしろ現地住民の生活感覚による証言が実態を究明する。だが、公害論争の中ではこれまで余りにも科学的視点による裁断が権威的にまかり通ってきた。その結果、当の本人が公害病による痛苦を必死に訴えているのに、科学的に診察した医師が、あなたは公害病でないと裁断するという奇妙な現象が頻発している。ナマ身の身体の痛苦は本人が最も知る。いかに科学が、

⁷³ 松下は海岸の価値を客観的に語ることに葛藤を覚えていたようである。次は「利用価値を問うのではなく」と題された松下の小論である。「埋立の是非を争うてのこの小さな海岸は、しかし、いくらわれわれがその価値を述べたてても、その“存在”の重みを言い尽くしたことになる。こういう価値もありますと、懸命に述べたてれば述べたてるほどに、かえってその海岸自体を矮小化していくような気恥ずかしさに落ちていかざるをえない」（原文ママ、松下 1978: 17）。

あなたは苦しいはずがないのだと診断するとも、いや私のナマ身は苦しんでいるのだという現実が厳然として残る。(中略)人は、あくまでもナマ身の存在なのだという自明の基本事実を忘れるところに、そのようなゆがみが生まれるのではないか。ナマ身とは感情も肉体もすべて相関し総合された丸ごとの人間という意味である。そして、公害の諸因子は私達のナマ身のあらゆる部分に作用することになる(松下 2008f: 175)。

第一準備書面では科学との対比をとおして松下の考えが展開された。上の引用では「科学的視点」が生活感覚あるいは「ナマ身」と対比され、後者の重要性が強調された。他にも松下は「科学論拠」、「近代科学」、「科学的論拠」、「科学的権威」と科学という言葉を繰り返して登場させて、科学の枠組みで捉え切れない事柄を次々と語った。草稿の検討会議での批判が大いに生かされていると言える。松下は以下のようにも記している。

いいたいことはこうなのだ。公害を論ずる場合、人間の感性への影響をも含めてありとあらゆる煩瑣なまでのファクターを全部拾いあげ、しかして、それら一点一点を精緻に分析し、分離するのではなく、それらの総合的相乗作用をとらえるのは、ほかならぬ痛苦のナマ身を持つ人以外にはありえまい。ゆえに、私達は厳然として宣言するのだが、現地住民の公害に苦しんでいることを訴える証言があるのなら、それはどのような科学的権威によっても否定されえぬということだ(松下 2008f: 176)。

ナマ身が参照点となるならば、有害物質の濃度や医学的症状といった特定の観点からの部分的な判断は退けられるという。松下は感情も肉体もすべて相関し、総合された身体によって感じ取られる苦しみは、諸部分の状態を外部から観察するだけでは分からないと主張した。では、そのように科学の枠組みからは滑り落ちていくとしても、身体や感性という論点において重要な事柄だと考え、語られたものとは何であったのか。準備書面は次のように書き始められている。

一羽の鳥のことから語り始めたい。ビロウドキンクロ。ガンカモ科に属する冬の渡り鳥で、遙かなシベリア方面からこの豊前海沿岸にやって来る。静かな内海の浅瀬で貝類をあさり、潜水も得意である。遠い酷寒の地から、ひたぶるに飛来した、この小さな鳥の姿をみつめていると、「本当によく来たね」と呼びかけたい親しみがこみあげる。来年冬、また懸命に飛翔して来たこの可憐な鳥が、明神ヶ浜に降りたとうとして、既にそこが海岸ならぬ埋立地と化してした時のとまどいを思うとあわれである。豊前火力建設が押しすすめようとしているのは、そういうことである(松下

2008f: 172)。

火力発電所の建設に異議を申し立てる準備書面において、松下が最初に語ったのはシベリアからの渡り鳥であった。この語りの焦点は渡り鳥のとまどい、そしてそのとまどいをあわれに思う心情である。松下によると、「私達が語りたいのは」、「なによりも、可憐な渡り鳥そのものへのいとしさ」だという（松下 2008f: 172）。つまり、渡り鳥の来訪とそれをいとしく感じる心情を松下は語りたいたした。準備書面では、いとしさについて以下のように説明されている。

一体、私達はなぜあの明神ヶ浜に遊ぶピロウドキンクロやシラサギやカモメやユリカモメ、シギやセキレイをいとおしく思うのであろうか。それは、所詮分析解釈できぬまでに本能的な心情の動きであらう。そして、可憐な小鳥を愛するそのような心情は、おそらくは、ホモサピエンス幾万世代を経て形成され細胞因子に潜在化せしめられて来たものであろう。とすると、その確かさは、あるいはなまなかに形成された近代科学以上のものを見抜いているやもしれまい。ひょっとしたら、小鳥をいとおしむココロがあるがゆえに、人類は生息しえてきたのかもしれない。そのココロを喪失するとき人類は滅びるのかもしれない（松下 2008f: 173）。

いとしさは論理的思考から説明されるものではなく、ホモサピエンスの時代から現在に至るまでの超長期的な歴史において形成、保持されてきた心情だという。松下はそのような「本能的な心情」が近代科学で捉えられないが、人類の生存にとって不可欠だと主張した。松下によれば鳥達だけでなく植物もまた人々に感動を生じさせるという。続く箇所では語られたのはシチメンソウについてである。その説明においてもまた松下は大きな地理的、歴史的なスケールを用いた。

シチメンソウについても語りたい。あかざ科に属するこの塩生植物は、我が国では北九州南曾根から大分県の豊後高田の間を唯一の自生地とする朝鮮満洲系植物である。古代（第三紀頃）日本と大陸が継続的に地続きであった頃の名残りであり、今も仁川の河口や熱河省には果てしなく広がるシチメンソウの大群落があると聞く。それと同じ植物が明神の近辺で泥をかぶり海水に浸りながら、気の遠くなるほどの地球的時間を生き抜いていることに私達はいいしれぬ感動を抱く。既に曾根地域のシチメンソウが昭和十年頃の干拓、更に飛行場造成等によってほとんど滅ぼされてしまっていることを思えば、明神のシチメンソウよ、なんとしても生き抜けと熱い思いで励ましたくなる。ましてこれらを踏みしだく明神地先39平方メートルの埋立てを私達は許す

ことはできない。私達は、豊前火力の公害を告発すべく鳥や草のことから語り始めているのだ。（中略）鳥や草を残すことがなぜそれほど尊いかを、科学的論拠で証せよと迫られるとき、そのような面倒なことをいう前に私達には唯一の答がある。――即ち、鳥も草も祖先もともに共存してきたものなれば、私達もまたその共存関係を子孫に引き継がねばならぬと考える、という単純で誠意に満ちた答えである（松下 2008f: 174-175）。

松下が鳥や植物を決して素材としての有用性を基準としたり、物質的な利活用の対象として捉えていなかったことにも注目したい。ビロウドキンクロもシチメンソウもまた人々にとっての有用性の観点で語られていない。松下のスタンスは、自然とどのように付き合ってきたか、あるいはどのように対処や管理してきたかといった人間を中心化するような議論の上にはない。なぐさめやいとしさといった心情の契機という意味では、松下にとって鳥や植物は使用価値を持つと言えるかもしれない。しかしながら、準備書面の語りは鳥や植物をそのような価値的な客体というよりも、海岸においてともに存在する主体と見なしている。人々の心情にとっては客体と見なすことができるが、その自然は松下が「共存」と表現したように人類と並ぶ自立的な存在という位置にある。第一準備書面にはこのような存在としての自然と、その関係性としての環境への感覚が登場する。

場所に注目すると、第一準備書面が空間の重なりを重要なテーマとしていたことが分かる。まず、松下は北方からの渡り鳥を登場させたことで、発電所建設の影響が非常に大きな地理的スケールで生じうると説明した。豊前の海岸が九州とシベリアを行き来する渡り鳥によっても空間化されているというのである。また、松下はシチメンソウに対する想像力をアジア大陸へと向けた。そしてシチメンソウが大陸と列島が地続きであった時代から現在に至るまでの「地球的時間」のスケールによって描かれた。その語りはまるで人新世論のようだが、実際には松下は具体的な場所における超長期的な空間を想起するかたちで海岸の植物について語った。大きなスケールを持ち出すとしてもその関心は地球という惑星の支配とその責任ではなく、あくまでも河口や海岸という生活の直接性と結びついた場所に焦点は合わせられていた。このように松下は海岸という場所において人間の尺度に還元されえない自然のあり方とその空間化が進行していることもまた指摘したのである。

ここまで見てきたように、作業場の昆虫や海岸の渡り鳥は必ずしも人間にとって利活用や管理の対象ではない。それらの自然は場所において人間と出会う存在でありながらも、人間とは異なる時間と空間の尺度を持つものとして理解されている。人間の尺度から逃れていく存在である。そのような自然との関係を反対運動は環境の1つとして捉えていたのである。この環境は場所での空間の重なりにおいて成り立っており、その時々重なり合いに応じて形成されるというプロセスとしての性格を持つ。それは既に述べた管理的な環境

における自然と人間との布置とは大きく異なっている。そこで、存在としての自然と人間との関係を過程的な環境を呼ぶこととしたい。他地域との交流を契機として修正された第一準備書面には過程的な環境についての語りが認められるのである。

7-4-3 「棲むこと」と自然の実在性

「棲むこと」の地層は、反対運動において確かに意識されていた。反対運動の通信誌『草の根通信』の表紙は多くの場合、大きなイラストが添えられた。そのイラストの表現に「棲むこと」についての感覚の作動を読み取ることが可能である。環境権裁判の第3回公判の後、豊前火力発電所の建設工事が始まった。着工は1974年6月だった。その着工以降に発行された『草の根通信』の表紙には、埋め立て工事で海の生態系が破壊されたと訴えるデザインが認められる。1つ目は、着工翌月の1974年7月に発行された『草の根通信』である。松下と思われる人物が「海を殺すな！」というゼッケンを着け、沖の作業船を見ている。その横には「聴こえる、海の悲鳴が」の文が添えられていた（梶原編 2006、史料28）。「海を殺すな」とは着工日に反対運動のメンバーたちが海岸で繰り返し叫んだフレーズである。この表紙の表現は素朴であるものの、海の生き物が工事によって死ぬことを示唆している。「殺す」および「悲鳴」という擬人法で海の埋め立ての意味が表現されている。埋め立て工事が進むにつれて表紙では海の破壊が生命の死滅として描かれるようになった。次は着工から1年以上経た1975年11月発行の『草の根通信』である（梶原編 2006、史料29）。この表紙では2つの日付の写真が配置され、「寄せる波を返せ」「波の退いた干潟を返せ」「干潟に棲む貝を返せ」「埋めた海を掘り返せ」と記された。波と干潟、干潟で生きる貝が並べられ、いくつもの姿を持った海が工事で失われたことが伝えられた。より明確に生命としての自然の存在が描かれたのは、先ほどの「市民証言」の前月にあたる1976年4月発行の『草の根通信』の表紙である（梶原編 2006、史料30）。ここでは工事の写真と手書きのイラストとともに「埋められたものものの命がひしめき叫んでいる『海へ帰りたいよー』！」と記された。表紙では工事現場の写真が地表として位置付けられ、その地下の様子がイラストで表現している。実際には見ることのできない地下がイラストで描かれた。様々な魚や貝、甲殻類などがびっしりと書き込まれた。それらの生き物が発電所の建設によって生き埋めにされた、あるいは生息地を失ったというメッセージである。

表紙では干潟だけでなく内陸部の生き物も描かれた。1977年6月号には豊前市で行われた気象観測を伝える号の表紙で小動物や昆虫を登場させて「もうこれ以上汚さないで」と語らせている（梶原編 2006、史料31）。他にも1978年7月号には蛾のイラストに「みんな、必死に、生きようとしている」「より良い環境を求めて」と文が添えられた（梶原編 2006、史料32）。いずれのデザインも決して洗練されているわけではないが、その素朴な

イラストには、海岸の埋め立てが市民証言とは異なる側面を持っていることを表現していた。『草の根通信』表紙では人間以外の生き物にとっての海岸とその破壊の意味が想像され、描かれた。反対運動はそのように「住むこと」だけでなく「棲むこと」への視点も持ち合わせていたのである⁷⁴。

裁判でも「棲むこと」の地層は語られた。1977年5月13日の第12回口頭弁論では「干潟」という視角から生物たちの軌跡を証明することが試みられた。当時東邦大学の助教授であった秋山章男が発電所の建設地周辺の干潟について証言した。この証言は、上京した松下が秋山から「もし干潟というものが泥や砂におおわれているのではなく、ガラスのように透視出来るんだったら、とてもそこを埋め立てるなんてことは考えられないんじゃないでしょうかね」（『草の根通信』 54: 2）と聞いたことがきっかけであった。「すすめる会」では1975年3月に埋めたてられる前に砂泥をサンプリングし、その分析を秋山に依頼した。口頭弁論でその分析結果を基に証言が進められた。

秋山は一般論として干潟が数万年単位で形成されていることを解説した上で、干潟に生息する動植物が海水および大気を浄化する能力を持つと指摘する。興味深いのは、そのような自然科学的な認識が文化的価値を示すものへと翻訳されたことである。干潟が法隆寺や正倉院に比翼するほどの文化的財産であると翻訳された。

ひとつは干潟の形成には永い歴史的時間が必要であるということ、ふたつ目として、干潟には数億年前からほとんど形態的变化が見られないまま生存して来た生き物が多数見られるということ。（中略）生命の誕生以来ほとんど変化をしないまま、この干潟の土壌奥深く眠っている非常に原始的な生き物が生活しているということがいわれます。すなわち、干潟自体は法隆寺に相当し、これらの生き物は法隆寺や正倉院に保存されている宝物に相当すると考えるわけです（『草の根通信』 54: 10）。

秋山は干潟では直接的には目に見えない世界が存在し、そこで人間と異なる時間と空間が生きられていると述べる。その悠久の流れを考慮するならば、人間界の法隆寺や正倉院に負けないほどの文化的価値を干潟は持つと主張したのである。また、干潟を分析した結果、生態系の豊かさを示すデータが出たことが証言された。秋山によると明神海岸周辺の干潟では、多様な種類の貝、カニ、イソギンチャク、カブトガニなど80種類以上の生き物が見つかったという。それらの多種多様な生物の浄化能力を計算したところ、干潟が1日に360トンの海水をろ過する能力を持っていることが分かったという。そして、干潟をガラス張りにし、砂の中を透視できるならば、「干潟というものを、埋立てて破壊していくと

⁷⁴ 松下たちは、発電所着工から1年後に「明神一周忌抗議行動」、2年後には「明神の海の慰霊祭」を企画し、埋め立てられた生き物への追悼行事を行った。その行動にも「棲むこと」への視点が表れていると言える。

いうことは、それだけ多数の生き物の命を奪うということ」（『草の根通信』 56: 13）だと語った。

秋山のように多種多様な生き物たちの生きる時間と空間が海岸という場所に存在していると捉えるとき、場所を焦点として自然と人間はいかなる関係を築いていると言えるだろうか。自然は人間にとって支配の対象ではなく、人間と場所を共有する存在である。そのような意味で自然は存在としての自然だと見なすことができる。しかしながらその自然は必ずしも人間と関係する必要はない。自然は人間が同じ場所にいようがまいが存在することが可能であり、生命体として生きていく。人々の思い出にも感動には直接的に関わることはない。そのような意味で存在としての自然とは異なる。そこで、そのような自然を生命としての自然と呼び、区別することとしたい。この生命としての自然という対象化は豊前火力反対運動においてほとんど前面化することはなかった。だが、反対運動が場所を焦点として自然の様々な様相を語り、指し示したことを強調する意味で、生命としての対象化をあえて区別することとしたい。

この生命としての自然は自然科学の枠組みで捉えられていたことから、管理的な環境の概念が作動していたと考えることも可能かもしれない。しかしながら、生命としての自然は人間にとっての客体ではなく言わば自然が主体としてその自律性が根拠として立ち現れている。たしかにそこで自然は物質であるが、人間との関係は異なる。直接的な出会いがなくとも同じ場所に棲むという関係である。この自然との関係を共棲的な環境と名付けることができる。

たしかに環境権裁判は、基本的に豊前市および中津市の住民たちが海および海岸に対していかに愛着を持ち、その場所に関わる記憶や体験を有しているかを焦点とした。場所における生活史が語られた。それは集約的な主体としての住民にとって、海岸という場所が多様な意味を持つことを示すものであった。しかしながら、干潟における「棲むこと」の位相が語られるとき、環境は多種多様な主体と客体が立ち位置を変えながら空間を編制する領域ということもまた示された。環境において諸感動の絡み合いが不可欠なものとして前面化してくるとき、動植物の営みは見えにくくなりやすい。つまり、個々人と場所との関係を捉えようとする際に、人間中心的な視点で環境が対象化されてしまいかねない。実際に市民証言のメインは人間ドラマであった。そのような状況において、干潟における生物たちの活動が証言されたことは大いに意義を持つ。人間的な尺度に還元されえない時間と空間が営まれていたこと、そしてその営みが周防灘と明神海岸において重要な役割を果たしていることが語られた。それにより、環境は計り知れないリズムとスケールの上で生成変化し続ける共棲的な関係として強調されることとなる。

このように豊前火力反対運動は自然を多様な視点で対象化した。重層的な実在として自然が理解され、その空間性が語られていた。ここに他の公害反対運動や当時の弁護士たち

の捉え方とは異なる環境観が立ち現れる。豊前火力反対運動において環境権とは資源や所有物としての自然に対する住民の権利というだけでない。反対運動において環境権とは、人間による環境の支配や享受についての権利や自然を主体とする権利ではなく、過程や共棲といった関係についての権利として考えられていたのである⁷⁵。

7-4-4 「人民法廷」と地裁判決

最後に裁判の続きを見ていくこととする。干潟の生物をテーマとした口頭弁論の後、関西電力多奈川火力発電所の反対運動のメンバーを招き、現地での公害の発生状況についての証言がなされた。また、反対運動は自主的に豊前市内の気象調査を行い、その結果を裁判所に提出した。1979年5月18日の第18回口頭弁論では、被告である九州電力の代理人がその気象調査についての反対尋問を進めた。その尋問の直後、裁判長が突如次のように言い始めたとされる。「ここで裁判所は判断を示すために弁論を終結いたします。原告ら申請の証人等は総て採用しないことにします。判決は――」（『草の根通信』79:2）。松下らはその場で裁判長の忌避を申し立て、書類も提出した。しかし、忌避は却下され、環境権裁判の判決が近々下されることが確定した。

裁判所による判決を控え、反対運動のメンバーたちは「人民法廷」を企画した。敗訴は確信されていた。そこで、すすめる会は自身たちで独自の法廷を開こうと考えたのである。「裁判所が許さんじゃった最終弁論を原告が全部でやって、ちゃんと裁判官を仕立て」た上で、「法的にも納得できるような判決を」自分たちで出すことが目的であった（『草の根通信』79:4）。

地裁判決の前夜、豊前市中央公民館に200人以上が集った。原告の7人と九州電力代理人役の3人が最終弁論を述べた後、会場の電気が消され、ロウソクの明かりの中で原告らは裁判の6年間を振り返った。その後に「裁判長」が会場の人々に意見を求めた後、九州電力敗訴の判決を下した。埋め立てられた海水面の原状回復、発電所操業の差止め、訴訟費用の被告負担を命じる内容であった。ここではその判決理由で示された環境権の内容について検討したい。人民法廷の判決では「大気・水・自然の性状等の環境素材」について、それは人間生活に不可欠であり、特定の者がその享受、分配を拒否されるならば、人間と

⁷⁵ 豊前火力反対運動以後の環境に関する訴訟には、本論文で言及した環境支配権や紛争管理権と異なる議論が提起されてきた。例えば自然享有権や眺望利益をあげることができる。自然享有権は「生命や人間的な生活を維持するために不可欠な自然の恵沢を共有する権利」（越智 2020: 372）とされ、自然破壊の差止めや原状回復の請求がなされる。また、動物を原告とする訴訟も行われており、「自然の権利」が提起されている。自然の権利訴訟はアメリカが発祥で、「人間中心主義に警鐘を鳴らす」（越智 2020: 372）という意味合いがあるとされる。日本でも「権利義務の主体ではない自然物は、現在の法および裁判制度を前提とする限り、訴訟当事者とは認め難い」（佐藤2018: 17）とされているものの、これまでにアマミノクロウサギやオオヒシクイ、ホッキョクグマを当事者とする訴訟があった。他にも、福島第一原発事故に関する訴訟に、人間と人間の関係を含む環境の喪失に対して損害賠償を請求した「生業訴訟」がある。このように環境に関する訴訟は人格権から自然そのものの権利に至るまで多様な展開を見せている。これらの訴訟と豊前火力反対運動との環境概念の異同について改めて考察する必要がある。今後の課題としたい。

しての生存ができなくなる。それゆえに、すべての人に公平に享受、分配されなければならないと述べられている。そして「環境素材が、決して無限・無尽蔵なものでなく、有限なものとして、人類が等しく大切に守り継ぐべき財である」（『草の根通信』 82: 12）と主張された。

良好な環境を享受、利用することはすべての人に等しく認められるものであるが、環境を汚染、減耗し破壊する行為は、他の者と等しく環境を享受する行為ではなく、逆に環境を独占的に利用し、環境を汚染、減耗することで他者の利用、享受を害するものであり、これは違法行為であって、原則として許されない。（中略）環境権とは、良き環境（それが具体的にどの程度をいうかは、具体的事実関係で決まる）を享受し、支配する権利であり、人間が健康でかつ快適な生活を営むための権利であるといえる。（『草の根通信』 82: 12-13）。

ここでの環境は資源ないし所有物としての自然と人間との関係として理解されている。この環境観を実際の地裁判決と比較してみたい。地裁は8月31日に原告の訴えをすべて却下する判決を下した際、環境権の解釈を以下のように示した。

大気とか水・日照・静穏・通風・眺望（景観）などの自然的環境の素材、社会的施設や文化的遺産などの社会的・文化的遺産などの社会的・文化的環境素材は、人間生活に不可欠な要素であって、すべて人びとは、健康な生活を維持し、快適な生活を営むに足る良好な環境を享受し、かつこれを支配しうる権利、すなわち環境権を有するものであり、それはすべての人びとの共通の財産として地域住民が平等に共有している、との見解が一部の識者によって提唱されていることは周知のとおりである。

このようにまとめた上で、地裁は原告らによって主張された環境の内容およびその地理的範囲が漠然としており、権利概念自体が不明確であるために法的権利性を承認できないとした。そして、「立法政策的な提言あるいは思想としての環境権論には」傾聴に値するものの、「公害の私法的救済の手段として環境権なるものが認められるとするのは早計といわなければならない」と述べたとされる（『草の根通信』 82: 20）。

人民法廷も地裁もともに環境権を良好な生活のための権利と述べた。ただし、両者の環境は異なる。両者ともに「すべての人」が環境を享受する権利を有すると述べているが、そこでの「すべて」の意味が異なる。人民法廷では環境の破壊が他者の利用を阻害すると述べており、環境は異なる他者たちが利用する対象として捉えられている。また、「大切に守り継ぐ財」と表現に見られるように環境は現在だけではなく過去と未来と関係すると

理解されている。そのように人民法廷では環境が歴史的な利用と享受の対象として語られたのに対して、地裁判決では地域住民という均質な主体にとっての共通財産と位置づけられた。そこ場所の歴史や場所における対象化と主体化という視点は捨象されている。

環境権訴訟は反対運動の当初の見立てどおり敗訴であった。豊前火力発電所は1977年末に運転を開始した。反対運動は高裁に上告したものの、1981年の控訴審第7回公判で却下の判決が下された。同年に再び最高裁へと上告したものの、1985年に棄却された。「地域住民の代表として、本件差止等請求訴訟を進行しうる資格に欠ける」として環境権訴訟の当事者適格が欠いているとされた⁷⁶。反対運動のメンバーが自身たちの主張が地域で生活する者たちの代弁だと述べても、法的には地域の環境についての権利を訴える代表者と見なすことはできないという。これにより、豊前火力反対運動は実質的な活動を終えた⁷⁷。

7-5 環境の地平と地層

本章は環境権訴訟を中心に反対運動による海岸ないし干潟についての語りを考察した。反対運動が縮小していく中で、松下たちは絶対反対を貫徹する手段として裁判を選択した。その際、反対運動は場所を焦点として自然を対象化し、人々との関係について語った。それは海岸あるいは干潟において人々の日常生活と自然とがどのように空間化されてきたか、空間化されているかについての語りであった。環境権訴訟では日常的な感覚で場所を語ることをとおして人々にとっての環境がいかなるものであるかが訴えられた。

ただし反対運動は当初から日常的感覚で場所を語るという明確な方針を持っていたわけではなかった。立教大で新たに見つかった史料の分析から分かったように、豊前火力反対運動は反火力のネットワークを地平として反対運動の進め方を変化させた。まず、反対運動では北海道での視察から日常や身体感覚によって環境権を語る道筋が獲得された。そ

⁷⁶ 判例集では豊前火力反対運動の裁判で紛争管理権が採用されなかった点が法学的意義を持つと説明される。紛争管理権は「消費者紛争や公害・環境紛争という被害者が多数に及ぶ紛争にあって、当事者適格を広げ訴訟を機能させるべき唱えられた」（佐藤 2018: 17）。これに基づくと、訴訟までに相手との交渉などを中心的に行ってきたものが訴訟の当事者として適格とされる。松下らは裁判でこの当事者として適格と見なす根拠が乏しいと判断された。

⁷⁷ 豊前火力反対運動は基本的には最高裁による棄却をもってその活動を終えたと考えてよいと思われる。ただし、1974年に配布された「電力か環境か 豊前火力問題はこうなっています」というビラ（S15-JL、史料33）には印象的な記述が認められる。そのビラは着工後に配布された。ビラでは15の問いに答える形式で編集され、次のように記された。「問1 豊前火力建設問題は、今どうなっていますか。答 今年（49年）6月26日、九電は反対を押し切って、豊前市明神地先海面の埋立に着手しました。（中略）問2 もう着工されたのに、まだ反対運動をしているのですか。答 建つ前も、建ち始めても、煙を吐き始めても反対します」（S15-JL）。また、松下は1980年代以降、反原発や反基地の社会運動に関わるようになった。そして『草の根通信』は環境権訴訟の後も松下が亡くなった2004年まで計380号が継続して発行された。その『草の根通信』は副題が当初「豊前火力絶対阻止」だったが、最高裁上告棄却前の1982年2月から「環境権確立に向けて」と変えた。これらを考慮すると松下たちの環境権を訴える社会運動は豊前火力反対運動以後も継続されたと考えることができる。

の視察によって松下たちは味覚といった身体的感覚と海の清浄とを結びつけるだけでなく、暮らしを守る権利として環境権を翻訳するようになった。つまり、視察は海を身体と日常生活の感覚をもたらしたのであり、反対運動が「住むこと」という営みから環境を理解し、語る道を開いた。

他にも、松下は第2回公判に向けて第一準備書面を準備した際、他地域の反火力運動の人々に相談を持ちかけた。それは草稿の検討会議として設定され、参加者たちが松下の草稿について意見を出し合った。草稿は法学、自然科学に依拠した議論で占められており、厳しく批判された。それを受け、松下は第一準備書面を書き直した。その新たな準備書面では法学や自然科学の専門的記述が大きく後退させられただけでなく、海岸における「住むこと」と「棲むこと」の層が語られた。市民証言では人びとの思い出や記憶が場所に内包されていることを明らかにした。そのような場所において自然は自然科学的でも経済学的でも法学的でもないもの対象化されていた。本論文ではそのような自然を存在としての自然と呼んだ。また、通信誌の表紙や法廷では干潟の生物とその営みが証言された。それらは人間とは直接的に関係していないものの、火力発電所の建設によって死滅する存在として位置づけられていたことから生命としての自然として区別した。

そのように場所を焦点として人々と自然との関係が語られたものの、環境権を訴えた裁判は敗訴した。法学的に見れば、敗訴は一部の住民たちだけで環境権を主張することの限界を示したと言える。大気や海水の汚染を焦点として発電所の建設と操業の差し止めを要求したとしても、それが少数者による訴えである限り、その要求を地域住民代表によるものとして認めることは難しい。加えて、自然科学に依拠した環境基準あるいは環境保全協定によって深刻な公害が予想されない場合、一部の住民が差し止めの要求を正当化することは一層難しくなる。裁判所がそのように環境を一面的に捉えていたのとは対照的に、本章での分析を踏まえるならば反対運動において環境は生活と自然の重層性において理解されていたことは明らかである。終章では最初に序章で述べた本論文の課題について検討する。その上で、反対運動における環境概念について整理した後、理論的観点から環境を対象とする社会学の可能性について考察することとする。

終章 場所と環境

8-1 反対運動と環境

本論文は豊前火力反対運動における環境概念を分析した。第1章で環境社会学の先行研究を概観した後、第2章で経験分析の切り口として空間論および新実在論を考察した。第4章以下で各章では、環境権を訴えた豊前火力反対運動を対象として経験的分析を行った。この分析をとおして、環境が空間として構成されていることが確認されたとともに、自然の対象化に応じてその空間が異なって編制されることが明らかとなった。また、特定の場所がいくつもの空間の折り重なりとして反対運動において捉えられていたことが分かった。本章では分析結果を整理する。その上で本論文の課題を検討することとしたい。

8-1-1 前期の反対運動

豊前火力反対運動は環境保全協定の締結を区切りとして前期と後期に分けることができる。第4章では前期と後期のうち、前期の反対運動を分析した。その目的は、環境権を訴える前の時期の反対運動が自然にどのように対象化していたか、自然の実在性をいかなる特徴を持つものとして理解していたかを考察することである。

前期の運動は主に公害反対を訴えた。福岡県豊前市に予定された九州電力の火力発電所が操業すれば、排煙で深刻な大気汚染が生じるのではないかとの懸念から、運動には既存の団体を含む多くの人々が参加した。この時期は周辺地域でいくつもの社会運動が組織された。それらの運動の中でも2つの組織が中心的な役割を果たすこととなった。1つは発電所建設予定地の福岡県豊前市で、もう1つは豊前市に隣接する大分県中津市で社会運動が進められていた。豊前市では高教組の教員を中心として組織された。中津市では政党や婦人会といった既存の団体が寄り集まって社会運動に取り組んだ。

第4章は各地域の運動の経過を整理しつつ、反対運動および九州電力によって配られたビラを中心に自然の実在性について考察した。一方で反対運動は発電所による公害の危険性を強調し、他方で九州電力は発電所が無公害だと主張した。そのように公害を論点に対立の構図が形成されたが、両者の自然についての語りは非常に似ていたことが分析から明らかとなった。両者は空気や水の清浄さについて語るのだが、その空気や水といった自然が主に自然科学の手法で計測される技術的对象として、有害物質の濃度で状態が判断される具体的対象として考えられていたのであった。それに加えて、両者は自然を象徴的な対象という位置も与えた点も共通している。例えば、「美しい」や「豊かな」といった曖昧な美辞でも自然を描こうとした。

このような自然の対象化において、象徴的な自然を完全に独立した対象と見なすことは困難である。とりわけ公害が論点とされるとき、そこで守られるべきだとされる自然は化

学物質であり、自然科学の観点から物質の濃度や喪失が計測される量的な対象である。

反対運動ではそれとは異なる感覚で自然を語ることも試みられた。それが松下の「暗闇の思想」であった。松下は自身の体験を糸口として大量のモノや電力に依存しない生活の大切さを訴えた。私的な記憶と心情に訴えるかたちで、夜の星空の美しさが日常的な感覚によって語られた。したがって基本的に前期の反対運動は公害の社会現象化を背景として、自然科学を基準に自然を量的な対象として位置づけ、語った。しかしながら、前期の反対運動の一部の参加者には日常生活を基準として質的な自然について語ろうとする試行錯誤もまた確認されたのである。

8-1-2 自然の実在性

第5章および第6章は、場所を焦点として松下の感覚を分析した。その目的は反対運動をリーダーとして支えた松下の空間的感覚の特徴を明らかにすることであった。しばしば松下は自身の著書で人間の居住を指す言葉として一般的に用いられる「住む」ではなく「棲む」という動詞を用いた。第5章では、この「棲む」という言葉を使う感覚を松下の短歌を題材として分析した。具体的には松下のデビュー作『豆腐屋の四季』に収用された短歌を対象に、短歌でいかなる感性的知覚が作動していたのかを考察した。この分析により、松下はとりわけ小さな動植物を場所における主体として捉える空間的感覚を持っていたことが分かった。松下は日常生活の様々な場所で自身と動植物がともに空間を生み出していることを発見し、その発見を感動をとして短歌に詠った。豆腐づくりの作業場や配達の道は人間の労働だけではなくアリやクモ、シラサギたちが生きる世界であり、無数の感動が生み出される場所として描かれた。松下の感覚は場所において自身とそれらの動植物が互いに主体化されること、そしてそのような自然との出会いがいくつもの場所で行われていることを捉えていた。

第5章の後半では、このような松下の空間的感覚を「住むこと」と「棲むこと」という2つの観点からさらに考察した。住むことは、その時々政治や経済の構造に規定されつつ、それらの構造の規範群に応じる集合的な実践である。そして棲むことは、動植物たちの生物的な次元の実践である。その弁別を起点として接近すると、松下の感覚において棲むことは住むことの基層というだけでなく、住むことを攪乱しさえする層として位置付けられていたことが明らかとなった。つまり、自然は必ずしも人間の利活用のために存在しているのではなく、例えば豆腐作りの作業場に現れたヤモリや海岸を訪れる渡り鳥のように人間の論理へと還元できない主体でもある。松下は日常的な「住むことの時間と空間」の非常に近くに自然の「棲むことの時間と空間」が様々な場所に存在することを捉えていた。言い換えれば、住むことと棲むことの多様な折り重なりにおいて重層的な環境が形成されることを松下は感じ取っていたのである。そして、そのような重層的な環境への感覚

を持ち合わせていたがゆえに、松下は居住に関する基底的な表現として「棲む」を選択したと考えることができる。また、第5章では上記の分析を踏まえて場所の生成とその役割について理論的な考察を行い、場所の多義性と呼ぶことが可能な空間的感覚を松下が持っていたことも明らかとした。

第6章では、松下の空間的感覚の特徴をより明確にすることを目的として、松下と石牟礼道子の感覚との比較を試みた。多義性という観点において、夜の工場や街の電飾の輝きは場所における感動の1つであり、理論的には決して排除されえない。しかしながら、実際には豊前火力反対運動ではそれらの産業的、商業的な感動は否定された。この点について第6章は石牟礼の感覚の分析と松下との比較をとおして、場所の多義性という理論的仮説の検討を進めた。

この分析の結果、石牟礼が境界的と表現可能な感覚を持っていたこと、そしてその感覚によって水俣病で抑圧された世界の韻律を感じ取っていたことが分かった。この石牟礼の感覚との比較からは次の点が明らかになった。それは場所への感覚の違いである。石牟礼は人間と動植物とが調和した往時の世界を指向し、それが失われた現在の場所において感じ取る。その感覚は基本的に過去へと向けられる。石牟礼にとって現在は過去の面影と現在の境界として成り立っているものであり、基本的には否定的な性格が与えられる。それに対して、松下の感覚は場所における感動の生成と折り重なりに向けられる。

この境界という観点から松下の短歌や他の著作での記述を改めて見ると、松下もまた境界の感覚を備えていたことが見えてきた。松下はそのように場所における感動の折り重なりと空間化の地層を捉える感覚を備えていたことが分かった。この地層という捉え方は、環境の重層性について考察する際に有効だと考えられる。松下の感覚が住むことと棲むことの交錯を捉えるとしても、ある場所では人間社会的な実践としての住むことが1つの地層として堆積していくであろうし、動植物たちの棲むこともまた何らかの地層を形成していると考えられるからである。とりわけ場所の歴史が焦点となる場合には住むことも棲むことも地層という時間持続的な表現が適していると言える。これらの空間的感覚の分析と考察を踏まえ、第7章以下では後期の反対運動において自然がどのように捉えられ、語られたかを分析した。

8-1-3 複数の自然

第7章での分析によって、人間と自然との関係は豊前火力反対運動において複数の観点から捉えられていたことが明らかとなった。1つ目は自然科学の対象としての自然である。この自然は人間の生命活動の維持のための化学物質であり、公害の社会問題化を背景として、水や空気の汚染や破壊が争点とされた。次は資源や素材としての自然である。自然は経済的な観点から対象化されており、特定の主体によって収奪される希少な物質である。

3つ目は法的な自然である。この自然は法における所有物であり、特定の主体に属する。これら3つの自然の対象化は、とりわけ前期の反対運動で繰り返し登場した。これらの自然科学の客体としての物質、経済の資源・素材、そして法的な所有物とする対象化は、現在もなお自然に対する一般的な理解だと言える。これらの自然を第7章では物質としての自然と整理した。

それに対して環境権訴訟を中心とする後期の反対運動では、上記の3つとは異なる観点から自然が対象化された。その対象化を生み出す契機となったのは、他地域の社会運動体との交流であった。最初は北海道の伊達火力反対運動の視察であった。松下たちがこの反対運動を現地で視察した際、場所における身体的感覚をとおして自然を捉えること、そして環境権を暮らしと関連づけることを学んだ。次は環境権訴訟に関する交流であった。豊前火力反対運動による訴訟が始まった後、全国各地から主に反火力社会運動の当事者や弁護士が集い、訴訟の準備書面の草稿を検討する機会が設けられた。この検討会では、草稿の方針が厳しく批判された。自然科学や法学の言葉で環境を語るやり方に参加者は疑問を示し、暮らしの目線で裁判を展開することを要求した。結果として松下はその準備草稿の方針を変更し、実際の準備書面では科学や法の専門用語よりも日常生活の感覚とその言葉が前面に押し出されることとなった。これらの地域越境的な交流とネットワークが反対運動の支えとなっていた。

反対運動の環境概念は場所を焦点とするとき、自然の位置付けの特徴が浮き彫りとなる。後期の反対運動では、火力発電所建設で埋め立ての危機になる海岸について盛んに語られた。具体的には第7章でも述べたように、市民証言として法廷では海水浴の思い出、被差別の歴史、親子喧嘩の記憶などが述べられ、海岸において住むことの層がいくつも折り重なっていることが示された。海法廷で人々はそれぞれの日常生活がああ海岸なしでは成り立たないと主張したのだが、そこで争点とされたのは健康被害や資源の希少性ではない。ここでの自然は、汚染の清浄化や資源の管理という枠組みに完全に回収しえないものとしてその実在性が捉えられている。自然は海岸という特定の場所において特別な意味を持ちうるのであり、領有の対象ではあるものの互換や代替という枠組みに回収しえない存在として語られた。第7章ではそのような自然を物質としての自然と区別するために、存在としての自然と呼ぶこととした。環境権の裁判では海岸を焦点とするかたちで、この存在としての自然と人々とは様々な関係を形成してきたことが証言された。

豊前火力反対運動では上記の対象化とは異なる観点からも自然の実在性が捉えられていた。自然は棲むことの層においても対象化されていた。松下たちは棲むことの層を場所における空間の1つとして捉えていたと考えることができる。明神海岸は人々の日常生活の場所というだけでなく、多数の生き物が生息する場所だとされた。それらの語りには自然科学の言葉と見方に基づく自然の対象化が作動していたが、それだけ還元されえない自然の

捉え方が示唆された。例えば、反対運動の通信誌『草の根通信』の表紙では、発電所の建設によって海の生態系が破壊されることが描かれた。それらの表紙には「聴こえる、海の悲鳴が」や「埋められたものの命」といった文句とともに、海の生き物たちが苦しむ姿が表現された。また、裁判では干潟に多数の生物が生息することが科学的に示された。証言台に立った研究者は干潟の万年単位で形成されていると述べ、人間的な時間や空間の感覚を超えた軌跡が干潟において存在することを証言した。この自然は基本的に生物という自然科学の枠組みで対象化されていると言えるものの、有害物質の観測や資源の支配が規準ではない。人間による自然の領有と見なすことも難しく、したがってこの自然のあり方が人々にとっての有用性を持つか否かとは直接的に関係しない。そこで第7章ではこの自然を生命としての自然と呼んだ。そのように干潟の語りは棲むことの地層へもアプローチすることで、自然が海岸において独自の空間を形成していることを明らかにした。以上のように反対運動は法廷において環境とその権利を訴える際、場所においていくつもの自然が折り重なり、またその自然と人々がその時々に関係を形成してきたことを示したのであった。

8-2 重層的な環境

以上の経験的分析を踏まえ、本論文の課題の考察を進めたい。序章で示したように、課題は「豊前火力反対運動の環境概念はどのような存在や関係を指していたのか」を明らかにすることである。既に確認したように、場所および空間を切り口として分析したことにより、豊前火力反対運動が自然の実在性を多様に捉えてきたことが分かった。反対運動で語られていた自然は大きく分けると、物質としての自然、存在としての自然、そして生命としての自然の3つである。第7章ではこの3つの自然と人間との関係をそれぞれ管理的な環境、過程的な環境、共棲的な環境と呼んで区別した。ここでは重層的な環境という観点から改めて整理、検討することにより、課題に応えることとしたい。

物質としての自然とは、公害を背景とする化学物質、経済の資源ないし素材、あるいは法的な所有物としての自然である。この自然は自然科学や経済、法に関連づけられて翻訳されており、それらの実在性は異なる。しかしながら、それらの実在性は自然を人間による利活用の対象とする点で共通している。この自然のあり方において環境は人間による利活用とその管理を前提とされる。それは自然を人間による利活用の客体とし、人間をその利活用の主体とする関係性である。そこで、この環境を管理的な環境と呼ぶこととした。反対運動でこの管理的な環境概念を用いられたとき、どのような方法や手段であれば水や空気といった自然を正しく取り扱うことができるかという問いが発せられていた。火力反対運動において管理的な環境が前面化したのは主に前期であった。そこで管理的な環境は自然科学や経済といった論点と結びつくたちで公害対策の要求や消費社会への異議とし

て浮上していた。

物質としての自然と人間との関係である管理的な環境は、地域の人々にとっての自然の意味を争点とする際に浮上した。水や大気、土壌の清浄さは地域での居住や生産を成り立たせてきた物質的条件であるとともに、その地域の文化の形成に大きな影響を与える。自然は物質的な利活用を対象であるだけでなく、人々の暮らしとその文化という側面において自然の意味が論点となりうる。市民証言において管理的な環境を支えとして自然の意味が問われていた。例えば、貝を拾った記憶が家族との思い出として、海岸での漁業が被差別部落の生計の歴史として語られた。このように考えるとき、管理的な環境は、自然科学や経済、法、生活、文化のいずれかと結びつくことで、その性格が変化すると指摘することができる。言い換えれば、管理的な環境は自然を人間による支配の対象とする関係として形成されているものの、破壊や保護、維持のいずれの語りにおいても立ち現れるということである。

反対運動で登場したもう1つの環境とは、過程的な環境である。この環境は存在としての自然と人間との関係性から成り立つものである。存在としての自然は反対運動では作業場のクモやヤモリ、海岸の渡り鳥などであり、海水浴での海水や大気、配達や散策の際に出会う草花として登場した。これらの自然は資源や素材として人間による利活用を前提としておらず、場所での人間との出会いにおいて捉えられていた。

この存在としての自然と先ほどの物質としての自然は非常に近い位置にあると言える。なぜなら反対運動における市民証言で登場する海や貝、海藻といった自然は物質と存在の両方の性格を持っていたと見なすことが可能だからである。渡り鳥を愛でることもまた自然の利活用的一种と見なすこともできる。しかしながら、存在としての自然は人間の管理の対象ではない。この特徴において2つの自然とその環境は区別される。また、反対運動において存在としての自然は人間的な時間や空間の尺度で支配される自然ではなく、それぞれの時間と空間を持つ自然として語られた。そしてその自然は場所では出会う存在として語られた。つまり、この自然と人間との関係は場所における空間の様態によっても区別される。管理的な環境において場所は人間にとっての空間として編制される。そこで自然は人間の空間へと組み込まれる客体である。それに対して過程的な環境において場所は自然と人間のそれぞれの空間の重なり合いである。言い換えれば、過程的な環境は場所における人間と自然の空間的な出会いとしての関係である。

ただし、この環境は過程的であるとしても、そこに季節の草花や渡り鳥といった自然との関係でもあることから、長期的な関係性も含まれると考える必要がある。つまり、過程的な環境は人間的な尺度に限定されない時間と空間との重なり合いでもある。この環境は場所での空間の重なり合いを契機として立ち現れるが、空間の重なり合いゆえにその場所もその時々によって異なって生成するというプロセスとしての特徴を持つ。ここから存在としての

自然と人間との関係を過程的な環境と名付けた。

反対運動では管理的な環境概念と過程的な環境概念のいずれかが単独で用いられたケースは少なかった。例えば公害が争点とされた際、松下は火力発電所による大気汚染や温排水が生じることを指摘した上で、公害を要因として鳥や花々を愛でる機会が喪失されることを批判した。前者の指摘において表出しているのは管理的な環境であり、後者の批判では過程的な環境概念の作動が認められる。反対運動ではこの2つの環境のいずれもが語られており、その時々どちらかが優位となっていたと考えられる。前期の反対運動は管理的な環境を優位とすることで公害の有無ではなく公害の程度を争点化していたと指摘できる。それに対して後期の反対運動は松下の空間的感覚を素地としつつ、他地域との交流や支援をとおして過程的な環境の繰り返し語っていた。反対運動における環境概念は重層的であり、それぞれの関係に連なる諸要素との緊張の上に成り立っていたのである。

この重層性には生命としての自然と人間との関係も関連していた。生命としての自然は既に述べたように干潟の微生物や通信誌のイラストにおいて表現された。この自然と人間との関係は、干潟における微生物の存在とその役割について自然科学の知見に基づいて語られた。それゆえ、生命としての自然は管理的な環境の概念によってアプローチされていたと見ることが可能である。しかしながら、生命としての自然が反対運動において登場する際、そこで人間による自然の管理ではなく自然の自律的な活動が論点である。自然を物質として扱うものの、そこで成立する人間との関係は大きく異なる。例えば干潟で確認された80種以上の生物はその全てが人々と直接的に触れ合ったり、出会ったりするわけではない。その中には海と海岸を移動したり、日光が届かない地中で棲息する生物も存在する。それらの自然と人間と関係も反対運動では環境として語られた。この環境のあり方に認められるのは、直接的な出会いや可視的な関係が認められなくとも、同じ場所に棲む存在であるという理解である。そこで、この自然との関係を共棲的な環境と呼びこととした。この環境は人間と自然が同じ領域で生きている、棲息しているという共通項の上に形成されている。

共棲的な環境については反対運動で積極的に語られたとは言い難く、部分的に登場していたに過ぎない。それゆえ、他の環境概念との関係や位置付けについて明確にすることは困難であるものの、共棲的な環境は過程的な環境と非常に親和的だと考えることは可能である。なぜなら、共棲的な環境と過程的な環境のいずれもが互いに異なる主体とその空間の共存、つまり場所の生成を前提とする点で共通しているからである。ここから共棲的な環境は自然科学に依拠するという性格を持つがゆえに、物質としての自然という捉え方を部分的に共有しつつも、空間の重なり合いをその基礎とするという性格を持つことが見えてくる。この環境もまた単独で用いられたと見なすことはできない。むしろ自然を捉える手段を自然科学に依拠するために、共棲的な環境は管理的な環境と常に緊張関係にあった

と考えることができる。

反対運動の環境概念は管理的な環境、過程的な環境、共棲的な環境の三者の緊張関係において重層的に形成されていた。また上で述べたように、この緊張関係には自然と人間の関係に科学や経済がどのように連関しているかも重要な役割を果たす。強調しておきたいのは、反対運動の環境概念は自然と人間の出会いや共棲という関係だけでなく、いくつもの異なる空間が場所において重なり合うという関係性について繰り返し語っていた点である。言い換えれば、反対運動が試みていたのは、人間と自然のいずれかを中心や優位に置く環境についてではなく、場所において両者が同じ地平に立つ関係性を環境として語ることであった。ここから本論文は、反対運動が場所の空間性を焦点として人間と自然との重層的な関係を捉えていたために、他の概念ではなく環境概念について積極的に語ったと結論することが可能である。

8-3 環境の社会学の課題

豊前火力反対運動において自然は、化学物質、資源や所有物としてだけでなく、存在や生命体としても捉えられていた。これらは自然の実在性が多様であるとともに、その対象化に応じて私たちがその時々異なる関係を自然と取り結びうることを示している。豊前火力反対運動の環境概念はそのように人間および社会と自然の様々な関係を内包するものであった。この分析結果から従来の環境社会学の問題が明らかとなるとともに、新たな課題が浮上してくる。以下ではこの問題と課題について議論することとしたい。

第1章で日本の環境社会学の研究モデルを検討した際、これまでの環境社会学が自然を素材や資源、所有物と見なす傾向があることが分かった。自然科学の対象としての自然、その自然の汚染や破壊が人間社会にもたらす被害を環境社会学は経験的に分析してきたと見てよい。ただし生活環境主義は、たしかに自然を資源としても取り扱うものの、自然の質的な側面に注目する。生活環境主義では自然の利活用をとおして形成されてきた生活や文化に焦点が合わされ、人々の生活にとって自然がどのような意味を持つのか、あるいは歴史的に持たれてきたのかもまた分析の対象となる。しかしながら、自然を意味という質的な観点から取り扱う生活環境主義であっても人間と自然の関係は地域という集合的な枠組みに還元される傾向を有している。

これら従来の環境社会学では、自然概念が限定的であるために、豊前火力反対運動の環境概念が内包していた多様な自然の実在性はすり抜けていく恐れがある。自然と人間社会との連関が分析の主眼であるにもかかわらず、そこで自然の状態が部分的にしか考慮に入れられていないのであれば、社会への影響についての分析もまた限定的となる。自然の限定から生じる問題は他にも認められる。こちらの方がより重大な問題だと思われる。自然の実在性が限定的であるために、その自然と関係を取り結ぶ人間の主体性もまた限定され

ることとなる。つまり、限定的な観点から環境を論じられることが想定される。この環境の限定においては、自然と人間の主体化がどのように実行されているかを問うことの難しさが生じる。

この点については『豆腐屋の四季』について分析した第5章で述べたが、松下の空間的感覚は場所において自然と人間とが出会うこと、そしてその出会いごとにそれぞれが場所における存在として繰り返し主体化されることを捉えていた。そのように私たちは何かを対象化する際に、その対象化のプロセスの結果として特定の主体として生起している。特定の主体として自然を対象化しているというよりも、自然と人間が特定の関係を取り結ぶ際に私たちはその関係における主体として現れる。言い換えれば、自然の対象化をとおして私たちはある環境の主体として打ち立てられる。その自然の対象化が前もって限定され、固定化されているならば、私たちは決まりきった環境の主体として打ち立てられざるをえない。

例えば、自然を資源や所有物とされるとき、実際にはそこに諸要素の連関を考慮する必要があるものの、効率的な利用や分配の公平性、保護などが環境問題の論点として設定される。そして人間は利益の最大化を目的とする競い合う経営者やローカルな共同体の住民として自然と関係する。現実には人間と自然との関係はこれほど単純ではないだろう。問題は人間による自然の破壊や保護が環境問題における主な論点として前提されていることにある。そのために、何が環境であるのかだけでなく、ある対象を環境と見なすことの効果としての主体化を分析することは目的とされない。

なぜ特定の出来事や現象が環境に関する問題として認識されるようになったのか。そして、どのようにして私たちはある対象に関する出来事や現象を環境の問題として見なす主体として形成されているのか。その主体化はどのようにして進行してきているのか。環境問題とは自然の破壊や保護だけが問題ではない。本論文の分析結果を踏まえるとき、ある環境の主体がどのようにして打ち立てられるのかもまた環境問題だと考えるという道が開かれてくる。そして、環境の主体化についての分析が課題として浮上してくる。

この自然の対象化と環境の主体化という論点は、従来の環境社会学だけでなく近年の環境研究にとっても重要である。近年では自然科学の側から提起された人新世という捉え方をめぐって様々な議論が展開されている。人新世とは人類を中心とする地球の時代を指す新しい言葉である。歴史学者のディペシュ・チャクラバルティはこの人新世概念に言及しつつ、人類と惑星という超長期的で極大的なスケールで気候変動などの環境問題を捉えることの重要性を説いている (Chakrabarty 2021)。それに対して資本主義の役割が軽視されているとの批判も加えられてきた (Žižek 2010, Emmett and Leken eds. 2016, Malm 2018)。あるいは、マルクスのエコロジカルな側面に注目することで、資本主義が地球という惑星を破壊してきたメカニズムとその歴史に目を向けるべきという研究も少なくない

(岩佐・佐々木編 2016; 斎藤 2019)。また、この人新世の概念については、「自然に対する人間の支配という近代主義的な理解を永続させる危険性がある」(Head 2016: 7)とも批判された。また、西欧中心主義(Eurocentrism)、白人性(Whiteness)、人種(Race)、男性性(masculinity)といった言葉でその植民地主義的性格が指摘されてきた(Boscov-Ellen 2020; Davis et al. 2019; Davis and Todd 2017; Erickson 2020; Luke 2020; Simpson 2020; Yusoff 2018)。『ネイチャー』に掲載された人新世に関する論文を見れば、特権的な存在としての人類が地球をどのように管理すべきかがテーマとなっていることが分かる。例えば研究者16人の共著論文であるSteffan et al. (2011)では「惑星的な管理」が人類の課題として論じられる。そのように画一的な主体に特権的な位置を与えるのであれば、「エコロジカルな危機を管理し、最終的に支配しようとするハイパー・ヒューマニズム」(Roelvink and Zolkos 2015: 47)に陥る可能性がある。

この人新世論において注目したいのは、自然が人間にとっての資源や所有物として対象化されていることである。人新世は超長期的で巨大な時間と空間のスケールを要請するという意味で新しい概念だが、そこでの自然の対象化は非常に限定的である傾向が認められる。この惑星や地球という自然の実在性の成立には自然科学の議論だけでなく、現代の多様なメディア接触において生じる情動もまた私たちの身体を構成する技術の1つとして大きく関連していると考えべきだろう⁷⁸。ここでは人新世論がとりわけ対象化とそれに伴う主体化に関して問題を抱えていることを指摘するにとどめ、人新世に関する詳しい議論は別稿に譲りたい。

8-4 おわりに

本博士論文は豊前火力反対運動の分析に取り組んだ。公害と開発に反対した社会運動、とりわけ環境権を訴えた公害反対運動に関連する事柄についていくらか明らかにすることができた。本論文の研究成果は、1970年代の他の公害反対運動の事例について分析する際の参照先として役立つと考えられる。とりわけ電源開発に関する当時の社会運動でどのような環境概念が作動していたかを分析するためには、本論文での議論が一定の有効性を持つと言える。しかしながら、同時期だがタイプの異なる社会運動、例えば食品添加物や合成洗剤に抗議した1970年代の消費者運動に直接的に応用できるだろうか。たしかに消費者運動は環境に関する社会運動であり、ともに当時住民運動として呼称されていたことから共通点を認めることは難しくないかもしれない。しかしながら、発電所の建設と家庭用品の消費は問題の位相が大きく異なる。例えば豊前火力反対運動の環境概念では存在としての自然と人間との関係が重要な論点を形成していたが、消費者問題ではおそらく身体的な被害が争点となると考えられる。健康被害については主に管理的な環境が主題となること

⁷⁸ メディアと情動、身体の関係については伊藤(2013)を参照。

が予想される。このように本論文の知見および分析手法は同時期で同じ名前で呼ばれた社会運動であってもそのままに適用することは困難だと言える。

ここでは本論文の分析から浮かび上がった新たな課題について説明したい。その上で、今後の研究の方向性について述べることとする。本章でまとめたように、反対運動は環境を3つの環境の緊張関係から成る重層的なものとして理解していた。そしてその重層的な環境には経済や科学、文化などの諸要素との連関が少なからず影響をしていたと見てよい。しかしながら本論文では当時の経済や科学が自然や環境を具体的にどのように取り扱っていたかについては十分に明らかにできていない。この理由として、本論文が公害や全国総合開発計画を反対運動の背景として位置付けたものの、それらを分析の対象としなかったことを挙げるができる。また、豊前火力反対運動が経済や科学よりも身体的感覚や場所の空間性を積極的に語る傾向を持っていたことも理由として考えられる。いずれにおいても反対運動における環境概念の分析に限定したことにより、当時の経済界や科学者たちが自然の実在性が具体的にどのように構っていたのかについて十分に考察することができなかった。豊前火力反対運動の環境概念については分析できたが、当時の社会において自然と環境がいかに理解され、語られていたのかは明確ではない。

次の問いが課題として残されている。ある環境に関する問題が浮上してきた際、どのような自然の実在性が生み出され、それとどのような要素と連関することで、広く受け入れられるような環境の概念が形成されたのか。そして、特定の環境概念が社会的に支持されていくプロセスで人々はどのような主体と実践が重要と考えるようになったのか。これらの問いには先ほど指摘した環境の主体化の問題も関わっている。何らかの環境問題が社会的問題として提起されているとき、そこで何とどのように結びついて環境概念が生み出されているのか。そしてその環境概念はいかなる権力関係を作動させるのか。この点の解明が課題として残されている。

今後の研究として具体的に次の事例を分析対象として想定することができる。その分析対象とは1970年代から1980年代にかけて浮上してきた地球環境問題における環境概念である。これは各地での公害が社会問題として浮上してきた1960年代を起点に、その後に温暖化や酸性雨を争点とする地球規模の環境問題が登場した1980年代を転換点と位置付ける分析である。1980年代には環境がローカルな視点だけでなくグローバルな視点でも捉えられるようになった。各時期においていかなる環境の概念が形成されたかについての分析だけでなく、環境の概念の変化とその正当化のプロセスが具体的な分析対象となる。この事例では本論文と同様に場所や空間に注目することが求められるとともに、自然の位置づけや人間の主体性を切り口として特定の環境の形成とその権力作用を分析することが有効だと考えられる。

また、この地球規模の環境問題については上で言及したように近年では人新世や惑星を

キーワードとして登場している。それゆえ、同じように地球のあり方を主題とした1980年代においてどのような環境概念が形成され、なぜその環境のあり方が支持されていったのかについて分析は現代的な意味を持つと言える。他にも地球規模での環境が語られる近年の例としてはSDGsを挙げることができる。世界各地で気候変動による被害が大きくなるとともに、SDGsが重要な課題として盛んに語られるようになった。このSDGsを標語として、地球規模で開発の持続可能性に取り組むことを主眼として、温暖化ガスを排出してきた先進国の責任や石炭火力発電所の廃止が主張されている。また、温暖化ガスの排出権取引やカーボンニュートラルといったキーワードにも表れているように、ここでも環境は経済と科学と結びつくことで形成されていることが分かる。現代的な課題に応えるという意味でも1980年代前後の時期の環境概念の形成は重要な分析対象である。この分析を今後の課題としたい。

本序章では、歴史的な社会運動の研究の分析をとおして、現代的状況への反照となる見方や考え方を提示することが課題の1つとして述べた。本論文がそれをどれほど達成し得たかは分からない。だが、本博士論文が社会学における環境研究に投げられた一石となるのであれば幸いである。

参考文献

A

- Althusser, Louis, 1965, *Pour Marx*, La Découverte: Maspero. (=1994, 河野健二・田村 徹・西川長夫訳『マルクスのために』平凡社.)
- 青木聡子, 2019, 「環境社会学と「社会運動」研究の接点——いま環境運動研究が問うべきこと」『環境社会学研究』24: 8-21.
- 新木安利, 2005, 『松下竜一の青春』海鳥社.
- 芦川照江, 2000, 『そのとき住民は——富士川町の住民運動私記』自費出版.
- 足立重和, 2017, 「人と自然のインタラクシオン——動植物との共存から考える」『環境社会学研究』23: 6-19.
- 渥美の公害勉強会編, 1973, 『火力発電所はもういない 火力公害に反対する全国住民運動交流集会記録』渥美の公害勉強会.
- Avenell, Simon, 2006, "Regional Egoism as the Public Good: Residents' Movements in Japan during the 1960s and 1970s," *Japan Forum*, 18: 89-113.

B

- Bachelard, Gaston, 1957, *La poétique de l'espace*, Paris: Presses Universitaires de France. (=2002, 岩村行雄訳『空間の詩学』筑摩書房.)
- Beck, Ulrich, 1997, *Weltrisikogesellschaft, Weltöffentlichkeit und globale Subpolitik*, Wien: Picus Verlag. (島村賢一訳, 『世界リスク社会論——テロ、戦争、自然破壊』筑摩書房.)
- Bhabha, K., Homi, 1994, *The Location of Culture*, London and New York: Routledge. (=2005, 本橋哲也・正木恒夫・外岡尚美・阪本留美訳『文化の場所——ポストコロニアリズムの位相』法政大学出版局.)
- Boghossian, A., Paul 2006, *Fear of Knowledge against Relativism and Constructivism*, Oxford: Clarendon Press.
- Brenner, Neil and Christian Schmid, 2012, "Planetary urbanization" in Matthew Gandy ed., *Urban Constellations*. Berlin: Jovis, 2012, 10-13.
- Buttel, Frederick H, 2002, "Classical Theory and Contemporary Environmental Sociology: Some Reflections on the Antecedents and Prospects for Reflexive Modernization Theories in the Study of Environment and Society," Spaargaren, Gert, Arthur P. J. Mol and Frederick H. Buttel eds., *Environment and Global Modernity*, London: Sage.

C

- Canguilhem, Georges, 1965, *La connaissance de la vie*, Paris: Librairie philosophique J. Vrin, 2e éd. revue et aug. (=2002年, 杉山吉弘訳『生命の認識』法政大学出版局) .
- Castells, Manuel, 1989, *The Informational City: Information Technology, Economic Restructuring, and the Urban-Regional Process*, Oxford and Cambridge: Blackwell.
- , 1996, *The Rise of the Network Society*, Cambridge and Malden: Blackwell.
- Catton, William R., Jr., and Reiley E., Dunlap, 1978, “Environmental Sociology: A New Paradigm,” *The American Sociologist*, 13: 41-49.
- Chakrabarty, Dipesh, 2021, *The Climate of History in a Planetary Age*, Chicago: The University of Chicago Press.
- 地区労30年史編纂委員会, 1977, 『中津下毛地区労30年史』中津下毛地区労働組合評議会.
- Coccia, Emanuele, 2016, *La vie des Plantes: Une Métaphysique du Mélange*, Paris: Éditions Payot & Rivages (=2018, エマヌエーレ・コッチャ, 嶋崎正樹訳『植物の生の哲学——混合の形而上学』勁草書房) .

D

- 伊達裁判に勝ってもらう会・反公害市民勉強会共編, 1974, 『どんだりこんだり伊達火力』伊達裁判に勝ってもらう会・反公害市民勉強会.
- Davis, Heather and Zoe Todd, 2017, “On the Importance of a Date, or Decolonizing the Anthropocene”, *ACME*, 16:761-780.
- Davis, Janae and Alex A. Moulton, Levi Van Sant, Brian Williams, 2019, “Anthropocene, Capitalocene, ... Plantationocene?: A Manifesto for Ecological Justice in an Age of Global Crises,” *Geography Compass*, 13(5): e12438.
- Dunlap, Riley E., Frederick H. Brutt, Peter Dickens and August Gijswijt eds., 2002, *Sociological Theory and the Environment: Classical Foundations, Contemporary Insights*, Lanham, MD: Rowman & Littlefield.
- Dünne, Jörg. und Stephan Günzel Hrsg., 2006, *Raumtheorie: Grundlagentexte aus Philosophie und Kulturwissenschaften*, Frankfurt am Main: Suhrkamp Verlag.

E

- Elden, Stuart, 2004, *Understanding Henri Lefebvre: Theory and Possible*, London and New York: Continuum.
- Emmett, Robert and Thomas Lekan eds., 2016, *RCC Perspectives: Transformations in Environment and Society: Whose Anthropocene? Revisiting Dipesh Chakrabarty's*

"Four Theses, 2, München: Rachel Carson Center for Environment and Society.

Erickson, Bruce, 2020, "Anthropocene futures: Linking colonialism and environmentalism in an age of crisis," *Environment and Planning D: Society and Space*, 38(1): 111-128.

F

Foster, John Bellamy, 2000, *Marx's Ecology: Materialism and Nature*, New York: Monthly Review Press. (渡辺景子訳, 2004, 『マルクスのエコロジー』こぶし書房.)

Foster, John Bellamy and Hannah Holleman, 2012, "Weber and the Environment: Classical Foundations for a Postexemptionalist Sociology," *American Journal of Sociology*, 117(6): 1625-1673.

G

Gabriel, Markus, 2009, "The Mythological Being of Reflection: An Essay on Hegel, Schelling and the Contingency of Necessity," M. Gabriel and S Žižek eds., *Mythology, Madness, and Laughter: Subjectivity in German Idealism*, London: Bloomsbury Publishing Plc, 15-94. (=2015, 大河内泰樹・斎藤幸平監訳「反省という神話的存在——ヘーゲル、シェリング、必然性の偶然性について」『神話・狂気・哄笑——ドイツ観念論における主体性』堀之内出版, 35-178.)

———, 2015, *Warum es die Welt nicht gibt*, Berlin: Ullstein.

———, 2016, *Sinn und Existenz: Eine realistische Ontologie*, Berlin: Suhrkamp.

Giddens, Anthony, 1990, *The consequences of modernity*, Cambridge: Polity Press. (松尾精文・小幡正敏訳, 1993, 『近代とはいかなる時代か? ——モダニティの帰結』而立書房.)

Goonewardena, Kanishka et al eds, 2008, *Space, Difference, Everyday Life: Reading Henri Lefebvre*, London and New York: Routledge.

Gottdiener, Mark, 1994, *The Social Production of Urban Space*, 2nd ed., Austin: University of Texas Press.

Gregory, Derek., 1994, *Geographical Imagination*, Cambridge, Oxford: Blackwell.

Günzel, Stephan Hrsg., 2010, *Raum: Ein Interdisziplinäres Handbuch*, Stuttgart: Metzler.

H

Hacking, Ian, 1999, *The Social Construction of What?.* (=2006, 出口康夫・久米暁訳『何が社会的に構成されるのか』岩波書店.)

浜本篤史, 2015, 「戦後日本におけるダム事業の社会的影響モデル——被害構造論からの

- 応用』『環境社会学』21: 5-21.
- 羽仁五郎, 1968, 『都市の論理——歴史的条件-現代の闘争』勁草書房.
- Harvey, David, 1982, *The Limits to Capital*, Chicago: University of Chicago Press.
- , 1996, *Justice, Nature and the Geography of Difference*, Cambridge, Mass.: Blackwell Publishers.
- 橋本崇, 2017, 「後期シェリングからマルクス・ガブリエルの新実在論へ」『思想』1113: 46-58.
- 林えいだい, [1968] 2017, 『これが公害だ——北九州市「青空がほしい」運動の軌跡』新評論.
- 早田宰, 2003, 「日本における用語『環境』の導入過程」『早稲田社会科学総合研究』3(3): 65-72.
- Head, Lesley, 2016, *Hope and Grief in the Anthropocene: Re-Conceptualizing Human-Nature Relations*, London: Routledge.
- 北海道東北開発公庫調査部, 1969, 「インタビュー・平田敬一郎氏〈新全国総合開発計画について〉」『開発金融』13: 59-68.
- 本間義人, 1977, 『入浜権の思想と行動』御茶の水書房.
- 堀川三郎, 1999, 「戦後日本の社会学的環境問題研究の軌跡——環境社会学の制度化と今後の課題」『環境社会学』5: 211-223.
- , 2012, 「環境社会学にとって『被害』とは何か——被害構造の変化と〈新しい社会運動〉の台頭」『慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要』31: 21-28.
- , 2017, 「日本における環境社会学の勃興と「制度化」——ひとつの試論」『法学研究』90(1): 379-406.
- , 2018, 『町並み保存運動の論理と帰結——小樽運河問題の社会学的分析』東京大学出版会.
- Hubbard, Phil and Rob Kitchin, 2011, *Key thinkers on Space and Place*, Los Angeles: Sage.
- 藤川賢・渡辺伸一・堀畑まなみ, 2017, 『公害・環境問題の放置構造と解決過程』東信堂.
- 福永真弓, 2014, 「生に「よりそう」——環境社会学の方法論とサステナビリティ」『環境社会学』20: 77-99.
- 船橋晴俊, 2011, 『環境社会学』弘文堂.
- 船橋晴俊・長谷川公一・畠中宗一・勝田晴美, 1985, 『新幹線公害——高速文明の社会問題』有斐閣.
- 古川彰, 1999, 「環境の社会史研究の視点と方法——生活環境主義という方法——」船橋晴俊・古川彰編『環境社会学入門——環境問題研究の理論と技法』文化書房博文社,

I

- 飯島伸子, 1976, 「わが国における健康破壊の実態——国民・患者サイドから」『社会学評論』26(3): 16-35.
- , 1984, 『環境問題と被害者運動 改訂版』学文社.
- , 1993, 「環境問題と被害のメカニズム」飯島伸子編『環境社会学』有斐閣, 81-100.
- , 1998, 「総論 環境問題の歴史と環境社会学」船橋晴俊・飯島伸子編『講座社会学 12 環境』東京大学出版会, 1-42.
- , 2001, 「環境社会学の成立と発展」飯島伸子・鳥越皓之・長谷川公一編『講座環境社会学第1巻 環境社会学の視点』有斐閣, 1-28.
- 生田省吾, 2004, 「覚醒する〈場所の感覚〉——人間と自然環境をめぐる現代日本の言説」野田研一・結城正美編『越境するトポス——環境文学論序説』彩流社, 19-41.
- Illich, Ivan, 1973, *Tools for Conviviality*, New York: Harper & Row. (渡辺京二・渡辺梨佐訳, 2015, 『コンヴィヴィアリティのための道具』筑摩書房.)
- 石牟礼道子, 1973, 『流民の都』大和書房.
- , 1981, 「生命のみなもとから」熊大自主講座実行委員会編『生命のみなもとから 熊大自主講座講義録「僻遠」第1巻』熊本日日新聞情報文化センター, 6-26.
- , [1973] 2004a, 「『苦海浄土』来し方行く末——上野英信との対談」『石牟礼道子全集 不知火 第3巻』藤原書店, 511-531.
- , [1976] 2004b, 「椿の海の記」『石牟礼道子全集 不知火 第4巻』藤原書店.
- , 2016, 『苦海浄土 全三部』藤原書店.
- 伊藤守, 2013, 『情動の権力——メディアと共振する身体』せりか書房.
- 伊藤洋典, 2011, 「風景への帰属、あるいは帰属の風景」『熊本法学』122: 221-250.
- 岩本中正, 2007, 『ロマン主義から石牟礼道子へ』木鐸社.
- , 2016, 『魂の道行き——石牟礼道子から始まる新しい近代』弦書房.
- 岩淵泰, 2007, 「『生活型観光地』と住民自治——大分県湯布院町の『まちづくり運動』から」『熊本大学社会文化研究』5: 55-76.
- 岩佐茂・佐々木隆治編, 2016, 『マルクスとエコロジー——資本主義批判としての物質代謝論』堀之内出版.

J

住民図書館25年史編集委員会編, 2001, 『住民図書館25年のあゆみ ミニコミを収集・公開・保存して』住民図書館.

K

梶田孝道, 1988, 『テクノクラシーと社会運動——対抗的相補性の社会学』東京大学出版会.

梶原得三郎, 2012, 『さかなやの四季』海鳥社.

柿本信夫, 1971, 「大規模工業基地と輸送問題」『九州経済統計月報』25(8): 3-15.

鎌田東二, 2018, 「『生類あはれ』の看取り人・石牟礼道子——歩き巫女 不知火背負いで 黄泉帰る」『現代思想 総特集 石牟礼道子』47(6): 148-156.

金菱清, 2001, 「受苦圏の潜在化に伴う受苦と空港問題の視座——受益圏・受苦圏モデルを使って」『関西学院大学社会学部紀要』89: 195-202.

『環境破壊』編集部, 1974, 「〈ドキュメント〉第5回反火力全国住民交流会(豊前)」『環境破壊』5(10): 58-62.

片桐新自, 1985, 「戦後日本における運動論の展開——理論的観点からの整理」『思想』737: 200-220.

加藤敬二, 1970, 「周防灘開発計画への四つの提言——西日本浮揚の70年代とするために」『九州経済統計月報』24(2): 3-8.

経済企画庁編, 1970, 『新経済社会発展計画』経済企画庁.

北山郁子, 1973, 「結び合う住民—環境権訴訟を軸として—」『月刊地域闘争』4(4), 口シナンテ社, 10-15.

鬼頭秀一・福永真弓編, 2009, 『環境倫理学』東京大学出版会.

清原悠, 2013, 「住民運動の地政学的分析」『社会学評論』64(2): 205-223.

小出裕章, 2013, 『今こそ「暗闇の思想」を——原発という絶望、松下竜一という希望』——葉社.

甲田寿彦, [1972] 2005, 『わが存在の底点から——富士公害と私——』創土社.

米虫正巳, 2021, 『自然の哲学史』講談社.

栗原彬・高島通敏, 1977, 「住民運動の思想」高島通敏編『討論・戦後日本の政治思想』279-304.

久世公堯, 1970, 「周防灘大規模総合開発について」『開発金融』14: 52-61. 九州電力社史編集委員会編, 1982, 『九州電力30年史』九州電力.

L

Latour, Bruno, 2004, *Politics of Nature: How to Bring the Sciences into Democracy*,

- Cambridge, Massachusetts London and England: Harvard University Press.
- , 2017, "Fourth Lecture: The Anthropocene and the Destruction of (the image of) the Globe," *Facing Gaia: Eight Lectures on the New Climate Regime*, Cambridge and Medford MA: Polity Press, 111-145.
- Lefebvre, Henri, 1968, *Le droit à la ville*, Paris: Anthropos. (=2011, 森本和夫訳『都市への権利』筑摩書房.)
- , 1972, *Espace et politique: le droit à la ville II*, Paris: Anthropos. (=1975, 今井成美訳『空間と政治』晶文社.)
- , 1974, *La production de l'espace*, Paris: Éditions Anthropos. (=2000, 斎藤日出治訳『空間の生産』青木書店.)
- , 1976, *The Survival of Capitalism: Reproduction of the Relations of Production*, London: Allison and Busby.
- , 2013, *Rhythmanalysis: Space, Time and Everyday Life*, London and New York: Bloomsbury.
- , 2017, "Preface to the Study of the Habitat of the Pavilion," Stuart Elden, Elizabeth Lebas and Eleonore Kofman eds., *Key Writings*, London and New York: Bloomsbury Academic, 137-153.
- Luke, Timothy W., 2020, "Tracing Race, Ethnicity, and Civilization in the Anthropocene," *Environment and Planning D: Society and Space*, 38(1): 129-146.

M_____

- Macnaghten, Phil and John Urry, 1998, *Contested Natures*, London, Thousand Oaks and Calif: Sage Publications.
- Malm, Andreas, 2018, *The Progress of This Storm: Nature and Society in a Warning World*, London and New York: Verso.
- 町村敬志, 1987, 「低成長期における都市社会運動の展開——住民運動と『新しい社会運動』の間」栗原彬・庄司興吉編『社会運動と文化形成』東京大学出版会.
- 丸山康司, 1997, 「『自然保護』再考——青森県脇野沢村における『北限サル』と『山猿』」『環境社会学』3: 149-164.
- , 2008, 「『野生生物』との共存を考える」『環境社会学研究』14: 5-20.
- 丸山徳次, 2009, 「公害・正義——「環境」から切り捨てたもの／者」鬼頭秀一・福永真弓編『環境倫理学』東京大学出版会, 67-80.
- Marx, Karl, 1968, *Karl Marx/Friedrich Engels Werke: Schriften, Manuskripte, Briefe bis 1844*, Erster Teil, Herausgegeben vom Institute für Marxismus-Leninismus, Berlin:

- Dietz Verlag. (=2005年, 中山元・三島憲一・徳永恂・村岡晋一訳「経済学・哲学草稿」『マルクスコレクションI』, 筑摩書房, 231-435) .
- , 1974, *Grundrisse der Kritik der politischen Ökonomie (Rohentwurf) 1857-1858, Anhang 1850-1859, besorgt vom Marx-Engels-Lenin-Institute, 2. Auflage, Berlin: Dietz Verlag.* (=2005年, 横張誠・木前利秋・今村仁司訳「経済学批判要綱」『マルクス・コレクションIII』筑摩書房, 139-86) .
- 松原治郎・山本英治編, 1975, 『現代のエスプリ93 住民運動』至文堂
- 松家理恵, 2012, 「空間の経験としての風景——イーファー・トゥアンから石牟礼道子へ」『国際文化学研究 神戸大学大学院国際文化学研究科紀要』38: 1-21. 松下圭一, 1961, 「地域民主主義の課題と展望」『思想』443: 1-23. Massey, Doreen, 2005, *For Space*, London: Sage. (=2014, 森正人・伊澤高志訳『空間のために』月曜社.)
- 松下竜一, 1970, 『吾子の四季——父のうた・夫のうた』講談社.
- , 1975, 『明神の小さな海岸にて』朝日新聞社.
- , 1978, 「利用価値を問うのではなく——小さな海岸を守ろうとして」『伝統と現代』54: 17-25.
- , 1980, 『豊前環境権裁判』日本評論社.
- , 1988, 「闘いの現場——反火電闘争から“狼”まで」『クリティーク12—— [特集] 反原発、その射程』青弓社, 7-20.
- , 1998, 『豆腐屋の四季——松下竜一その仕事1』河出書房新社.
- , 1999a, 『あぶらげと恋文——松下竜一その仕事6』河出書房新社.
- , [1974] 1999b, 『暗闇の思想を——松下竜一その仕事12』河出書房新社.
- , [1975] 1999c, 『五分の虫、一寸の魂——松下竜一その仕事13』河出書房新社.
- , 2008a, 「歌との出遭い、そして別れ——表現を求めて」新木安利・梶原得三郎編『かもめ来るころ——松下竜一未刊行著作集1』海鳥社, 18-23.
- , 2008b, 「短歌と出遭って——学校の外で学んだ」新木安利・梶原得三郎編『かもめ来るころ——松下竜一未刊行著作集1』海鳥社, 24-26.
- , 2008c, 「海を殺すな——周防灘総合開発反対のためのノート」新木安利・梶原得三郎編『松下竜一未刊行著作集4——環境権の過程』海鳥社.
- , 2008d, 「豊前火力反対運動の中の環境権」新木安利・梶原得三郎編『松下竜一未刊行著作集4——環境権の過程』海鳥社, 131-142.
- , 2008e, 「暗闇への志向」新木安利・梶原得三郎編『松下竜一未刊行著作集4——環境権の過程』海鳥社, 146-158.
- , 2008f, 「豊前環境権裁判第一準備書面」新木安利・梶原得三郎編『松下竜一未刊行著作集4——環境権の過程』海鳥社, 171-199.

- , 2008g, 「市民の証言を積み上げる——九州・豊前環境権裁判」新木安利・梶原得三郎編『松下竜一未刊行著作集4——環境権の過程』海鳥社, 244-247.
- , 2008h, 「法廷に挑む『環境権』の焦点」新木安利・梶原得三郎編『松下竜一未刊行著作集4——環境権の過程』海鳥社, 279-297.
- , 2012, 「暗闇の思想1991」新木安利・梶原得三郎・藤永伸編, 2012, 『暗闇に耐える思想——松下竜一講演録』花乱社, 45-62.
- 松下竜一—その仕事展実行委員会編, 1998, 『図録 松下竜一—その仕事』松下竜一—その仕事展実行委員会.
- 目黒紀夫・岩井雪之, 2013, 「『共存』再考——東アフリカ2地域社会における人間—野生動物関係の分析から」『環境社会学』19: 127-142.
- Merrifield, Andy, 2006, *Henri Lefebvre: A Critical Introduction*, Routledge: New York.
- Meyer, Kurt, 2008, "Rhythms, Streets, Cities," K. Goonewardena, S. Kipfer, R. Milgrom and C. Schmid eds., *Space, Difference, Everyday Life: Reading Henri Lefebvre*, London and New York: Routledge, 147-160.
- 道場親信, 2015, 「戦後日本の社会運動」大津透ほか編『岩波講座 日本歴史 第19巻 近現代5』115-148.
- 道場親信・丸山尚, 2013, 「日本ミニコミセンターから住民図書館まで 丸山尚氏に聞く ミニコミ・ジャーナリズムの同時代史1961-2001」『和光大学現代人間学部紀要』6: 175-242.
- 見田宗介, 2011a, 『定本見田宗介著作集I 現代社会の理論 [増補版]』岩波書店.
- , 2011b, 「孤独の地層学——石牟礼道子『天の魚』覚書」『定本見田宗介著作集 II 現代社会の比較社会学』37-46, 岩波書店.
- 見田宗介・栗原彬・田中義久編, 1994, 『[縮刷版] 社会学事典』弘文堂.
- 宮本久雄, 2007, 「「もう一つのこの世」に向かって——石牟礼文学におけるポロシオ (隣人) の玄郷と近代」宮本久雄・金泰昌編『シリーズ物語り論3 彼方からの声』東京大学出版会.
- 宮本憲一・淡路剛久編, 2014, 『公害・環境研究のパイオニアたち——公害研究委員会の50年』岩波書店.
- 宮内泰介編, 2009, 『半栽培の環境社会学——これからの人と自然』昭和堂.
- , 2017, 『どうすれば環境保全部はうまくいくのか——現場から考える「順応的ガバナンス」の進め方』新泉社.
- 宮崎省吾, [1975] 2005, 『いま「公共性」を撃つ——ドキュメント横浜新貨物線反対運動』創土社.
- Moore, Jason W., 2015, *Capitalism in the Web of Life: Ecology and the Accumulation of*

Capital, London and New York: Verso.

森久聡, 2016, 『〈軀の浦〉の歴史保存とまちづくり—環境と記憶のローカル・ポリティクス』新曜社.

Murphy, Raymond, 1994, *Rationality and Nature: A Sociological Inquiry into a Changing Relationship*, Boulder: Westview Press.

N

仲井富, [1976] 2005, 「実践者との出会いの中で」中村紀一編『住民運動“私”論』創土社. 207-245.

中島弘二, 2019, 「水俣病、生政治、身体—石牟礼道子と緒方正人を手がかりに」『空間・社会・地理思想』22: 63-76.

中島新, 2016, 「新実在論とマルクス・ガブリエル—世界の不在と『事実存在』の問題」『国際哲学研究』5: 175-186.

中村紀一, 2009, 「解題『環境破壊』と公害問題研究会（その1）—もうひとつの住民運動史—」復刻『環境破壊』編集委員会編『復刻『環境破壊』第1回配本 別冊 解題・資料』7-14.

中野隆之, 2020, 『松下竜一の児童文学』図書出版のぶ工房.

中澤秀雄, 2009, 「日常と環境」関礼子ほか編『環境の社会学』有斐閣.

中澤高師, 2009, 「廃棄物処理施設の立地における受苦の「分担」と「重複」—受益圏・受苦圏論の新たな視座への試論」『社会学評論』59(4): 787-804.

Napoletano, Brian M., Jaime Paneque-Gálvez and Antonio Vieyra, 2015, “Spatial Fix and Metabolic Rift as Conceptual Tools in Land-Change Science,” *Capitalism Nature Socialisms*, 26(4): 198-214.

Napoletano, Brian M., John Bellamy Foster, Brett Clark, Pedro S. Urquijo, Michael K. McCall and Jaime Paneque-Gálvez, 2019, “Making Space in Critical Environmental Geography for the Metabolic Rift,” *Annals of the American Association of Geographers*, 109(6): 1811-1828.

日本工業立地センター, 1972, 『大分県周防灘地域開発調査報告書—工業開発における業種・規模の考察と工業開発の立場からみた諸計画の研究』日本工業立地センター.

西城戸誠, 2019, 「「規範」に接続した「実践」的な環境運動研究を考える—地域に資する再生可能エネルギーに関わる環境運動を事例に」『環境社会学研究』24: 58-72.

似田貝香門, 1975, 「社会運動論の系譜—理論的系譜と現代の運動論」松原治郎・山本英治編『現代のエスプリ93 住民運動』至文堂, 25-42.

———, 1976a, 「住民運動研究の問題意識と分析課題」松原治郎・似田貝香門編『住

民運動の論理——運動の展開過程・課題と展望』学陽書房, 3-22.
——, 1976b, 「住民運動の理論的課題と展望」松原治郎・似田貝香門編『住民運動の論理——運動の展開過程・課題と展望』学陽書房, 331-396.
仁藤一・池尾隆良, 1973, 「「環境権」の法理」, 大阪弁護士会環境権研究会編, 『環境権』日本評論社, 41-59.

O _____

越智敏裕, 2020, 『環境訴訟法 第2版』日本評論社.
奥田道大, 1973, 「都市における住民運動の構造と展開——地域再編成と住民の対応をめぐって」奥田道大編『現代のエスプリ 現代都市論——現代日本の都市とコミュニティへの序章』118-134.
——, 1983, 『都市コミュニティの理論』東京大学出版会.
大野光明, 2017, 「『沖縄』を問題化する力学—反公害住民運動のつながりと金武湾闘争——」『社会学評論』67(4): 415-431.
大阪弁護士会環境権研究会編, 1973, 『環境権』, 日本評論社.
大塚直, 2020, 『環境法〈第4版〉』有斐閣.

P _____

Q _____

R _____

Radkau, Joachim, 2000, *Natur und Macht. Eine Weltgeschichte der Umwelt*, München: Verlag C. H. Beck. (海老根剛・森田直子訳, 2012, 『自然と権力——環境の世界史』みすず書房.)
Roelvink, Gerda and Magdalena Zolkos, 2015, “Affective Ontologies: Post-humanist Perspectives on the Self, Feeling and Intersubjectivity,” *Emotion, Space and Society*, 14: 47-49.

S _____

斎藤日出治, 2011, 「空間論の新しい方法基準——空間の政治」吉原直樹・斎藤日出治編『シリーズ社会学のアクチュアリティ——批判と創造4 モダニティと空間の物語——社会学のフロンティア』東信堂, 277-314.
斎藤幸平, 2019, 『大洪水の前に——マルクスと惑星の物質代謝』堀之内出版.

- 斎藤稔編, 1983, 『伊達火力発電所反対闘争——住民は語った』三一書房.
- 坂本紘二, 1973, 「環境権裁判闘争への旅立ち——第三回反火力全国集会（北海道伊達）に参加して」『草の根通信』9: 8.
- 坂本紘二編, 1973, 『暗闇の思想——なぜ豊前火力に反対するか』豊前火力阻止環境権裁判を支援する会.
- 産業計画会議, 1969, 「大規模開発プロジェクトの展開」『開発金融』13: 29-49.
- 佐藤俊一, 2011, 「『暗闇の思想』・文明生活と自然との共生——松下竜一論」創立25周年記念誌編集委員会『中京大学文化科学叢書第12輯 多元を生きる』115-141, 勁草書房.
- 佐藤鉄男, 2018, 「豊前火力発電所事件——差止訴訟における当事者適格と紛争管理権」大塚直・北村喜宣編『環境法判例百選 [第3版] 別冊ジュリスト240号』16-17, 有斐閣.
- Schrade, Anna, 2018, 「北九州の『青空がほしい』公害反対運動における主婦の活動」（鈴木玲訳）『大原社会問題研究所雑誌』713: 23-38.
- 関礼子, 2001, 「環境権の思想と運動——〈抵抗する環境権〉から〈参加と自治の環境権〉へ」長谷川公一編『環境運動と政策のダイナミズム 講座環境社会学第4巻』211-236, 有斐閣.
- , 2005, 「環境社会学の研究動向」『社会学評論』55(4): 514-529.
- 下河辺淳, 1994, 『戦後国土計画への証言』日本経済評論社.
- Simonsen, Kirsten, 2005, "Bodies, Sensations, Space and Time: The Contribution from Henri Lefebvre," *Geografiska Annaler series B Human Geography*, 87 (1): 1-14.
- Simpson, Michael, 2020, "The Anthropocene as Colonial Discourse," *Environment and Planning D: Society and Space*, 38(1): 53-71.
- Smith, Neil, 1984, *Uneven Development: Nature, Capital, and the Production of Space*, Oxford and New York: Basil Blackwell.
- Soja, Edward, 1989, *Postmodern Geographies: The Reassertion of Space in Critical Social Theory*, London, New York: Verso. (=2003 加藤政洋ほか訳『ポストモダン地理学: 批判的社会理論における空間の位相』青土社.)
- Stanek, Łukasz, 2011, *Henri Lefebvre on Space: Architecture, Urban Research and the Production of Theory*, Minneapolis: University of Minnesota Press.
- 庄司光・宮本憲一, 1964, 『恐るべき公害』岩波書店.

T

- 竹峰誠一郎, 2019, 「『加害-被害構造』論から迫るマーシャル諸島民に対する核実験被害: 米公文書調査を踏まえて」『環境社会学研究』, 25: 51-70.

田中雄次, 2004, 「石牟礼文学の根底にあるもの——そのアミニズム的世界観」丸山定巳・田口宏昭・田中雄次・慶田勝彦編『水俣の経験と記憶——問いかける水俣病』熊本出版文化会館, 109-136.

Taravella, Romain and Xavier Arnauld de Sartre, 2012, “The Symbolic and Political Appropriation of Scales: A Critical Analysis of the Amazonian Ranchers’ Narrative,” *Geoforum*, 43(3): 645-656.

東京都公害研究所編, 1970, 『公害と東京都』東京都.

友澤悠季, 2014, 『「問い」としての公害——環境社会学者・飯島伸子の思索』勁草書房.
——, 2015, 「反公害住民運動における経験の交流——電話交換台としての自主講座『公害原論』とともに」『環境教育』25(1): 36-47.

鳥越皓之, 1989, 「経験と生活環境主義」鳥越皓之編『環境問題の社会理論——生活環境主義の立場から』御茶の水書房, 14-53.

——, 1997, 『環境社会学の理論と実践——生活環境主義の立場から』有斐閣.

——, 2004, 『環境社会学——生活者の立場から考える』東京大学出版会.

鳥越皓之・嘉田由紀子編, [1984] 1991, 『水と人の環境史——琵琶湖報告書』御茶の水書房.

恒遠俊輔, 2012, 『修験道文化再考——今こそ学びたい共存のための知恵』花乱社.

都留重人編, 1968, 『現代資本主義と公害』岩波書店.

U _____

宇井純, 1971, 『公害原論』亜紀書房.

——, 1991, 『谷中村から水俣・三里塚へ——エコロジーの源流』社会評論社.

海野道郎, 2001, 「現代社会学と環境社会学を繋ぐもの——相互交流の現状と可能性」飯島伸子・鳥越皓之・長谷川公一・船橋晴俊編『環境社会学の視点——講座環境社会学 第1巻』有斐閣, 155-186.

UN, 2020, “About the Sustainable Development Goals,” New York: United Nations, (Retrieved July 29, 2020, <https://www.un.org/sustainabledevelopment/sustainable-development-goals/>).

Urry, John, 2007, *Mobilities*, Cambridge: Polity. (=2015, 吉原直樹・伊藤嘉高訳『モビリティーズ——移動の社会学』作品社.)

V _____

W _____

- 若林幹夫, 2003, 「住居——社会的媒体としての」 『都市への／からの視線』 青弓社, 170-195.
- 渡辺京二, 2013a, 「石牟礼道子の世界」 『もうひとつのこの世——石牟礼道子の宇宙』 弦書房, 8-33.
- , 2013b, 「石牟礼道子の自己形成」 『もうひとつのこの世——石牟礼道子の宇宙』 弦書房, 89-116.
- Williams, Raymond, 1980, “Ideas of Nature,” *Problems in Materialism and Culture: Selected Essays*, London: Verso. (=2013年, 「自然の観念」 川端康雄編訳 『共通文化にむけて』 みすず書房) .

X _____

Y _____

- 除本理史, 2016, 『公害から福島を考える——地域の再生をめざして』 岩波書店.
- 米本浩二, 2017, 『評伝 石牟礼道子——渚に立つひと』 新潮社.
- York, Richard and Riley E. Dunlap, 2020, “Environmental Sociology,” George Ritzer and Wendy Wiedenhof Murphy ed., *The Wiley Blackwell Companion to Sociology*, 2nd edition, Hoboken, New Jersey; Chichester, West Sussex, England: Wiley Blackwell.
- 吉永明弘・福永真弓編, 2018, 『未来の環境倫理学』 勁草書房.
- 結城正美, 2004, 「環境文学のエコ=ロジカルな試み——テリー・テンペスト・ウィリアムスと石牟礼道子を中心に」 野田研一・結城正美編 『越境するトポス——環境文学論序説』 彩流社, 183-203.
- Yusoff, Kathryn, 2018, *A Billion Black Anthropocenes or None*, Minneapolis: University of Minnesota Press.

Z _____

- Žižek, Slavoj, 2010, *Living in the End Times*, London: Verso.

史料編

市民福祉 九電誘致 自然保護 九電誘致 市民の生命と健康

わたし達の生命と善く守る

美しい自然を育てるのはだれか!!

豊前市当局は昨年十月から九州電力火力発電所をこの豊前市に誘致することに懸命になって
います。この発電所は従来の石炭火力と違って「亜硫酸ガス」を大量に出す「亜硫酸発電所」で
あり公害の最も大きい発電所です。

亜硫酸は「……」公害を生ずることはわかっていますが、市の発意のために誘致する「……」
ています。

九州の多くの市町及び議会では公害企業「九電」の誘出に決定的な反対をきたしたのに明後
に豊前市だけが誘致しようとするのでしよう。

わたし達は少数の人々の利益のためや、公害企業のための行政を許してはなりません。
市の行政は市民全体のものです。

公害（企業害）は全面的にひろがり、働く場所を取りあげています。又多くの人々の生命が公
害病によつて阻害され、死の道においやられています。

わたし達の生命と、くらはは、わたし達一人一人を守り抜こう!!

~~~~~ 九電が誘出すればどうなるか? ~~~~~

- 一、京阪神や北九州市のように公害都市となり、とくに「亜硫酸ガス」によるぜんそく病のは  
か重宝化による悪質公害病のため地域住民のいのちと自然が破壊されます。
- 一、高濃度水により「アリ漁場」が破壊され、漁民の生活がとらわれる。又海水のよこ  
れ（油もれ）により漁日額は悪果を放ち、商品価値がなくなる。
- 一、高煙突から排出される「亜硫酸ガス」は行橋、中津方面にも及び、空中の水分とまじり酸  
安の酸となり樹木や野菜、家畜や人体に決定的な悪影響を与え、森林は死滅します。
- 一、亜硫酸発電所は一〇〇名程度の従業員で運転します。そのため現在の発電所の従業員は  
山口県に雇用機会切りの合理化を受けます。
- 一、市内での購買力は低下します。
- 一、明後海水浴場は市内唯一の市民レクリエーションの場であるのに市民には何の相違もなく九電用地  
（予定）に提供しようとしています。

市民のみならず、果してこれで良いのでしょうか。  
市民のための市政といえるのでしょうか?

**豊前市上地区労働組合総代会**

**豊前市上地区の公害を防止する会**

生命の源泉である水道料金値上げに反対し・より良い生活環境を創造しよう!!







### 豊前火力発電所

#### 建設反対署名のおねがい

あなたには、九州電力が新間に折りんこんで配布している美しいピラを御覧になつたでしょうか、豊前市につくろくとする豊前火力発電所は、公害のない美しい工場だといつて広報です。

今、全国各地で、火力発電所の公害は大問題になっています。50万KW出力の規模の工場は、大問題なのです。ところが、豊前火力の最終目標は二五〇万KWといつて超規模計画なのです。

火力発電所は、必ず亜硫酸ガスを出します。これが、二〇〇mの高煙突から噴き出されると、北西の風に乗って、中津に降って来ます。果樹園は大被害を受けます。(水島コンビナートでは、半径二五Km以内の果樹園が被害にあつています。)やがて、幼子からぜん息に苦しみ始めます。

発電は、低イオウ重油を使うといいますが、低イオウ重油は我国には僅かしか輸入されていません。それも、既存の公害先進地に優先して使われるので、豊前火力に低イオウ重油が来るとは信じられません。脱硫装置を、



美しい自然と子供たちのために

電力が欲しいのは、大企業です。私たちの家庭電力は微々たるものです。私たちは、大企業のために、健康を犠牲にし、環境を破壊されるわけはありません。「安い公害」は、びつた、という言葉を、あなたも、この署名を通じて表明して下さい。一名一名の署名が結集して、私たちのこの美しい空を守る事が出来るのです。

おねがいます。

中津の自然を守る会  
 会長・磯山 宗  
 副会長・山崎 隆  
 発行所・中津市三ツ木二丁目



# 暑中お見舞申し上げます

日頃九州電力をご利用いただき、ありがとうございます。  
電気のごことで何かご不自由なことはございませんでしょうか。もし何かございましたら、ご遠慮なくも寄りの九州電力営業所にお申しつけください。

さて、ご承知のように、当社では、豊前地区に火力発電所を建設させて頂きたいと、ただいま計画中でございます。もちろん公害のない、キレイな発電所でございますが、これの実現には、どうしても地域の皆さまの深いご理解とご協力を願ひしなくてはなりません。

つきましては、皆さまのご理解をいただくために、発電所計画のあらましをシリーズとしてお手もとにお届けいたしますので、ぜひご一読くださいますよう、お願い申し上げます。



おかげのない環境を かがえのないおさまのために  
九州電力はこの美しい環境を守ります



## うさぎは眠ってはくれません...

うさぎと亀、足ののろい亀は、うさぎが眠っている間はせつせと歩いて競争に勝ちました。

でも、電気の需要という現代のジャイアントうさぎは、決して眠ってなどくれないのです。

皆さんのご家庭や職場での電気のご使用は冷房暖房などいろんな電化製品の普及や、産業の発展などによって毎年ぐんぐん伸びています。

電源開発は、いわば足ののろい亀、よほど早目にスタートしておかなければ、あっという間にうさぎに追越されてしまいます。ひょっとして、うさぎが眠ってくれるかも、そんな考えは、わたくし共には許されないのでです。

### 増加する電力需要に 対処するために

当社は、将来の需要を見こして電源の開発に努めています。

現在、九州各地で約250万kWに達する発電需要がありますが、それでもなお、急増する需要に応えるには不足が予測されています。このため、福岡地区に建設を計画いたしております火力発電所は、昭和50年度の需要予測を基礎とする電源開発計画の一部として、最も重要な役割を果す発電所となります。

では、この福岡地区に建設を計画したのでしようか、それは現在建設中の発電所がほとんど九州の南部と西部地区にあつており、一方九州の北部と中部地区で消費される電力は九州の全電力の8割ほどにのぼり、需要の増大はますます拡大されると考えられることから、この中部地区に建設するのが最も望ましいと考えられるからです。

建設にあつては、事前に気象や海などについてよくよく調査を行い、最善の技術と設備をもって万全の公共利便を実現し、いつまでも、青い空と美しい海に囲まれた自然と共存する発電所を建設することを約束いたします。

### 地域の皆さんのご理解とご協力のもとに

建設現場に案内いただきありがとうございます。このたび、秋も佳境を迎え、建設の最中にあつたために、尚ほご多岐の地、諸般に会社のない地域の発展を建設させていただくようお願いいたしております。

つきましては、地域の皆さんのご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

## かけがえのない自然を かけがえのないお客さまのために

九州電力はこの美しい環境を守ります

いつまでも青空と美しい海に囲まれて  
**公害のない火力発電所をめざして……………**

電源の開発は国民生活の向上や産業経済の発展にとって不可欠のものであります。  
 一方、理想的な生活環境の維持確保も、国民の健康を守る上から当然のことです。  
 このため、わたくしどもは、かねてから地域社会との協調をはかりながら、積極的に公害対策を実施してまいりました。  
 今後も、電源の開発にあたっては、地域のかたがたの健康と生活環境の保全を最優先とし、地域との話しあいの中から、万全の公害対策を行ない、青空と美しい海に囲まれた公害のない火力発電所の建設をめざして努力してまいります。

**地域の皆さまのご理解とご協力のもとに**

高度電気を御使用いただきありがとうございます。これに伴い、エネルギー需要が増加する電気の需要に供給するため、当社ゆかりの地、豊前市に公害のない最新鋭の発電所を建設させていただくよう計画しております。つきましては、地域の皆さまのご理解とご協力をたまりませんようお願いいたします。



**豊前発電所の建設概要**

★出力 1,180MW  
 ★発電機4機 2,200rpm  
 ★工期 建設3年6ヵ月 稼働1年

**かけがえのない自然を かけがえのないお客さまのために**

九州電力はこの美しい環境を守ります

**NO.3**  
 九州電力



# 公害のない火力発電所をめざして。

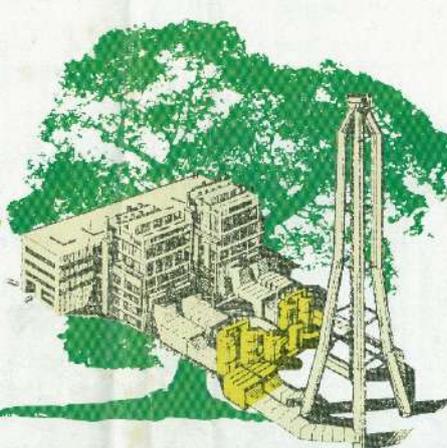
●豊前火力発電所に排煙脱硫装置を設置します。

「公害のない発電所を」これが豊前火力発電所を建設するにあたっての、当社の最大の目標であります。

このたび、この基本方針に基づいて豊前火力発電所に、我が国で最大級の規模をもつ排煙脱硫装置を設置することを、正式に決定いたしました。

この装置は、排煙に含まれるイオウ酸化物の80～90%を吸収除去することができ、現在、国の環境基準で決められている年平均0.05PPMという亜硫酸ガスが、半分以上に強化されても十分達成できる高性能の排煙脱硫装置です。これにより、亜硫酸ガスの心配は全くなくなりました。

豊前火力発電所の建設に当って、当社は地域のかたがたの健康と生活環境を守るために公害のない火力発電所の建設をめざして、総力を挙げて取り組んでいます。



地域の皆さんのご理解とご協力のもとに……

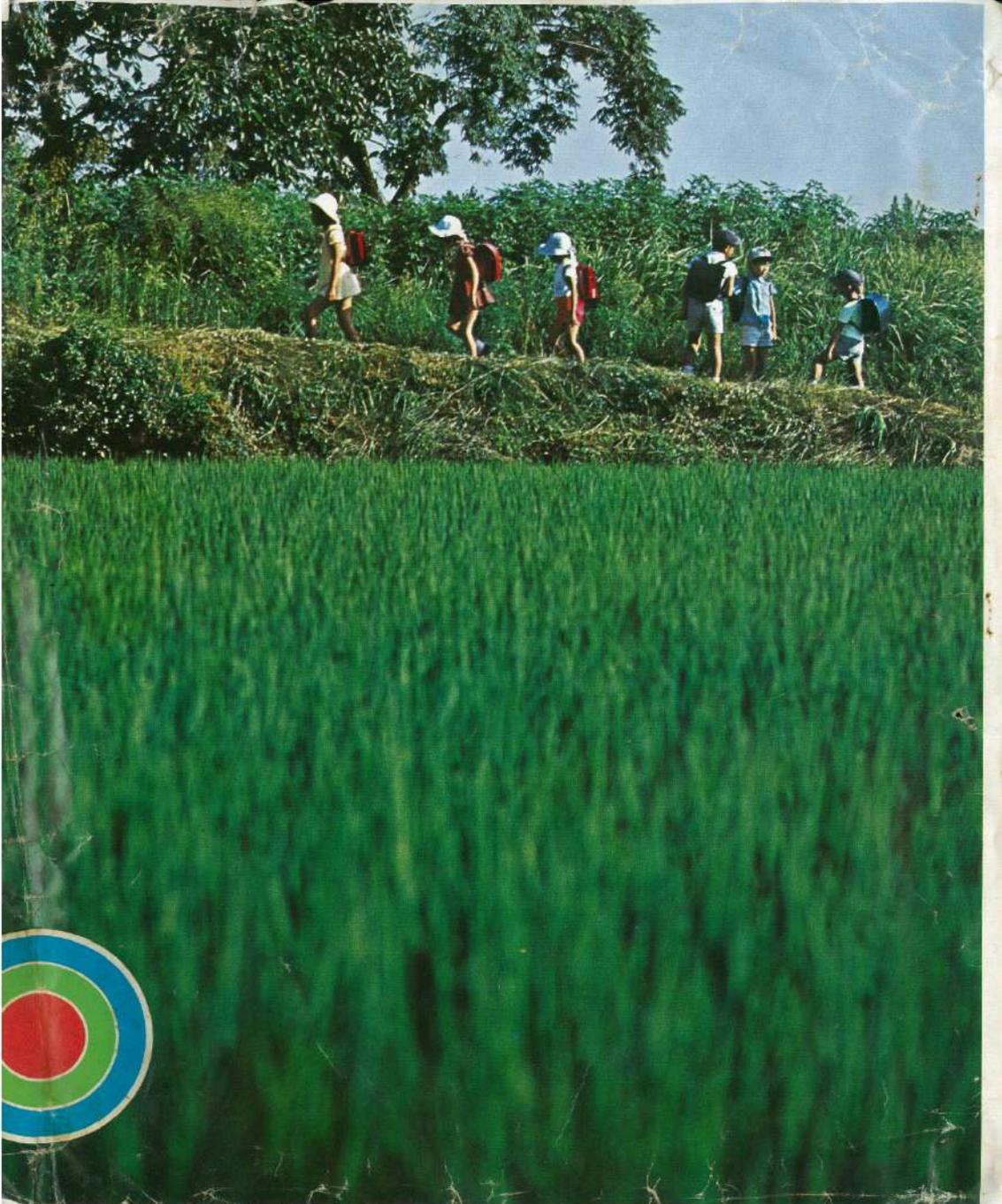
当座電氣をご利用いただきありがとうございます。このたび、私どもは福岡県電氣の業務に参画するために、福井市に、豊前市に公害のない最新の発電所を建設させていただくよう計画しております。

つきましては、地域の皆さんのご理解とご協力をたよりますようお願いいたします。

## かがえのない自然を かがえのないお客さまのために

九州電力はこの美しい環境を守ります

**NO.5**  
九州電力





山口市の市長

**質問:**

大気汚染について判りやすく説明してください。また、大気汚染はからだにどんな影響があるのですか。

**回答:**

大気汚染とは、自動車の排気ガスや、工場、家庭、ビル等の煙突から吐き出される煙で空気が汚れ、煙の中の有害物質で人の健康や動植物の棲息に影響を及ぼすような現象をい、その原因となるものを汚染物質と呼んでいます。

最近特に問題となっている代表的なものは、自動車の排気ガス(一酸化炭素)と煙突から出る亜硫酸ガスでしょう。(他にも

つまり、大都市やコンビナートなどの上空が局部的に汚れていることが問題なのです。この亜硫酸ガスによる汚染が度重なった最悪の場合、気管の粘膜刺激がもとで、ぜんそくその他の障害を誘発することがあると言われています。



● 別田火力発電所にて

汚染物質の種類はありますが。) 火力発電所が出す汚染物質には亜硫酸ガスや灰などがあります。発電所では燃料に石炭や油をたくので、亜硫酸ガスが発生します。亜硫酸ガスは、いおうが空気中で燃える時に出る気体で、火山ガスや鉱泉にも含まれています。この自然発生ガスは地球汚染の半分以上を占めています。のこりは工業など人為的に発生するものと言われています。

国は大気汚染防止法で、企業者に汚染物質の排出について、きびしく義務づけるなど規制を強化しています。九州電力では、亜硫酸ガス濃度を低くして局部的汚染の状態が発生しないよう、燃料の低いおう化を図るほか、高煙突による煙の希釈化・排煙脱硫装置等最新の技術を取り入れて、国の定めた基準を大巾に下回るよう発電所を設計しますから、人の健康に影響を及ぼすようなことは絶対ありません。青い空をいつまでも守る環境保護に積極的に取り組むことをお約束します。



● 空気が清浄なタービン・発電機の現場を熱心に見学

**第1回質問項目のまとめ**

1. 電気が足りなくなると、どうなるのでしょうか。
2. 大気汚染について判りやすく説明してください。また、大気汚染はからだにどんな影響があるのですか。

**第2回質問項目のまとめ**

3. 豊前で作った電気を、どこへ送るのですか。
4. 大気汚染物質は農作物などの植物に影響を与えないのですか。
5. 火力発電所が排出する温排水でプランクトン、海藻などが繁殖せず、魚・貝などが減少するのではないのでしょうか。

火力発電所、公営、私営の内容などについてご質問・ご意見などありましたら下記へお知らせください。山口市八屋字北沢入 九州電力株式会社 豊前事業所 担当/大田 森重前3370



**【九電がめざすシンボルマーク】**

センターのレッドは、未来をつくるエネルギーグリーンは、山野・樹木の深いみどりブルーは、限りなくひろがる青い空……九電は、どのひとも大切に大切に育て守っていきたく願っています。



# あなたは、どちらのビラを信じますか？

九州電力は、豊前市に巨大な火力発電所を造ろうとしています。それが無公害のキレイな工場であると、美しい多色刷り四枚シリーズのビラで広報しています。あなたもきつとごらんになったでしょう。

私たちは、九電のようにお金がありませんから、とてもあんなきれいなビラは作れません。

私たちが街頭カンパなどでやっと作りあげたこのビラと、九電の美しいビラを読みくらべてみてください。

あなたは、どちらのビラを信じますか？

## 各地で闘っています!!

私たちは、大阪府泉南郡岬町まで視察に行つて来ました。そこでは関西電力多奈川火力第二発電所建設に町民がこぞつて反対しています。もう二年間も闘っています。写真を見て下さい。パパたれ関電いんでまえ。などという痛烈な立看板が小さな町を埋め尽くしていました。

私たちが行った日(八月九日)、大阪府公害対策審議会が中間答申を出していましたが、今の状況では疑問点が多いというのです。関電が二年間かけて、なほ住民を説得出来ないし大阪府公害対策審議会を納得させることも出来ないというのです。九電以上に電力ピンチで必死の関電がそんなことですから、現在の火力発電所には真に有効な公害防止策はないということになります。関電に出来ないことを、九電だけは出来る。とでもいうのでしょか？……

若いお母さん。あなたは、なぜ黙っているのです？ あなたの幼いお子さんが、ぜんそくにかかってから泣いてももう遅いのです!!

「子供が発作を起すと、もう無意識にフランスのついでにしがみついて、わたしの名を呼ぶんです。しかし、わたしがどうしてやることもできないんです。こんなとき、一体どうすればいいんですか？、小さい子が、おかあちゃん、もう死んだ方がいれあといっています」  
——これは、四日市ぜんそくに苦しむ幼子を持つ母の涙の訴えです。四日市ぜんそくは亜硫酸ガスにより起こりました。火力発電所こそ、亜硫酸ガスを吐き出す元凶です。高煙突からまき放らされる亜硫酸ガス、密着性酸化物は、豊前にももちろんです。中津、惟田全地域すばりと思わして下さい。

## 農業にも漁業にも大被害!!

私たちが見て来た水島(倉敷市)では、コンビナートの半径二十五km圏内の果樹園が、亜硫酸ガスで大被害を受けていました。わずかの果樹金で、果樹園を諦めてしまおうとしています。



(このあどけない子らが…)



(軒に並ぶ立看板)

## 九電のいつていることホントかな？

●低イオウ原油を使いますから大丈夫だって……  
ウソです。我が国が輸入する90%は高イオウ原油なのです。おずかしが入らない低イオウ原油は、既に公害の激しい地域にまわされるだけで精一杯です。

●集合型高煙突だから大丈夫だって……  
冗談でしょ。高煙突で、より遠く被害を拡げるばかりです。豊前の朝な夕なぎには、地元にもどんどん降って来るでしょう。

●脱硫装置をつけるから大丈夫だって……  
ウソです。50万kw出力なのに、やっと25万kw分の脱硫装置というのですから、子供だましです。そんないい装置なら、まず草田や大分の発電所にとりつけて、効力を示してもらいましょう。

●海上に油もれがないように二万全の措置を講じますだって……  
ウソです。タンカーは、どんなにいいに扱っても0.1%の油が海上に流れるのは、もはや常識です。

●50万kwの工場ですって……  
これこそ大ウソです。どうに言っているのは、第一期の説明だけです。第一期50万kwを許せば、最後は150万kwという巨大規模まで増設されるのです。

## 電力の要るのは、私たちがじゃない!!

電力会社に反対すれば、テレビが止まるぞと、おどされます。でも、私たちの家庭で使っている電力は、ほんのわずかです。電力の欲しいのは大企業です。大企業の新卒のために、豊前、中津、惟田の住民が犠牲を忍ばねばならぬ理由などありません。

この美しい豊前平野の空を守守るため  
さあ、今こそみんなで声をあげましょう!!

一九七二年九月

### 呼びかけ人

- 公普を考ふる千人実行委員会 (豊前 三一七七)
- 公普の自然を守る会 (中津 一七〇三)
- 公害から惟田町を守る会 (惟田 二〇〇〇)
- 豊前火力誘致反対共闘会議
- 豊前 築上 地区 労
- 行橋 京都 地区 労
- 中津 下毛 地区 労

右へ色んな情報や、知恵をどんどん寄せして下さい。  
大会申し込みもどうぞ。



(稲を餌える水島の農婦)



環境権訴訟についてのお願い

現在、酒田北港背後地に建設されようとしている、酒田共団火力発電所、  
その周辺に生輝アルミニウム工業精錬圧延工場は、時代遅れの開発姿勢をその  
手先踏襲し、強行しようとするものがあります。すなわち山放棄、酒田市と  
その周辺の自治体、そして企業は

一、あくまで秘密主義を貫き、公開の原則をいかにしている。

一、県民・市民・町民の合意を得る努力を徹底的に欠陥している。

ことであり断じて啓蒙できないものがあります。大気・水・日照・通風・

自然の景観などは、いずれも人々の生活に不可欠なものであり、すべてが人間

に平等に分配されるべきものであります。すなわち自然環境は万人が共有に属

し、共有者の同意を欠く独占的利用は犯罪行為にも多くなります。環境が汚染され

又は汚染されようとしているとき、その環境を共有する地域住民は具体的な

被害が発生しているか、否かと問はず、直ちにその環境破壊行為を事前に差し

止める権利を持っています。抑当すれば、人は誰しも生れながらに良き環境を

享受し、かつこれを支配する権利を持っています。この権利は憲法二十五条、

十三条に述べられている基本的人権であります。

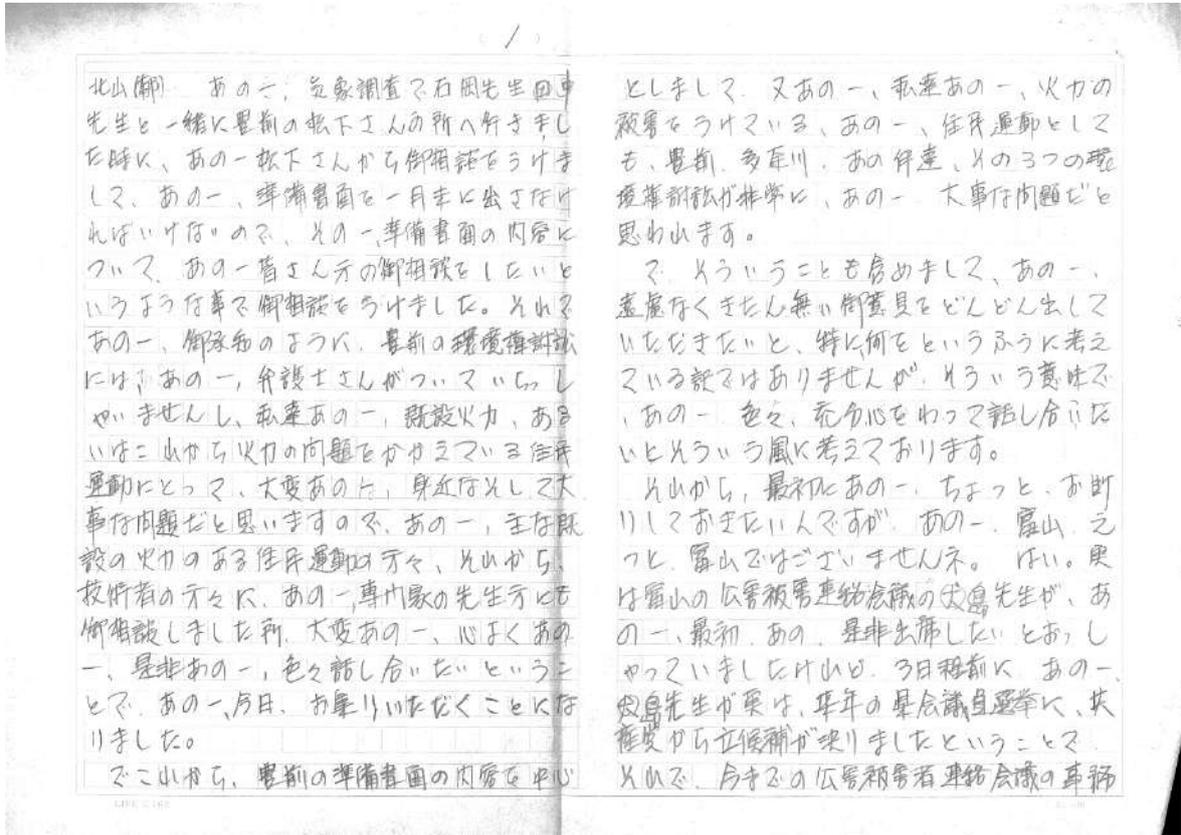
以上のよう考えながら我々は非力でありますが、勇断をもって環境権訴訟

に踏み切ったものであります。

何卒、みなさんの積極的な御支持、御協力をお願い致します。

酒田環境権訴訟の会々長 豊田啓祐





北山(御) あの一、急遽調査で石岡先生(御)先生と一緒に豊前の松下さんの所へ行きました。あの一、松下さんから御相談をうけました。あの一、準備書面を一月半に出さなければいけないので、あの一、準備書面の内容について、あの一、皆さんへの御相談をしろいというふうな事で御相談をうけました。あの一、あの一、御存知の通り、豊前の環境審議会には、あの一、弁護士さんがついでいらしゃいますし、私達あの一、既設火力、あるいは三山から火力の問題をかかえてくる住民運動にとって、大変あの一、身近なところ、大事の問題だと思っております。あの一、主な既設の火力のある住民運動の方々、三山から、技術者の皆さん、あの一、専門家の先生方へも御相談しました。あの一、大変あの一、心よくあの一、是非あの一、色々話し合いたいという事で、あの一、先日、お集りのいただくことになりました。

で三山から、豊前の準備書面の内容を中心

としました。又あの一、私達あの一、火力の視察をうけています、あの一、住民運動としても、豊前、多摩川、あの一、併走、あの一、この3つの環境審議会が非常に、あの一、大事の問題だと思っております。

で、そういうことを始めまして、あの一、遠慮なく意見を伺って意見をどんどん出していただきます。特に何をというふうか考えている訳ではありませんが、そういう意味で、あの一、色々、充分心をわけて話し合いたいというふうな風に考えております。

三山から、最初あの一、ちよつと、お断りしておきたいんですが、あの一、三山、之つと、三山でございせん。はい。実は三山の公害被害連絡会議の父島先生が、あの一、最初、あの一、是非出席したいとおっしゃっていただきました。3日前に、あの一、父島先生が、今年の年次総会選挙に、共産党から立候補が決まりましたという事で、あの一、今までの公害被害連絡会議の事務



豊前火力の建設差し止めの環境権訴訟は、昭和48年12月14日の才一回公判につづき、昭和49年2月7日に才2回公判がひらかれます。

原告団では準備書面を現在作製中ですが、その原案をみなさんにきびしく検討していただきたいということで、この15日の集会をもつことになりました。

私たちのこれからの生きかたにおいて、決して他人事とはすませれないこの環境権訴訟を、できうるかぎり自分自身の問題として、あたたかな心ときびしい眼で支援をしていきたいと考えます。

「存知のように、七人の原告団には弁護士がついておりません。

準備書面の検討が今回の乗りの目的ですが、既存火力の被害の掘りおこしや、必要な資料の整備という、反火力の住民運動の全面的な連絡なしにはできない大切な仕事の上からも、また、伊達、豊前、多奈川と、それぞれが特色をもつ環境権訴訟の相互交流の上からも、この会合は大変重要な意味をもつのではないかと思われます。

心からの「協力をお願いします。」

＊ 運 送 事 項

日時 1月15日(金)

午後1時〜1時30分

場所 名古屋市栄区YWCA(不図表紙)  
二階ラウンジ



No. 1

今までの経験を語り合ひ

これからの運動について

じっくり相談したいと思ひます

— 一つの提案

歴史的といわれる四日市裁判の判決によつて、企業の排出する硫黄酸化物を中心とする大気汚染のもたらす犯罪性というものが、明らかに立證されました。この判決は、逃げ道の多い公害問題と斗つてゐる住民運動にとつて、まことに力強い支えになることはいふまでもありません。

しかし、被告六社の内でも、最大汚染源である中部電力の判決以後の動きを注視しては行きたいと思ひます。判決直後、再審を辨でない。今でも中電の煙は磯津に影響したとは思わぬ。山とうそぶいていた中電社長が、上京して各電力会社との会合後、いかにも柔軟な姿勢に態度を變身させたうらには、住民運動の高まりによつて、今後益々実施が困難になると思われる発電所の新増設をできるだけ有利にもつてゆかなければならぬ電力会社全体の戦略と、電力が産業政策の基幹をなしている国からの強力な指導とテコ入れがあつたことは確実だと思ひます。電源開発には電力会社だけにまかせず、国が直接それに介入する立法措置を考慮中などという新聞報道にもせれが強くうかがえます。

私たちの運動が今後更に困難を増してゆくことは予想にかたくないことです。会社のやり口が全国的なつながりを深めて、国の権力をバックにいよいよ巧妙になることは間違いないでしょう。

地域の問題については、その地域の住民が責任をもつてことにあたる以外にないことはいふまでもありませんが、こと電力公害に關しては、私たちの相手はこのように大きく、私たちは国家権力を向うにまわして素手で斗う鬼いごひしひしと感じます。四日市裁判判決以後の企業の動向を見るにつけ、私たちもまたそれに対応して、私たちが共通してもつ体験をお互いつぶすにぶつつけ合つてゆくな

### 反火力運動全国連絡会討議運営要項(案)

- 一、名称 反火力運動全国連絡会討議、事△所定議決事項に準じ。
- 二、会評の目的と性格 (1)全国の反火力住民運動の目的達成とその発展に資する。  
(2)この会評は全国のあらゆる反火力住民運動に開放される。  
(3)この会評は、特定の政党政派にとらわれない。  
(4)参加団体および個人の自発性を尊重する。
- 三、会評の構成 全国の反火力住民運動団体および個人に協力、連絡する団体、個人で構成。
- 四、組織と運営
  - (1)会評の運営方針は年二回の全体会評で決定する。
  - (2)会評の運営は幹事会が行なう。
  - (3)幹事は原則として、各団から一名選出する。
  - (4)幹事の互選により、付随役員、名、事△担当幹事等も選出する。
  - (5)会評の場△は事務担当幹事会が行なう。
- 五、議決事項 参加団体、個人の議決会費および費用による。  
討議内容

### 反火力全国連の活動方針(案)

- 一、相互に補助、情報の交換を行ない、交流につとめる。
- 二、必要に際し協賛集、ニュース等を発行する。(公害情報レポート)
- 三、必要に際しデモ、集会、即決別紙の発行、集会等を用く。
- 四、必要に際し、相互の支援、共闘を行なう。
- 五、中央の行政、企業などにたいする全国統一要求、統一行動を行なう。
- 六、企業内労働者、専門家、洲と書、反公害住民運動、市民運動と手をつなぐ。
- 七、以上の活動を行なうための、三ヶ月に一回程度、幹事会を開く。

連絡先：〒100 東京都港区  
 愛知県瀬尾郡瀬尾町江江岡 北山匠限資付  
 反火力運動全国連絡会討議 電話〇五三三三、七〇〇二三

行末系の家の子。そのころでよ又わかっています。

(豊前と中津は本が違ひますし)

そつらつこの資料。あまよひけ(受)るい(送)りませんか。

費用同封します。足りぬは又(送)ります。

勝手な事かよろしくおねがいします。

由立のりか宛所は、(国防総司令部宛)の

宛先破口と手送は判断して下さる。これを許せば、

国防総局はやらぬとします。

運輸先送地の御教導をおねがいします。



# 赤信号

第2号

よい環境のもとで  
生きることは  
人間の基本的な  
権利である

## 六月の地球の輝く日まで

六月の青い地球は  
くつきりと富士を輝かせ  
深い海淵の湖からさんらんと魚達を放った  
すべての生物は自然の乳房に養われ  
人はその餌すら知らなかつた

今  
萬緑は病み  
おびたらしい物質の氾濫にかわく飢饉地獄  
空がなご  
水がなご  
乳がなご

ああ  
いまわたしたち  
ひざまずいて誓う  
六月の地球の青々と輝く日まで  
いけにえの人のゆるしの日まで  
開いの苦しみを負うこと  
団結の手をほどかぬこと

芦川 照江 (主婦)  
(富士川いしちくらしを守る会)

## 伊達環境権訴訟第四回口頭弁論の開かれた十一日午前、全国の反対火力、反公害住民運動のグループ、十数団体が札幌地裁前に集まり、原告団激励の集会を開いた。

環境権訴訟の傍聴と支援を兼ねてこの日集まったのは、遠く九州から駆けつけた中津自然を守る会(大分)や、本州公害のメッカ、四日市の公害と闘う市民の会、川崎の日鋼公害反対千人委など十団体の代表約二十人。それにはるる日本の公害問題を勉強に来ている米人女子学生、ノーリ・ハドリさんら多様な顔ぶれ。

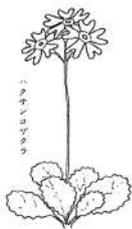
有珠漁民の大漁旗が強風には丸めく中、ラルフ・ネーダー(公害日本攻撃隊)、東京湾公害海上大学、など持参したとりどりの旗を林立させ、大型バス一台で伊達から来た原告団を励ました。一時間の裁判が終わったあと地裁近くで集会を開いたが、遠征組の事務局長格、仲井富さん(公害問題研究会、東京)は、「伊達火力反対の住民運動は全国の反対公害活動に新しいうねりを起こした。豊前火力が問題になっている大分その他で第二、第三の環 権訴訟が起こる可能性が十分にある」と語っていた。

## 環境権訴訟を考える会とは

なお、この日の裁判に北電本社から約十人が傍聴に来たが、地元反火力勢が「北電が座るのは傍聴席でなく被告席。一人も入れない」とビケを組み「北電帰れ」のシュプレヒコールを浴びて引き揚げて行った。(追新5/12付)

この会は伊達火力環境権訴訟を支持してこの裁判のもつ意義をひろく全国にひろげることが目的とします。会には個人、団体を問わず参加できます。会の運営のため参加者から会費として一口千円(年額)のカンパを求めます。

会の運営のため代表に松本文、事務局長に宮川勝之の両氏が選ばれました。伊達火力環境権訴訟を考える会の呼びかけ人 松本文(公害から銚子を守る市民の会事務局 長) 甲田寿彦(富士公害市民協議長) 芦川照江(富士川いしちくらしを守る会) 北山郁子(渥美公害勉強会) 西田英郎(公害から三國町を守る会代表) 熊倉平三郎(黒井生活を守る会) 小手川道郎(公害追放白桦市民会議) 西村夫佐子(反公害研泉北連絡会) 飯塚照太郎(鹿島公対協会) 柏木暁(建築公害市民連合事務局)







1975年11月5日 毎月一回・五日発行

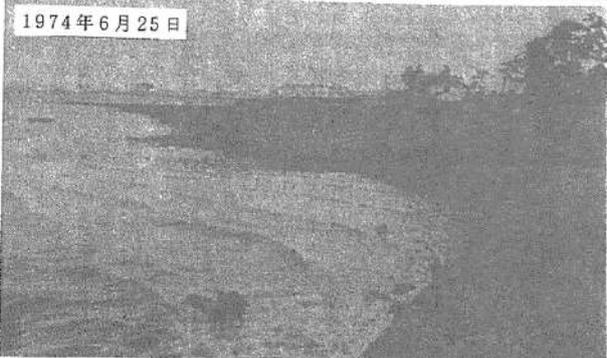
# 草の根通信

11月号  
第35号

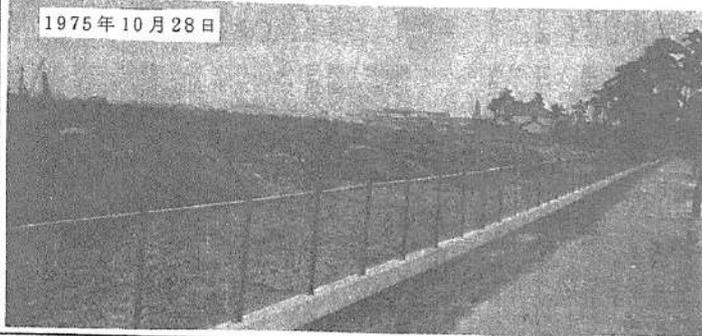
**豊前火力絶対阻止**

編集者 原野嘉年  
 発行所 松下竜一  
 〒871 大分県中津市船場町  
 中津 0979-1703  
 定価 ￥100円

1974年6月25日



1975年10月28日



寄せる波を返せ  
波の退いた干潟を返せ

干潟に棲む鳥を返せ

埋めた海岸の波を返せ

1976年4月5日 毎月一回・五日発行

# 草の根通信

4月号 第40号

## 豊前火力絶対阻止

編集者 原野 嘉年  
発行者 松下 竜一  
〒871 大分県中津市船場町  
中津 0979 21703  
定価 150円



1977年6月20日 毎月1回5日発行 昭和51年4月30日認可第3種郵便物

# 草の根通信

増刊号 第55号  
豊前火力絶対阻止

発行所 松下電一 ☎871 大分県中津市船場町 葉中津 0979 ☎1703 定価 200円

## 豊前平野気象観測(報告号)



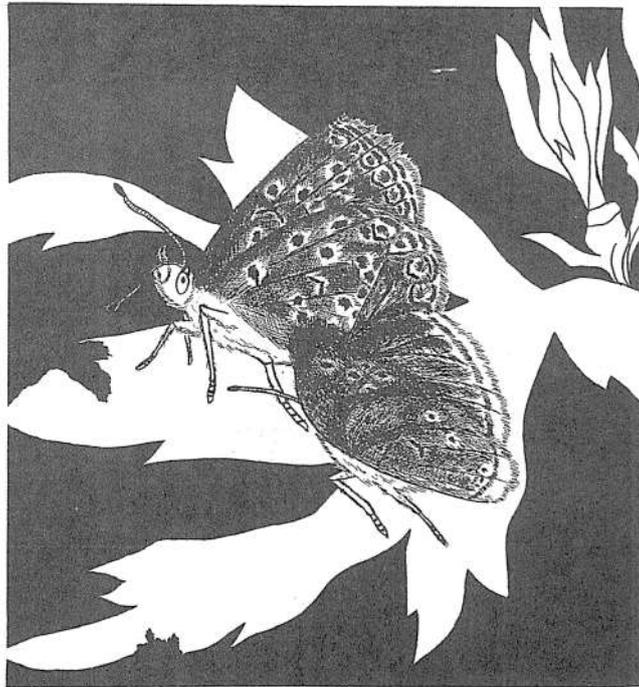
1978年7月5日

毎月1回5日発行

昭和51年4月30日認可第3種郵便物

草の根通信 7月号 第68号  
豊前火力絶対阻止

発行者 松下竜一 ㊟871 大分県中津市船場町 電話(0979)㊟1703 定価 150円



みんな、必死に生きようとしている  
より良い環境を求めて

# 電力か環境か 豊前火力問題は— ーこうなっています

問1 豊前火力発電所問題は今からいつになりますか。

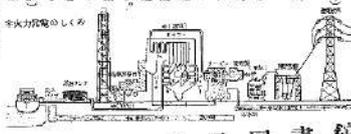
答 今年(昭和)6月15日、九州電力が、志保町、明神地発電所の建設に着手して、大分、田原町の建設工事を進めています。

問2 大分県は、豊前火力発電所(約100万kw)を建設することを断っています。

答 豊前火力発電所は、大分県内、田原町に建設される予定です。九州電力は、大分県内、田原町に建設される予定です。

問3 大分県は、豊前火力発電所(約100万kw)を建設することを断っています。

答 豊前火力発電所は、大分県内、田原町に建設される予定です。九州電力は、大分県内、田原町に建設される予定です。



**住民図書館**  
 〒160 東京都豊田区西大久保2-251  
 メグロスト会館5F 公益財団  
 TEL 03-236-7875

問4 大分県は、豊前火力発電所(約100万kw)を建設することを断っています。

答 豊前火力発電所は、大分県内、田原町に建設される予定です。九州電力は、大分県内、田原町に建設される予定です。

問5 大分県は、豊前火力発電所(約100万kw)を建設することを断っています。

答 豊前火力発電所は、大分県内、田原町に建設される予定です。九州電力は、大分県内、田原町に建設される予定です。

問6 大分県は、豊前火力発電所(約100万kw)を建設することを断っています。

答 豊前火力発電所は、大分県内、田原町に建設される予定です。九州電力は、大分県内、田原町に建設される予定です。

問7 大分県は、豊前火力発電所(約100万kw)を建設することを断っています。

答 豊前火力発電所は、大分県内、田原町に建設される予定です。九州電力は、大分県内、田原町に建設される予定です。

問8 大分県は、豊前火力発電所(約100万kw)を建設することを断っています。

答 豊前火力発電所は、大分県内、田原町に建設される予定です。九州電力は、大分県内、田原町に建設される予定です。



**農業にも漁業にも大被害**

九州電力は、大分県内、田原町に建設される予定です。九州電力は、大分県内、田原町に建設される予定です。

九州電力は、大分県内、田原町に建設される予定です。九州電力は、大分県内、田原町に建設される予定です。